

平成 21 年度

包括外部監査の結果報告書

県税の賦課徴収事務について

宮城県包括外部監査人 柴田純一

平成 22 年 3 月

目 次

第 1. 監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 特定の事件を選定した理由.....	1
4. 監査の対象部局.....	2
5. 監査の着眼点.....	2
6. 主な監査手続.....	2
7. 監査の対象年度.....	3
8. 監査の実施期間.....	3
9. 監査の実施者.....	3
10. 利害関係.....	3
第 2. 監査の対象.....	4
1. 県税の概要.....	4
(1) 宮城県の歳入の推移.....	4
(2) 宮城県の中期的な財政見通し.....	6
(3) 県税の種類及び徴収方法.....	7
2. 調定額・収入額・滞納繰越額の推移.....	10
(1) 過去 10 年間の推移.....	10
(2) 収入率の他都道府県比較.....	12
3. 税目別収入額等の推移.....	15
(1) 調定額の推移.....	15
(2) 収入額の推移.....	16
(3) 徴収方法と収入率.....	17
(4) 収入率の推移.....	18
(5) 収入未済額の推移.....	20
4. 滞納整理事務.....	21
(1) 滞納整理事務の概要.....	21
(2) 滞納処分の執行停止.....	23
(3) 不納欠損処理.....	24
(4) 差押の実績.....	26
5. 組織体制.....	28
6. 徴税費.....	30
(1) 徴税費の推移.....	30
(2) 徴税費の他県比較.....	31

第3. 監査の結果及び意見.....	33
1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）.....	33
(1) 法人県民税の概況.....	33
(2) 法人事業税の概況.....	37
(3) 指摘又は意見.....	43
① 申告内容の正確性と網羅性の確保について.....	43
② 自主決定法人について.....	49
③ 課税が行われていないケースについて.....	58
2. 個人県民税.....	64
(1) 個人県民税の概況.....	64
(2) 指摘又は意見.....	74
① 書類作成・保管上の合理化、効率化について.....	74
② 指導・監督・調査の体制について.....	77
3. 個人事業税.....	80
(1) 個人事業税の概況.....	80
(2) 指摘又は意見.....	85
4. 利子・配当等に係る県民税.....	89
5. 不動産取得税.....	93
(1) 不動産取得税の概況.....	93
(2) 指摘又は意見.....	104
① 不動産の評価について.....	104
② 県税事務所における通常の課税事務について.....	110
6. 自動車税.....	112
(1) 自動車税の概況.....	112
(2) 指摘又は意見.....	119
7. その他の直接税.....	124
(1) 鉾区税.....	124
(2) 核燃料税.....	126
8. 間接税.....	129
(1) 地方消費税.....	129
(2) 県たばこ税.....	131
(3) ゴルフ場利用税.....	134
9. 目的税.....	140
(1) 自動車取得税.....	140
(2) 狩猟税.....	143
(3) 軽油引取税.....	145
(4) 産業廃棄物税.....	150
10. 滞納整理事務.....	162
(1) 滞納整理事務の現況.....	162

(2) 指摘又は意見.....	166
① 滞納整理の進行管理について.....	166
② 実際の滞納事例について.....	168
③ 滞納整理事務執行体制について.....	174
11. 収納対策.....	181
(1) 収納方法の概要.....	181
(2) 指摘又は意見.....	185
12. 税務総合管理システム.....	193
(1) 税務総合管理システムの概要.....	193
(2) システムの管理体制.....	195
(3) システムの管理手続.....	196
(4) 端末そのものの管理.....	197
(5) 監査の結果及び意見.....	198
① プログラム登録管理手続について.....	198
② データ直接修正手続について.....	199
③ アクセス権限設定手続について.....	200
④ 障害管理手続について.....	201
⑤ バックアップ管理手続について.....	202

包括外部監査の結果報告書

第1. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に定める包括外部監査

2. 選定した特定の事件

県税の賦課徴収事務について

3. 特定の事件を選定した理由

平成20年度当初予算によれば、県税収入は歳入の36.2%を占める県の最大の財源である。また県税収入の金額は、平成16年度決算額の2,394億円から平成20年度予算額の2,840億円へと18.6%の増加をみせており、この5年間は連続して増加傾向にあった。

しかし、昨今の急激な景気後退や法人事業税の一部国税化などにより、平成21年度当初予算では県税収入は2,405億円と対前年度比15.3%減少して、5年前の水準まで落ち込むことが予想されている。さらに、一般会計と企業会計を合わせた県全体の収入未済額の推移をみると、経済環境の悪化等を反映して、平成20年度末では5年ぶりに100億円を超えている。そのうち県税は約8割を占めており、県税収入未済額への対応の適否が県財政へ与える影響は小さくない。

国からの税源移譲や課税自主権の強化（宮城県では平成20年3月から法人事業税の超過課税である「みやぎ発展税」が創設されている。）等の財源拡充が図られるなど、県税を取り巻く制度改革が進展する中で、そして経済・社会環境が激変している中で、県税収入を安定的に確保し、県政を円滑に進めていくためには、税務行政の適切な執行体制を整備・運用することは不可欠な前提となる。

以上から、課税の公平性、適正性を図り、収入率¹を上げることは県にとって重要な課題であり、県民にとっても大きな関わりをもつものであることから、県税の賦課徴収事務が関係諸法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的、合理的に行われているかを検証することは有意義であると考え、テーマとして選定した。

¹ 収入率とは各年度の調定額に対する収入額の割合である。

4. 監査の対象部局

総務部税務課
総務部地方税徴収対策室
大河原県税事務所
仙台南県税事務所
仙台中央県税事務所
仙台北県税事務所
塩釜県税事務所
北部県税事務所（旧 大崎県税事務所）
東部県税事務所（旧 石巻県税事務所）
企画部情報政策課

（注）アンケート照会先は除く。

5. 監査の着眼点

- 県税の賦課徴収は関係法令等に準拠して行われているか
- 賦課徴収事務は効率的、合理的に行われているか
- 負担の公平は確保されているか
- 内部管理体制は適切に整備運用されているか
- 税務電算システムは適切に管理運用されているか

6. 主な監査手続

- ・ 各法令・規程等の確認
- ・ 関係書類の閲覧、担当者質問
- ・ 課税対象、課税標準等の確定作業の適正性の検証
- ・ 滞納処分、不納欠損処理の適正性の検討
- ・ 組織体制の合理性、十分性の検討
- ・ 滞納者、滞納額の把握方法、管理体制の適否の検討、問題点の有無、改善措置の有無とフォローの状況の確認
- ・ 納税者に対する取扱いの公平性の確認
- ・ 課税客体捕捉の網羅性の確認
- ・ 減免、猶予措置等の妥当性の検討
- ・ 県税事務所へ往査し、合規性と3E（経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness））の確認
- ・ 内部統制、モニタリングの有無の確認
- ・ システムの構成の把握
- ・ 情報セキュリティ管理状況の検討

7. 監査の対象年度

平成 20 年度の事務事業とするが、必要に応じ過年度及び平成 21 年度の一部についても監査の対象とする。

8. 監査の実施期間

平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 3 月 15 日まで

9. 監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	柴 田 純 一
同 補助者	公認会計士	小 川 高 広
同 補助者	公認会計士	有 倉 大 輔
同 補助者	公認会計士	荒 井 公 尊
同 補助者	公認会計士	飛 松 教 子
同 補助者	公認会計士・公認情報システム監査人	山 根 徹 也

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注) 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合があります。
--

第2．監査の対象

1．県税の概要

納税者が国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すという、いわゆる税源移譲が、三位一体の改革²の一環として、平成 18 年度税制改正に基づき、平成 19 年度より実施された。その結果、所得税から個人住民税へ、国全体で 3 兆円規模の大規模・本格的な税源移譲が行われている。その一方で、国庫補助負担金や地方交付税の見直しがなされているため、県の歳入における県税収入の重要性は、今後ますます高まるものと考えられる。

（1）宮城県の歳入の推移

宮城県の平成 20 年度における普通会計歳入総額は 7,956 億円であり、そのうち県税は 2,917 億円で、歳入総額のうち 36.7%を占めている。中期的な財政見通し（6 ページ参照）によると、県税は平成 25 年度には 28%まで低下することが見込まれており、今後の県税については厳しい見方がなされている。

地方税の歳入に占める割合は、全国都道府県の平均が 43%（平成 21 年度版「平成 19 年度決算」地方財政白書より）であるから、これと比較しても宮城県における県税の割合は低いことがわかる。

次ページの図表 1 で、過去 5 年間の普通会計歳入額の推移を示した。県税に関する主な増減理由は、平成 19 年度では税源移譲による個人県民税の増加、平成 20 年度では、宮城県が独自に課税した「みやぎ発展税」（法人事業税超過課税）による増収がある。また、平成 20 年度の国庫支出金は、国の経済対策や平成 20 年 6 月に発生した「岩手・宮城内陸地震」への対応のために増加しているものである。

² 「三位一体の改革」とは、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの 3 つを一体として行う改革。

図表 1 宮城県普通会計歳入歳出決算額推移表

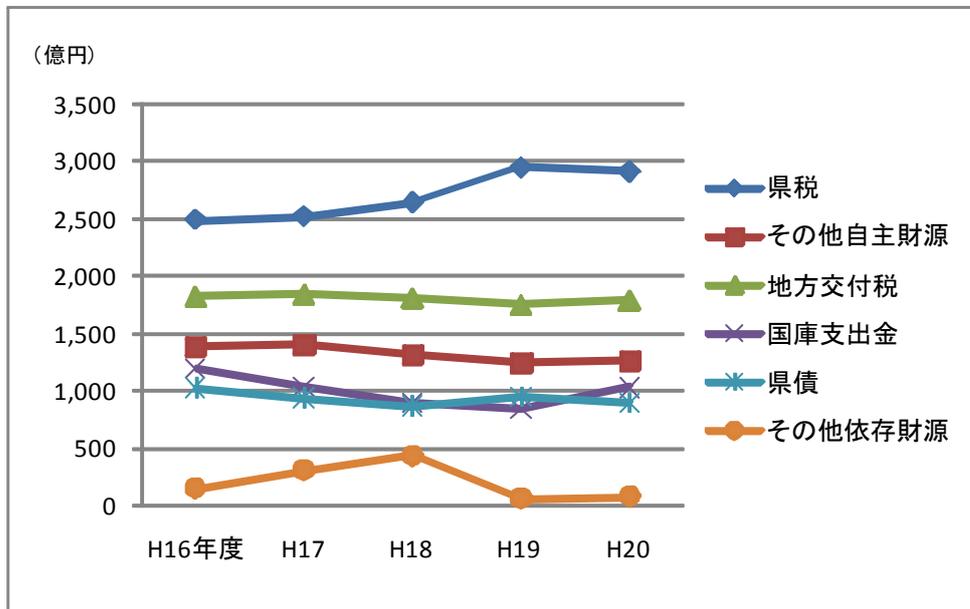
(単位: 億円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数
自主財源	3,882	100	3,923	101.1	3,963	102.1	4,201	108.2	4,179	107.7
(自主財源割合)	(48.2%)		(48.7%)		(49.8%)		(53.9%)		(52.5%)	
県税(注)	2,491	100	2,520	101.2	2,641	106.0	2,954	118.6	2,917	117.1
諸収入	613	100	619	101.0	604	98.5	631	102.9	807	131.6
使用料・手数料	175	100	167	95.4	160	91.4	157	89.7	156	89.1
分担金・負担金	116	100	97	83.6	174	150.0	73	62.9	104	89.7
その他	487	100	520	106.8	384	78.9	386	79.3	195	40.0
依存財源	4,180	100	4,125	98.7	3,994	95.6	3,598	86.1	3,777	90.4
(依存財源割合)	(51.8%)		(51.3%)		(50.2%)		(46.1%)		(47.5%)	
地方交付税	1,822	100	1,845	101.3	1,807	99.2	1,754	96.3	1,785	98.0
国庫支出金	1,190	100	1,037	87.1	890	74.8	838	70.4	1,023	86.0
県債	1,028	100	941	91.5	865	84.1	948	92.2	894	87.0
その他	140	100	302	215.7	432	308.6	58	41.4	75	53.6
歳入総額(A)	8,062	100	8,048	99.8	7,957	98.7	7,799	96.7	7,956	98.7
歳出総額(B)	7,876	100	7,881	100.1	7,830	99.4	7,705	97.8	7,835	99.5
形式収支(A)-(B)	186	100	167	89.8	127	68.3	94	50.5	121	65.1

(注)「県税」には地方消費税清算金を含む。

上記の表の「指数」欄は、平成16年度の決算額を100として各年度の金額規模を示している。また、主要な財源の金額推移をグラフにすると以下のとおりである。

図表 2 主要な財源の推移



(2) 宮城県の中期的な財政見通し

平成 21 年 3 月に発表された宮城県の中期的な財政見通し（平成 21 年 3 月 13 日の県公表資料）によると、三位一体改革以降の地方交付税の削減や社会保障関係費用の増加などにより多額の財源不足が予想され、このままでは財政再生団体への転落が見込まれるという試算が行われている。

図表 3 宮城県 中期的な財政見通し（平成 21 年度当初予算ベース）

(単位:億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入合計(A)	8,363	8,235	8,119	8,047	7,993
県税(注)	2,405	2,269	2,271	2,276	2,248
地方交付税	1,710	1,708	1,684	1,681	1,678
国庫支出金	845	821	813	805	809
県債	1,204	1,117	1,127	1,094	1,093
その他	2,199	2,320	2,224	2,191	2,165
歳出合計(B)	8,363	8,230	8,379	8,325	8,327
人件費	2,698	2,663	2,751	2,776	2,776
扶助費	216	268	273	283	294
公債費	1,009	953	955	942	965
県税交付金等	735	730	730	732	735
投資的経費	1,153	1,062	1,099	1,052	1,031
その他	2,507	2,554	2,571	2,540	2,526
財源不足額(A)-(B)	0	5	△ 260	△ 278	△ 334
財源不足累計額	0	5	△ 255	△ 533	△ 867

(注) 「県税」には地方消費税清算金を含む。

宮城県では以下の 2 通りの試算を行っており、上に示した試算は試算 1 によるものである。

試算 1 名目経済成長率が過去の推移等を踏まえ財務省試算より概ね 2% 下振れすると仮定
地方一般財源総額が平成 21 年度同額と仮定

試算 2 名目経済成長率は試算 1 と同じ
地方一般財源総額が毎年 0.8% ずつ通減すると仮定

このような状況において、宮城県では「新・財政再建推進プログラム（平成 18 年度から平成 21 年度まで）」の中の歳入確保・歳出抑制対策において、歳入の約 35% 前後を占める県税については「宮城県税収確保対策 3 か年計画」（平成 19 年度から平成 21 年度まで）を策定し、滞納整理の強化等による税収確保対策を実施している。

(3) 県税の種類及び徴収方法

① 県税の種類

我々は、国や地方公共団体の実施する各種の行政サービス等に必要な経費を税金という形で負担している。

税金は納める先の違いなどにより、以下のように分類される。

(イ) 納める先が国か地方公共団体か

国	国税
地方公共団体	地方税（道府県税、市町村税）

(ロ) 税を負担する人と納める人が同じかどうか

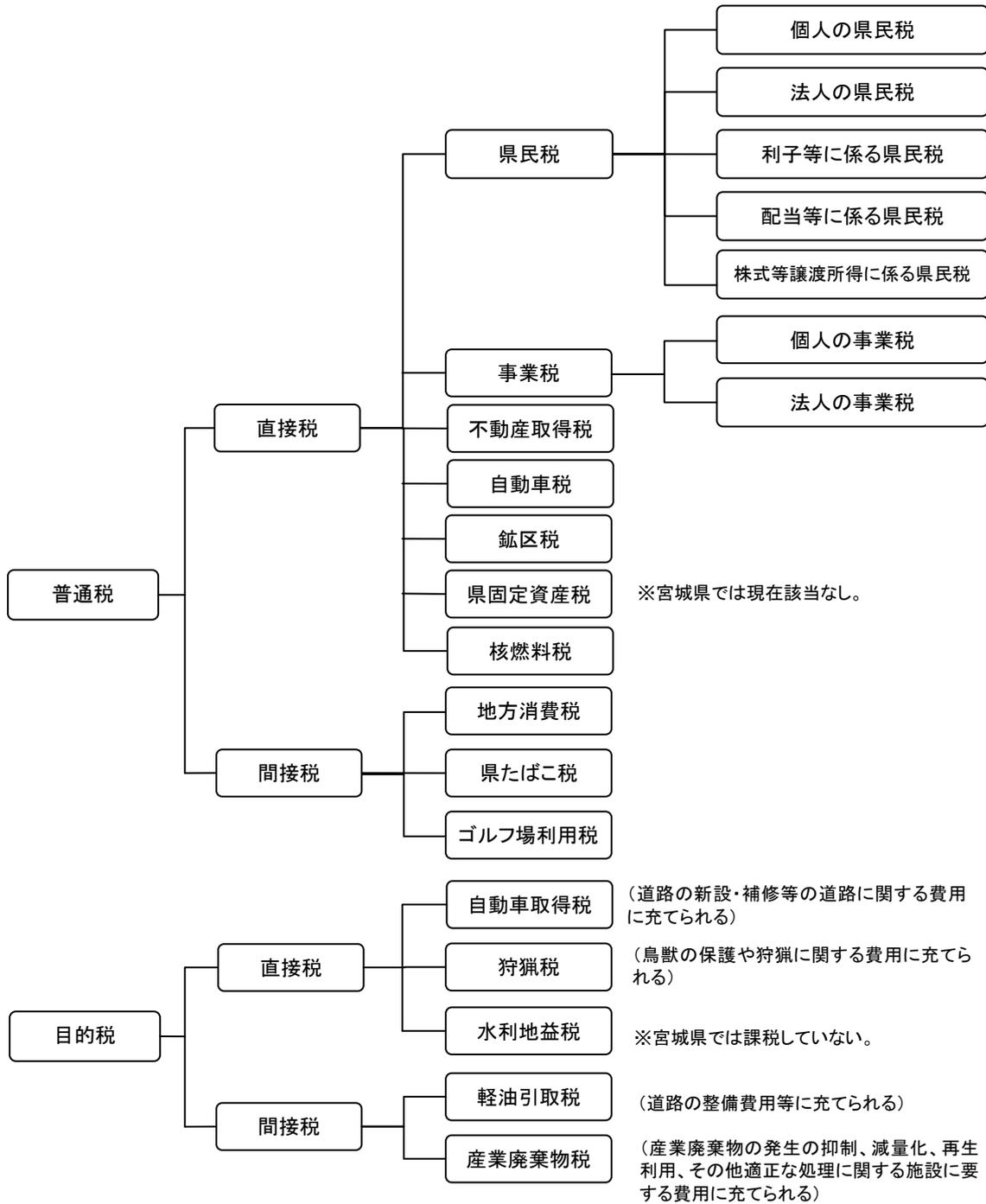
納める人と実質的に負担する人が同じ場合	直接税
納める人と実質的に負担する人が異なる場合（消費税など）	間接税

(ハ) 税金の使途が指定されているかどうか

使途が特定されず一般的経費に充てられる	普通税
特定の財源に充てられるもの	目的税

上記の分類によって整理すると、県税は次ページ図表 4 記載の税目によって構成されている。なお、主要な税目の詳細については、「第3 監査の結果及び意見」において記載している。

図表 4 県税の種類（平成 20 年度）



なお、自動車取得税と軽油引取税は平成 21 年度より道路特定財源から一般税源化されたことに伴い、目的税から普通税に変更されている。

② 県税の徴収方法

県税の徴収は以下のような方法で行われる。

図表 5 徴収方法

普通徴収	納税者に対して、納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう(地方税法第1条第1項第7号)。 納税通知書には、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法が記載されている。
申告納付	納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう(地方税法第1条第1項第8号)。
証紙徴収	地方団体が納税通知書を交付しないで、その発行する証紙をもって地方税を払い込ませることをいう(地方税法第1条第1項第13号)。
特別徴収	地方団体が、地方税の徴収について便宜を有する者(特別徴収義務者という)を指定し、この指定された特別徴収義務者が、納税義務者から税金を徴収し、その徴収した税金を地方団体に納めることをいう(地方税法第1条第1項第9号)。

なお、税目ごとの徴収方法については 17 ページ図表 16 に記載している。

2. 調定額・収入額・滞納繰越額の推移

(1) 過去10年間の推移

宮城県における平成11年度から平成20年度までの県税の調定額³、収入額⁴、不納欠損額⁵、滞納繰越額及び収入率の推移は以下のとおりである。

図表 6 過去10年間の調定額等の推移

(単位:百万円)

年 度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
調定額	262,615	270,174	273,597	246,590	248,172	248,782	250,201	257,103	292,512	291,720
収入額	254,163	261,236	263,105	236,107	238,170	239,438	242,119	249,294	284,235	282,689
不納欠損額	471	901	565	520	1,079	2,065	705	1,300	779	865
滞納繰越額	7,987	8,040	9,929	9,964	8,922	7,279	7,379	6,511	7,501	8,167
収入率	96.8%	96.7%	96.2%	95.7%	96.0%	96.2%	96.8%	97.0%	97.2%	96.9%

調定額は平成13年度までは上昇局面にあったが、平成14年度には長引く景気低迷と政策減税の影響などにより、ピーク時の2,736億円を大きく下回る状況にあった。その後緩やかに回復していたが、平成19年度からは税源移譲による個人県民税の増加などにより、一気に2,900億円台まで増えている。

収入額と収入率の推移については次ページの図表7にグラフで示した。収入額は調定額と同じような動きをみせている。収入率は昭和40年度の98.87%が過去最高であり、ここ10年間では平成14年度の95.7%を底に、その後上向いてきているが、平成20年度で後退し96.9%となっている。

また、滞納繰越額と収入率の関連については図表8のグラフのとおりである。滞納繰越額は平成13年度と平成14年度で100億円に近いところまで増えたが、平成15年度と平成16年度における多額の不納欠損処理によって70億円台まで減少した。滞納繰越額の減少は収入率を押し上げる効果があるため平成15年度以降の収入率は上向いていたが、平成20年度では平成19年度からの税源移譲の影響もあり滞納繰越額は80億円台へと増加し、収入率は下降に転じている。

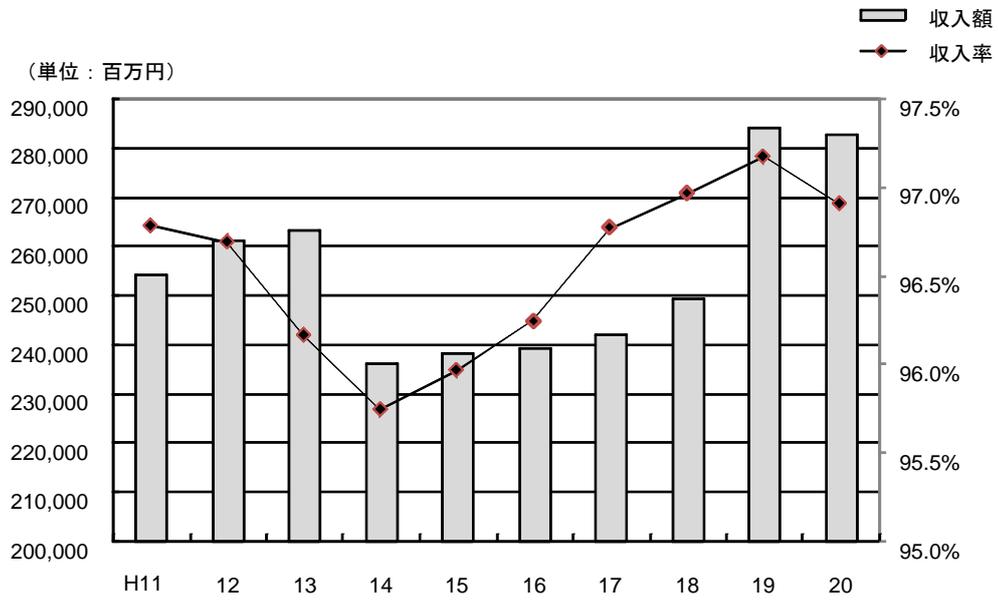
不納欠損額については、平成15年度1,079百万円、平成16年度2,065百万円、平成18年度1,300百万円と多額であるのは、軽油引取税の不納欠損処理額がそれぞれ306百万円、1,545百万円、458百万円発生したことが大きな原因である。

³ 調定額とは徴収すべき税金として決定された額をいう。

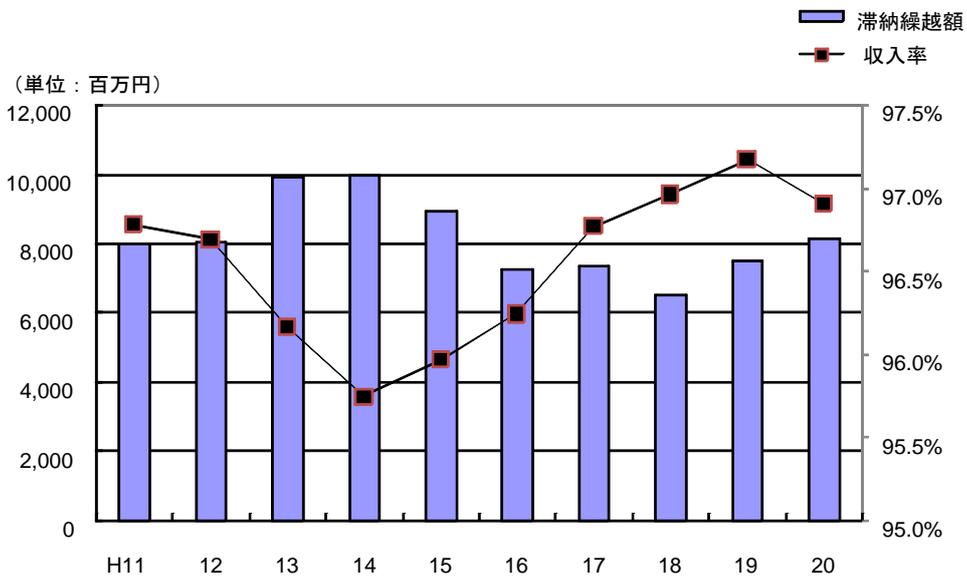
⁴ 収入額とはその年度の調定額に対して納入された額をいう。

⁵ 不納欠損額とは既に調定した税金が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまった場合や、法令に基づいて債務を免除した場合などについて、損失として処分を行った額をいう。

図表 7 県税収入額及び収入率の推移



図表 8 滞納繰越額と収入率の推移



(2) 収入率の他都道府県比較

全国の都道府県の収入率は以下のようにになっている。

図表 9 全国都道府県収入率ランキング

平成19年度			平成20年度			対前年度 率の変動
順位	都道府県	収入率	順位	都道府県	収入率	
1	新潟	98.22	1	島根	98.36	0.17
2	島根	98.19	2	新潟	98.07	△ 0.15
3	福島	98.18	3	鳥取	97.94	0.08
4	京都	98.01	4	京都	97.93	△ 0.08
5	香川	97.97	5	福島	97.85	△ 0.33
6	富山	97.96	6	富山	97.80	△ 0.16
7	山口	97.93	7	香川	97.79	△ 0.18
8	徳島	97.92	8	山形	97.76	△ 0.14
9	山形	97.90	9	愛知	97.67	△ 0.13
10	青森	97.89	10	徳島	97.66	△ 0.26
11	鳥取	97.86	11	山口	97.64	△ 0.29
12	東京	97.85	12	佐賀	97.62	0.13
13	岩手	97.80	13	青森	97.57	△ 0.32
14	愛知	97.80	14	秋田	97.46	△ 0.28
15	秋田	97.74	15	岩手	97.36	△ 0.44
16	三重	97.55	16	三重	97.30	△ 0.25
17	大分	97.54	17	広島	97.29	△ 0.10
18	佐賀	97.49	18	宮崎	97.29	△ 0.09
19	長野	97.45	19	東京	97.18	△ 0.67
20	広島	97.39	20	石川	97.14	△ 0.10
21	愛媛	97.38	21	滋賀	97.12	△ 0.07
22	宮崎	97.38	22	岡山	97.08	△ 0.21
23	神奈川	97.35	23	長野	97.06	△ 0.39
24	岡山	97.29	24	神奈川	97.04	△ 0.31
25	石川	97.24	25	愛媛	97.00	△ 0.38
26	滋賀	97.19	26	和歌山	96.92	△ 0.05
27	大阪	97.19	27	宮城	96.90	△ 0.27
28	宮城	97.17	28	大阪	96.87	△ 0.32
29	熊本	97.15	29	大分	96.82	△ 0.72
30	静岡	97.05	30	長崎	96.78	△ 0.26
31	長崎	97.04	31	岐阜	96.75	△ 0.17
32	和歌山	96.97	32	熊本	96.74	△ 0.41
33	群馬	96.93	33	兵庫	96.65	0.17
34	岐阜	96.92	34	静岡	96.63	△ 0.42
35	鹿児島	96.82	35	福岡	96.47	△ 0.25
36	北海道	96.73	36	群馬	96.46	△ 0.47
37	福岡	96.72	37	高知	96.45	△ 0.20
38	高知	96.65	38	鹿児島	96.33	△ 0.49
39	栃木	96.60	39	栃木	96.17	△ 0.43
40	兵庫	96.48	40	北海道	96.10	△ 0.63
41	茨城	96.43	41	茨城	96.10	△ 0.33
42	埼玉	96.17	42	山梨	96.02	△ 0.15
43	山梨	96.17	43	千葉	95.91	△ 0.23
44	千葉	96.14	44	奈良	95.74	△ 0.11
45	奈良	95.85	45	沖縄	95.72	△ 0.02
46	沖縄	95.74	46	埼玉	95.60	△ 0.57
47	福井	93.30	47	福井	93.04	△ 0.26
	全国平均	97.24		全国平均	96.89	△ 0.35

宮城県の収入率は平成 19 年度が 28 位、平成 20 年度は 27 位とほぼ中位にあり、収入率も全国平均値と近似している。しかし、東北 6 県の中では最下位である。その要因を主な税目別の収入率の比較により検討すると以下ようになる。

図表 10 東北 6 県税目別収入率比較表（平成 20 年度）

	宮城		青森		岩手		秋田		山形		福島		東北6県 平均
	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率
個人県民税	92.65	6	93.16	5	94.11	2	93.83	3	94.62	1	93.83	3	93.53
法人県民税	99.18	3	99.05	6	99.14	4	99.14	4	99.19	2	99.35	1	99.20
個人事業税	89.17	6	94.01	2	90.50	5	92.77	3	91.42	4	95.46	1	91.77
法人事業税	99.51	4	99.44	6	99.59	3	99.48	5	99.81	1	99.68	2	99.58
不動産取得税	91.58	4	93.30	3	88.71	6	93.77	2	94.35	1	90.99	5	91.87
ゴルフ場利用税	95.91	5	100.00	1	96.81	4	99.58	2	95.70	6	98.28	3	97.40
自動車税	95.72	6	97.78	3	98.31	2	97.56	4	97.34	5	99.06	1	97.54
鉱区税	90.99	5	100.00	1	98.14	4	90.22	6	99.38	2	98.18	3	95.83
軽油引取税	99.32	3	99.32	3	98.25	6	99.71	1	99.67	2	98.76	5	99.09
県税計	96.90	6	97.57	3	97.36	5	97.46	4	97.76	2	97.85	1	97.43
(参考) 調定額(百万円)	291,720		142,012		127,586		99,318		116,841		248,685		173,714

東北 6 県平均を上回っているのは軽油引取税のみで、3 位以内は軽油引取税と法人県民税の 2 税目だけである。滞納額縮減の重点税目とされている個人県民税と自動車税の 2 税目と個人事業税は最下位である。

個人県民税に関しては、東北 6 県中 1 位の山形県とは約 2%の差がある。個人県民税にかかる収入率が山形県と同等の水準であれば、平成 20 年度の収入額は約 15 億円増加した計算になる。

また、自動車税については、東北 6 県中 1 位の福島県では約 99%と高い収入率であり、その差は約 3.3%と大きなものとなっている。

県では「宮城県税収確保対策 3 か年計画」において、個人県民税は毎年度 5%の収入未済額の縮減、その他の税目では軽油引取税を除き、平成 18 年度決算ベースから半減させることを目標として取り組んでいるところであるが、上記平成 20 年度実績をみると、個人県民税の平成 20 年度目標収入率 95.0%に対して 92.65%であった。また、個人県民税及び軽油引取税を除くその他の税目の平成 20 年度目標収入率が 98.7%であるのに対して、これを上回っているのは法人二税のみである。県税全体の収入率でみても目標が 97.6%であるから、0.7 ポイントの未達となっている。これを単純に調定額に乗じると 20 億円に相当する金額になる。

平成 20 年度は金融危機に端を発する景気後退が全国を被った年であるため全国的に収

入率の低下がみられ、目標の達成はより困難な環境にあったといえる。図表 9 をみると前年度比で収入率を上げているのは収入率ランキング上位に位置している島根県、鳥取県、佐賀県とランキング 33 位の兵庫県の 4 県のみである。

ここで、経済変動の影響を強く受けられると思われる収入額が 1 兆円を超える 4 都府県と、宮城県と税収規模が同程度の 5 県について、平成 19 年度と平成 20 年度の収入率を比較したものが下記の表である。

図表 11 大規模都府県の収入率

(単位:百万円、%)

	平成20年度 税収入額	平成19年度		平成20年度		収入率 の変動
		順位	収入率	順位	収入率	
東京	5,280,119	12	97.85	19	97.18	△ 0.67
神奈川	1,251,736	23	97.35	24	97.04	△ 0.31
愛知	1,338,882	14	97.80	9	97.67	△ 0.13
大阪	1,356,732	27	97.19	28	96.87	△ 0.32

全国平均の収入率の低下 0.35 ポイントに比べると東京都⁶の低下は著しく、愛知県は低下が低く抑えられている。

図表 12 宮城県と規模が類似する県の収入率

(単位:百万円、%)

	平成20年度 税収入額	平成19年度		平成20年度		収入率 の変動
		順位	収入率	順位	収入率	
宮城	282,689	28	97.17	27	96.90	△ 0.27
栃木	271,626	39	96.60	39	96.17	△ 0.43
新潟	273,930	1	98.22	2	98.07	△ 0.15
三重	267,426	16	97.55	16	97.30	△ 0.25
岡山	253,205	24	97.29	22	97.08	△ 0.21

全国平均の収入率の低下に比べると、栃木県以外は全国平均より小幅な低下となっている。その中でも新潟県の低下は最も小さく抑えられている。

上記の 2 表や図表 9 をみると、一般に収入率ランキング上位の都道府県は低下幅が低く抑えられており、それゆえにランキング上位にいたのであるが、環境変化に対しても強いということであり、ここにも収入率を上げることの重要性をみてとることができる。

⁶ 東京都の税収入額には市町村税相当額を含んでいる。

3. 税目別収入額等の推移

(1) 調定額の推移

平成16年度からの5年間の税目ごとの調定額と県税全体に対する構成比を示すと以下のとおりである。

図表 13 最近5年間の税目別調定額の推移

(単位:百万円)

税目	平成16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人県民税	35,712	14.4%	36,715	14.7%	40,038	15.6%	73,257	25.0%	77,731	26.6%
法人県民税	14,456	5.8%	14,458	5.8%	15,727	6.1%	15,450	5.3%	15,531	5.3%
県民税利子割	3,368	1.4%	1,945	0.8%	1,590	0.6%	2,101	0.7%	2,042	0.7%
県民税配当割	344	0.1%	612	0.2%	938	0.4%	1,149	0.4%	440	0.2%
県民税株式等譲渡所得割	347	0.1%	833	0.3%	705	0.3%	631	0.2%	128	0.0%
個人事業税	3,007	1.2%	3,026	1.2%	2,941	1.1%	2,983	1.0%	2,871	1.0%
法人事業税	64,579	26.0%	66,634	26.6%	73,866	28.7%	73,528	25.1%	76,427	26.2%
地方消費税	35,847	14.4%	35,199	14.1%	32,796	12.8%	36,229	12.4%	35,961	12.3%
不動産取得税	8,644	3.5%	9,306	3.7%	8,151	3.2%	9,344	3.2%	8,842	3.0%
県たばこ税	5,208	2.1%	5,082	2.0%	5,205	2.0%	5,163	1.8%	4,925	1.7%
ゴルフ場利用税	939	0.4%	877	0.4%	902	0.4%	873	0.3%	885	0.3%
自動車税	37,398	15.0%	38,059	15.2%	37,213	14.5%	36,715	12.6%	35,631	12.2%
鉱区税	4	0.0%	4	0.0%	4	0.0%	4	0.0%	4	0.0%
自動車取得税	7,732	3.1%	7,641	3.1%	7,893	3.1%	7,352	2.5%	6,309	2.2%
軽油引取税	30,540	12.3%	28,757	11.5%	28,286	11.0%	26,739	9.1%	23,294	8.0%
狩猟税	42	0.0%	39	0.0%	38	0.0%	35	0.0%	34	0.0%
核燃料税	477	0.2%	611	0.2%	333	0.1%	527	0.2%	283	0.1%
産業廃棄物税	-	-	292	0.1%	387	0.2%	364	0.1%	346	0.1%
料飲税	-	-	11	0.0%	11	0.0%	6	0.0%	2	0.0%
特別地方消費税	128	0.1%	99	0.0%	79	0.0%	61	0.0%	36	0.0%
県税計	248,782	100.0%	250,201	100.0%	257,103	100.0%	292,512	100.0%	291,720	100.0%
うち法人二税	79,036	31.8%	81,092	32.4%	89,593	34.8%	88,978	30.4%	91,958	31.5%
備考			産業廃棄物税の導入		法人事業税:分割基準の見直し		個人県民税:税源移譲による増加(所得割4%)		法人事業税:みやぎ発展税の導入(標準税率の1.05倍の率)	

平成19年度で個人県民税が前年度比332億円、83.0%増加し、県税全体の増加額354億円の大半を占めている。個人県民税の構成比も10%程度上昇し、県税全体のほぼ4分の1を占めるようになり、その分、他の税目の構成比が全般に低下していることがわかる。

(2) 収入額の推移

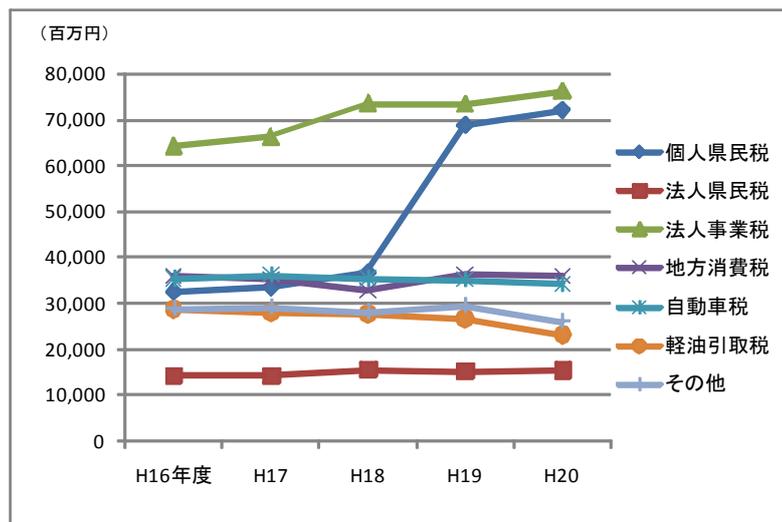
以下は、最近 5 年間の税目ごとの収入額と県税収入額合計に対する構成比を示したものである。さらに、主要税目についてはグラフで表した。

図表 14 最近 5 年間の税目別収入額の推移

(単位:百万円)

税目	平成16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人県民税	32,524	13.6%	33,492	13.8%	36,698	14.7%	68,696	24.2%	72,014	25.5%
法人県民税	14,303	6.0%	14,296	5.9%	15,568	6.2%	15,310	5.4%	15,403	5.4%
県民税利子割	3,368	1.4%	1,945	0.8%	1,590	0.6%	2,101	0.7%	2,042	0.7%
県民税配当割	344	0.1%	612	0.3%	938	0.4%	1,149	0.4%	440	0.2%
県民税株式等譲渡所得割	347	0.1%	833	0.3%	705	0.3%	631	0.2%	128	0.0%
個人事業税	2,581	1.1%	2,614	1.1%	2,566	1.0%	2,641	0.9%	2,560	0.9%
法人事業税	64,083	26.8%	66,101	27.3%	73,362	29.4%	73,105	25.7%	76,049	26.9%
地方消費税	35,847	15.0%	35,199	14.5%	32,796	13.2%	36,229	12.7%	35,961	12.7%
不動産取得税	7,740	3.2%	8,502	3.5%	7,427	3.0%	8,552	3.0%	8,098	2.9%
県たばこ税	5,208	2.2%	5,082	2.1%	5,205	2.1%	5,163	1.8%	4,925	1.7%
ゴルフ場利用税	925	0.4%	855	0.4%	877	0.4%	840	0.3%	849	0.3%
自動車税	35,238	14.7%	36,009	14.9%	35,299	14.2%	34,982	12.3%	34,106	12.1%
鉱区税	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
自動車取得税	7,731	3.2%	7,640	3.2%	7,892	3.2%	7,351	2.6%	6,308	2.2%
軽油引取税	28,668	12.0%	27,988	11.6%	27,604	11.1%	26,550	9.3%	23,136	8.2%
狩猟税	42	0.0%	39	0.0%	38	0.0%	35	0.0%	34	0.0%
核燃料税	477	0.2%	611	0.3%	333	0.1%	527	0.2%	283	0.1%
産業廃棄物税	-	-	292	0.1%	387	0.2%	364	0.1%	346	0.1%
その他の税	10	0.0%	5	0.0%	5	0.0%	5	0.0%	4	0.0%
県税計	239,438	100.0%	242,119	100.0%	249,294	100.0%	284,235	100.0%	282,689	100.0%
うち法人二税	78,386	32.7%	80,398	33.2%	88,930	35.7%	88,415	31.1%	91,452	32.4%
備考			産業廃棄物税の導入		法人事業税:分割基準の見直し		個人県民税:税源移譲による増加(所得割4%)		法人事業税:みやぎ発展税の導入(標準税率の1.05倍の率)	

図表 15 主要税目の収入額の推移グラフ



グラフをみると、平成 19 年度から個人県民税が急増していることが一目瞭然である。また、法人事業税も堅調に推移しており、平成 18 年度から 700 億円を超えるようになった。一方、自動車税は緩やかに、軽油引取税は明らかに減少傾向を示している。

(3) 徴収方法と収入率

県税の徴収方法は各税目によって定められており、税目ごとの徴収方法と平成 20 年度における各税目の収入率は下記の表のとおりである。

図表 16 税目別の徴収方法と平成 20 年度における収入率

(単位:%)

税目	徴収方法	宮城県			(参考) 全国平均	目標値(※)
		現年分	滞納分	合計	合計	合計
個人県民税	普通 特別	97.00	18.50	92.65	93.45	95.00
不動産取得税	普通	96.74	27.70	91.58	88.73	92.80
自動車税	普通	98.83	26.47	95.72	96.12	96.30
個人事業税	普通	97.46	23.41	89.17	92.84	91.00
鉱区税	普通	98.26	2.24	90.99	92.86	-
法人県民税	申告	99.56	36.49	99.18	98.88	99.40
法人事業税	申告	99.72	36.97	99.51	99.10	99.60
地方消費税	申告	100.00	100.00	100.00	100.00	-
自動車取得税	申告	100.00	17.83	99.99	99.98	-
核燃料税	申告	100.00	-	100.00	-	-
狩猟税	証紙	100.00	-	100.00	100.00	-
県民税利子割	特別	100.00	-	100.00	100.00	-
県民税配当割	特別	100.00	-	100.00	100.00	-
県民税株式等譲渡所得割	特別	100.00	-	100.00	100.00	-
県たばこ税	申告	100.00	-	100.00	100.00	-
ゴルフ場利用税	特別	99.64	0.56	95.91	98.55	-
軽油引取税	特別	99.97	19.88	99.32	96.88	-
産業廃棄物税	特別	100.00	-	100.00	-	-
合計		98.86	21.93	96.90	96.89	

(※)「宮城県税収確保対策3ヶ年計画」による平成20年度の収入率目標値。

特別徴収は、特別徴収義務者が納税義務者より税金を徴収（給与に対する住民税の天引き、預金利息に対する利子割の天引きなど）した上で納税するため、この表でわかるように、現年課税分（上記表では現年分とする。）は 100%に近い収入率となっている。一方、普通徴収は個人県民税を除き県税事務所より送付される納税通知書によって各納税者が自主的に納付する仕組みであり、この徴収方法による税目は他の徴収方法による税目に比べ、収入率が低くなっている状況が明らかである。

上記表の（参考）欄に記載した全国平均より収入率が下回っている主な税目は、宮城県合計欄に網掛けをした個人県民税、自動車税及び個人事業税である。これらの税目の調定額が県税全体に占める割合（平成 20 年度）は図表 13 に記載しているように、それぞれ 26.6%、12.2%、1.0%である。したがって、特に個人県民税及び自動車税の収入率を上げることが県税全体の収入額を伸ばす上で大きな影響を持っているといえる。

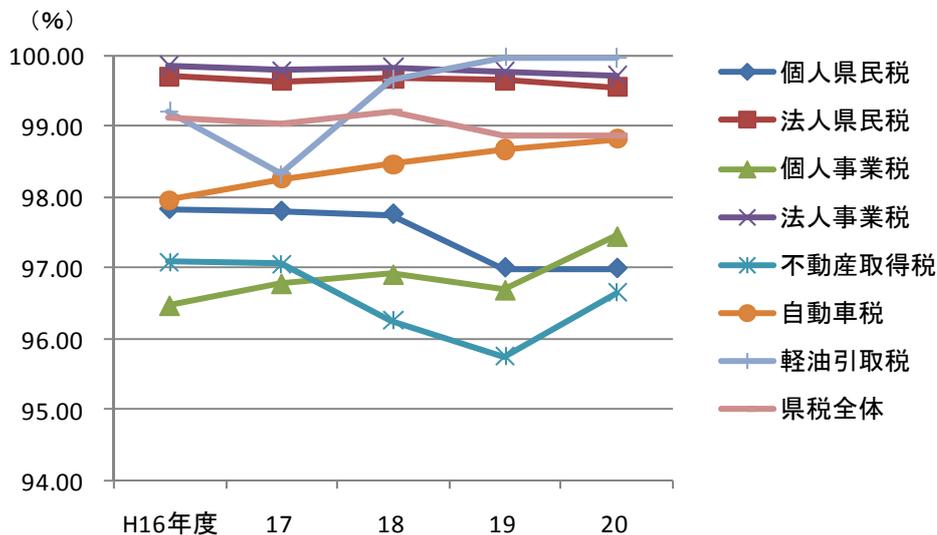
(4) 収入率の推移

県税収入全体に占める構成比率の高い税目（地方消費税を除く）について、最近 5 年間の収入率の推移とグラフを示すと以下のとおりである。

図表 17 主要税目の収入率の推移（現年課税分のみ）

(単位:%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税	97.84	97.81	97.77	97.01	97.00
法人県民税	99.71	99.64	99.69	99.65	99.56
個人事業税	96.48	96.79	96.92	96.70	97.46
法人事業税	99.86	99.79	99.82	99.78	99.72
不動産取得税	97.09	97.06	96.27	95.76	96.66
自動車税	97.96	98.26	98.47	98.68	98.83
軽油引取税	99.22	98.33	99.66	99.98	99.97
県税全体	99.12	99.02	99.20	98.86	98.86



前項で個人県民税と自動車税の収入率の改善が、県税全体の収入額を伸ばす上で大きな影響を持っていると述べたが、上の現年課税分の収入率の推移をみると、自動車税の収入率は過去 5 年間連続して上昇しており、改善傾向にあることがわかる。

一方、個人県民税の収入率は平成 18 年度までの 3 年間は 97.8%前後であったものが、平成 19 年度からは 97.0%へと、約 0.8 ポイント低下していることがわかる。個人県民税は平成 19 年度からの税源移譲により調定額が急増しているため、0.8 ポイントの低下といっても金額的にはかなり大きな影響があるとみなければならない。

法人二税の収入率については 99.5%を超えているが、平成 19 年度以降、低下傾向がみられる。

個人事業税と不動産取得税の収入率は低位にあるが、両税ともに平成 20 年度では改善がみられる。しかし、調定額（平成 20 年度で個人事業税 29 億円、不動産取得税 88 億円）自体が大きくないので全体に与える影響は小さいといえる。

軽油引取税は平成 18 年度から大きく改善し、平成 20 年度では 99.97%と 100%に近い

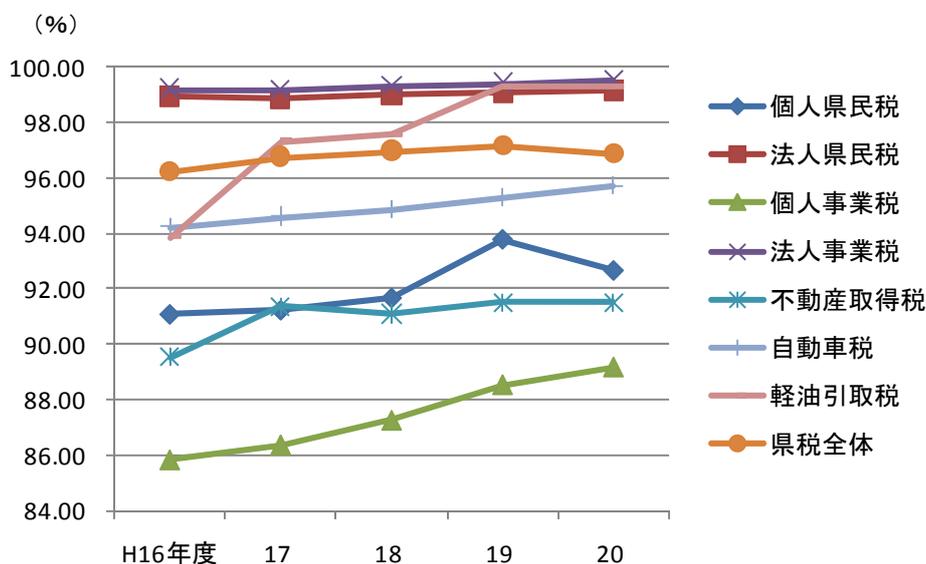
収入率になっている。

次に、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入率の推移をみると以下のとおりである。

図表 18 主要税目の収入率の推移（現年課税分と滞納繰越分の合計）

(単位: %)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税	91.07	91.22	91.66	93.77	92.65
法人県民税	98.94	98.88	98.99	99.10	99.17
個人事業税	85.84	86.37	87.25	88.52	89.15
法人事業税	99.23	99.20	99.32	99.42	99.52
不動産取得税	89.54	91.36	91.12	91.52	91.51
自動車税	94.23	94.61	94.86	95.28	95.71
軽油引取税	93.87	97.33	97.59	99.29	99.32
県税全体	96.24	96.77	96.99	97.17	96.90



現年課税分の収入率は全体に低下傾向（図表 17 参照）であったのに対して、滞納繰越分を含めた合計収入率においては上昇傾向がみられ、その理由として不納欠損処理額を含む滞納繰越分の縮減に積極的に取り組んでいることが考えられる。その中で、個人県民税だけが平成 20 年度で明らかに低下し、それによって県税全体の収入率の上昇傾向が平成 20 年度で止まったことがわかる。個人県民税の合計収入率が平成 19 年度で 93.77%へと大幅に上昇しているのは、税源移譲により収入率の高い現年課税分（平成 19 年度で 97.01%）の調定額が前年度比で約 1.9 倍と大きく比重を増したことによるものである。一方、個人県民税の現年課税分の収入率は、平成 19 年度より、それ以前の 97% 台後半から 97% を割り込むような水準まで低下していることから滞納繰越分も増加し、これが平成 20 年度の個人県民税の合計収入率を低下させているものと考えられる。

このような傾向から、個人県民税の現年課税分に係る収入率を上げることが今後の大きな課題であるといえる。

(5) 収入未済額の推移

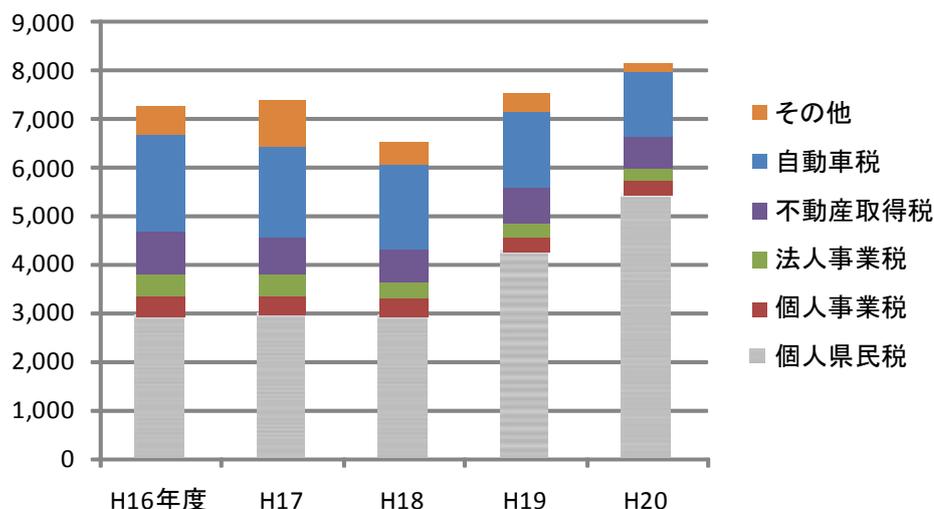
最近 5 年間における主な税目別の収入未済額（現年課税分と滞納繰越分の合計）の推移表とグラフは以下のとおりである。

図表 19 主要税目別収入未済額の推移

(単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人県民税	2,915	2,962	2,938	4,249	5,417
法人県民税	141	147	125	99	99
個人事業税	415	377	351	323	287
法人事業税	473	476	361	257	274
不動産取得税	860	725	660	753	681
ゴルフ場利用税	14	22	24	33	3
自動車税	2,023	1,905	1,757	1,561	1,326
鉱区税	1	0	0	0	0
自動車取得税	1	2	1	1	1
軽油引取税	326	675	225	189	62
その他の税	110	89	68	38	18
県税計	7,279	7,379	6,511	7,501	8,167

(単位:百万円)



収入未済額は、軽油引取税の大口滞納案件が発生したことにより平成 14 年度で 9,964 百万円のピークに達していたが、その後は不納欠損処理等を行い 70 億円前後で推移していた。しかし、近年個人県民税の滞納が急増し、平成 20 年度では全体で 80 億円を超え、そのうち個人県民税は 3 分の 2 を占めるようになっている。

税目別の収入率の推移においても、個人県民税と自動車税の収入率の改善が重要であることを述べたが、収入未済額の推移からみても、個人県民税と自動車税のウェイトの大きさがわかる。「宮城県税収確保対策 3 か年計画」においても強く意識されている税目である (13 ページ参照)。

4. 滞納整理事務

(1) 滞納整理事務の概要

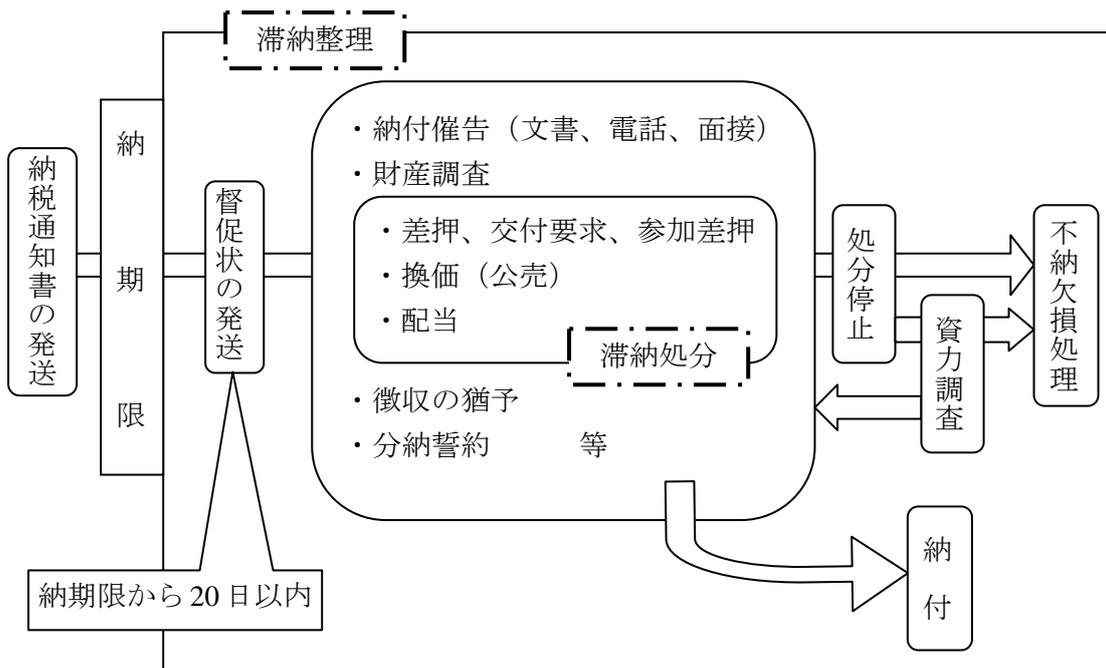
地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

県税は原則として納期限内に納められなければならない。しかし、実際にはさまざまな理由により納期限までに納付されず滞納となる額が少なからず発生する。このような滞納が発生した場合には下図のような方法で解決することになる。これら、滞納を解決するための一連の事務手続を滞納整理という。

また、納期限から20日以内に督促状が送付されるが、これによっても納税者が任意に納税をしない場合には地方公共団体は差押等の強制的手段を行使することができる。この強制的手段を滞納処分という。

以上の事務手続を図示すると以下のとおりである。

図表 20 滞納整理事務の流れ



① 督促状の発付

納税義務の確定した税金等が納期限を経過しても納税されない場合は督促状を発付しなければならない。督促状は地方税法第66条等により納期限後20日以内に発することとされている。この督促状は、税務総合管理システムより未納者一覧表が出力され、全未納者に対して発送される。

② 催告

文書、電話、面接（訪問あるいは来所）による納税の催告を行う。

③ 財産調査

催告書等の送付、電話、訪問による催告によっても連絡が取れない場合や、自主納付がされない場合などに財産及び生計の状況の調査を行う。財産調査は官公署（住民税調査、固定資産調査など）、勤務先、金融機関、取引先などに対して調査を行うことにより、差押をすべき財産があるかを調査して差押をすべき財産を決めていく。

④ 差押、交付要求、参加差押

催告や納税交渉によっても納税しない滞納者に対しては租税債権を確保するため、徴収担当職員は財産の差押を行う。

差押とは、督促状を受け取った滞納者が督促状を発送した日から10日を経過した日までにその税金を完納しない場合に、滞納者の特定の財産（電話加入権、不動産、預貯金、給与、自動車など）について、滞納者の意思に関わりなく、法律上または事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる強制的な処分である。自動車を差し押えた場合、タイヤロックにより自動車の運行を停止する場合もある。

滞納者の財産について、滞納に係る租税債権以外の債権について差押等の強制換価手続が行われた場合は、当該強制手続に参加して滞納租税に対する交付を請求することができる。このうち、特定の財産で先行する滞納処分による差押がされている場合にその財産を差し押える場合を参加差押、それ以外を交付要求という。

⑤ 換価（公売）

換価とは、差し押さえた財産を租税徴収のために国等が自ら強制的に金銭に換える手続である。公売は換価手続の一つであり、入札などの方法により売却する制度をいう。最近ではインターネットの普及によりネットオークションを利用して差押財産の公売も行っている。

⑥ 配当

換価手続により得た金銭を滞納額に充当することをいう。

(2) 滞納処分の執行停止

滞納処分の執行停止（以下「処分停止」という。）とは、滞納者に一定の事由があると認められる場合に、職権で強制徴収の手続を停止するものである（地方税法第15条の7）。

① 処分停止となる要件

滞納者が次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法第15条の7 第1項）。

- 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

② 手続

徴収担当職員は滞納整理を進める過程で処分停止として処理することが適当であると認められる滞納者については、滞納者ごとに滞納処分停止調査兼決定書を作成し、調査資料を添付の上、決裁権者の決裁を受ける。

③ 処分停止の効果

- 処分停止の期間中は、その停止に係る徴収金について新たな滞納処分（差押）をすることはできない。また、既に差し押えた財産については、その差押を解除しなければならない（地方税法第15条の7 第3項）。
- 停止期間が3年間継続したときは、当該徴収金の納税義務が消滅する（地方税法第15条の7 第4項）。
- 停止した期間に対応する延滞金については全額が免除となる（地方税法第15条の9 第1項）。
- 停止の期間中においても、その停止に係る徴収金の消滅時効は進行し、消滅時効が完成すれば停止期間内でも納税義務は消滅する。

④ 処分停止の取り消し

滞納処分を停止した滞納者に、その後の調査等により停止に該当する事実（「①処分停止となる要件」参照）がないと認められる場合は、その停止を取り消さなければならない。

(3) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定した税金が督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまった場合や、法令に基づいて債務を免除したなどの場合に損失として処分する（徴収権を消滅させる。）ことで、納税者からみれば納税義務がなくなることである。企業会計における貸倒損失処理に該当する。

具体的には、自治体は税金の滞納者の財産を調査して、差押など処分の執行を停止した後、将来も資力の回復不能が明らかな場合や、処分停止が3年間継続した場合は不納欠損として処理できることになっている。また、納税義務の時効5年が成立した場合にも不納欠損となる。

会計整理の上では、明らかに滞納者の資力回復不能と考えられる未納税金を長期間帳簿に残しておくことは無意味であるため、不納欠損処理は必要な会計処理ではあるが、本来納税者が納めるべき県税が結果的には納められずに処理されてしまうことになるので、普通に納税している県民の立場からすれば、「不納欠損の判断は厳密に行ってほしい」というのが一般的な感情であろう。したがって、安易に不納欠損処理が行われるようなことがあってはならないのはいうまでもないことである。

不納欠損処理ができる場合は、県税条例施行規則第18条において以下のように定められている。

(イ) 時効完成（県税条例施行規則第18条第1号）

地方税法第18条第1項の規定により消滅時効が完成したもの（法定納期限の翌日から5年間、徴収権を行使しない場合に完成する。）。なお、処分停止中に時効完成により消滅する場合もある。

(ロ) 処分停止期間満了（県税条例施行規則第18条第2号）

地方税法第15条の7第4項（執行停止期間が3年間継続）の規定により、納税義務が消滅するもの。

(ハ) その他（県税条例施行規則第18条第3号）

地方税法第15条の7第1項第1号該当（滞納処分することができる財産がない。）により処分停止をする場合に、当該滞納者について同条第5項に該当（徴収金を徴収することができないことが明らかである。）する事由があるとき、処分停止の決定と納税義務の消滅の決定とを併せて行うもの。

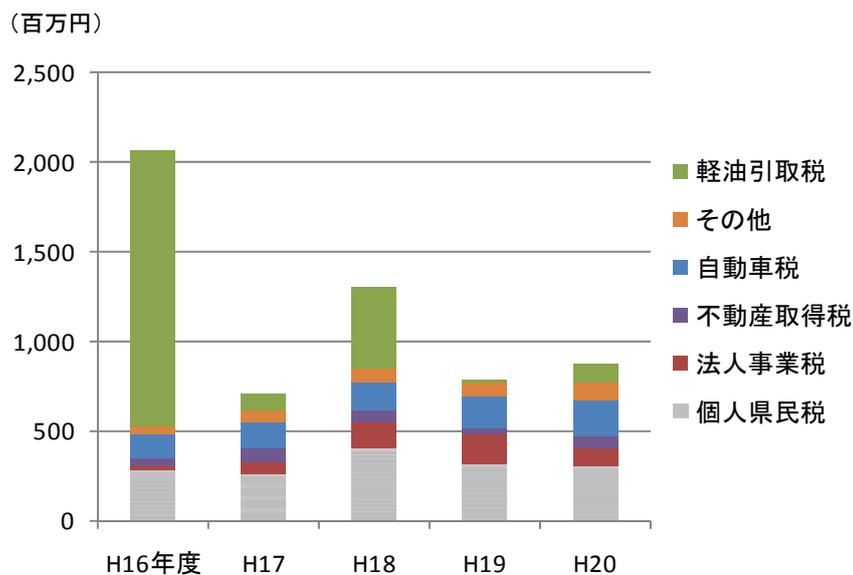
処分停止と同時に不納欠損処理を行うということは納税義務が消滅（処分停止後3年経過時）する前に不納欠損とすることであり、即時消滅ともいう。

下の表とグラフは、過去5年間における不納欠損処理額（現年課税分と滞納繰越分の合計）を表したものである。

図表 21 主要税目別不納欠損処理額の推移

(単位:百万円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	累計
個人県民税	274	261	402	312	299	1,549
法人県民税	12	15	34	41	29	132
個人事業税	11	36	24	21	24	116
法人事業税	23	57	144	167	104	496
不動産取得税	44	80	64	39	63	291
ゴルフ場利用税	0	0	0	0	33	33
自動車税	137	147	157	173	200	814
軽油引取税	1,545	94	458	0	96	2,192
その他の税	18	15	17	25	16	91
県税計	2,065	705	1,300	778	865	5,714



この5年間の不納欠損処理累計額を、大きさの順にその税目をみると軽油引取税、個人県民税、自動車税となる。とりわけ平成16年度と平成18年度の軽油引取税が突出しており、これは、平成13年度に輸入軽油の申告不納入事案による多額の滞納案件が発生したこと、平成17年度で不正軽油事案により約460百万円の大口滞納案件が発生したことによって、その後年度において不納欠損処理をせざるを得なかった結果である。

また、個人県民税では、税源移譲が始まる直前の平成18年度において比較的多額の不納欠損処理が行われている。

(4) 差押の実績

前に記述したように差押とは、督促状を受けた滞納者が督促状を発送した日から10日を経過した日までにその税金を完納しない場合に、滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、法律上または事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる強制的な処分である。

県では「新・財政再建推進プログラム」の計画年次に期間を合わせて、平成19年3月に「宮城県税収確保対策3か年計画」(平成19年度から平成21年度まで)を緊急的に策定しており、その中で、個人県民税以外の税目で重点的に取り組むべき事項11項目の1番目に差押徴収の強化を挙げている。そこでは、納期限から3か月以上経過した滞納案件については差押を前提とした財産調査を行い、整理を進めるものとしている。

これを受けて、平成20年度県税滞納額縮減対策本部事業計画では、県税事務所ごとに徴収担当職員1人当たり50件程度の差押件数が目標として設定されている。

以下に示すのは県の過去5年間における差押実績である。

図表 22 過去5年間の差押実績

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
差押件数(件)	2,621	2,790	3,272	5,019	6,013
差押税額(千円)	798,679	1,002,464	686,979	803,373	1,253,293
取立・換価件数(件)	-	-	-	3,350	3,688
充当額(千円)	67,941	64,706	98,402	110,392	140,193
差押目標件数(件)	-	-	-	5,201	5,515
達成率(%)	-	-	-	96.5%	109.0%
対象資産内訳(件数)					
不動産	403	234	284	164	164
動産	-	-	24	15	24
自動車	14	4	62	88	773
電話加入権	986	1,146	634	1,225	1,085
給与	131	201	152	417	460
預貯金	951	1,082	1,816	2,701	3,039
その他	136	123	300	409	468
差押対象合計(件)	2,621	2,790	3,272	5,019	6,013

差押件数は年々増加しており、特に平成19年度からは飛躍的に増えている。これは平成19年度が初年度である「宮城県税収確保対策3か年計画」において差押徴収の強化を掲げ、財産調査の徹底と差押の大幅な強化を図ったことが要因とみられる。

差押税額は平成17年度で大口事案があったために差押件数の割には多額であるが、取立・換価手続により滞納税額に充当された金額の面ではこの5年間で最少金額である。

他方、平成19年度以降は差押件数の増加に応じて充当額が着実に増加していることがわかり、「宮城県税収確保対策3か年計画」の成果が表れてきているものと考えられる。

差押対象資産の内訳としては預貯金、電話加入権、給与が多く、これらは増加傾向を示しているが不動産は反対に減少傾向にある。また、自動車が平成20年度で急増しているのは、平成18年度より実施したタイヤロックの装着による自動車の差押から公売までの流れが平成19年度に確立したことの効果が出てきていることによるものである。

次に、県税事務所別に平成 20 年度における差押実績をみると以下のとおりである。

図表 23 平成 20 年度の差押実績

(単位:件、千円)

	差押件数	差押税額		取立・換価 件数	充当額		差押目標 件数	達成率 (%)
		金額	構成比		金額	構成比		
大河原	475	49,281	3.9%	414	8,540	6.1%	450	105.6%
仙台南	604	92,071	7.3%	334	15,212	10.9%	550	109.8%
仙台中央	1,069	289,656	23.1%	360	45,419	32.4%	800	133.6%
仙台北	1,129	464,926	37.1%	514	21,137	15.1%	1,400	80.6%
塩釜	502	91,900	7.3%	298	8,251	5.9%	500	100.4%
大崎	574	118,740	9.5%	403	9,153	6.5%	565	101.6%
栗原	311	23,500	1.9%	273	9,277	6.6%	300	103.7%
登米	270	21,718	1.7%	322	6,948	5.0%	200	135.0%
石巻	808	74,069	5.9%	575	13,023	9.3%	550	146.9%
気仙沼	271	27,432	2.2%	195	3,233	2.3%	200	135.5%
合計	6,013	1,253,293	100.0%	3,688	140,193	100.0%	5,515	109.0%

差押件数の全県合計では目標を 9.0%上回る実績を残しており、県税事務所別にみても 1 か所を除き、目標をクリアしている。差押税額は仙台北県税事務所及び仙台中央県税事務所が全体の 6 割を占め、充当額の面では仙台南県税事務所を含めた仙台市内 3 県税事務所が全体の 6 割近くを占めている。

さらに、差押件数に対する取立・換価件数の割合及び 1 件当たりの充当額がどの程度であるかをみるため下表を作成した。なお、右欄の対象資産には差押対象資産のうち最も件数の多いものを記載した。

図表 24 取立・換価割合と 1 件当たり充当額

(単位:件、千円)

	差押件数		取立・換価件数		取立・換 価割合	1件当た り充当額	対象資産
	件数	構成比	件数	構成比			
大河原	475	7.9%	414	11.2%	87.2%	21	預貯金
仙台南	604	10.0%	334	9.1%	55.3%	46	預貯金
仙台中央	1,069	17.8%	360	9.8%	33.7%	126	自動車
仙台北	1,129	18.8%	514	13.9%	45.5%	41	電話加入権
塩釜	502	8.3%	298	8.1%	59.4%	28	預貯金
大崎	574	9.5%	403	10.9%	70.2%	23	預貯金
栗原	311	5.2%	273	7.4%	87.8%	34	預貯金
登米	270	4.5%	322	8.7%	119.3%	22	預貯金
石巻	808	13.4%	575	15.6%	71.2%	23	預貯金
気仙沼	271	4.5%	195	5.3%	72.0%	17	預貯金
合計	6,013	100.0%	3,688	100.0%	61.3%	38	

取立・換価件数には滞納繰越分も含まれるので登米県税事務所のように差押件数を超えるところもあるが、仙台市内 3 県税事務所は総じて取立・換価割合が低い。また、1 件当たりの充当額では仙台中央県税事務所がずば抜けて金額が大きい。これは大口の預金差押が 2 件あったことによるものであり、平成 20 年度における特殊要因といえるものである。

5. 組織体制

下記の表は平成 21 年 3 月 31 日現在の県税に係る職員数を表したものである。このほか、再任用、研修生、非常勤嘱託が 33 名いる。

図表 25 徴税吏員数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

	所長 総括等	課税班	納税班	収納 管理班	特別滞納 整理担当	その他	合計
総務部税務課	4	6	5	-	-	17	32
大河原県税事務所	3	10	9	-	-	-	22
仙台南県税事務所	3	12	14	-	-	-	29
仙台中央県税事務所	6	23	13	7	2	6	57
仙台北県税事務所	4	19	18	6	2	-	49
塩釜県税事務所	3	10	10	-	-	-	23
大崎県税事務所	3	11	12	-	-	-	26
栗原県税事務所	2	5	4	-	-	-	11
登米県税事務所	2	5	5	-	-	-	12
石巻県税事務所	3	11	11	-	-	-	25
気仙沼県税事務所	2	5	6	-	-	-	13
合計	35	117	107	13	4	23	299

仙台中央県税事務所と仙台北県税事務所で収納管理班を置いているのは納税者数の多さから、収納・納税証明・還付・口座振替等の業務を納税班から切り離して専門に担当する部署として設置しているものである。同様に、特別滞納整理担当も長期・大口・特殊滞納事案の整理を行う専任者を別途置いているものである。

仙台中央県税事務所のその他 6 名は、国土交通省東北運輸局宮城運輸支局の同一敷地内にある仙台市宮城野区扇町の出張所において、自動車二税の審査・徴収・納税証明発行業務を行っている。

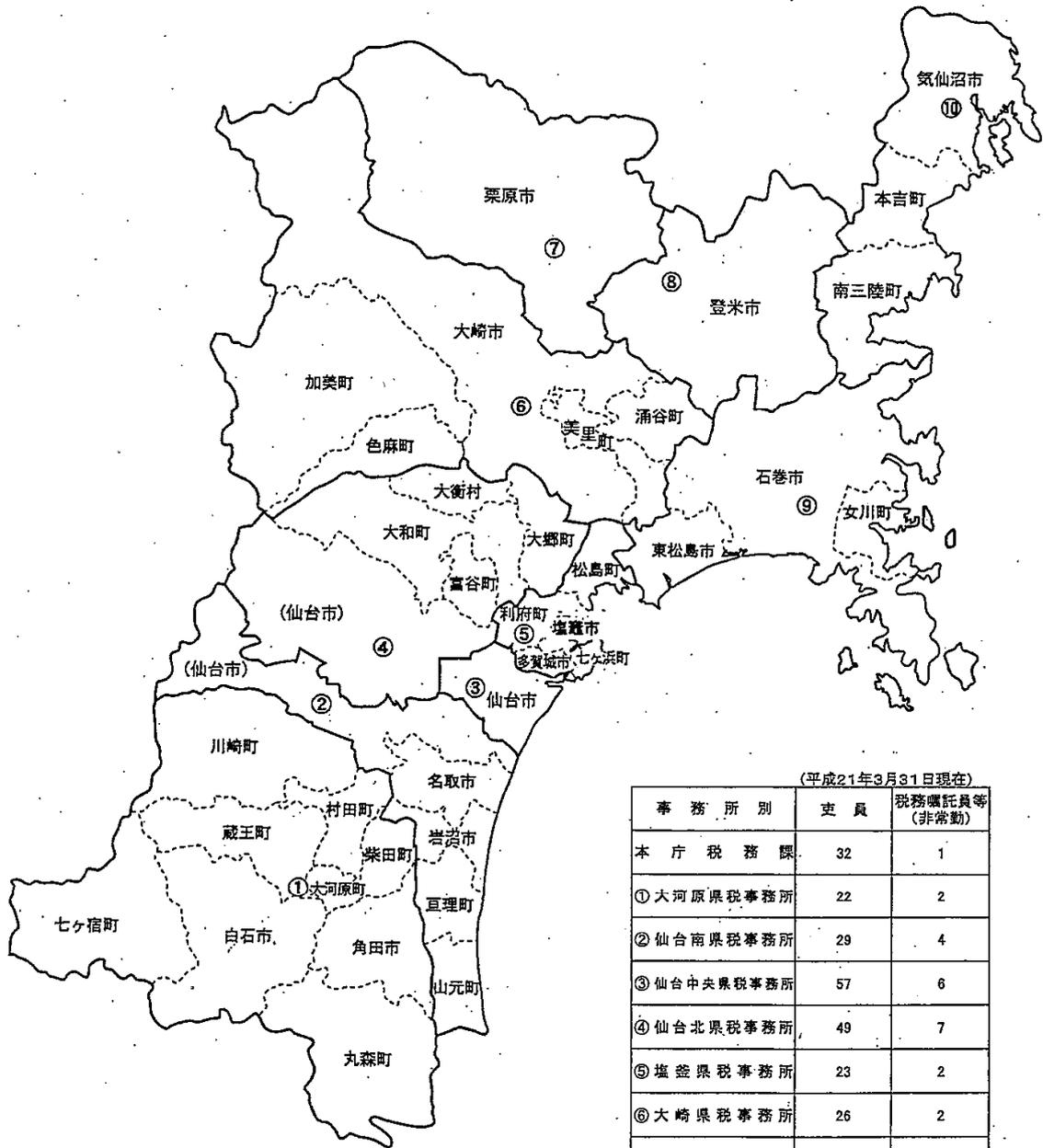
総務部税務課のその他 17 名の内訳は以下のとおりであり、県税全般に係るスタッフ機能、サポート機能を担っている。

庶務担当	3 名	外形標準課税調査担当	3 名
企画班	3 名	個人住民税徴収支援担当	4 名
システム管理班	4 名	合計	17 名

なお、市町村合併の進展等による地域環境の変化を踏まえ、平成 21 年 4 月 1 日より県北の 4 県税事務所は以下のように 2 県税事務所と 2 地域事務所に再編されている。2 地域事務所では所管地域に係る徴収事務と自動車税の賦課事務を行っている。

- 大崎県税事務所 ⇒ 北部県税事務所
- 栗原県税事務所 ⇒ 北部県税事務所栗原地域事務所
- 石巻県税事務所 ⇒ 東部県税事務所
- 登米県税事務所 ⇒ 東部県税事務所登米地域事務所

図表 26 事務所管内図・税務職員配置表



(平成21年3月31日現在)

事務所別	吏員	税務嘱託員等 (非常勤)
本庁税務課	32	1
①大河原県税事務所	22	2
②仙台南県税事務所	29	4
③仙台中央県税事務所	57	6
④仙台北県税事務所	49	7
⑤塩釜県税事務所	23	2
⑥大崎県税事務所	26	2
⑦栗原県税事務所	11	2
⑧登米税事務所	12	2
⑨石巻県税事務所	25	2
⑩気仙沼県税事務所	13	3
計	299	33

6. 徴税費

(1) 徴税費の推移

県税を徴収するに当たっては、人件費等の直接的あるいは間接的な費用が当然に発生する。この費用を徴税費という。宮城県における、最近 5 年間の収入額とそれに対応する徴税費の推移は以下のとおりである。

図表 27 徴税費の推移（平成 20 年度宮城県税務統計書より抜粋）

（単位：千円、％）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
					金額	伸び率
収入額①	239,437,856	242,118,605	249,293,905	284,234,807	282,689,240	△ 0.5
徴税費						
人件費	2,306,260	2,382,319	2,438,797	2,502,206	2,458,348	△ 1.8
旅費	16,747	14,412	12,772	11,632	6,299	△ 45.8
需用費	687,812	652,430	586,369	694,388	893,995	28.7
報償費	3,278,185	3,206,289	3,317,035	5,624,987	5,474,519	△ 2.7
徴税費合計②	6,289,004	6,255,450	6,354,973	8,833,213	8,833,161	0.0
収入額に対する徴税費の割合 （②/①）	2.63%	2.58%	2.55%	3.11%	3.12%	-
税務職員数(人)	312	317	323	329	327	△ 0.6
職員一人当たり収入額(千円)	767,429	763,781	771,808	863,936	864,493	0.1
職員一人当たり徴税費額(千円)	9,650	9,619	9,405	9,751	10,271	5.3

（注）職員一人当たり徴税費額は報償費を除く。

徴税費のうち、需用費とは地方公共団体の行政事務の執行上必要とされる物品の取得・購入等に要する経費や通信運搬費等の経費をいう。報償費のうち主な項目は、県税の徴収取扱費であり、平成 20 年度では 4,882,331 千円発生している。この徴収取扱費とは、個人県民税については各市町村がその徴収事務を執行しているため、その徴収コストの負担分として市町村に対して交付されるものである。平成 19 年度より個人県民税の調定額が増加したことに伴い、徴収取扱費も増加している。

(2) 徴税費の他県比較

宮城県の徴税費について東北6県で比較してみたのが以下の表である。

図表 28 東北6県の比較（平成20年度宮城県税務統計書より抜粋）

(単位:千円、人)

	税収入額A	順位	徴税費B	B/A	順位	徴税吏員数	吏員1人当たりの徴税額	順位	吏員1人当たりの徴税費	順位
青森	138,565,111	3	5,166,720	3.73%	3	197	703,376	3	26,227	2
岩手	124,224,042	4	5,065,071	4.08%	6	185	671,481	5	27,379	4
宮城	282,689,240	1	8,833,161	3.12%	1	327	864,493	1	27,013	3
秋田	96,795,524	6	3,815,589	3.94%	5	138	701,417	4	27,649	5
山形	114,225,452	5	4,355,960	3.81%	4	207	551,814	6	21,043	1
福島	234,740,655	2	8,171,545	3.48%	2	287	817,912	2	28,472	6
6県合計	991,240,024		35,408,046	-		1,341	4,310,493		157,783	
6県平均	165,206,671		5,901,341	3.69%		224	718,415		26,297	
全国平均	417,205,920		11,259,982	2.70%		418	998,405		26,946	

税収入額の順位が1位から3位の県は、徴税費が税収入額（徴税額）に対して占める割合であるB/Aや、吏員1人当たり徴税額も同順位になっているが、4位から6位の県ではB/Aや、吏員1人当たり徴税額の順位は入り組んでいる。すなわち、宮城県がこれらの指標で1位であるのは徴税額の大きさによるものであるとみることができる。

吏員1人当たり徴税費になると、山形県が突出して低く、全国でみても東京都に次いで2位である。しかし、吏員数が秋田県の5割増しの人数であるため、吏員1人当たり徴税額は6位と、税収入額が174億円少ない秋田県より、1人当たりで150百万円少ない徴税額となっている。

徴税費の多寡を論じる場合には、吏員1人当たり徴税額（効率的な収入の獲得）と吏員1人当たり徴税費（費用の最小化）とがバランスよく保たれ、それがB/Aの比率の上昇となって表れていることを確認することが重要と思われる。

その観点から、税収入額が宮城県とほぼ同規模の2,500億円以上3,000億円未満である県を抽出して比較したものが以下の表である。

図表 29 同規模他県との比較（平成20年度宮城県税務統計書より抜粋）

(単位:千円、人)

	税収入額A	順位	徴税費B	B/A	順位	徴税吏員数	吏員1人当たりの徴税額	順位	吏員1人当たりの徴税費	順位
宮城	282,689,240	1	8,833,161	3.12%	3	327	864,493	2	27,013	2
栃木	271,625,861	3	9,164,440	3.37%	4	329	825,611	4	27,855	3
新潟	273,930,176	2	9,455,185	3.45%	5	336	815,268	5	28,140	4
三重	267,425,726	4	8,020,321	3.00%	2	311	859,890	3	25,789	1
岡山	253,204,602	5	7,486,935	2.96%	1	252	1,004,780	1	29,710	5
5県合計	1,348,875,605		42,960,042	-		1,555	4,370,042		138,507	
5県平均	269,775,121		8,592,008	3.18%		311	874,008		27,701	

上記5県の中で宮城県の税収入額は1位であるが、吏員1人当たりの徴税額と吏員1人当たりの徴税費は2位であり、徴税費Bの税収入額Aに対する割合（B/A）は3位と中位にある。

岡山県は吏員1人当たりの徴税額が10億円を超えており、これが5県の中でずば抜け

ていることが（B/A）1位の要因とみられる。少ない人員で効率的に税収を確保しているということになる。

B/Aが2位の三重県は吏員1人当たりの徴税費が25百万円台で、他県と比べて2百万円程度小さい。1人当たりの徴収事務コストが抑制されているといえる。

宮城県は吏員1人当たりの徴税額及び徴税費の指標で2位ではあるが、それぞれ1位との間の乖離は大きく、どちらかといえば3位に近い2位である。なお、これらの指標は各地域の経済環境や産業構造、あるいは地理的条件などにより一律に比較できないものであるともいえるが、同規模他県の実例がある以上、宮城県としてもまだまだ改善する余地は残っているものと考えられることができる。

第3. 監査の結果及び意見

1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

(1) 法人県民税の概況

I. 法人県民税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

① 納税義務者

・県内に事務所・事業所を有する法人	均等割と法人税割
・県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人	均等割
・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所・事業所を有するもの	法人税割

② 税額及び税率

均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,000円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,000円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円
	上記以外の法人等	年額 20,000円

法人税割	次のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・法人税額が年1,000万円を超える法人 ・解散（合併により解散を除く）による清算所得に対する法人税を課される法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人 ・法人税法に規定する受託法人 	法人税額又は個別帰属法人税額の5.8%
	上記以外の法人	法人税額又は個別帰属法人税額の5.0%

③ 申告と納税

確定申告・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内（一定の理由により決算が確定しない法人は、申告期限を延長される場合がある。）

中間（予定）申告・・・事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

④ 非課税

イ. 地方税法第25条（県民税の非課税の範囲）

1. 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等など
2. 社会福祉法人、宗教法人、学校法人、労働組合など
ただし収益事業を行っている場合は課税される。

II. 調定額・収入率・収入未済額の状況

最近5年間の調定額、収入率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

図表 30 法人県民税の調定額等の推移

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現 年 課 税 分	調定額	14,311,209	14,319,664	15,582,173	15,326,476	15,435,602
	収入済額	14,270,173	14,268,776	15,534,062	15,272,851	15,368,201
	収入率	99.71%	99.64%	99.69%	99.65%	99.56%
	還付未済額	64	463	173	151	116
	不納欠損処理額	103	118	4,293	11,521	7,157
	収入未済額	40,997	51,233	43,991	42,255	60,360
滞 納 線 越 分	調定額	145,167	138,135	145,049	123,148	95,401
	収入済額	32,918	27,686	34,267	37,482	34,813
	収入率	22.68%	20.04%	23.62%	30.44%	36.49%
	還付未済額	0	15	6	0	20
	不納欠損処理額	12,360	15,104	29,763	29,287	22,177
	収入未済額	99,889	95,360	81,025	56,379	38,431
合 計	調定額	14,456,376	14,457,799	15,727,222	15,449,624	15,531,003
	収入済額	14,303,091	14,296,462	15,568,329	15,310,333	15,403,014
	収入率	98.94%	98.88%	98.99%	99.10%	99.18%
	還付未済額	64	478	179	151	136
	不納欠損処理額	12,463	15,222	34,056	40,808	29,334
	収入未済額	140,886	146,593	125,016	98,634	98,791
	不納欠損処理率	0.09%	0.11%	0.22%	0.26%	0.19%
(収入未済額の内訳)						
内 容	差押額	50,055	22,514	29,806	15,041	37,566
	執行停止額	3,938	2,682	3,892	8,319	712
	徴収猶予額	149	-	-	-	-
	その他	86,744	121,397	91,318	75,274	60,513
	計	140,886	146,593	125,016	98,634	98,791

調定額は平成18年度で対前年度比8.8%の増加がみられ、その後は横ばいの状態にある。平成17年度や平成18年度では、法人県民税に関する特別な税制改正は行われていないことから、平成18年度の増加は、いわゆる地方都市の「ミニバブル」の影響があったものと考えられる。

収入率については滞納繰越分が向上しているため、収入率合計は毎年少しずつ上昇している。

収入未済額に関しては、不納欠損処理の進展もあり全体として減少傾向にある。内訳のうち「その他」は、差押、交付要求、徴収猶予、処分停止等の処理が行われていない未整理事案に係る金額であるが、平成 20 年度県税滞納額縮減対策本部事業計画の中で、個人県民税以外の滞納額縮減対策の一つとして未整理事案の解消が掲げられていることから、「その他」の金額が収入未済額合計に占める割合は、平成 17 年度の 82.8%から平成 20 年度は 61.2%まで減少している。これは、差押手続を強化したことの結果といえるものである。

ここで、平成 20 年度の調定額の前年比と構成比（県税全体に対して占める割合）及び収入率を、東北 6 県で比較すると下表のようになる。

図表 31 東北 6 県の比較

	調定額		収入率
	前年比	構成比	
青森	87.9%	3.68%	99.05%
岩手	92.2%	4.66%	99.14%
宮城	100.5%	5.32%	99.18%
秋田	89.1%	4.57%	99.14%
山形	95.2%	4.69%	99.19%
福島	84.5%	4.64%	99.35%
6県平均	92.3%	4.70%	99.20%
全国(収入済額)	89.9%	5.9%	98.88%
宮城(収入済額)	100.6%	5.4%	99.18%

宮城県の平成 20 年度調定額は前年比で 100.5%とわずかな伸びであるが、100%を超えているのは宮城県のみであり、また、構成比も最も高いことがわかる。なお、上記の表の全国の前年比と構成比は収入済額に基づく数値を記載している。また、その下には宮城県の収入済額に基づく前年比と構成比を対比させている。

収入率については東北 6 県すべてで 99%を超えており、宮城県は平均値に近い。全国平均との比較では 0.3 ポイント上回っている。

Ⅲ. 県税事務所別の状況

平成 20 年度における法人県民税の県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率は以下のとおりである。

図表 32 県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率

(単位: 件、千円)

	調定額		収入済額		収入率		順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
大河原	3,966	405,963	3,799	399,189	95.79%	98.33%	9
仙台南	8,605	1,085,566	8,207	1,074,119	95.37%	98.95%	7
仙台中央	24,034	7,407,850	23,484	7,372,236	97.71%	99.52%	1
仙台北	22,998	4,382,027	22,341	4,337,372	97.14%	98.98%	6
塩釜	4,149	768,171	3,907	761,040	94.17%	99.07%	5
大崎	4,993	565,231	4,753	552,595	95.19%	97.76%	10
栗原	1,635	205,202	1,584	204,064	96.88%	99.45%	2
登米	1,727	171,188	1,684	170,173	97.51%	99.41%	3
石巻	7,722	422,991	7,483	416,401	96.90%	98.44%	8
気仙沼	2,672	116,813	2,634	115,824	98.58%	99.15%	4
合計	82,501	15,531,002	79,876	15,403,013	96.82%	99.18%	

法人県民税の県全体の収入率 99.18%に対して、大崎 (97.76%)、大河原 (98.33%)、石巻 (98.44%) の 3 県税事務所がやや下回っている。最も高いのが仙台中央 (99.52%) である。

平成 20 年度における県税事務所別の収入未済額の内訳は以下のとおりである。

図表 33 県税事務所別の収入未済額

(単位: 千円)

	差押額A	執行停止額	徴収猶予額	その他	合計B	A/B
大河原	522	28	-	3,390	3,940	13.2%
仙台南	2,514	-	-	8,087	10,601	23.7%
仙台中央	10,392	304	-	14,961	25,657	40.5%
仙台北	20,899	260	-	18,081	39,240	53.3%
塩釜	179	-	-	4,739	4,918	3.6%
大崎	1,854	-	-	4,812	6,666	27.8%
栗原	105	-	-	918	1,023	10.3%
登米	100	20	-	795	915	10.9%
石巻	711	-	-	4,390	5,101	13.9%
気仙沼	290	100	-	340	730	39.7%
合計	37,566	712	-	60,513	98,791	38.0%

仙台中央と仙台北の 2 県税事務所では大口の差押案件が多いことから、収入未済額 (B) では 65.7%の割合であるが、差押額 (A) では全体の 83.3%を占めている。

(2) 法人事業税の概況

I. 法人事業税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

事業税は、事業を行う場合には道路等の公共施設を利用し、また、各種の行政サービスを受けるので、その経費の一部を負担してもらう考え方により設けられているものである。

① 納税義務者

県内に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人並びに法人でない社団又は財団で収益事業を行っているもの。

② 課税標準

イ. 電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人 各事業年度の収入金額

ロ. その他の事業を行う法人

i 所得割	各事業年度の所得及び清算所得
ii 付加価値割	各事業年度の付加価値額 各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と各事業年度の単年度損益との合計額
iii 資本割	各事業年度の資本金等の額

③ 税率

イ. 次のいずれかに該当する法人 超過税率⁷を適用

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 所得が年4,000万円を超える法人（所得課税法人）
- ・ 収入金額が年3億2,000万円を超える法人（収入金額課税法人）
- ・ 解散（合併により解散を除く）による清算所得に対する事業税を課される法人
- ・ 保険業法に規定する相互会社
- ・ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
- ・ 法人税法に規定する受託法人

ロ. 上記以外の法人 標準税率を適用（次ページの表）

⁷ 宮城県では、平成20年3月1日以後に終了する事業年度から「法人事業税の超過課税（みやぎ発展税）」を適用しており、超過税率は地方法人特別税の適用後（平成20年10月1日以降）の標準税率に、地方法人特別税の適用前（平成20年9月30日まで）の標準税率の5%を加算した税率となっている。この税収は産業振興施策や宮城県沖地震被害最小化施策に重点的に充てられている。

開始する事業年度及び税率区分			平成20年 9月30日まで	平成20年 10月1日以降	
			超過税率 (標準税率)	超過税率 (標準税率)	
法人区分					
電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人			1.365% (1.3%)	0.765% (0.7%)	
その他 の 事 業 を 行 う 法 人	普通法人 (特別法人、 外形標準課税 法人以外)	所得	所得のうち年400万円以下の金額の	5.25% (5.0%)	2.95% (2.7%)
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	7.665% (7.3%)	4.365% (4.0%)
		割	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	10.08% (9.6%)	5.78% (5.3%)
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	10.08% (9.6%)	5.78% (5.3%)
	特別法人 (協同組合、 信用金庫、医 療法人等)	所得	所得のうち年400万円以下の金額の	5.25% (5.0%)	2.95% (2.7%)
			所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の	6.93% (6.6%)	3.93% (3.6%)
		割	3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	6.93% (6.6%)	3.93% (3.6%)
	外形標準 課税法人	付加価値割		0.504% (0.48%)	0.504% (0.48%)
		資 本 割		0.21% (0.2%)	0.21% (0.2%)
		所得 割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.99% (3.8%)	1.69% (1.5%)
			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	5.775% (5.5%)	2.475% (2.2%)
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	7.56% (7.2%)	3.26% (2.9%)
3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	7.56% (7.2%)		3.26% (2.9%)		

(注1) 超過税率は、次の事業年度に適用される。

- ・平成20年3月1日から平成25年2月末までに終了する各事業年度
- ・平成20年3月1日から平成25年2月末までに解散した法人の各事業年度

(注2) 平成20年10月1日以降に開始する事業年度については、地方法人特別税(国税)が別途課税される。

④ 申告と納税

確定申告・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内(一定の理由により決算が確定しない法人は、申告期限を延長される場合がある。)

中間(予定)申告・・・事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

II. 非課税及び減免制度

イ. 地方税法第 72 条の 4 (事業税の非課税の範囲)

1. 国又は次に掲げる法人が行う事業
 - ・ 県、市町村、特別区などの公共団体
 - ・ 地方独立行政法人
 - ・ 法人税法別表第 1 に規定する独立行政法人
 - ・ 国立大学法人など
 - ・ 日本政策金融公庫、地方 3 公社（住宅供給、道路、土地開発）など
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会など
2. 林業、鉱物の掘採事業
3. 農事組合法人で農地法において定める要件を満たしているものが行う農業

ロ. 地方税法第 72 条の 5 (事業税の非課税所得等の範囲)

1. 次に掲げる法人が行う事業のうち、収益事業に係るもの以外のもの
 - ・ 法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人
 - ・ 社会医療法人、公益法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人など
 - ・ 弁護士会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会、日本公認会計士協会、税理士会など
 - ・ 法人である労働組合、職員団体など
 - ・ 漁船保険組合、信用保証協会、農業共済組合、国民健康保険組合、厚生年金基金など
 - ・ 市街地再開発組合など
 - ・ 高圧ガス保安協会、小型船舶検査機構など
 - ・ 管理組合法人、マンション建替組合など
 - ・ 地方自治法に規定する認可地縁団体
 - ・ 政党など
 - ・ 特定非営利活動法人
2. 人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のもの

以上のほか、平成 20 年度宮城県税務統計書（以下、「税務統計書」という。）によれば、過疎地域における県税の課税免除に関する条例、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例、原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例に基づく法人事業税の減免額が、全部で 72,905 千円発生している。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

最近5年間の調定額、収入率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

図表 34 法人事業税の調定額の推移

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現年課税分	調定額	64,100,031	66,167,639	73,398,710	73,178,413	76,186,939
	収入済額	64,010,609	66,030,374	73,267,378	73,019,936	75,960,274
	収入率	99.86%	99.79%	99.82%	99.78%	99.70%
	還付未済額	0	209	1,389	93	228
	不納欠損処理額	0	0	20,002	59,473	34,074
	収入未済額	89,422	137,474	112,719	99,097	192,819
滞納繰越分	調定額	479,286	466,665	467,247	349,546	240,466
	収入済額	71,924	70,987	94,557	84,885	88,901
	収入率	15.01%	15.21%	20.24%	24.28%	36.97%
	還付未済額	0	1	25	0	0
	不納欠損処理額	23,312	57,430	123,984	107,241	70,382
	収入未済額	384,050	338,249	248,731	157,420	81,183
合計	調定額	64,579,317	66,634,304	73,865,957	73,527,959	76,427,405
	収入済額	64,082,533	66,101,361	73,361,935	73,104,821	76,049,175
	収入率	99.23%	99.20%	99.32%	99.42%	99.51%
	還付未済額	0	210	1,414	93	228
	不納欠損処理額	23,312	57,430	143,986	166,714	104,456
	収入未済額	473,472	475,723	361,450	256,517	274,002
	不納欠損処理率	0.04%	0.09%	0.19%	0.23%	0.14%

(収入未済額の内訳)

内容		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
差押額		205,818	102,101	128,543	19,864	173,785
執行停止額		13,709	3,302	12,548	49,722	2,123
徴収猶予額		381	-	-	-	-
その他		253,564	370,320	220,359	186,931	98,094
計		473,472	475,723	361,450	256,517	274,002

調定額は平成18年度と平成20年度で大きな伸びがみられる。平成18年度の増加は企業収益の拡大や法人事業税の課税標準に係る分割基準の見直し⁸、平成20年度は前掲の「みやぎ発展税」によるところが大きい。

収入率については現年課税分がやや低下傾向にあるが、滞納繰越分が向上しているため、収入率合計は毎年0.1ポイントずつ上昇している。

収入未済額に関しては平成18年度以降不納欠損処理額が大きく発生し、全体として減少傾向にある。内訳では、「その他」(差押・交付要求・徴収猶予・処分停止等の処理が行われていない未整理事案)が平成17年度から明らかに減少しており、平成20年度では差押が前年度に比べて急増している。

ここで、平成20年度の調定額の前年比と構成比及び収入率を、東北6県で比較すると次ページのようになる。

⁸ 非製造業について、課税標準の2分の1を事務所数により、2分の1に従業者数により分割する方法に変更した。また、本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止した。

図表 35 東北 6 県の比較

	調定額		収入率
	前年比	構成比	
青森	94.2%	20.36%	99.44%
岩手	93.3%	21.81%	99.59%
宮城	103.9%	26.20%	99.51%
秋田	91.8%	22.21%	99.48%
山形	98.1%	22.66%	99.81%
福島	94.3%	28.31%	99.68%
6県平均	97.1%	24.53%	99.58%
全国(収入済額)	92.8%	29.0%	99.10%
宮城(収入済額)	104.0%	26.9%	99.51%

宮城県の平成 20 年度調定額は前年比 103.9%と伸びており、100%を超えているのは宮城県のみである。ただし、これには前述のように「みやぎ発展税」が大きく寄与している。また、構成比は福島県に次いで高くなっている。

収入率については東北 6 県中 4 県が 99.5%を超えており、特に山形県と福島県は高い率を示している。その中で宮城県は平均値に近く、全国平均との比較では 0.4 ポイント上回っている。

IV. 県税事務所別の状況

平成 20 年度における法人事業税の県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率は以下のとおりである。

図表 36 県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率

(単位: 件、千円)

	調定額		収入済額		収入率		順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
大河原	3,367	2,240,925	3,319	2,214,946	98.57%	98.84%	9
仙台南	4,611	4,784,448	4,505	4,763,808	97.70%	99.57%	7
仙台中	17,344	34,051,494	17,105	33,919,539	98.62%	99.61%	6
仙台北	20,660	25,536,676	20,433	25,394,762	98.90%	99.44%	8
塩釜	1,879	3,341,576	1,819	3,330,966	96.81%	99.68%	4
大崎	4,175	2,588,986	4,119	2,550,744	98.66%	98.52%	10
栗原	651	860,983	641	859,505	98.46%	99.83%	3
登米	643	704,473	638	704,390	99.22%	99.90%	2
石巻	2,764	1,898,909	2,699	1,891,977	97.65%	99.63%	5
気仙沼	825	418,936	818	418,539	99.15%	99.91%	1
合計	56,919	76,427,406	56,096	76,049,176	98.55%	99.51%	

法人県民税と同様に、法人事業税においても大崎（98.52%）と大河原（98.84%）が県全体の収入率 99.51%を下回っているが、法人県民税が低位であった石巻（99.63%）は法人事業税では県全体の収入率を上回っている。

大崎県税事務所では現年課税分で大口滞納案件が 4 件発生していることが、法人県民税、法人事業税ともに収入率を引き下げている。

大河原県税事務所では滞納繰越分で大口滞納案件が 2 件あり、法人県民税及び法人事業税の収入率を引き下げている。

石巻県税事務所では法人県民税のみの少額滞納先が多数あるため収入率が低くなっているが、法人事業税は滞納繰越分で大口の納付が 2 件あったことが、収入率を県平均まで押し上げている。

調定件数の少ない登米、気仙沼、栗原の各県税事務所では、100%に近い収入率を確保している。

図表 37 県税事務所別の収入未済額

平成 20 年度における県税事務所別の収入未済額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	差押額A	執行停止額	徴収猶予額	その他	合計B	A/B
大河原	7,957	41	-	4,450	12,448	63.9%
仙台南	2,543	-	-	15,042	17,585	14.5%
仙台中央	52,644	594	-	36,404	89,642	58.7%
仙台北	102,105	1,488	-	22,770	126,363	80.8%
塩釜	-	-	-	6,572	6,572	0.0%
大崎	7,616	-	-	5,400	13,016	58.5%
栗原	20	-	-	1,458	1,478	1.4%
登米	-	-	-	83	83	0.0%
石巻	900	-	-	5,864	6,764	13.3%
気仙沼	-	-	-	51	51	0.0%
合計	173,785	2,123	-	98,094	274,002	63.4%

仙台中央と仙台北の 2 県税事務所では法人県民税同様に大口の差押案件が多いことから、収入未済額 (B) では 78.8%の割合であるが、差押額 (A) では全体の 89.0%を占めている。

以上のように、宮城県の法人二税の調定額がいずれも平成 20 年度で対前年度比 100%を超えているということは、企業数あるいは企業収益の伸長がみられた、というように一般的にはとらえることができる。ただし、法人事業税については超過課税である「みやぎ発展税」の影響が大きく、これを除くと対前年度比は 98.2%にとどまるというデータもある。さらに、平成 20 年秋口からの企業収益の急速な悪化と法人事業税の一部国税化⁹によって、平成 21 年度当初予算案において法人二税は 357 億円、40%近い減少が見込まれている。この金額は県税収入全体の減少見込額 435 億円の実に 8 割を占めるものである。したがって、県としては法人二税、とりわけ法人事業税の課税と徴収については、従来にも増してきめ細かい管理をしていくことが必要になると考えられる。

⁹ 法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税(国税)及び地方法人特別譲与税が創設されたことに伴い、法人事業税(所得割・収入割)の税率が4割以上引き下げられている(38ページ参照)。平成20年10月1日以後開始事業年度から適用されている。

(3) 指摘又は意見

① 申告内容の正確性と網羅性の確保について

申告書が提出されると、原則として翌月 4 営業日以内までに税務総合管理システムへ申告データのを入力をすることになっている。税務総合管理システムでは、申告すべき納税者が、国税データに基づいて正しく申告されているかをチェックするために、以下のような手順により申告書の精査手続を行っている。

<申告データの振分け>

国税データと実際に申告されたデータを県税事務所別に振り分けるために「国税調査振分けファイル」を作成する。このときに法源番号¹⁰マスターと課税客体マスターを検索し、検索できたときは課税番号や名称、所在地等の取得を行うが、検索できなかった場合には以下のエラー区分を付す。

エラー区分 1 該当の法源番号なし

エラー区分 2 該当の課税客体なし

<決議処理>

「国税調査振分けファイル」より所得金額と法人税額の突合チェックを行い、一致するものについては是認ファイルを作成し、是認されなかったものについては「所得金額調査ファイル」を作成する。ただし、外形課税法人については突合チェックの結果にかかわらず、是認ファイルは作成せず「所得金額調査ファイル」の作成を行う。

このときに事業年度マスター、法人申告マスター、所得計算マスターの順番にマスター検索処理を行うが、検索できなかった場合には以下のエラー区分を付すこととし、以降の検索処理は行わない。

イ. 事業年度マスターの検索

「国税調査振分けファイル」を読み込み、事業年度マスターを検索する。課税客体までは確認できるが、該当する事業年度のデータがないとき。

エラー区分 3 該当の事業年度なし

さらに、事業年度までは確認できるが最新申告処理コードが \leq “10”¹¹、または最新申告補助コードが \neq “0”¹²のとき。

エラー区分 4 該当の申告なし

¹⁰ 法源番号とは国が税務署単位に法人ごとに付している番号のこと。

¹¹ 最新申告処理コードが \leq “10”とは、予定申告、中間申告、みなす申告、見込み納付など、年度確定税額ではない申告書のことをさす。

¹² 最新申告補助コードとは税歴の状態を定義するもので、「 \neq “0”」とは通常申告ではない閉塞、仮格納、取消の状態にあることをさす。

ロ. 法人申告マスターの検索

「国税調査振分けファイル」を読み込み、法人申告マスター検索処理を行う。その結果該当データがないとき。

エラー区分 4 該当の申告なし

法人申告マスターに該当データがあるときは所得計算マスターを事前に検索し、法人所得金額、繰越欠損等又は災害損失金、私財提供等欠損の当期控除額、社会保険等に係る医療の所得に関する情報を取得しておく。その上で法人税額の突合チェック¹³をした結果不一致があるとき、又は自主決定法人¹⁴の場合は無条件に以下のエラー区分とする。

エラー区分 6 金額が不一致

ハ. 所得計算マスターの検索

「国税調査振分けファイル」を読み込み、所得計算マスター検索処理を行う。その結果該当データ（第 6 号様式の左下「所得金額の計算」欄）がないときは、法人申告マスターの所得金額総額（第 6 号様式の「所得割－所得金額総額－課税標準」欄）と国税データの所得金額とを突合チェックし、一致した場合にはエラーとはしない。

所得計算マスターに該当データはあるが、所得金額の突合チェック¹⁵で不一致のとき。

エラー区分 6 金額が不一致

¹³ 法人税額の突合チェックは、「国税調査振分けファイル」にある法人県民税課税標準算出のための各項目を計算した数値(国税データを基にしたもの)と、法人申告マスターにある規定法人税額(実際に申告書に記載されている課税標準額)を照合して行う。ただし、両数値がともに \leq ゼロのときは、突合チェックは行わず OK とする。

¹⁴ 自主決定法人については 49 ページを参照。

¹⁵ 所得金額の突合チェックは、「国税調査振分けファイル」にある所得金額又は欠損金額と、所得計算マスターにある課税標準算出のための各項目を計算した数値を照合して行う。ただし、両数値がともに \leq ゼロのときは、突合チェックは行わず OK とする。

指摘 1 所得金額調査書の利用状況

税務総合管理システムでエラー扱いされたものについては、毎月、所得金額調査書という一覧表が出力されている。所得金額調査書に記載された法人については国税資料を入手し、県に提出された申告書と照合し、その結果、一致していれば是認処理¹⁶をし、不一致の場合は更正処理等を行うことになっている。今回、いくつかの県税事務所においてその利用の実態に関して質問と調査を行った。その結果は以下のとおりである。

- A 県税事務所ではエラーメッセージごとに、エラーの生じる原因、対処方法についてまとめた覚え書きを、担当者が独自に作成している。基本的には国税資料（整理表又は決議書）を閲覧し、申告内容を確認して是認、更正、決定、申告しようよう、県の税務総合管理システムへの入力などの対応を行うこととしている。

実際に全件について税務署に出向いて調査しているが、最終的に確認できないものもあるということである。監査の際に1件だけ、法源番号の追跡調査がなされずにいたものが検出されたが、全体として所得金額調査書は有効に活用されているものと思われた。なお、管轄税務署においては処理された月ごとに、法人税申告書の第1表のみ綴られているとのことである。

- B 県税事務所ではエラーメッセージの区分と対処方法について、文書等の明確な形で取扱いを示しているものはなく、担当者としては、他の県税事務所分が混在している、税務署の法源番号が再利用されているなどの理由で、エラーが生じているケースが多いという認識があるだけである。

特に法人事業税では、調定件数は県内で最多であり、調定金額は2番目ということで、事務量的には県内最大の県税事務所であるということに加え、管轄税務署における国税資料の収集においても、A 県税事務所のように容易に情報収集できる状況にはないという事情もあり、所得金額調査書の利用に関しては消極的な印象を受けた。これまで所得金額調査書は参考程度でしかなかったが、今後は利用促進を図っていくとのことである。

- C 県税事務所では平成 21 年度に作成された所得金額調査書からエラーメッセージごとにサンプル抽出して調査を行った。

「該当の法源番号なし」は県の課税番号と国の法源番号が一致していないか、未入力の場合であるが、調査時点（平成 21 年 11 月）で法源番号の確認と入力の処理が未済であった。

「該当の申告なし」を3件調査したが、うち A 社は事業廃止のため賦課保留としており、I 社は平成 16 年 7 月期より所在不明の取扱いになっている。H 社は平成 19 年 7 月期より不申告の取扱いとしている。I 社と H 社については国税データが存在している、すなわち国税申告はなされているのであるから、会社は存在しているはずであ

¹⁶ 是認処理とは、市町村や分割法人における他県が課税手続を執行するために、本県の税額を確定させる処理である。

り、少なくとも均等割課税は可能であると思われる。追跡調査がなされなければならないケースである。

「金額が不一致」は自主決定法人に多いが、医療法人に係る所得金額の確認は行われていなかった。

- D 県税事務所では所得金額調査書の利用状況について全般的な質問を行ったが、税務総合管理システム上のエラーメッセージの区分と事後対応に関して、明確な認識は得られていないようであった。

「該当の法源番号なし」は国の法源番号が再利用されるため、県の課税番号と一致しない場合があるとのことである。

「該当の申告なし」は不申告法人との認識があるが、すべてについて申告しようようをしているわけではない。平成 20 年度の法人事業税に関する無届・不申告法人に対する対応は、無届法人には 15 件のしょうよう、不申告法人には 44 件の電話催告による処理に止まっている。数か月に 1 回の割合でしょうようしているために 100% の対応には至っていない。

「金額が不一致」には医療法人が多いが、医療法人に係る所得金額の確認作業は行われていない。

- E 県税事務所では平成 20 年 7 月 11 日作成の所得金額調査書（大半は平成 20 年 3 月期事業年度法人が対象）からサンプル調査を行った。

「該当の法源番号なし」は県の課税番号は登録済みであるが、国の法源番号が未入力の場合が多く、税務署で番号を確認した上で入力して解消している。

「該当の事業年度なし」は、清算終了年度のためエラーが生じているもので、提出された申告書を確認して是認処理がされている。

「該当の申告なし」でみた 3 件はいずれも清算中の法人で、そのうち、S 社はその後清算終了して申告がなされたので是認処理をしている。I 社と K 社は国税申告があるものの県には申告がない。いずれも賦課保留の取扱いになっており、その後の清算手続の進捗確認や申告しようようなどが必要となる会社である。

「金額が不一致」には医療法人が多く、国税資料を入手し、所得金額を確認の上、是認処理している。一般事業会社の例では県の申告書への記載誤りが原因のエラーであり、会社に対して更正処理を行っている。

E 県税事務所では所得金額調査書を基本的に重要な書類として認識しており、これに基づいて税務署に赴き、全件の調査を実施している。

以上のように、往査した各県税事務所における所得金額調査書の利活用状況は一様ではなく、県税事務所によって相違がみられた。

そもそも、所得金額調査書が作成される目的は、申告内容の正確性と、申告法人の網羅性を確保することにあると考えられ、そのために積極的に利用されることが求められているものである。県税事務所の申告窓口で申告書を受領する時には、形式的なチェッ

クはなされているが、実質的な部分については、税務総合管理システムを通して出力された所得金額調査書を十分にフォローすることでチェックされることになる。エラーメッセージの区分ごとに国税資料を調査し、その結果に基づき是認、更正、決定、県の税務総合管理システムへの入力、申告しようなどの対応を行い、また、賦課保留された法人についてはフォローを実施し、課税漏れにつながっていないかを常時監視する必要がある。これらが十分に行われて、はじめて県税が適正に確保されたといえることができる。その点で利用状況が不十分な県税事務所においては、改善措置を講ずる必要がある。

今回往査した県税事務所の中で、有効に活用している A 県税事務所と E 県税事務所の収入率の県内順位をみると、A 県税事務所は法人県民税（36 ページ図表 32 参照、以下同様）で 1 位、法人事業税（41 ページ図表 36 参照、以下同様）は 6 位である。同様に E 県税事務所は 5 位と 4 位である。反対に、利用が活発とはいえない B、C、D の各県税事務所では、B が 6 位と 8 位、C が 7 位と 7 位、D が 9 位と 9 位である。

収入率の順位そのものは相対的なものにすぎず、また、その年度における大口滞納案件発生 の 件数、金額の程度によって変動する要素もあるから一概に判断できないが、上記の順位と、所得金額調査書の利用状況とが全く無関係ともいえないものと思われる。

さらに、管轄税務署における国税資料の収集の点で調査を実施しにくい状況にある県税事務所もあるので、国税当局との連携の問題として考えるべき事項もある。

そして、最後に所得金額調査書の利用に対する税務職員の認識の問題も検討されるべきである。すなわち、エラーメッセージの区分がどのような状態にあることを意味し、何を調査し、どのように対応すべきかが明確になっていない県税事務所がある。一方、担当者ベースで手順書を作成し網羅的にエラーを解消している県税事務所もあり、非常に有効な方法と思われた。

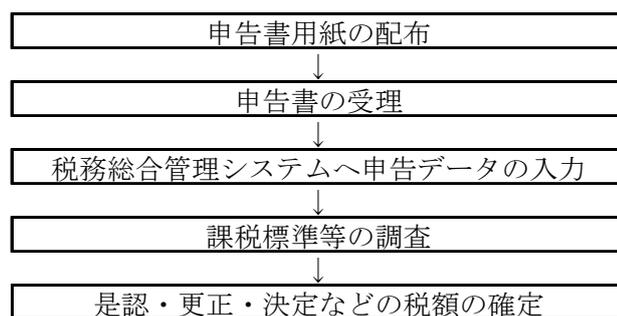
このように、収入率の改善に寄与すると思われる所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について、県は一層の配慮を用い、全県統一的な事務処理が行われるよう改善すべきである。

意見 1 事務処理ガイドライン等の作成

前ページの後段で、所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について述べたが、これに関連して賦課徴収事務を執行する上で税務職員が準拠すべき法令、規程等にどのようなものがあるかとの質問を行った。これに対する回答としては、以前は紙ベースの例規集等であったが、現在は県の税務総合管理システムのウェブサイトに関係例規を電子版としてまとめているということであった。ウェブサイトの内容、構成は条例、規則等の例規編と基本的な通達の通達編からなっており、通達編は全税目に共通する事項、税目別の取扱い、特殊な場合の取扱い、管理に関する事などからなっている。

現在、税務職員は基本的に3年ローテーションで異動することが多く、長年、税務事務に関わっている人は少なくなりつつある。新たに配属された職員にとって、税務行政は特殊性、専門性が高い分野であることから、新任税務職員研修などを通じて業務への理解を促進する体制がとられているところである。また、その時々で発生する問題などへの対応のために、各種会議、研修などを開催し、情報伝達、作業指示などを行っているところでもある。

ここで、法人二税の課税事務の流れを大まかに示すと以下のとおりとなる。



税務総合管理システムへ申告データを入力するところまでは、時系列に沿って事務的に作業を進める部分であるが、その後の課税標準等の調査と税額の確定は、個別、具体的に専門性を発揮して遂行されなければならない事務処理である。この部分については、「自主決定法人の調査要領」(昭和63年7月28日税128号、最終改正平成12年4月3日)と「外形調査マニュアル」(平成19年3月)の2つの規範はあるが、それ以外に、作業手順等を示したものはないようである。ある意味では、やって当たり前のルーチン業務ではあるが、課税事務を担当する職員としては、何を目的として、いつ、どのように行うべきなのが、具体的に文書で、又は視覚的に認識できることは、事務の効率化、標準化にとって有用である。新たに配属された職員にとっては、なすべきことが明確になっていることは執務時間の短縮につながり、また、事務の正確性を確保する上でも有益である。

以上から、前項の所得金額調査書に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。

② 自主決定法人について

法人事業税の所得割の課税標準は、原則として法人税の課税標準である所得計算の例によることとされているが、特定の法人については県が独自に課税標準額及び税額を確認しなければならない場合がある。これら特定の法人は自主決定法人と呼ばれ、地方税法第 72 条の 41 第 1 項により以下のように定められている。

イ. 収入金課税法人

電気供給業、ガス供給業、保険業

ロ. 連結申告法人

ハ. 医療法人等

医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会を含む。

ニ. 外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人

ホ. 非課税事業（林業、鉱物の掘採事業）と課税事業を併せて行う法人

同条第 1 項では、自主決定法人から提出された申告内容が県の調査したところと異なる場合はこれを更正するものとし、同条第 2 項では申告書の提出がなかった場合は県の調査によって決定するものとしている。また、2 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人については、地方税法 72 条の 49 第 1 項により、課税標準の総額の更正又は決定は主たる事務所等の所在地の知事が行うものとしている。

収入金課税の対象で県内に本店のある法人は、電気供給事業者が 4 社あり、ガス供給事業者は 5 社ある。このほかガス供給事業者が 2 つあるが、市が運営する事業者なので法人事業税の課税対象外である。保険業を営む法人については、県内に本店を置く法人はない。なお、平成 20 年度の税務統計書の業種別調定額実績調によると、保険業として県内本店が 458 社、他県本店が 113 社、合計 571 社とあるが、これは収入金課税の対象とならない保険代理店業などを含むものである。

連結納税制度は平成 14 年度に法人税において創設されたが、法人事業税においては単体法人を納税単位とすることとされている。連結申告法人で県内に本店のある法人はわずかながら存在するが、大半は連結子法人であり、税務署に提出される連結申告届出書に記載されている法人税額及び所得金額に基づいて県税が申告されている。

医療法人等は自主決定法人の中で最も多く存在し、税務統計書の業種別調定額実績調によると、医療業に分類される県内本店法人が 811 社、他県本店法人が 30 社の合計 841 社がある。ただし、税務統計書の「法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調」によれば、社会保険診療報酬等に係る所得が計算されている法人数は 696 社である。

外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人は、税務統計書の「法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調」によれば 2 法人あることが確認できる。

非課税事業（林業、鉱物の掘採事業）と課税事業を併せて行う法人については、鉱物の掘採事業を行う法人で県内に本店を置く法人はない。また、税務統計書の「非課税事業に関する調」によると、林業を営む法人で県内に本店のあるものが 1 社ある。

県は『『県税事務運営に関する基本方針』について』（平成2年3月30日税342号、最終改正平成14年3月27日）の中で、自主調査法人¹⁷の「調査にあたっては、調査要領に基づいて実施し、的確なる課税所得等の把握に努める。」ことと規定している。

また、昭和52年3月にこれら法人の申告及び調査事務の適正な運営を図るために「自主決定法人の調査要領」を策定し、さらに医療法人等のために「自主決定法人の調査要領について」（昭和63年7月28日税第128号、最終改正平成12年4月3日）が発出されている。これによると、税務調査には一般調査（実地調査）と簡易調査の2種類があり、簡易調査とすることができる事業年度は次の各号のいずれかに該当するものに限ることとされている。

- (イ) 所在不明等で、除却すべき事業年度以前のもの
- (ロ) 非課税事業のみを行っていることが客観的に明らかなもの
- (ハ) 直前事業年度の一般調査の際に指導したとおりの方法によって課税標準額が算定されているもの
- (ニ) 申告書の提出があり、調査済みの事業年度から引き続き欠損である法人で、その按分基準に著しい相違がないと認められるもの
- (ホ) 税務官署が休業等の事由により除却しているもの
- (ヘ) 解散又は他都道府県へ転出したために一般調査が不可能なもの

¹⁷ 『『県税事務運営に関する基本方針』について』では自主調査法人という表現をしており、自主決定法人と同義と解される。

指摘 2 収入金課税法人に対する調査の実施

電気供給事業者 4 社のうち 2 社については平成 21 年度において調査が実施された。調査対象年度は両社とも、平成 17 年度 3 月期から平成 21 年 3 月期までの 5 事業年度分であり、D 社は収入金課税、分割基準、所得課税の 3 項目について実施したが、H 社については外形標準課税部分のみが調査対象となっており、収入金課税と分割基準に関しては調査の対象外とされていた。調査が実施されていない E 社は、発電用固定資産が他県にあり、宮城県内には本社機能があるだけなので、分割された課税標準が極めて少額なため、調査の必要性が認められなかったものである。

ガス供給事業者については対象 5 社のうち、S 社は平成 19 年度に、I 社は平成 20 年度に、L 社は平成 21 年に調査が実施されたが、L 社は電気供給事業者である H 社と同様に、外形標準課税部分のみが調査対象で、収入金課税と分割基準に関しては調査が行われなかった。未だに調査が実施されていない F 社と O 社のうち、O 社は平成 19 年度に事業開始したばかりなので、調査の機会は今後にある。

H 社と L 社は過去の調査記録がないため、今まで実施したことがあるのかが不明であり、平成 21 年度の調査は実質的に初めての調査といえる。この調査が外形標準課税の調査目的であったにせよ、収入金課税と分割基準についても併せて実施すべきであった。また、F 社は調査の実施計画を検討すべきである。

意見 2 収入金課税法人に対する調査実施体制

今回の監査では、平成 19 年度に実施された E 県税事務所の事例を検討した。調査記録である「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」をみると、対象法人は近年調査を受けたことがないこともあり、収入金課税法人であっても収入金課税の対象にならない事業部門は所得課税となるという認識がなく、すべて収入金課税として申告を行い、所得課税としての申告は行っていない状態にあった。調査結果は平成 14 年 12 月期から平成 18 年 12 月期までの 5 年間で 36 万円の増額更正が行われたというものであったが、調査過程においては課税標準とすべき収入金額の判定、経費の按分、区分経理など、地方税法や同施行令、同取扱通知、県税条例などに規定されたチェック項目が数多くあり、調査には高度な専門性、あるいは熟練が求められるものであった。

現在、収入金課税法人に対する調査の時期や手法は各県税事務所の判断に任せられているが、県全体でも対象法人数は少ないこと、内容が複雑であることから、総務部税務課組織の中に専任者を置き、そこで集中的に調査を実施した方が、調査レベルの統一が図られ、慣れない県税事務所担当者による不効率を回避できるものと考えられる。現行の調査実施体制の場合には、総務部税務課において調査未実施の法人をなくすような目配りが必要であると考えられる。

指摘 3 医療法人等に関する所得金額の確認

自主決定法人の中で最も法人数が多い医療法人等の所得金額の確認状況について、いくつかの県税事務所を訪問して監査した結果は以下のとおりである。

- A 県税事務所では 5 件を任意抽出して、損益計算書や雑収入の内訳書などの添付書類との照合作業実施の有無、計算された所得金額の妥当性を検証した。その結果、全件適正に処理されていることが確認できた。なお、当県税事務所では外形標準課税制度導入前には医療法人等に対する実地調査を実施していた記録が残っているとのことである。
- B 県税事務所では損益計算書等の添付書類はあるが、「医療法人等に係る所得金額の計算書」の金額との照合・確認作業は行われていなかった。
- C 県税事務所でも所得金額の確認作業は行われていなかった。監査人が 7 件を任意抽出して調査した結果、損益計算書等の添付書類のないものが 1 件あった。また、内訳資料がないために所得金額の確認ができないものが 1 件あった。残りの 5 件は添付書類により所得金額の確認はできたが、そのうち 4 件は、監査人が検算したところ「医療事業の総収入金額」に該当しないものが雑収入の中に含まれており、これを除外すると課税標準が減少する結果となるケースであった。なお、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」は平成 17 年度までは作成しているが、それ以後は作成されていない。
- D 県税事務所でも所得金額の確認作業は行われていなかった。監査人が 12 件を任意抽出して調査した結果、損益計算書等の添付書類のないものが 1 件あった。また、4 件は内訳資料がないために所得金額の確認ができなかった。添付書類と照合して申告対象所得金額を検算してみると、少額ではあるが課税標準が増加するものと減少するものが各 1 件ずつあった。
- E 県税事務所では平成 20 年度の対象法人数 59 法人のうち、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」を作成しているのは 3 法人のみであり、これを検証した結果、適正に処理されていた。それ以外でも医療法人等から申告書が提出された場合には、全件、損益計算書等の添付書類との照合は行っており、所得金額の確認は 100%実施されている。ただし、これら添付書類により一致が確認できない場合に追加資料の提出を求めることはしていない。

以上の結果より、添付書類なし、追加資料の未徴求、添付書類との照合・確認作業未実施の問題が検出されているので、改善が必要である。

意見 3 医療法人等の調査方法に関する規定

今回、医療法人等の調査方法を監査した結果、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」に関して C 県税事務所では平成 17 年度までは作成しているが、それ以後は作成されていない。E 県税事務所では平成 20 年度の対象法人数 59 法人のうち、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」を作成しているのは 3 法人のみである。

医療法人等の調査を実施した際は、一般調査（実地調査）か簡易調査かにかかわらず「法人事業税自主決定法人調査書・決議書」が作成されることになっており、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」は一般調査（実地調査）を実施した際に作成されるものである。すなわち、この書類は調査対象先に出張しての用務を終え、帰庁した時に作成する「復命書」の役割をも兼ねている書類である。

今回の医療法人等の調査方法に関する監査で、一般調査が実施されている事例はなかった。それにもかかわらず、「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」が部分的に作成されているのは、以前、一般調査（実地調査）を実施していた時期に「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」を作成していたこともあり、「復命書」が出張の際に作成されるものとの意識が希薄なまま、簡易調査の場合においても以前の一般調査の際に使用した様式をそのまま利用したためではないかと推察される。

ここで検討されるべきは文書様式の適否ではなく、調査実施の実態からして、県が定めたルールで原則的な調査方法とされている一般調査を実施することが現実に即しているかという問題である。

県が定めた規定を再確認すると、「自主決定法人の調査要領について」（昭和 63 年 7 月 28 日税第 128 号、最終改正平成 12 年 4 月 3 日）によれば、簡易調査ができる場合は以下の場合に限定されている。

- (イ) 所在不明等で、除却すべき事業年度以前のもの
- (ロ) 非課税事業のみを行っていることが客観的に明らかなもの
- (ハ) 直前事業年度の一般調査の際に指導したとおりの方法によって課税標準額が算定されているもの
- (ニ) 申告書の提出があり、調査済みの事業年度から引き続き欠損である法人で、その按分基準に著しい相違がないと認められるもの
- (ホ) 税務官署が休業等の事由により除却しているもの
- (ヘ) 解散又は他都道府県へ転出したために一般調査が不可能なもの

上記の場合はどちらかといえば例外的なケースであり、普通に運営している医療法人等はすべて一般調査（実地調査）の対象という解釈になる。

ここで一般調査の方法とは、医療法人に出向いて帳簿等を閲覧し「医療法人等に係る所得金額の計算書」に記載されている金額の裏付けを確かめることと考えられる。しかし、そもそも医療法人にとっては国税に対する所得申告が第一義的に存在し、それに添付される損益計算書等は、国税当局により厳しいチェックがなされているのであるから、

法人事業税の課税所得を自主決定するのであれば、国税に提出されている損益計算書等との数値の整合性を確認することがまずは重要であり、それによって、かなりの程度まで申告の適正性を確保できるものと考えることができる。

このように考えると、一般調査はどのような場合に必要となり、それによって何が期待できるのかも改めて検討されなければならない。ルールがあるといっても実施しなければ有名無実であり、必要性和効果が明らかになっていないのであればルールそのものが見直しされる必要がある。

今回、法人事業税に係る県の調査状況について集計してもらった資料から、医療法人等に係る部分を抜粋して表にすると以下のとおりである。

図表 38 医療法人等の調査状況

(単位: 先、千円)

	法人数	調査状況		修正・更正 による税
		机上	実地	
大河原	40	10	0	0
仙台南	95	95	0	0
仙台中央	95	51	0	0
仙台北	192	192	0	0
塩釜	59	3	0	0
大崎	61	15	0	0
栗原	23	23	0	0
登米	26	19	0	0
石巻	77	3	0	△ 1
気仙沼	29	0	0	0
合計	697	411	0	△ 1

一般調査（実地調査）を行っていないことは現実の状況からすると理解できるところであるが、上記の表の机上調査に関しては県税事務所によってその意味するところはまちまちであると考えられる。例えば、ある県税事務所では「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」を作成している 3 法人を上記の表に記載しているが、実際には 100%所得金額の確認を実施している。また、別の県税事務所では「法人事業税自主決定法人調査書・決議書兼復命書」作成の有無にかかわらず、調査先数が報告されているところもある。したがって、ここでは調査先の数より、机上調査の内容、あり方が問題である。

普通に運営している医療法人等に関しては、前に述べたように国税資料及び添付書類に依拠する形での検証で足りるものと考えられることから、例外的あるいは特殊なケースにこそ一般調査を実施した方が合理的である。現状の医療法人等に対する調査実施状況を上記の表や実際に監査した結果からみると、一般調査が実施されている事例はなく、収集した資料に基づいて机上で調査を行う簡易調査ですら、添付書類との照合、計算チェックがなされていないところがあるなどの問題が認められた。したがって、簡易調査を充実させることがまずは重要であり、かつ、効果的であると考え。そして、それに合わせた県としてのルールの改定を検討することが必要と考える。それにより「法人事業税自主決定法人調査書・決議書」のあり方に関しても、実態に即した適切な運用方法が明らかになってくるものと思われる。

意見 4 外形標準課税調査と分割基準調査

外形標準課税制度は平成 16 年度から導入され、平成 20 年度では対象法人で県内に本店のあるものが約 340 社、その外形標準課税部分の調定額は 2,156 百万円と法人事業税全体の 2.8%を占めている。

一方、分割法人について県内に主たる事務所等を有する法人は 1,518 社あり、そのうち資本金 1 億円以上の法人は 193 社である。

外形課税法人の付加価値割、資本割の課税標準等については地方税法第 72 条の 41 の 2 により、県が独自に調査し更正・決定することになっている。また、分割法人に係る課税標準の総額の更正・決定は、主たる事務所等所在地の都道府県知事が行うこととされている。したがって、宮城県内に主たる事務所等を有する外形課税法人はすべて調査の対象となり、県では総務部税務課の外形課税調査専門職員 3 名がこれを担当している。

以下に示した表は平成 20 年度の調査実績である。

図表 39 平成 20 年度 外形標準課税調査実績

(単位:件、千円)

	調査法人数	調査事業年度数	調査実績(事業年度別)					修正・更正による税額
			申告是認	修正申告	増額更正	減額更正	計	
大河原	5	19	7	0	5	7	19	△ 891
仙台南	7	28	9	2	4	13	28	△ 865
仙台中央	36	125	25	14	15	71	125	222
仙台北	38	134	28	35	11	57	131	44,398
塩釜	5	19	8	8	0	3	19	756
大崎	9	24	11	0	3	10	24	87
栗原	4	12	6	2	2	2	12	2,115
登米	1	4	0	0	0	4	4	△ 67
石巻	8	26	7	3	10	6	26	△ 2,497
気仙沼	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	113	391	101	64	50	173	388	43,258

仙台北県税事務所で多額の修正税額が生じているのは分割基準の計上誤りによるものである。具体的には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づかない子会社からの派遣社員を、本県の従業者数にカウントしていなかったことによるものである。それ以外は比較的税額の増減が少なく、減額更正が多いのも全国的な特徴である。

今回の監査では、5 つの県税事務所で外形課税調査の実施内容に関する書類を閲覧した。その結果、調査は「外形標準課税の手引」、「外形調査マニュアル」（いずれも平成 19 年 3 月）に従い、適切に実施されていると認めることができた。

同時に実施される分割基準の調査においては、労働者派遣法に基づかない子会社からの派遣社員の数や、製造業における工場従事者の人員換算の誤りなどが指摘されているが、こうした問題は外形課税法人以外においても当然あり得ることであり、資本金 1 億円以下の法人については分割基準の調査を実施していないことに検討の余地はないかという疑問が生じた。

宮城県内の資本金 1 億円未満の分割法人数は、平成 20 年度税務統計書から 1,300 社程度とみられる。これらの法人は従業者数の少ない法人が多く、調査の費用対効果を考えると調査実施の優先度、あるいは効果が低いという県側の認識があるようであるが、平成 17 年度から法人事業税の分割基準の見直し（40 ページ脚注 8 参照）が行われていることもあり、誤りのある可能性はある。

確かに経済性、効率性を考慮すれば調査範囲を拡げることには慎重になるのは当然のことであるから、最初はその中でも大規模法人、あるいは外形課税調査での指摘事項の分析から、間違いやすい項目や業種に焦点を絞って試験的に調査に着手し、ある程度の調査結果のデータを蓄積してから、今後の調査の要否、方針を検討することも有効ではないかと考える。現在のように調査を実施しないのであれば、実施しないことについての理由を明確にしておく意味でも何らかの根拠資料を持っていることは意味がある。

実際に調査した場合にどのような結果が出るかは分からないことなので、まずは実態を掴むことが必要ではないかと考える。

意見 5 連結申告法人、外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査

自主決定法人の中でも特殊な例に属すると思われる連結法人と外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査に関してヒアリングした結果は、ほとんどの県税事務所で該当する法人がないか、若しくは、あまり意識されることはなく、したがって調査も実施していないということであった。その中で、仙台中央県税事務所においては連結法人について明確に確認作業を実施している。それが可能な理由の一つとして、管轄の税務署において、通常法人と連結法人とが冊子により区分されて国税資料（連結申告届出書）が閲覧できるようになっており、そのデータを持ち帰り、県の税務総合管理システム上の所得金額と法人税額を照合して一致を確認している。したがって、管轄内の連結親法人（1社）と連結子法人の数（34社）も把握されており、リストアップをして調査履歴、てん末を確認することも可能な状態になっている。

外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人については、国内の事務所等に帰属する所得等を課税標準とするものとされており、国外の事務所等に帰属する所得等をその総額から控除することとされている。この国外の事務所等に帰属する所得等は法人県民税及び法人事業税の申告書である第6号様式に添付される各種別表に記載されているが、それが国税資料と一致しているかの確認となると、税務署で閲覧できるのは法人税申告書の一番上にある表（別表1）のみであったり、コピー不可であったりしてなかなか困難であり、実際に照合は行われていない状況にある。ただし、前述のように、税務統計書の「法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調」に記載されている外国の事業に帰属する所得の減算処理を申告している法人はわずかに2法人のみであるから、この調査の必要性を論じるにはあまりに数が少ないといえる。

地方税法第72条の41の趣旨に従い県が行うべき調査とは何かという観点からみたとき、連結申告法人の場合は確認を実施している県税事務所があるわけであるから、他の県税事務所においても実施する方向で関係機関への働きかけをすることが必要ではないかと考える。

③ 課税が行われていないケースについて

法人二税の課税が行われていないものには、非課税、減免、申告不要であるケースがあるが、実際にはこれらに該当していない場合がありうる。また、法人の設立登記はなされていても県に対して法人設立等届出書を提出しない、あるいは申告書が提出されていない場合がある。これらは結果として本来行われるべき課税が行われていないケースといえることができる。

(イ) 公益法人等

公益法人等については地方税法第 25 条（県民税の非課税の範囲）、地方税法第 72 条の 4（事業税の非課税の範囲）、地方税法第 72 条の 5（事業税の非課税所得等の範囲）により、収益事業を行っている場合以外、法人二税は非課税とされている¹⁸。ただし、均等割については収益事業の有無にかかわらず申告義務があり、公益法人については同時に減免制度がある（県税減免条例第 2 条）。下表は平成 20 年度の免除申請受理状況である。

図表 40 公益法人の申告と免除申請

(単位:件)

	申告法人数			免除申請	
	確定申告あり	均等割申告あり	計	あり	なし
大河原	13	9	22	8	1
仙台南	18	16	34	16	0
仙台中央	89	32	121	31	1
仙台北	142	82	224	77	5
塩釜	15	11	26	11	0
大崎	13	16	29	16	0
栗原	2	0	2	0	0
登米	2	6	8	6	0
石巻	12	6	18	6	0
気仙沼	5	7	12	7	0
合計	311	185	496	178	7

上記の表の「確定申告あり」は収益事業を行っている法人であり、「均等割申告あり」は収益事業を行っていない法人である。

県では法人の新規設立情報の入手、あるいは提出された法人設立等届出書により、税務総合管理システムへの課税客体登録を行い、法人に対して申告書等を送付する。免除の対象となる公益法人は、毎年度申告書と免除申請書を同時に提出することとされており、平成 20 年度で受理された免除申請は全件、免除が決定している。

新規設立法人を把握するための県税事務所の対応としては、国税情報の入手が一般的であるが、法務局で登記済み情報を入手して、届出書・申告書・免除申請書を送付して申告しようとしている県税事務所もある。そこではさらに毎年 6 月に、手元で把握している新規法人リストを持参して税務署へ出向き、国税への収益事業開始届出書と照合

¹⁸ 公益法人制度改革に伴い、公益社団法人及び公益財団法人は収益事業のみ課税対象とし、一般社団法人及び一般財団法人は原則として全所得を課税対象とする法改正が平成 20 年度に行われたが、実際の適用は平成 21 年度以降となる。

しているということである。

また、特定非営利活動法人についても課税免除に関する条例があり、均等割課税が免除されている。平成 20 年度の減免実績は以下のとおりである。

図表 41 特定非営利活動法人の減免実績

(単位:件、千円)

	法人数	うち収益事業		減免した法人数	減免した均等割額
		あり	なし		
大河原	28	13	15	12	222
仙台南	51	18	33	30	580
仙台中央	100	34	66	70	1,311
仙台北	127	40	87	93	1,755
塩釜	29	18	11	8	142
大崎	24	13	11	9	157
栗原	10	1	9	9	140
登米	9	6	3	2	40
石巻	37	12	25	30	600
気仙沼	11	5	6	6	120
合計	426	160	266	269	5,067

(ロ) 無届・不申告法人

法人は設立したが県に対して法人設立等届出書を出していない法人がある。このような無届法人に対して県が平成 20 年度において行った届出のしようよう結果は以下のとおりである。

図表 42 無届法人の捕捉

(単位:件、千円)

	しよう数	届出数	申告数	申告税額	
				県民税	事業税
大河原	15	7	7	552	2,475
仙台南	102	71	0	0	0
仙台中央	104	49	15	2,546	10,693
仙台北	145	27	11	189	12
塩釜	25	11	3	61	6
大崎	17	12	7	231	339
栗原	7	6	3	32	26
登米	7	5	2	10	0
石巻	29	22	1	13	0
気仙沼	2	2	0	0	0
合計	453	212	49	3,634	13,551

新規に設立された法人をいかに把握し、申告につなげていくかに関しては、『『県税事務運営に関する基本方針』について』(平成 2 年 3 月 20 日税 342 号、最終改定平成 14 年 3 月 27 日)において次のように規定されている。

『新設法人、無届法人（特に分割支店法人及び人格のない社団¹⁹）については、法務局、電話番号、貸ビル、求人広告等各種資料の調査・活用により完全把握に努める。』

新規設立法人を捕捉するための県税事務所の対応の一部は前述したが、そのほかに、大規模商業施設のテナント調査やビル調査を行う場合がある。また、自動車税登録情報や不動産取得税の情報など、県内部の情報を基に調査を行う場合もある。さらに、地元経済誌や企業情報提供会社の資料を参考にすることも行われている。

このようにして把握された新設法人、無届法人に対して届出のしようとした件数と、届出された件数、申告された件数を比較すると、453件に対して49件と最終的には1割程度の申告割合にしかになっていないことがわかる（図表42参照）。

次に、新規設立法人に限らず県の課税客体マスターには登録されているが、申告書を提出していない不申告法人が平成20年度においてどの程度申告に応じ、納税したかを表したものが以下の表である。

図表 43 不申告法人の処理

（単位：件、千円）

	法人数	申告税額	
		県民税	事業税
大河原	44	1,097	311
仙台南	126	409	147
仙台中央	78	550	41
仙台北	72	200	54
塩釜	30	201	6
大崎	292	3,267	3,017
栗原	73	454	336
登米	73	181	13
石巻	89	375	103
気仙沼	36	0	0
合計	913	6,734	4,028

前掲の『『県税事務運営に関する基本方針』について』によれば、未申告法人（同基本方針では「未」という表記になっている。）については下記のような対応をすることとしている。

『国税、関係都道府県及び県内各市町村と連絡の上、計画的に申告しよう等を実施し、適正処理に努める。』

各県税事務所では申告をしようとする手段として、国税資料（整理表又は決議書）を確認した上で文書や電話による催告をすることが多い。また、現地調査を行うこともある。

このようにして処理された件数は913件であり、税務統計書の法人事業税「県内に本店のある法人の資本金に関する調」（普通法人のみ）に記載されている不申告法人数4,343

¹⁹ 人格のない社団等で収益事業を行わないものについては、平成20年度より非課税とされている。

件と比べると、21.0%の割合となっている。ただし、4,343 件には処理済みの 913 件は含まれていないのでもととの不申告法人数は 5,256 件となり、処理割合は 17.4%とみることができる。

(ハ) 休業法人等

前記、税務統計書の法人事業税の「県内に本店のある法人の資本金に関する調」によると、利益法人が 10,904 件、欠損法人が 24,636 件の計 35,540 件があり、それ以外に不申告法人が 4,343 件、休業中の法人²⁰が 2,940 件、清算中の法人²¹が 2,002 件、所在不明法人が 1,113 件とある。これらをすべて合計すると 45,938 件の普通法人が存在することとなる。この中の休業法人等に関して、法人県民税均等割の課税に係る取扱いが平成 20 年 3 月に総務部長より通知されている。

この取扱いは、解散未登記法人²²と休業法人の実態の把握及び実態による判断が困難である事例が見受けられることからその判断の基準を定めたものであり、内容は以下のようになっている。

【解散未登記法人】

資産を有しない場合（課税しない）と有する場合とで取扱いが異なり、資産を有する場合はさらに、所得が発生²³していないもの（課税しない）、発生しているもの（課税する）、発生が不明のもの（課税保留）の 3 つに分けて判断する。

【休業法人】

人的要件又は物的要件を具備しているが、当該法人が事業を行っていることが明らかでないときは、所得の発生の有無で区分し、発生している場合は課税する。ただし、所得の内容が受取利息や減価償却費などで社会通念上当該法人が事業を行っているとは判断できない場合は課税を保留する。また、所得の発生が不明のものについても課税を保留する。

さらに、事業の廃止又は休止の届出があった場合には、適宜、法人税の課税資料調査や現地調査等により実態把握をすることになっている。また、更正の請求や決定処分に関する留意事項も記載されている。

²⁰ 「休業中の法人」は、年度末現在で、法人は存在するが事業は休止中のものをいう。

²¹ 「清算中の法人」は、年度末現在で、解散はしたが清算終了までに至っていない清算予納中のもの及び清算終了したものをいう。

²² 「解散未登記法人」とは、法人の本来の目的たる事業の廃止を決定したが、解散登記をしていない法人をいう。

²³ 所得の発生とは、法人税の所得の算定における益金又は損金が発生していることをいう。

意見 6 不申告法人への対応

この項は課税が行われていないケースという表題になっているが、問題意識としては、納税者が作為的かどうかにかかわらず、本来申告すべき納税義務者が申告をしていない場合に県がいかにかこれを捕捉し、申告をしてもらうかという点にある。その意味では不申告法人のみ検討すれば足りるように思われるが、不申告の背景や理由をみていくと様々なケースが考えられ、公益法人、特定非営利活動法人、無届法人、不申告法人、休業中の法人、清算中の法人、所在不明法人の実態についても検討したものである。

前述のように不申告法人が 4,343 件、休業中の法人が 2,940 件、清算中の法人が 2,002 件、所在不明法人が 1,113 件あり、この法人数をいかに減らしていくかが課題である。ただし、休業中の法人と清算中の法人については単に数を減らしていくのではなく、総務部長通知にしたがって実態判断を厳格に行い、課税の要否を適切に決定していくことが重要である。

公益法人等（特定非営利活動法人を含む。）については、まず全納税義務者数を把握する必要があり、その上で、不申告の原因を調査・分析すべきである。

無届法人については図表 42 にみられるように、届出のしようようをした件数に対して届出された件数は半分に満たず、さらに申告された件数は 1 割程度でしかない。これは、届出のしようようをした件数には納期限が到来していないため申告しようようをしていないものが含まれているためであるが、申告された法人二税は 49 件で 17,185 千円（1 件平均 351 千円）と、この効果は小さくない。したがって、新規設立法人の把握はもちろん重要であるが、それにも増して届出のしようようとともに申告しようようをした先からの届出件数と申告件数を増やすことにもっと重点をおいて、積極的に取り組むことが必要と考える。

不申告法人に対して申告しようようした結果は、処理された件数が 913 件、法人二税の税額は 10,762 千円（図表 43 参照）であるから 1 件平均は 12 千円と、無届法人の場合に比べるとかなり低い税額である。申告しない法人には、業績不振の会社や実質的に事業廃止している会社が多いものと考えられる。また、税務統計書からみた不申告法人の処理割合は 17.4%であるから、まだまだ処理を加速させる余地が残っているものと考えられる。

休業法人等については、平成 20 年 3 月に総務部長通知が出たことによっていままで判断に迷っていた部分が明確になったので、今後は統一的な取扱いが可能になり、適正な課税が行われることが期待できる。なお、P D C A サイクルの思考からすると、**Check** と **Action** を実践するために、個別に検討を要する事案については当該法人に対する確認作業の履歴、てん末を記録に残し、その結果を分析することが重要である。

以上、本来申告すべきものが申告されていないことを課税が行われていないケースと表現したのであるが、結局は、入り口の段階で新規設立法人の捕捉や不申告法人の把握を可能な限り広げることと、出口のところでは申告しようようの結果、申告等につなげる割合（処理割合）を高めることに尽きるということになる。

入りの部分では三税協力体制²⁴を強化するほかに、各県税事務所の置かれた状況、環境の中で独自の取組を展開することが求められる。

出口の部分では申告しようようをした後の申告・更正・決定等の割合をいかに高めるかが重要であるが、この点に関しては、前に取り上げた所得金額調査書の活用が非常に有効な手段となる。県税事務所によって利用の程度にばらつきがみられたのは前述のとおりであるが、これの県全体のレベルアップを図ることにより相応の成果が得られるものと考えられる。

県では、「宮城県税収確保対策3か年計画」において、主に収入未済額、あるいは滞納税額の縮減といった徴収事務に重点をおいた即効性のある計画を策定している。今回、ここで取り上げた問題は課税事務に係る事柄であり徴収事務に関する対策のような即効性はないかもしれないが、県の税収確保の観点からは課税体制を整備、強化することにより、長期にわたり安定的な税収確保の基盤を構築するという点で極めて重要な意味をもつものとする。

²⁴ 税務署とその管轄地域内の県税事務所、市町村の3者で地区税務協議会を組織して、それぞれ公平な税の賦課徴収を実現するために協力体制を敷いている。

2. 個人県民税

(1) 個人県民税の概況

I. 個人県民税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

① 納税義務者

毎年1月1日現在で

・ 県内に住所がある人	均等割と所得割
・ 県内に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町村内に住所のない人	均等割

② 税額及び税率

	県民税	(参考) 市町村民税
均等割	1,000 円	3,000 円
所得割	4%	6%

③ 申告と納税

- ・ 3月15日までに1月1日現在の住所地の市町村に申告書を提出する。
- ・ 所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は、申告書の提出不要。
- ・ (普通徴収) 市町村から送付される納税通知書(納付書)により通常は6月、8月、10月、1月の年4回に分けて市町村民税と併せて納付する(市町村の条例によって納期限は異なる)。
- ・ (特別徴収) 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から市町村民税と併せて天引きされ、事業主(＝特別徴収義務者)が翌月の10日までに各市町村に納付する。

④ 非課税及び減免制度

(イ) 地方税法第24条の5(個人県民税の非課税の範囲)

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
2. 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(前年の合計所得金額が125万円以下)
3. 個人の市町村民税の均等割の非課税対象者(前年の合計所得金額が当該市町村の条例で定める金額以下である者)

(ロ) 地方税法第45条(個人県民税の減免)

1. 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合に、当該市町村民税に対する減額の割合と同じ割合で個人県民税も減免されたものとする。

⑤ 具体的な計算方法

(イ) 所得割額の計算例

$[前年の収入金額 - 必要経費（専業専従者控除を含む）又は給与所得控除（サラリーマンの場合）] - 所得控除額 = 課税所得金額$ $課税所得金額 \times 税率 - 税額控除 = 所得割額$

(ロ) 専従者控除

- 青色事業専従者 … 支払給与額
 白色事業専従者 … 50万円まで（配偶者の場合には86万円まで）

(ハ) 給与所得控除

給与収入の金額（年収）	控除額
162万5千円以下の場合	65万円
162万5千円を超え180万円以下の場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額×30% + 18万円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額×20% + 54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	収入金額×10% + 120万円
1,000万円を超える場合	収入金額×5% + 170万円

(ニ) 所得控除

項目	控除額
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた額）－（所得金額×1/10） ②（災害関連支出額－保険等により補てんされた額）－5万円
2 医療費控除	（医療費－保険等により補てんされた額）－（10万円又は所得金額×5/100のいずれか低い額） ※控除限度額200万円
3 社会保険料控除	支払った額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額
5 生命保険料控除（個人年金保険料）	生命保険と個人年金保険料の両方ある場合は、それぞれ計算して合算した金額 ① 15,000円以下・・・支払った保険料の全額 ② 15,000円超40,000円以下・・・支払った保険料×1/2+7,500円 ③ 40,000円超70,000円以下・・・支払った保険料×1/4+17,500円 ④ 70,000円超・・・35,000円
6 地震保険料控除	地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合には、それぞれ計算して合算した金額（控除限度額25,000円）

	① 地震保険料 50,000 円以下・・・・・・・・支払った保険料の 1/2 50,001 円以上・・・・・・・・25,000 円 ② 長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもので一定の要件を満たすものに限る） 5,000 円以下・・・・・・・・支払った保険料の全額 5,000 円超 15,000 円以下・・支払った保険料×1/2+2,500 円 15,000 円超・・・・・・・・10,000 円
7 障害者控除	26 万円（特別障害者は 30 万円）
8 寡婦（寡夫）控除	26 万円（前年の合計所得金額が 500 万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は 30 万円）
9 勤労学生控除	26 万円（前年の合計所得金額が 65 万円以下の者）
10 配偶者控除	33 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 38 万円、同居の特別障害者の場合は 56 万円、同居の特別障害者で 70 歳以上の場合は 61 万円） ※配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円以下の場合に限る。
11 配偶者特別控除	<要件> 前年の合計所得金額が、1,000 万円以下の者が、生計を一にする合計所得金額 76 万円以下の配偶者がある場合 ★控除対象配偶者に該当しない配偶者に対して ① 合計所得金額が 45 万円未満である者 33 万円 ② 合計所得金額が 45 万円以上 75 万円未満である者 38 万円－（合計所得金額－38 万円） ※5 万円以上の整数倍から 3 万円を控除した額とする。 ③ 合計所得金額が 75 万円以上の者 3 万円
12 扶養控除	① 特定扶養親族（16 歳～23 歳未満） 45 万円 ② 老人扶養親族（70 歳以上） 38 万円 ③ 同居老親扶養親族（70 歳以上） 45 万円 特別障害者である同居老親扶養親族 68 万円 ④ 同居の特別障害者である扶養親族 56 万円 ⑤ 同居の特別障害者である特定扶養親族 68 万円 ⑥ 同居の特別障害者である老人扶養親族 61 万円 ⑦ 上記以外 33 万円（前年の合計所得金額が 38 万円以下の者）
13 基礎控除	33 万円

(ホ) 税額控除

- ・配当控除、外国税額控除、税源移譲による調整控除等
- ・寄附金税額控除（平成 21 年度から適用）
- ・住宅ローン控除（平成 22 年度から適用）

II. 調定手続

県では「個人県民税事務処理要領」（以下、「要領」という。）を制定し、本庁の総務部税務課と各県税事務所が一体となって、県税の賦課徴収に取り組んでいる。総務部税務課課税班と各県税事務所の課税班における、個人県民税の課税事務に係る業務分担は以下のとおりである。

税務課 課税班	各県税事務所 課税班
1. 課税事務の企画指導及び調整に関する事務	「個人県民税事務処理要領」により「個人県民税状況報告書」が年4回市町村から提出されるので、当該報告書に基づいて調定作業を実施する。
2. 電算組織による事務処理計画及び指導に関する事務	

要領では、個人県民税の賦課徴収は、地方税法第41条の規定により市町村民税の賦課徴収と併せて行うこととされている。

(イ) 地方税法第41条第1項

個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下省略）

(ロ) 要領 第1 賦課徴収

個人の道府県民税（以下「県民税」という。）の賦課徴収は、地方税法（以下、法という。）第48条の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例並びに法第311条の個人の均等割の税率の軽減に係るものを除き、当該市町村の個人の市町村民税（以下、市町村民税という。）の賦課徴収の例により当該市町村民税の賦課徴収と併せて行う。

また、地方税法第46条の規定に基づく「宮城県県税条例」第35条の規定により、要領では各市町村が各県税事務所に対して県民税の課税額や滞納の状況等を報告する義務を規定している。

(ハ) 地方税法第46条

第1項 市町村長は、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、個人の道府県民税の納税義務者の数、個人の道府県民税額その他必要な事項を報告するものとする。

第2項 市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

(二) 県税条例第 35 条

第 1 項 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、当該年度の 6 月 30 日までに、県税事務所に報告しなければならない。

- 一 個人の県民税の納税義務者数
- 二 個人に係る県民税及び市町村民税の均等割の課税総額
- 三 個人に係る県民税及び市町村民税の所得割の課税総額
- 四 個人に係る県民税及び市町村民税の課税額の合計額に対する当該県民税の課税額の割合
- 五 その他知事が必要と認める事項

第 2 項 市町村長は、前項各号に掲げる事項に関し、当該年度の初日の属する年の 10 月 31 日及び翌年の 3 月 31 日現在における状況を、文書により、当該月の翌月 10 日までに県税事務所に報告しなければならない。

第 3 項 市町村長は、当該年度の翌年度の 5 月 31 日現在における個人の県民税に係る滞納の状況に関し、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、当該年度の翌年度の 6 月 30 日までに、県税事務所長に報告しなければならない。

- 一 滞納の件数及びこれに係る税額の合計額
- 二 徴収猶予の件数及びこれに係る税額の合計額
- 三 換価の猶予の件数及びこれに係る税額の合計額
- 四 滞納処分の停止の件数及びこれに係る税額の合計額
- 五 その他知事が必要と認める事項

(ホ) 要領 第 2 課税状況報告書及び調定事務

1. 課税状況報告書の調製

市町村長は、法第 46 条の規定に基づく宮城県県税条例第 35 条の規定により、県民税の課税額、納税義務者の数その他必要な事項を県税事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

2. 提出期限

当初調定	6 月 30 日まで
10 月末日現在	11 月 10 日まで
3 月末日現在	4 月 10 日まで
出納整理期間中の増減	5 月 31 日まで

上記の諸規定に従い、県は現年度分として年間最低 3 回、出納整理期間中の増減がある場合には 4 回、各市町村より「個人県民税課税状況報告書」の提出を受け、これに基づいて調定を行っている。

実際には、当初調定額は当年 6 月から翌年 5 月までの間に収入すべき税額が年間税額として報告²⁵されるので、県は決算に合わせて、これを 3 月までの分と、4、5 月分とに切り分けて調定作業を行う必要がある。したがって、平成 20 年度の場合でいうと、平成 19

²⁵ 実際には、市町村から報告される「個人県民税課税状況報告書」では、当該年度歳入分と翌年度歳入分とが区分されて報告されている。

年6月の当初調定分に含まれる平成20年4月、5月分について、平成20年度現年課税分として調定することが必要で、さらに、これに係る平成19年11月、平成20年4月、平成20年5月の報告による異動分についても調定することとなる。これを県では、当初分、あるいは異動分の翌年度歳入分と呼び、年4回の調定が行われている。

次に、平成20年6月の当初調定分に含まれる平成20年6月から平成21年3月までの分についても同様に、平成20年6月の当初調定と平成20年11月、平成21年4月の異動分を含めて3回の調定が行われる。これを県では、当初分、あるいは異動分の当該年度歳入分と称して、当該年度歳入分については年3回の調定が行われている。

このほか、平成20年5月に、平成19年度調定済み分に係るその後の異動分を「出納整理期間増減当該年度分」という表現をもって、平成20年度の調定額としているので、現年課税分を確定させるために、合計8回の調定が行われていることとなる。

そのほか滞納繰越分についても、前々年度の滞納繰越分、前年度の滞納繰越分、滞納繰越額の調整分の合計3回の調定を行っている。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

個人県民税の最近 5 年間の調定額、収入率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

図表 44 個人県民税の調定額の推移

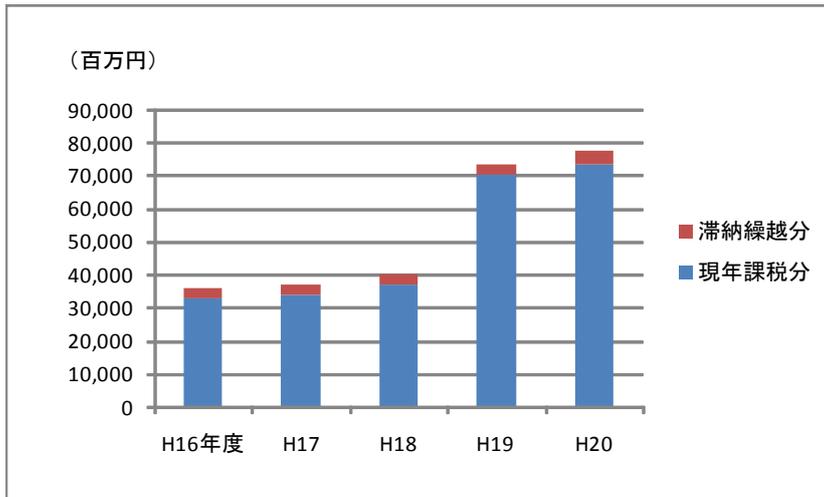
(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
現年課税分	調定額	32,790,670	33,792,767	37,063,330	70,305,022	73,417,173	
	収入済額	32,083,060	33,052,217	36,237,619	68,200,307	71,216,468	
	収入率	97.84%	97.81%	97.77%	97.01%	97.00%	
	還付未済額	0	0	0	0	0	
	不納欠損処理額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	707,610	740,550	825,711	2,104,715	2,200,705	
滞納繰越分	調定額	2,921,652	2,922,631	2,974,431	2,951,865	4,313,356	
	収入済額	440,660	439,935	459,957	495,223	797,989	
	収入率	15.08%	15.05%	15.46%	16.78%	18.50%	
	還付未済額	0	0	71	0	0	
	不納欠損処理額	274,000	261,378	402,386	312,290	299,097	
	収入未済額	2,206,992	2,221,318	2,112,159	2,144,352	3,216,270	
合計	調定額	35,712,322	36,715,398	40,037,761	73,256,887	77,730,529	
	収入済額	32,523,720	33,492,152	36,697,576	68,695,530	72,014,457	
	収入率	91.07%	91.22%	91.66%	93.77%	92.65%	
	還付未済額	0	0	71	0	0	
	不納欠損処理額	274,000	261,378	402,386	312,290	299,097	
	収入未済額	2,914,602	2,961,868	2,937,870	4,249,067	5,416,975	
		不納欠損処理率	0.77%	0.71%	1.01%	0.43%	0.38%
(収入未済額の内訳)							
内容	差押額	276,004	211,037	195,391	269,597	335,440	
	執行停止額	311,024	288,669	314,852	349,573	518,144	
	徴収猶予額	62	3,435	1,892	186	427	
	その他	2,327,512	2,458,727	2,425,735	3,629,711	4,562,964	
	計	2,914,602	2,961,868	2,937,870	4,249,067	5,416,975	

上記の表の中の調定額について、現年課税分と滞納繰越分の推移をグラフで示すと次ページのとおりである。

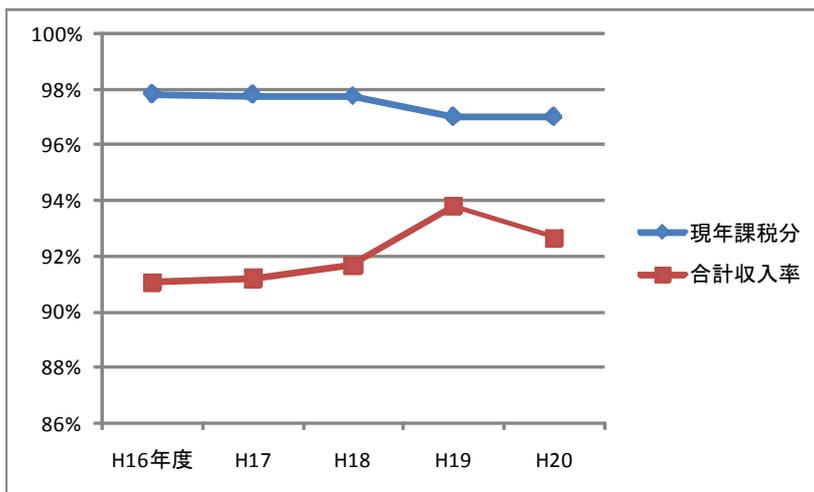
現年課税分の調定額は平成 19 年度以降、それ以前に比べてほぼ倍増となっているのは、前述のとおり三位一体改革による国から地方への税源移譲によるものである。ただし、滞納繰越分もそれに応じて、平成 20 年度から急激に増加していることも注目される必要がある。

図表 45 個人県民税調定額の推移グラフ



次に、現年課税分の収入率と合計収入率との関連について、その推移をグラフでみると以下のとおりである。

図表 46 個人県民税収入率の推移グラフ



合計収入率は平成 19 年度で上昇し、平成 20 年度は低下している。滞納繰越分の収入率は上向いているが、現年課税分は上のグラフにみられるように、平成 19 年度から明らかに低下している。

ここで、平成 20 年度の調定額の前年比と構成比及び収入率を、東北 6 県で比較すると以下のようになる。

図表 47 東北 6 県の比較

	調定額		収入率
	前年比	構成比	
青森	105.5%	24.64%	93.16%
岩手	105.5%	27.90%	94.11%
宮城	106.1%	26.65%	92.65%
秋田	106.3%	27.91%	93.83%
山形	104.2%	27.68%	94.62%
福島	105.9%	24.88%	93.83%
6県平均	105.7%	26.35%	93.53%
全国(収入済額)	106.5%	27.3%	93.45%
宮城(収入済額)	104.8%	25.5%	92.65%

個人県民税調定額の前年比 106.1%は、東北 6 県の中では 2 番目に高く、全国の収入済額ベースの伸び率 106.5%と比べても大きく下回るものではないが、宮城県の収入済額ベースの伸び率をみると 104.8%と、かなり下回る結果となっている。これは、宮城県の収入率が 92.65%と最も低く、全国平均の 93.45%を 0.8 ポイント下回ることが原因である。東北 6 県平均に対しては 0.88 ポイント下回っており、平成 20 年度の宮城県の調定額は 77,730 百万円であるから、もし、宮城県の収入率が東北 6 県平均の収入率であったとすれば、収入済額は 684 百万円増える計算になる。

IV. 県税事務所別の状況

個人県民税の平成 20 年度における県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率を、現年課税分と滞納繰越分に分けてみると以下のとおりである。

図表 48 県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率

(単位:千円)

	調定額		収入済額		収入率		順位	
	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	現	滞
大河原	4,538,141	334,745	4,401,868	53,096	97.00%	15.86%	5	7
仙台南	4,951,513	335,537	4,842,029	51,365	97.79%	15.31%	1	8
仙台中央	40,558,868	1,904,405	39,433,463	387,753	97.23%	20.36%	3	3
仙台北	2,394,221	162,057	2,323,846	21,934	97.06%	13.53%	4	10
塩釜	5,713,782	340,660	5,538,053	77,213	96.92%	22.67%	7	1
大崎	4,868,660	340,762	4,685,388	47,660	96.24%	13.99%	8	9
栗原	1,481,341	83,721	1,444,966	14,893	97.54%	17.79%	2	5
登米	1,680,827	100,044	1,629,165	22,448	96.93%	22.44%	6	2
石巻	5,293,847	526,933	5,058,719	84,376	95.56%	16.01%	10	6
気仙沼	1,935,973	184,492	1,858,971	37,249	96.02%	20.19%	9	4
合計	73,417,173	4,313,356	71,216,468	797,987	97.00%	18.50%		

他の税目では、仙台南県税事務所や仙台北県税事務所においても仙台市の一部を管轄しているが、個人県民税に関しては、仙台中央県税事務所が仙台市の全域を管轄している。このため、宮城県の中で人口が圧倒的に多い仙台市を管轄している仙台中央県税事

務所が、県全体の調定額の半分以上を占めている。

次に、平成 20 年度の県税事務所別の収入未済額の内訳をみると以下のようなになる。

図表 49 県税事務所別の収入未済額

(単位:千円)

	差押額A	執行停止額	徴収猶予額	その他	合計B	A/B
大河原	13,353	10,286	-	375,634	399,273	3.3%
仙台南	22,378	12,368	-	340,095	374,841	6.0%
仙台中央	179,223	429,515	-	1,868,518	2,477,256	7.2%
仙台北	12,391	17,051	-	175,005	204,447	6.1%
塩釜	44,718	5,323	33	366,899	416,973	10.7%
大崎	8,607	12,349	-	438,233	459,189	1.9%
栗原	-	-	-	103,673	103,673	0.0%
登米	-	-	386	125,204	125,590	0.0%
石巻	37,112	17,411	-	587,609	642,132	5.8%
気仙沼	17,657	13,842	9	182,093	213,601	8.3%
合計	335,439	518,145	428	4,562,963	5,416,975	6.2%

個人県民税の収入未済額 5,417 百万円は県税全体の収入未済額 8,167 百万円の 66%を占めており、県にとって大きな課題となっていることは前に述べたとおりである。5,417 百万円の内訳は現年課税分が 2,201 百万円、滞納繰越分が 3,216 百万円となっている。

県税事務所別では仙台中央県税事務所が突出して多額であり、それに石巻県税事務所、大崎県税事務所、塩釜県税事務所、大河原県税事務所、仙台南県税事務所と続いている。

(2) 指摘又は意見

① 書類作成・保管上の合理化、効率化について

今回の監査では 7 ヶ所の県税事務所を訪問し、調定手続について以下の監査手続を実施した。

- ・「調定整理簿」²⁶の累計金額が決算数値と一致していることを確認する。
- ・「調定整理簿」の金額が「調定決議書」と一致していることを確認する。
- ・「調定決議内訳書」の合計が「調定決議書」と一致していることを確認する。
- ・「調定決議内訳書」(現年課税分)の金額が「個人県民税課税状況報告書」と一致していることを確認する。
- ・「調定決議内訳書」(滞納繰越分)の金額が「個人県民税収入台帳」の金額と一致していることを確認する。
- ・「個人県民税収入台帳」の金額が「個人県民税払込通知書」、「個人県民税領収済通知書」と一致していることを確認する。

その結果、「個人県民税収入台帳」への記入誤りが 1 件検出されたが、それ以外はすべて一致していることが確認できた。ただし、上記の帳簿や書類を閲覧している中で、以下のような検討すべき事項が認められた。

意見 7 個人県民税収入台帳の作成方法

「個人県民税収入台帳」の作成手段が県税事務所ごとで異なっている。「個人県民税収入台帳」の様式については、県税事務取扱規程様式第 51 号の 2 で定められており、このルールどおりに手書きの B4 版の帳簿を作成している事務所もあったが、独自に表計算ソフト(A4 版)で作成している事務所、さらには表計算ソフトで作成しながらもルールだからということで手書きの台帳を二重に作成している事務所もみられた。

「個人県民税収入台帳」を作成する目的からすると、表計算ソフトで作成して A4 版の紙で保存することの方が、計算誤りも少なく保管方法としても適している。無駄な労力を省くためにも、各県税事務所ですでに作成しているデータを税務課で入手し、最も優れていると思われる様式を決定した上で、すべての県税事務所に送って統一様式として使用した方が効率的と思われる。

²⁶ 「調定整理簿」は税務総合管理システムから出力される「調定決議書」や「調定決議内訳書」とは異なり、県税事務所ごとに作成される管理帳簿である。

意見 8 個人県民税課税状況報告書の作成方法

市町村から報告される「個人県民税課税状況報告書」の様式についても、県税条例施行規則様式第 42 号で定められているが、現状では大半の市町村が表計算ソフト（A4 版）で作成しているものの、中には依然として B4 版の複写式手書様式で作成して提出している市町村もある。

年間最低 3 回（出納整理期間中の増減がある場合には年 4 回）、市町村において「個人県民税課税状況報告書」を作成して県税事務所に提出しなければならない現状のルールからすると、作成者側の市町村も、報告書の提出を受ける県税事務所側でも、当然計算チェックは必要であることから、手書きの報告書を作成し続ける限り、労力はおおよそ 2 倍になると考えて差し支えないであろう。もちろん、表計算ソフトで作成しても計算チェックは必要な手続ではあるが、少なくとも作成する側の労力は軽減されるはずである。

個人県民税の賦課徴収が市町村に委ねられている以上、市町村で余分にかかっている事務負担を軽減させることに、県としても積極的に関わっていくことが望まれる。以上から、「個人県民税課税状況報告書」については、表計算ソフトで作成して A4 版で印刷したものに、市町村長の公印を押印した上で提出するような方法を検討すべきである。

指摘 4 個人県民税払込通知書の原本保管

市町村は、個々の納税者から個人住民税として徴収した金額のうち、個人県民税に相当する金額を、県指定の金融機関の口座に現年課税分と滞納繰越分とに分けて毎月振り込むこととなっている。この払い込みに合わせて「個人県民税払込通知書」を県税事務所に提出するとともに、指定金融機関の領収印を押印した「個人県民税領収済通知書」も県税事務所に送付することとなっている。

往査した県税事務所の中で、市町村から徴求する「個人県民税払込通知書」について、ファックスしか保管されていない市町村があった。当初に提出された通知書に修正箇所が出てきたため、修正後のものを取り急ぎファックスで送付してもらったものの、修正後の原本の徴求を失念してしまっていたことに起因する事例である。

緊急を要することとしてファックスで取り寄せることは問題ないが、最終的には修正後の原本を送付してもらって保管しておくべきである。

指摘 5 個人県民税領収済通知書のコピーによる保管

往査した県税事務所の中で、「個人県民税領収済通知書」をコピーして保管している県税事務所があった。担当者に理由を聞いたところ、すべての「個人県民税領収済通知書」のコピーを取って、これに基づいて「個人県民税収入台帳」を作成し、念のためにコピーを収入台帳とワンセットで保管しているということであった。

「個人県民税収入台帳」の内容が慎重に記録され、正確に上長のチェックを受けたのであれば、少なくともコピーの保管は不要である。さらにいえば、収入台帳を作成するために、わざわざコピーを取るのも資源の無駄遣いと考えられる。

意見 9 調定整理簿の作成方法

個人県民税に限らずすべての税目において、手書きでの「調定整理簿」の作成が義務づけられている。これについては往査したすべての県税事務所において手書きで作成されていた。

「調定整理簿」は「調定決議書」及び「調定整理簿」が改ざんされるのを防止するために時系列でチェックしていくことに最大の目的がある。このチェック機能を果たすためには現在の紙ベースによる管理が必須のものであるのか、表計算ソフト等によるデータ管理に移行できないものであるのかを検討することが必要と考えられる。

県税事務所全体で「調定整理簿」のデータ管理が可能となれば、手書きの台帳への記入や計算の手間が省けるのみならず、最終的に紙として保管しておく「調定整理簿」の枚数も相当程度削減できると思われるので、手書きで作成している台帳に関して極力データ化していく工夫が必要である。

② 指導・監督・調査の体制について

意見 10 県税事務所に対する現地調査

徴収事務に関しては、総務部税務課納税班が収入対策、滞納縮減等を目的として各県税事務所を訪問し、意見交換等を行っている。

また、課税事務に関しても、ある特定の個別事案に係る指導等を行うことを目的として、総務部税務課課税班から各県税事務所への訪問が行われているものの、総務部税務課の所属人員の減少も影響しているためか、定期的な現地調査はここ数年実施されていないという。

総務部税務課の業務内容が「課税事務の企画指導及び調整に関すること」であるならば、本庁において各県税事務所の班長や担当者を招集して行う会議等でルールを説明するだけでなく、各県税事務所の担当者等が決められたルールどおり適正に業務を行っているかどうかについて調査指導することも重要なことであり、今後はすべての県税事務所、地域事務所に対して、例えば年1回は必ず見て回るといように定期的にチェックしていくことが望ましい。

意見 11 市町村に対する定期的な調査

地方税法第46条第4項及び第5項において、県は、市町村や政府の個人県民税等の賦課徴収に関する書類を閲覧し、記録する権利のあることが規定されており、これを受けて県税条例第35条第4項で下記のように規定されている。

(イ) 地方税法第46条

第4項 道府県知事が、市町村長に対し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第5項 道府県知事が、政府に対し、所得割の賦課徴収に関し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(ロ) 県税条例第35条

第4項 県税事務所長は、必要がある場合においては、前三項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関する必要な報告を求めることができる。

県税条例における上記の規定があるものの、県では、市町村から県税事務所に提出のあった「個人県民税課税状況報告書」等の記載内容についての疑義及び徴収に関する市町村との情報交換に必要な書類の閲覧がある場合を除いては、市町村に対して書類の閲覧や記録を目的とした現地調査は行っていない。

個人県民税の賦課徴収の事務を執行する市町村が、適切にこれを実施しているかどうかを検証することは、県の重要な財源である個人県民税の税込確保の上で必要な手続であると考えられるため、県は与えられた権利を行使することが望まれる。

宮城県内には仙台市のような人口の多い政令指定都市もあれば、面積が広い割に人口の少ない市町村もあり、個人住民税の賦課徴収事務に従事する職員が少なくノウハウにも乏しい市町村もあると想定され、県全体として個人県民税の公平性があまねく担保されているかは疑問である。

管轄する市町村の数でいえば、最も多い大河原県税事務所（9市町）を除いては大半が3～5市町村であり、県税事務所の職員が管轄する市町村に対して1年の間にすべて現地調査して書類の閲覧や調査記録を作成することは、1ヶ所当たり1日というようなスケジュールであれば、決して不可能なことではないと推測される。

ここでいう現地調査は、各市町村において個人県民税の賦課徴収に係る事務執行が適正に行われているかどうかを、県の立場で確認することが本旨であるため、労力をかけただけの成果を上げることが目的とするものではない。これによって、県の税収が目に見えて増えるというような成果を期待するものではなく、「調査対象については、すべて適正に行われていた」という心証を得ることが目的である。

したがって、費用対効果が見込めないから何も実施しないというのではなく、民間企業で浸透してきている内部統制の発想を取り入れ、総務部税務課から各県税事務所へのチェック機能、各県税事務所から管轄する各市町村へのチェック機能を働かせることにより、各市町村を含む県全体の事務処理能力のレベルが上がっていくことが重要なことである。そのことが課税体制の充実強化、ひいては現年課税分の収入率の改善につながっていくものと考えられる。

さらには、より広範囲な専門的知識を持った第三者の立場から検証することにより、現場作業における事務の効率化、無駄の排除につながるようなアドバイスができる可能性もあり、調査を受ける側にとっても有益な場合が多いと考えられる。

調査の頻度、対象、手法等の具体的な内容については、現実的に可能な範囲で着手すれば良いのであり、まずは市町村への定期的な調査を制度化し、実施してみることが大事であると思われる。

意見 12 県内に住所を有しない者に対する均等割課税

地方税法第 24 条及び同法第 294 条並びに県税条例第 22 条では、以下のように規定している。

(イ) 地方税法第 24 条

第 1 項 道府県民税は、(中略) 第二号に掲げる者に対しては均等割額によって(中略) 課する。

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

第 7 項 第一項第二号に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

(ロ) 地方税法第 294 条

第 1 項 市町村民税は、(中略) 第二号の者に対しては均等割額によって(中略) 課する。

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(ハ) 県税条例第 22 条

第 1 項 県民税は、(中略) 第二号に掲げる者に対しては均等割額によって(中略) 課する。

二 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

県においては、県内に住所を有しない者に対する均等割について各市町村でどの程度課税されているかについての定期的な調査は行われていない。今回の監査を通じて調査してもらったところ、県内に事務所・事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町村内に住所のない人の宮城県全体における均等割課税の実績は、平成 20 年度で 5,514 件(5,514 千円)、平成 21 年度の期中で 5,770 件(5,770 千円)となっていることが判明した。

個人県民税の均等割は 1,000 円であるから、仮に追加で課税することができたとしても税収増にはほとんど寄与しないであろうこと、つまり費用対効果が低いことは容易に想像できるが、各市町村でどの程度の課税が行われているのかについて継続的にデータ収集を行っていくことは有益なことと思われる。このような観点での調査項目を、前述の意見 11 の調査項目に追加することは意味があるものとする。

3. 個人事業税

(1) 個人事業税の概況

I. 個人事業税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

① 納税義務者

県内に事務所、事業所等を設けて、事業を行う個人

② 納税額

課税所得（所得から各種控除を差し引いたもの）に次の税率を乗じた額

区分	税率	事業の種類			
第1種 (37業種)	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
		不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
		電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
		倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
		出版業	写真業	席貸業	旅館業
		料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
		仲立業	問屋業	両替業	演劇興行業
		公衆浴場業（第3種のものを除く）		遊技場業	遊覧所業
		商品取引業	不動産売買業	広告業	興信所業
		案内業	冠婚葬祭業		
第2種 (3業種)	4%	畜産業 (農業に附随するものを除く)		水産業	薪炭製造業
第3種 (30業種)	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
		弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
		弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
		社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
		デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
		クリーニング業	公衆浴場業（銭湯）	歯科衛生士業	歯科技工士業
		測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業
	3%	装蹄師業	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう 柔道整復その他の医業に類する事業		

※ 主として家族などの自家労力を用いて行う第2種事業には課税されない。

【控除の種類】

- i. 事業専従者控除、ii. 損失の繰越控除（所得税における青色申告者のみ）、
- iii. 被災事業用資産の損失の繰越控除、iv. 事業用資産の譲渡損失の控除、
- v. 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ）、
- vi. 事業主控除（年額 290 万円）

③ 申告と納税

- ・ 申告は3月15日まで（所得税・住民税の申告をすれば、事業税の申告は不要）
- ・ 年の途中で事業を廃止したときは廃止の日から1ヶ月以内（死亡による廃止の場合は4ヶ月以内）
- ・ 通常、8月後半と11月後半の2回に分けて、納税通知書（納付書）により納める。

④ 減免制度

（イ）地方税法第72条の62（個人の事業税の減免）

1. 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において、個人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、個人の行う事業に対する事業税を減免することができる。

（ロ）県税減免条例第3条（個人の事業税の減免）

1. 個人の事業税の納税者又は納税義務者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度における個人の事業税を減免する。
 - 一 震災、風水害、津波、火災その他これらに類する災害で知事が定めるものにより、事業用資金の全部又は一部について損害を受けたとき。
 - 二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者で県税事務所長が必要があると認めたとき。
2. 前項第一号に該当する場合において減免すべき税額は、当該損害額（保険金又は損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）が当該納税者又は納税義務者の課税標準額の十分の一を超えるときは、その超える額に税率を乗じて得た額（当該金額が当該年度における税額を超えるときは、当該税額とする。）に相当する金額とし、同項第二号に該当する場合において免除すべき税額は、課税すべき金額の全額とする。
3. 第一項の「事業用資産」とは、事業の用に供する建物、構築物、船舶、車両、機械、器具、備品、原材料、商品、製品、半製品、仕掛品その他それらに類する資産で知事が定めるものをいう。

II. 課税手続

本庁の総務部税務課課税班と各県税事務所の課税班における業務分担は、以下のとおりである。

税務課 課税班	各県税事務所 課税班
1. 課税事務の企画指導及び調整に関する事務 2. 電算組織による事務処理計画及び指導に関する事務 3. 随時の納税通知書の印字	毎年4月、5月の約3週間、管轄区域内の税務署に赴いて、所得税の確定申告書等の資料収集（コピー入手）を行い、7月に調定作業を実施する。

年に1回行われる個人事業税の定期賦課事務の流れは以下のとおりである。

図表 50 個人事業税の定期賦課事務の流れ

		総務部税務課	県税事務所
4月	下旬		
5月	月上旬		・税務署から所得税の確定申告書等の資料の写しを入手
	～ 下旬	・国税資料の入手 ・賦課予定データを作成し、税務総合管理システムにより県税事務所へ配信	・税務総合管理システムより賦課予定チェックリストを出力
6月	月上旬 ～ 下旬		・賦課予定チェックリストと確定申告書等の写しを照合し、システムに賦課入力 ・賦課予定チェックリストの修正、確定申告書等の写しの追加入手、システムに追加の賦課入力
7月	月上旬	・税務総合管理システムへ賦課予定データを一括登録	・税務総合管理システムから賦課一括登録チェックリスト、賦課入力確認リストを出力
	中旬		・賦課一括登録チェックリストのエラー件名を精査して修正入力、また、賦課入力確認リストとの不一致を修正
	下旬	・納税通知書の印刷を依頼	
8月	月上旬		・納品された納税通知書の検収、送付先の確認
	中旬		・納税通知書の発送

このほか税務調査等により所得税の修正申告が随時行われるため、毎月税務署に赴いて修正申告の行われた件名について、定期賦課と同様に申告書のコピーを入手し、個人事業税の修正賦課入力手続を行っている。

この場合の随時賦課については、納税通知書の印刷は印刷業者には依頼せずに総務部税務課にて印刷を行っている。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

個人事業税の最近 5 年間の調定額、収入率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

図表 51 個人事業税の調定額等の推移

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現 年 課 税 分	調定額	2,595,356	2,611,070	2,565,169	2,635,982	2,549,026
	収入済額	2,503,948	2,527,339	2,486,034	2,549,031	2,484,679
	収入率	96.48%	96.79%	96.92%	96.70%	97.48%
	還付未済額	0	0	0	1,449	0
	不納欠損処理額	0	0	0	0	0
	収入未済額	91,408	83,731	79,135	88,400	64,347
滞 納 繰 越 分	調定額	411,568	414,924	375,962	347,275	322,125
	収入済額	77,146	86,202	80,005	91,726	75,412
	収入率	18.74%	20.78%	21.28%	26.41%	23.41%
	還付未済額	0	21	20	0	0
	不納欠損処理額	10,622	35,809	24,078	21,151	23,974
	収入未済額	323,800	292,934	271,899	234,398	222,739
合 計	調定額	3,006,924	3,025,994	2,941,131	2,983,257	2,871,151
	収入済額	2,581,094	2,613,541	2,566,039	2,640,757	2,560,091
	収入率	85.84%	86.37%	87.25%	88.52%	89.17%
	還付未済額	0	21	20	1,449	0
	不納欠損処理額	10,622	35,809	24,078	21,151	23,974
	収入未済額	415,208	376,665	351,034	322,798	287,086
	不納欠損処理率	0.35%	1.18%	0.82%	0.71%	0.83%
(収入未済額の内訳)						
内 容	差押額	104,977	107,791	68,966	99,514	97,068
	執行停止額	35,254	21,085	48,588	52,469	61,676
	徴収猶予額	-	-	-	-	-
	その他	274,977	247,789	233,480	170,815	128,342
	計	415,208	376,665	351,034	322,798	287,086

個人事業税が県税全体に占める割合は1%前後であり、最近5年間で大きな税制改正もなく、調定額もあまり変動がみられない。

収入率は上昇傾向にあり収入未済額も縮減傾向にある。

個人事業税の平成 20 年度における調定額の前年比、構成比及び収入率について東北 6 県の比較をすると以下のとおりである。

図表 52 東北 6 県の比較

	調定額		収入率
	前年比	構成比	
青森	101.0%	0.66%	94.01%
岩手	102.3%	0.90%	90.50%
宮城	96.2%	0.98%	89.17%
秋田	96.6%	0.92%	92.77%
山形	94.9%	0.91%	91.42%
福島	98.8%	0.72%	95.46%
6県平均	97.9%	0.85%	91.77%
全国(収入済額)	99.2%	1.2%	92.84%
宮城(収入済額)	96.9%	0.9%	89.17%

宮城県の収入率は上昇傾向にあるとはいえ、東北 6 県の中では唯一 90%以下になっており、1 位の福島県とは 6.3 ポイントの開きがある。

この収入率を県税事務所別にみると以下のようなになる。

図表 53 県税事務所別の収入率

	収入率			順位
	現年課税分	滞納繰越分	合計	
大河原	96.75%	21.35%	88.74%	6
仙台南	97.33%	20.75%	88.39%	7
仙台中央	97.76%	41.75%	91.13%	2
仙台北	97.98%	13.34%	87.52%	8
塩釜	95.71%	29.12%	89.69%	5
大崎	97.72%	23.97%	90.73%	3
栗原	99.95%	8.67%	83.60%	10
登米	96.79%	16.66%	84.55%	9
石巻	96.95%	28.77%	90.71%	4
気仙沼	95.18%	37.87%	92.39%	1
合計	97.48%	23.41%	89.17%	

滞納繰越分の収入率の低い県税事務所が合計収入率も低くなっていることがわかる。

(2) 指摘又は意見

今回の監査では 7 ヶ所の県税事務所を訪問し、調定手続について以下の監査手続を実施した。

- ・「調定整理簿」の累計金額が決算数値と一致していることを確認する。
- ・「調定整理簿」の金額が「調定決議書」と一致していることを確認する。
- ・「調定決議内訳書」の合計が「調定決議書」と一致していることを確認する。
- ・個人事業税の業務フローについて、「個人事業税（定期賦課）業務フローチャート」に準拠して実施されているか、担当者にヒアリングする。
- ・税務署における確定申告書のコピー等の情報収集に、どの程度の人員、コピー枚数を要しているのか、担当者にヒアリングする。
- ・任意の納税者について「個人事業税賦課予定チェックリスト」、「確定申告書等の写し」、「個人事業税通知書一覧表」等のコピーを入手し、一連の資料における課税番号、収入金額、所得金額、課税標準額、税額が一致していることを確認する。

その結果、以下のような検討すべき事項が認められた。

意見 13 税務署からの資料収集コスト

税務署における確定申告書のコピー等の収集にかかっているコストのイメージをつかむために、往査した県税事務所の担当者からヒアリングした結果は下表のとおりである。

図表 54 情報収集に要する人員、コピー枚数

往査県税事務所	日数、延人員数	コピー枚数
仙台北県税事務所	17日、延べ90人	約30,000枚
仙台中央県税事務所	8日、延べ48人	約30,000枚
東部（旧：石巻）県税事務所	10日、延べ41人	約13,000枚
北部（旧：大崎）県税事務所	9日、延べ36人	約10,000枚
大河原県税事務所	6日、延べ21人	約4,000枚
仙台南県税事務所	14日、延べ53人	約28,000枚
塩釜県税事務所	10日、延べ42人	約12,000枚

上記の7県税事務所の延人員数の合計は331人であり、仮に1人/日25千円の人件費が発生するとすれば約8百万円のコストとなる。コピー枚数の合計は127千枚となり、単価は正確な金額ではないが、これを仮に10円とすれば1百万円程度のコストとなる。

このコストについては、個人事業税の定期賦課に係る調定方法の現状の枠組みの中では、やむを得ないものであると考えられる。法人二税のように県に対して直接申告書が提出されるものと異なり、課税対象者や課税対象金額の把握のために、税務署に出向いて資料収集を行わざるを得ない状況にあるのであり、また、個人県民税のように市町村から「個人県民税課税状況報告書」の報告があり、それに基づき調定が行われるものとも異なるからである。

個人事業税は調定金額の規模の割に調定作業のコストがかかっているということが出来る。地方税の課税の基礎となる申告書が地方自治体（県）に提出されないということが根本的な原因と考えられるが、納税者の利便性を考慮して現行の申告制度が運用されているのであるから、税を徴収する側において、課税情報の上手な橋渡し（ブリッジング）を工夫することが検討されるべきであると考ええる。

この点について、現在、総務省、国税庁、社団法人地方税電子化協議会の三者間において、平成23年1月より、国税データを地方税データに還元できるようにしていくことを協議中である。これが実施に移されると、現在、全国の地方自治体で行われている上記のような国税資料の収集作業が相当程度軽減されるであろうと推測されることから、その実現を強く望むところである。

意見 14 不動産貸付業の認定

県では個人事業税における不動産貸付業の認定に関して、「個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について」（平成 14 年 税第 106 号）の別表 1 で、以下のように規定している。

不動産貸付業の判定基準表

不動産の区分		判定基準	
建 物	住 宅	(ア) 一戸建て	10 棟以上
		(イ) 一戸建以外の住宅（貸間・アパート等）	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が 10 室以上
	住 宅 以 外	(ウ) 独立家屋	貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が 5 棟以上
		(エ) 独立家屋以外の建物	貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が 10 件以上
土 地	(オ) 住宅用		貸付契約件数が 10 件以上又は貸付面積が 2,000 m ² 以上
	(カ) 住宅用以外		貸付契約件数が 10 件以上
(キ) 上記 (ア) ～ (カ) の不動産を併せて貸付けている場合		貸付契約件数が 10 件以上	

上記の基準によれば、5 棟、10 室等の数量判定基準に満たない場合は原則として課税されないこととなるが、実態にそぐわないケースがあることから、平成 21 年 8 月 19 日付で『個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について』の一部改正について（通知）」（税第 84 号）が発出され、上記の別表 1 の末尾に、

上記 (ア) ～ (キ) の基準未満であっても、その賃貸状況からみて課税しないこととすれば著しく他との均衡を失うと考えられるもの

が追加された。

また、同日付で「個人事業税における不動産貸付業の認定について（通知）」（税第 85 号）が発出され、上記の改正点に関して、課税事務の統一かつ迅速な執行のための具体的基準として、平成 22 年度課税分（平成 21 年度分の所得に係るもの）から、建物の貸付に係る収入金額が年 1,000 万円以上のものについては、貸付件数にかかわらず不動産貸付業と認定することとされた。

この具体的な基準に関しては、宮城県を除くすべての都道府県においては既に具体的な数値基準を定めて個人事業税の課税対象を明確にしていることから、宮城県でも遅ればせながら導入されたものである。

この新しい取扱いに際して、平成 20 年度の不動産賃貸収入が 700 万円以上であり、個人事業税の対象外となっている事業者を対象として、「個人事業税（不動産貸付業）の取

扱いについて」という文書を平成 21 年 9 月に発送している。この文書を発送した事業者数は約 1,600 先であり、このうち平成 20 年度の不動産賃貸収入が 1,000 万円以上の事業者は県全体では把握できていないものの、ヒアリングした結果（仙台南：149 件／176 件、塩釜：12 件／30 件、石巻：45 件／85 件）からすると、半数程度はあるものと推測される。

平成 14 年の改正の検討開始から制定まで時間がかかってしまったが、今後の税収増につながることであるので積極的に推進していただきたいと考える。

意見 15 税務総合管理システムからの出力帳票

定期賦課事務フローにおいて、税務総合管理システムから出力する帳票類のうち、何を出し、保管しておくかについては、各県税事務所によって対応がまちまちである。「賦課予定チェックリスト」は調定する上で必須のものなので、どこの県税事務所でも出力しているが、その他の帳票については対応が分かれている。

特に「あて名候補リスト」、「所得控除失格リスト」、「省略削除リスト（削除チェックリスト）」については使用頻度が低いようである。

このうち「所得控除失格リスト」は、所得が事業主控除額である 290 万円以下の事業者にかかるリストであり、前年度まで個人事業税の課税対象であった事業者が当年度の課税対象から外れた場合に、非課税対象であることが正しいのかを確認するために利用されている。

したがって、当該リストに載っていることさえ確認できればよいのであり、必ずしも紙で出力し、保管しておく必要性は認められない。しかし、現状の税務総合管理システムでは、当該リストを画面上で検索し確認することが不可能な設計となっているため、わざわざ全ページを出力しなければならないのが実状である。

「所得控除失格リスト」をロックしなければいけない特別な理由がないのであれば、また、システム変更に多額な金額を要するのでなければ、「所得控除失格リスト」の内容を画面検索できるように変更することが、コストの削減に寄与するものと考えられる。

4. 利子・配当等に係る県民税

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の3つの税は似通った性格をもっているため、ここでまとめて記載する。

(1) 税の概況 (2008年版「くらしと県税」より)

I. 税の概要

i. 県民税利子割

①納税義務者

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人又は法人が、その金融機関等を通じて納める。

②納税額

支払いを受ける利子等×5%

③非課税制度

対象者	種類・内容	非課税限度額
身体障害者等	少額預金非課税制度(マル優) 少額公債非課税制度(特別マル優)	それぞれ 350万円
給与所得者	財産形成住宅貯蓄 財産形成年金貯蓄	合わせて 550万円

(注)65歳以上の方の非課税制度は、平成17年12月末で廃止。

⑤申告と納税

金融機関等が特別徴収義務者²⁷として、毎月10日までに前月分をまとめて申告、納税する。

⑥その他

- ・ 利子割が課された法人は、法人県民税の申告の際、法人税割から利子割の額を控除する。なお、控除しきれなかった額については、還付又は法人の未納税額に充当される。
- ・ 県に納められた県民税利子割額のうち、5分の3が市町村に交付される。

ii. 県民税配当割

①納税義務者

県内に住み、特定の配当等の支払いを受ける個人が、その配当等を支払う者を通じて納める。

²⁷ 特別徴収義務者とは、特別徴収によって地方税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。

② 納税額

支払いを受ける配当等の額×5%

(ただし、平成 23 年 12 月 31 日までの間は 3%)

③ 申告と納税

配当等の支払いをする者が、特別徴収義務者として毎月 10 日までに前月分をまとめて申告し、納税する。

④ その他

- ・ 納税義務者が申告により総合課税を選択した場合は、所得割額において課税されるので、所得割額から配当割額相当額を控除できる。
- ・ 県に納められた県民税配当割額のうち、5 分の 3 が市町村に交付される。

iii. 県民税株式等譲渡所得割

① 納税義務者

県内に住み、所得税において源泉徴収を選択した特定口座²⁸（源泉徴収口座）における株式譲渡所得又は源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益支払いを受ける個人が、その口座を開設した証券会社を通じて納める。

② 納税額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額×5%

(ただし、平成 23 年 12 月 31 日までの間は 3%)

③ 申告と納税

源泉徴収口座を開設した証券会社が特別徴収義務者として徴収し、毎年 1 月 10 日までに前年分をまとめて申告し、納税する。

④ その他

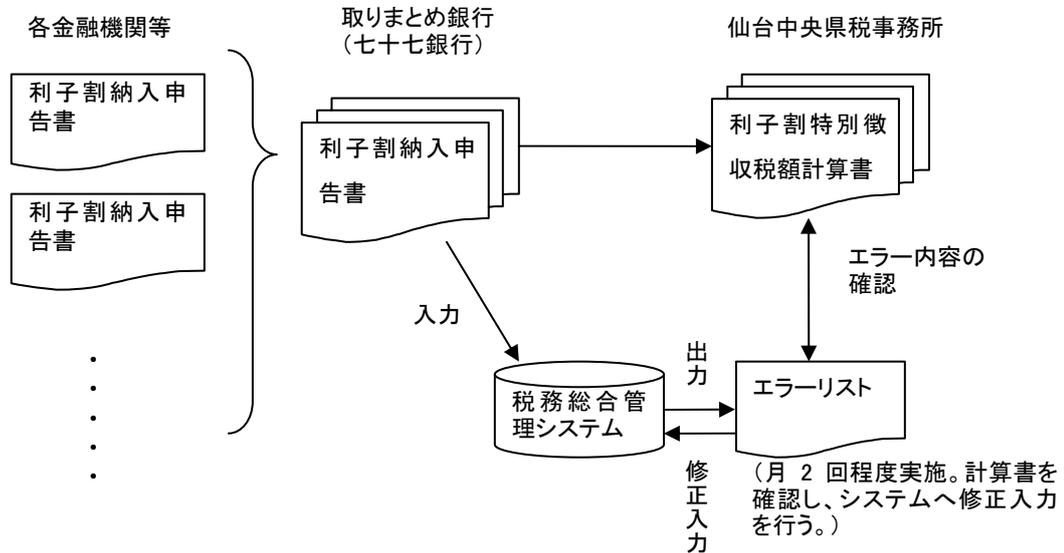
- ・ 納税義務者が申告により申告分離課税を選択した場合は、所得割額において課税されるので、所得割額から特定株式等譲渡所得割額相当額を控除できる。
- ・ 県に納められた県民税株式等譲渡所得割額のうち、5 分の 3 が市町村に交付される。

²⁸ 次ページ図表 56 参照。

II. 課税手続

県民税利子割の事務処理の流れは以下のようになっている。

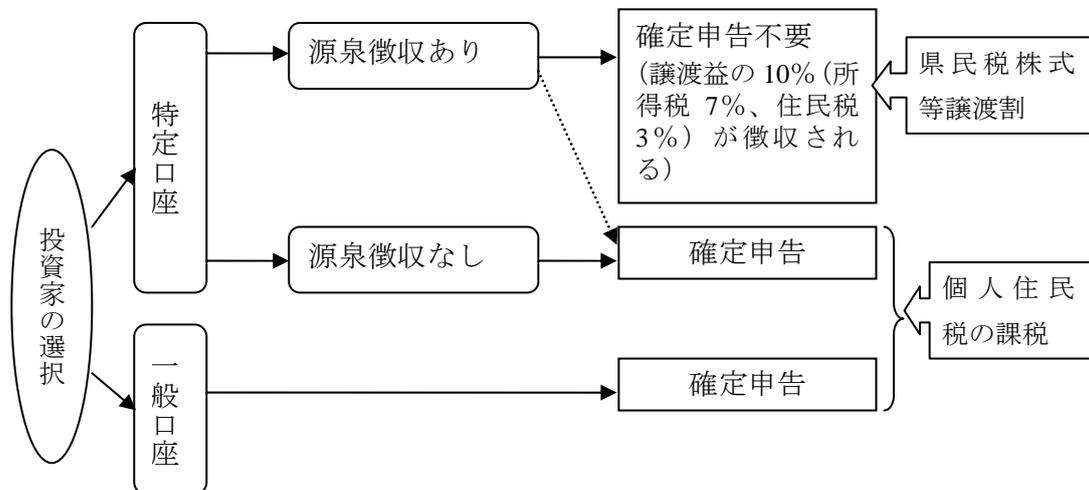
図表 55 県民税利子割の事務処理フロー



各金融機関等は毎月 10 日までに前月に徴収した利子割税額をまとめて、道府県民税利子割納入申告書（以下、申告書）を作成する。この申告書は取りまとめ銀行において税務総合管理システムへデータ入力され、申告書は仙台中央県税事務所へ送付される。仙台中央県税事務所では税務総合管理システムよりエラーリストを出力し、修正箇所を再入力する。

県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割においても特別徴収義務者が配当等の支払者や証券会社が変わるだけで、事務処理の流れは基本的に同様である。

図表 56 参考：特定口座の仕組み



Ⅲ. 調定額及び収入済額の状況

県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の過去 5 年間の調定額と収入済額の推移は以下のとおりである。

図表 57 調定額と収入済額の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	件数	13,739	13,493	13,065	12,927	13,036
	金額	3,367,589	1,944,735	1,590,174	2,101,359	2,042,189
収入済額	件数	13,739	13,493	13,065	12,927	13,036
	金額	3,367,589	1,944,735	1,590,174	2,101,359	2,042,189
収入率		100%	100%	100%	100%	100%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	件数	5,609	6,228	6,427	6,924	6,200
	金額	343,815	611,704	938,376	1,148,854	440,011
収入済額	件数	5,609	6,228	6,427	6,924	6,200
	金額	343,815	611,704	938,376	1,148,854	440,011
収入率		100%	100%	100%	100%	100%

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	件数	128	191	262	247	173
	金額	364,552	833,339	705,195	631,292	127,894
収入済額	件数	128	191	262	247	173
	金額	364,552	833,339	705,195	631,292	127,894
収入率		100%	100%	100%	100%	100%

県税全体に占める割合は、県民税利子割が 1%弱、県民税配当割と県民税株式等譲渡所得割はさらに小さな割合である。

これら 3 税はすべて仙台中央県税事務所で取りまとめており、収入率は 100%であるため滞納繰越分はない。

(2) 指摘又は意見

県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の課税事務については、金融機関等、配当等の支払いを行う者、証券会社等が特別徴収義務者となりチェックしているため、誤謬が発生することはほとんど考えられない。また、滞納が発生する状況にはないので、この 3 税については上記の概況の把握に止まり、特別な監査手続は実施しなかった。したがって、指摘又は意見として記載すべき事項はない。

5. 不動産取得税

(1) 不動産取得税の概況

I. 不動産取得税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

① 納税義務者

土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）等により取得した人。
この場合の取得は、有償、無償及び登記の有無は問わない。

② 納税額

$$\boxed{\text{取得時の不動産の価格（※2）}} \times \boxed{\text{税率（※1）}}$$

（※1）土地や家屋の取得の時期によって、下表のとおり税率が適用される。

不動産を取得した時期	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成15年3月31日まで	4%	3%	4%
平成15年4月1日から平成18年3月31日まで	3%	3%	3%
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	3%	3%	3.5%
平成20年4月1日から平成24年3月31日まで	3%	3%	4%

（※2）「不動産の価格」は、実際の購入価格や請負価格ではなく、次のように決定される。

土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得した場合 （以下、「承継取得」という。）	原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（注）
新築、増改築した家屋や造成した土地など新たにできた不動産の場合 （以下、「原始取得」という。）	調査のうえ、固定資産評価基準により評価し算出した価格

（注）平成8年1月1日から平成24年3月31日までに取得した宅地等については、価格を1/2とする特例がある。

③ 免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されない。

- ・ 取得した土地の価格が 10 万円未満の場合
- ・ 売買や贈与等により取得した家屋の価格が 12 万円未満の場合
- ・ 建築した家屋の価格が 23 万円未満の場合

④ 申告と納税

- ・ 不動産を取得した日から 60 日以内にその不動産の所在地を管轄する県税事務所に申告する。
- ・ 納税通知書に記載されている納期限までに納める。

なお、⑤に記載した軽減措置を受けるためには、上記の申告に併せてこれらの軽減措置を受けたい旨の申告をする必要がある。

⑤ 住宅及び住宅用土地の税の軽減

◎住宅を取得した場合、住宅の価格から表Aの控除額が控除される。

【表A】

区分	控除適用の要件(全てに該当することが必要)	控除額
住宅の建築 (新築・増改築)	①延べ床面積が次の要件に該当するもの。 (「特例適用住宅」という。)	1,200万円
新築住宅の購入	ア 延べ床面積(注1)が50㎡以上240㎡以下 イ 共同住宅等で貸家の用に供される場合は独立的に区画された部分が40㎡以上240㎡以下	
認定長期優良住宅 である住宅の新築	②新築された認定長期優良住宅(注2)で次に該当するもの。 (「特例適用住宅」という。)	1,300万円 新築年月日:「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」H21.6.4～H22.3.31
既存(中古) 住宅の取得	③既存(中古)住宅で次のすべてに該当するもの。 (「特例適用既存住宅」という。) ・取得者自らが居住するものであること。 ・延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 ・次のいずれかの要件に該当するものであること。 ア 新築後25年以内(木造、軽量鉄骨造は20年以内)であること。 イ 昭和57年1月1日以降に新築されていること。 ウ 新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合していることが取得前に証明されていること。 ※イ及びウは平成17年4月1日以降の取得に限る。	(注3)

(注1)住宅用附属家(物置・車庫等)、マンションの共有部分も含む。増築の場合は、増築後全体(住宅用附属家も含む)の床面積。

(注2)「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期優良住宅」に認定されたもの。

(注3)控除額は以下のとおり。

新築年月日	控除額
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
平成9年4月1日以降	1,200万円

◎土地を取得した場合、減額要件のいずれかに該当すれば表Bの額が減額される。

【表B】

区 分	減額適用の要件	減額される額
特例適用住宅用 土地の取得	①土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されていること(平成14年4月1日以降の取得に限る。) ②特例適用住宅を新築した日後1年以内にその住宅用の土地を取得していること。 ③自己居住用の未使用の新築特例適用住宅とその土地を同時に取得していること(土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地取得前又は取得後1年以内に住宅を取得していることが必要。) ④自己居住用以外の未使用の新築特例適用住宅とその土地を、その住宅が新築されてから1年以内に取得していること(平成11年4月1日から平成16年3月31日までの取得の場合は、新築後2年以内)。	次のいずれか多い額が減額される。 ① 45,000円 ② 土地1㎡当たりの価格(※)×[住宅の床面積×2](200㎡を限度)×3% (※)平成24年3月31日までに宅地を取得した場合は、価格を2分の1した後の額から1㎡当たりの価格を計算する。
特例適用既存住宅用 土地の取得	⑤土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある特例適用既存住宅を取得していること(同時に取得した場合も含む。) ⑥特例適用既存住宅を取得した日から1年以内に、その住宅用の土地を取得していること。	

★ ①に該当する場合で、取得した土地を引き続き所有している場合は、土地の取得者と家屋の新築を行った者が異なる場合でも、減額の対象となる。また、住宅の新築が土地を取得したのものから、当該土地の譲渡を受けたものにより行われた場合にも適用される。

★ ②～⑥に該当する場合は、住宅と土地の取得者が同じであることが必要である。

⑥ 納付税額の計算例

【前提】平成20年5月に、居住用の住宅(床面積120㎡)を新築し、同時にその敷地(250㎡)を取得した。価格：土地 1,000万円、住宅 1,400万円

【原則】住宅：1,400万円×3%=42万円

土地：1,000万円×1/2×3%=15万円

合計 15万円+42万円=57万円

【軽減措置を考慮】

住宅：(1,400万円-1,200万円)×3%=6万円

土地：i 軽減される額

(1,000万円×1/2÷250㎡)×200㎡(※)×3%=12万円

※ 住宅の床面積×2=240㎡>200㎡のため、上限200㎡となる

ii 軽減により実際に納付する額

15万円-12万円=3万円

合計：6万円+3万円=9万円

II. 課税手続

不動産取得税は、不動産を取得した者が取得の事実について申告を行い、当該申告に係る不動産について市町村又は県が評価を実施し、決定された固定資産評価額に基づいて賦課される税金である。徴収は、県税事務所から送付される納税通知書によって納付する普通徴収の方法により行われる。

ただし、不動産を取得したことを申告しなければ、前掲した各種の軽減措置を受けることができない仕組みとなっている。

不動産取得税を課税する基礎となる金額は、実際の購入価格や請負価格ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（承継取得の場合）や、市町村又は県が調査した上で、固定資産評価基準により評価し算出した価格（原始取得の場合）である（下表参照）。

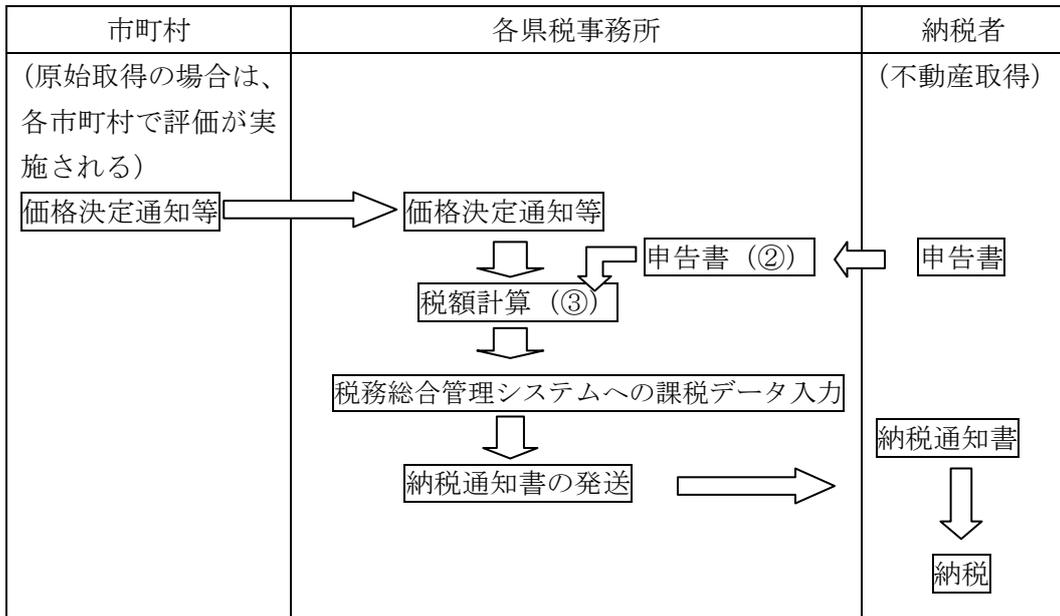
不動産の取得方法	不動産の評価額(課税の基礎)
承継取得(土地や中古家屋の取得)	固定資産課税台帳(市町村)に登載されている価格を採用
原始取得(家屋の新築・増築・改築による取得)	新たに評価額を算定する必要あり ⇒市町村で評価を実施する ⇒県で評価を実施する

承継取得の場合は、固定資産課税台帳価格を市町村から入手するため、県では評価に関して特に実施すべき事項はないが、原始取得の場合には、新たに固定資産を評価することが必要となる。当該評価に関しては基本的に市町村が実施しているが、原始取得のうち一部の物件については、市町村からの依頼により県税事務所が評価を実施する場合もある。評価対象については、市町村ごとに、管轄の各県税事務所との取り決めにより市町村が評価する物件と、県が評価する物件とを区分している。

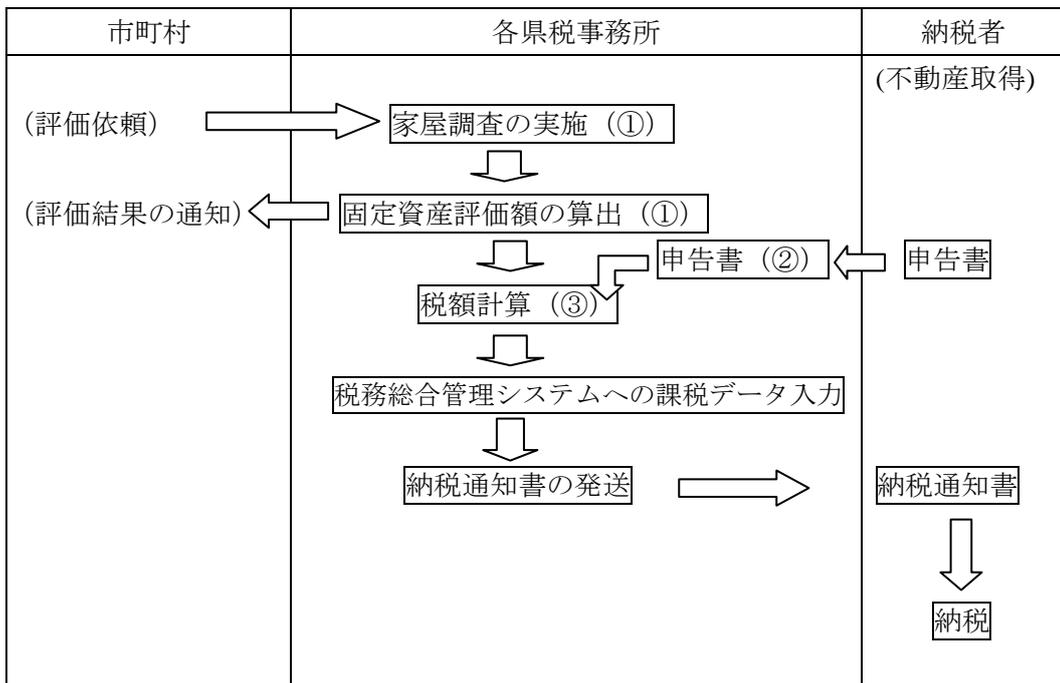
不動産の取得方法とその評価実施主体が県か市町村かによって、事務処理が若干異なるため、以下では下表に示す A と B とに分けて事務処理の流れを説明する。

不動産の取得方法	評価実施主体	
	県 (以下、「自主評価分」という。)	市町村 (以下、「採用分」という。)
承継取得	—	A
原始取得	B	A

図表 58 固定資産課税台帳価格採用分の課税手続【A の場合】



図表 59 自主評価分の課税手続【B の場合】



なお、上記の表中でカッコ内の①～③は、不動産取得税の(2)指摘又は意見(104ページ)の記述内容に対応している(①は意見16、②は意見17、③は意見18)。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

不動産取得税の最近 5 年間における調定額、収入率、収入未済額に関する推移は以下のとおりである。

図表 60 不動産取得税の調定額等の推移

(単位:千円)

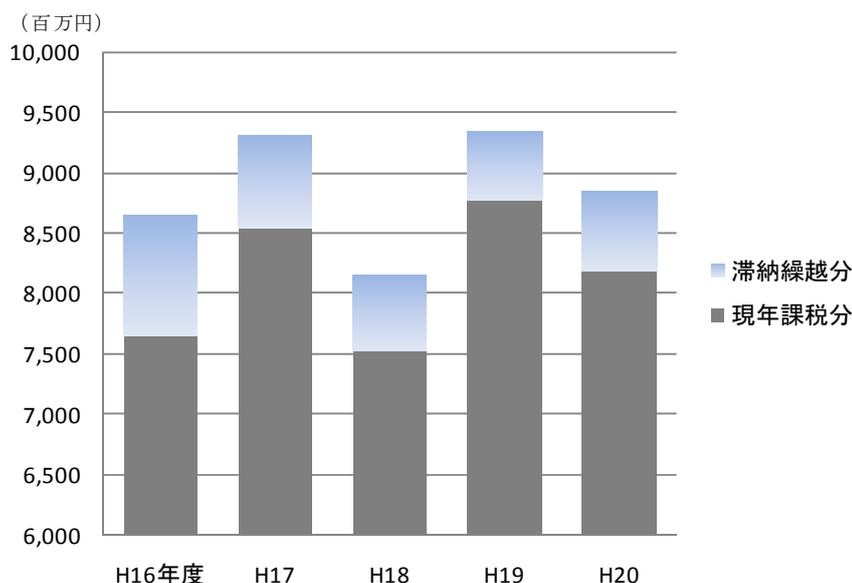
		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現 年 課 税 分	調定額	7,637,666	8,535,181	7,524,756	8,761,193	8,181,718
	収入済額	7,415,319	8,284,572	7,244,075	8,389,911	7,915,123
	収入率	97.1%	97.1%	96.3%	95.8%	96.7%
	不納欠損処理額	4,895	-	974	22	15,901
	収入未済額	217,451	250,609	279,707	371,260	250,694
滞 納 繰 越 分	調定額	1,006,481	771,074	625,969	582,676	660,465
	収入済額	324,654	217,690	182,789	161,983	182,928
	収入率	32.3%	28.2%	29.2%	27.8%	27.7%
	不納欠損処理額	39,550	79,681	63,311	39,149	47,324
	収入未済額	642,277	473,702	379,869	381,544	430,213
合 計	調定額	8,644,146	9,306,254	8,150,725	9,343,869	8,842,183
	収入済額	7,739,973	8,502,262	7,426,864	8,551,894	8,098,051
	収入率	89.5%	91.4%	91.1%	91.5%	91.6%
	不納欠損処理額	44,445	79,681	64,285	39,171	63,225
	収入未済額	859,728	724,311	659,577	752,804	680,907
	不納欠損処理率	0.51%	0.86%	0.79%	0.42%	0.72%
※1 全国収入率		86.12%	87.60%	88.52%	89.05%	88.73%
※2 県税収入率		96.24%	96.77%	96.99%	97.17%	96.90%

※1 全国収入率は不動産取得税の全国都道府県の平均収入率である。

※2 県税収入率は宮城県の県税全体の収入率である。

上記のデータのうち、調定額の推移をグラフによって示すと以下のとおりである。

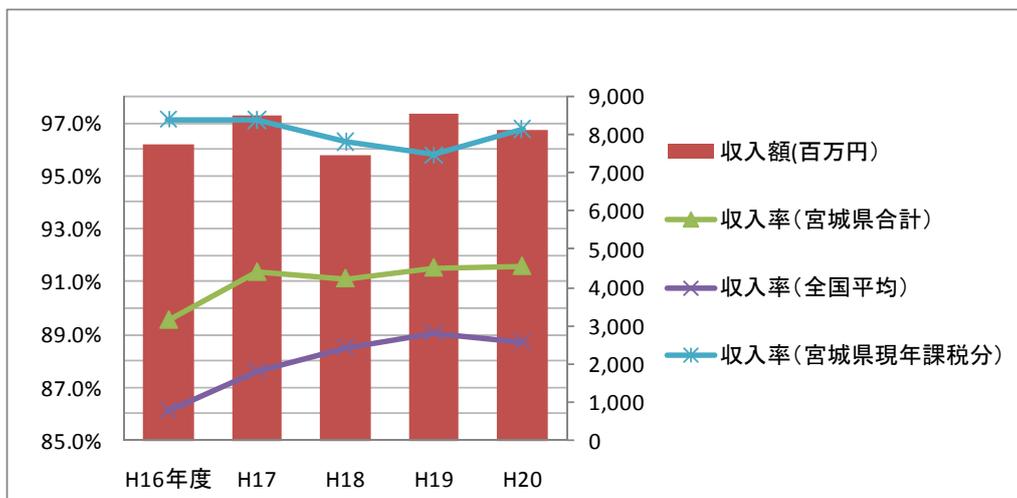
図表 61 過去 5 年間の調定額の推移グラフ



現年課税分についてみると、平成 17 年度と平成 19 年度の調定額が大きくなっており、特に平成 19 年度は平成 18 年度の調定額に比べて、約 12 億円増加（約 16%の増加）している。不動産取得税は、原始取得（採用分）の場合、物件が建築された翌年度に課税されるため、平成 19 年度に調定額が増加したということは、平成 18 年の建築が盛んであったといえる。また、原始取得（自主評価分）については、原則として物件が建築された年度内に課税されるため、平成 19 年の建築が盛んであったといえる。

次に、宮城县の収入額と収入率の推移を、全国平均の収入率と対比させてグラフにすると以下のとおりである。

図表 62 収入額・収入率の推移グラフ



宮城県合計の収入率は全般に横ばい傾向にあるが、全国平均を上回る状態で推移しており、平成 20 年度では 2.9 ポイント全国平均を上回っている。収入額は調定額と同様に、平成 17 年度と平成 19 年度が大きくなっている。

現年課税分の収入率については、宮城県合計の収入率が横ばい傾向にあるのに対して、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて低下しており、平成 20 年度では上昇している。この要因を県税事務所別にみると、次ページの図表 63 のとおりであり、特に仙台中央県税事務所及び仙台北県税事務所の影響が大きい。

前述のとおり、原始取得の場合、課税年度の前年に物件は建築されているため、平成 19 年度に収入額が多い（調定額も多い）ということは平成 18 年に建築が盛んであった、ということである。平成 18 年度は仙台市内の不動産市況が好況であったため、仙台市内で大型の商業ビル等が多く建設されたことにより課税額が増加したものである。しかし、収入率は平成 18 年度から既に低下の兆候が現れており、平成 19 年度以降、景気は下降局面に入り、滞納額も増加している。滞納の原因となった事例には、不動産売買で利益を得ようとした会社の倒産などにより、課税しようとしたときには、差し押さえるべき不動産も既に転売されており、即時欠損処理をせざるを得なかった、というものが少なくない。

図表 63 県税事務所別の調定額、収入済額及び収入率の推移

現年課税分		(単位:千円)					
		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	5年平均
大河原	調定額	384,027	432,883	449,541	536,467	366,982	433,980
	収入済額	376,088	421,041	442,266	513,558	360,901	422,771
	収入率	97.93%	97.26%	98.38%	95.73%	98.34%	97.42%
仙台南	調定額	986,517	1,355,096	1,011,690	1,218,918	1,267,777	1,168,000
	収入済額	950,529	1,291,165	977,721	1,199,304	1,247,276	1,133,199
	収入率	96.35%	95.28%	96.64%	98.39%	98.38%	97.02%
仙台中央	調定額	1,677,612	1,931,986	1,848,653	2,312,403	1,883,375	1,930,806
	収入済額	1,632,589	1,864,624	1,760,056	2,170,029	1,824,354	1,850,330
	収入率	97.32%	96.51%	95.21%	93.84%	96.87%	95.83%
仙台北	調定額	2,668,713	2,865,003	2,365,030	2,686,852	2,865,374	2,690,194
	収入済額	2,583,840	2,793,373	2,270,472	2,536,918	2,725,283	2,581,977
	収入率	96.82%	97.50%	96.00%	94.42%	95.11%	95.98%
塩釜	調定額	437,603	576,089	515,197	552,790	449,578	506,251
	収入済額	426,878	566,520	484,490	538,728	440,233	491,370
	収入率	97.55%	98.34%	94.04%	97.46%	97.92%	97.06%
大崎	調定額	598,658	462,594	542,508	478,054	419,389	500,241
	収入済額	590,681	458,986	535,654	470,057	395,781	490,232
	収入率	98.67%	99.22%	98.74%	98.33%	94.37%	98.00%
栗原	調定額	142,748	152,724	125,416	131,715	155,411	141,603
	収入済額	141,803	151,082	123,303	128,409	155,059	139,931
	収入率	99.34%	98.92%	98.31%	97.49%	99.77%	98.82%
登米	調定額	160,254	159,152	120,396	97,187	176,326	142,663
	収入済額	151,986	151,559	118,210	95,497	175,561	138,563
	収入率	94.84%	95.23%	98.18%	98.26%	99.57%	97.13%
石巻	調定額	429,587	456,226	372,385	585,693	473,617	463,502
	収入済額	410,459	445,292	359,229	577,857	467,985	452,164
	収入率	95.55%	97.60%	96.47%	98.66%	98.81%	97.55%
気仙沼	調定額	151,946	143,428	173,941	161,112	123,890	150,863
	収入済額	150,467	140,929	172,674	159,555	122,691	149,263
	収入率	99.03%	98.26%	99.27%	99.03%	99.03%	98.94%
合計	調定額	7,637,666	8,535,181	7,524,756	8,761,193	8,181,718	8,128,103
	収入済額	7,415,319	8,284,572	7,244,075	8,389,911	7,915,123	7,849,800
	収入率	97.09%	97.06%	96.27%	95.76%	96.74%	96.58%

滞納繰越分

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	5年平均
大河原	調定額	38,909	34,650	33,997	29,916	42,099	35,914
	収入済額	9,784	7,207	6,730	7,183	3,360	6,853
	収入率	25.14%	20.80%	19.79%	24.01%	7.98%	19.08%
仙台南	調定額	103,605	92,856	99,270	67,122	55,743	83,719
	収入済額	28,755	20,697	41,687	17,792	8,948	23,576
	収入率	27.75%	22.29%	41.99%	26.51%	16.05%	28.16%
仙台中央	調定額	189,883	161,168	147,445	147,061	211,793	171,470
	収入済額	51,723	42,193	39,958	25,319	59,032	43,645
	収入率	27.24%	26.18%	27.10%	17.22%	27.87%	25.45%
仙台北	調定額	486,610	310,978	209,746	202,563	236,614	289,302
	収入済額	185,302	92,428	64,422	72,541	71,224	97,184
	収入率	38.08%	29.72%	30.71%	35.81%	30.10%	33.59%
塩釜	調定額	45,217	41,194	30,840	43,028	34,624	38,981
	収入済額	11,868	13,733	3,722	14,949	13,431	11,541
	収入率	26.25%	33.34%	12.07%	34.74%	38.79%	29.61%
大崎	調定額	38,391	32,464	23,220	22,988	23,264	28,065
	収入済額	10,727	6,760	3,429	6,333	6,372	6,724
	収入率	27.94%	20.82%	14.77%	27.55%	27.39%	23.96%
栗原	調定額	10,310	9,220	9,618	8,917	9,217	9,457
	収入済額	1,560	941	2,291	1,597	1,969	1,671
	収入率	15.13%	10.20%	23.82%	17.91%	21.36%	17.67%
登米	調定額	9,914	15,998	18,700	16,172	14,293	15,015
	収入済額	2,204	4,498	3,987	2,699	2,860	3,250
	収入率	22.23%	28.12%	21.32%	16.69%	20.01%	21.64%
石巻	調定額	59,323	53,196	36,110	31,304	27,203	41,427
	収入済額	16,638	24,885	11,921	8,914	11,608	14,793
	収入率	28.05%	46.78%	33.01%	28.47%	42.67%	35.71%
気仙沼	調定額	24,317	19,351	17,022	13,604	5,616	15,982
	収入済額	6,092	4,348	4,641	4,658	4,125	4,773
	収入率	25.05%	22.47%	27.26%	34.24%	73.45%	29.86%
合計	調定額	1,006,481	771,074	625,969	582,676	660,465	729,333
	収入済額	324,654	217,690	182,789	161,983	182,928	214,009
	収入率	32.26%	28.23%	29.20%	27.80%	27.70%	29.34%

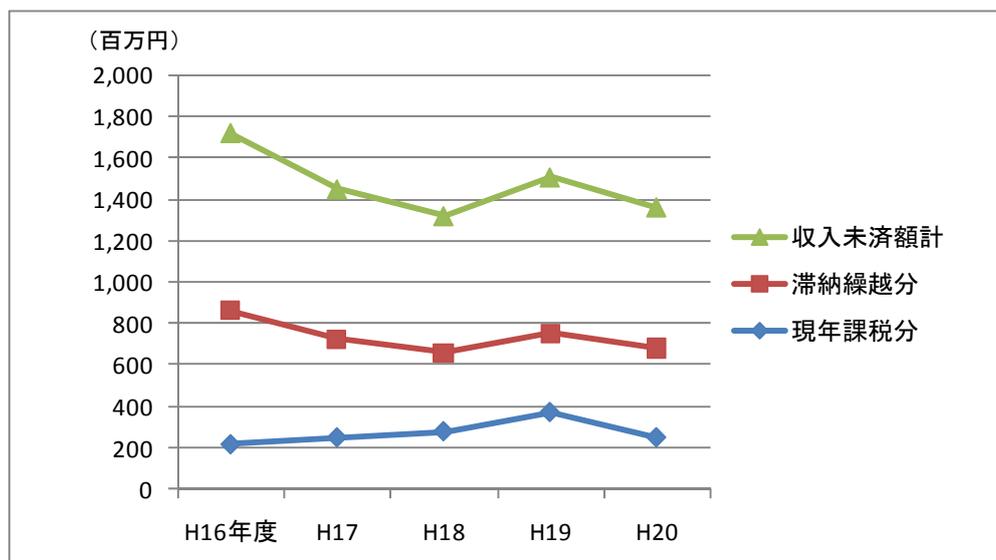
IV. 収入未済額と不納欠損処理額の状況

不動産取得税の過去 5 年間における収入未済額と不納欠損処理額の推移は以下のとおりである。

図表 64 収入未済額・不納欠損処理額の推移

収入未済額		(単位:千円)				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
現年課税分	217,451	250,609	279,707	371,260	250,694	
滞納繰越分	642,277	473,702	379,869	381,544	430,213	
収入未済額計	859,728	724,311	659,577	752,804	680,907	
対前年度増減		△ 135,417	△ 64,734	93,227	△ 71,897	

不納欠損処理額		(単位:千円)				
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
現年課税分	4,895	0	974	22	15,901	
滞納繰越分	39,550	79,681	63,311	39,149	47,324	
不納欠損処理額計	44,445	79,681	64,285	39,171	63,225	



収入未済額は平成 19 年度で一時増加に転じたが、平成 20 年度で歯止めがかかっており、平成 16 年度からすると減少傾向にある。この間の不納欠損処理額との対応関係を見ると、平成 19 年度を除き、不納欠損処理が収入未済額の縮減に大きく寄与していることがわかる。平成 19 年度は現年課税分の収入未済額が 91 百万円増加していることが特筆される。

不納欠損処理額の中では、滞納繰越分の平成 17 年度と平成 18 年度が多額である。平成 17 年度の 79,681 千円 (調定件数 184 件) のうち、56,607 千円 (調定件数 69 件) は仙台北県税事務所にかかる額であり、法人解散による大口の不納欠損 (平成 14 年課税分) が 2 件 (約 36,000 千円) あったことが大きな要因である。また、平成 20 年度の現年課税分の不納欠損処理額 15,901 千円は競売物件を競落した法人の倒産による不納欠損処理額である。

次に示す表は収入未済額の内訳である。

図表 65 過去 5 年における収入未済額の内訳

(単位:件、千円)

現年課税分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
収入未済額	1,029	217,451	863	250,609	837	279,707	872	371,260	1,636	250,694	
上記の内訳	差押額	136	15,222	52	9,856	44	41,007	77	12,236	1,003	104,418
	処分停止額	-	-	-	-	5	1,545	7	329	-	-
	徴収猶予額	102	70,186	101	70,655	80	89,098	99	121,588	49	26,197
	その他(回収中)	791	132,043	710	170,178	711	148,142	7	237,114	586	120,171

滞納繰越分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
収入未済額	2,250	642,277	2,100	473,702	1,862	379,869	1,683	381,544	1,357	430,213	
上記の内訳	差押額	931	296,592	865	168,040	731	158,296	706	151,545	582	160,883
	処分停止額	115	46,766	127	49,401	116	39,686	243	37,646	99	20,782
	徴収猶予額	73	13,699	23	6,643	35	4,479	45	29,939	52	73,996
	その他(回収中)	1,131	285,221	1,085	249,888	980	177,408	689	162,413	624	174,553

合計	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
収入未済額	3,279	859,728	2,963	724,311	2,699	659,577	2,555	752,804	2,993	680,907	
上記の内訳	差押額	1,067	311,814	917	177,895	775	199,303	783	163,781	1,585	265,301
	処分停止額	115	46,766	127	49,401	121	41,230	250	37,975	99	20,782
	徴収猶予額	175	83,885	124	77,298	115	93,577	144	151,527	101	100,193
	その他(回収中)	1,922	417,264	1,795	420,066	1,691	325,550	696	399,527	1,210	294,724

このうち、徴収猶予とは、土地を取得してから 3 年以内に特例適用住宅が新築される場合に、新築されるまでの間、減額相当額の不動産取得税の徴収が猶予されている額である。したがって、徴収猶予については収入未済額には含まれるものの、通常の滞納とは異なり、将来、収入未済が解消される可能性が高いものである。

また、平成 20 年度では差押件数が増加しており、滞納処分が強化されていることがわかる。

(2) 指摘又は意見

① 不動産の評価について

不動産の評価は、「固定資産評価基準」²⁹に従いおおむね以下のように実施される。

土地	原則として路線価 ³⁰ 方式による
家屋	家屋の構成部分(主体構造、基礎、外装など)ごとに評価基準に記載される材質ごとの単価表で単価と数量を計算し「再建築価格」という理論上の建築価格を算出する。 材質については現地調査及び建築図面に基づいて判定する。

家屋の評価の場合、現地に出向いて実際に物件を確認するとともに、建築図面から構造・材質等を整理した上で「固定資産評価基準」に従い評価額を算定しなければならない。したがって、評価に関しては一定の知識と経験が必要とされる。しかし、評価実施者が常に経験豊富な職員とは限らないので、実施した評価結果についてどのような確認体制が取られているのかを検討した。その結果、各県税事務所において実地調査、積算及び確認は以下のように行われていた。

図表 66 県税事務所における評価実施、確認体制

事務所	課税担当班の体制	実地調査	積算	計算の確認	再確認実施者
大河原	兼任3名	原則2人 (主、副)	主担当	副担当	班長 総括
仙台南	専任5名 兼任1名	同上	同上	同上	班長
仙台中央	専任5名	同上	同上	同上	班長 総括
仙台北	専任7名	同上	同上	同上	班長 総括 所長
塩釜	専任2名 兼任2名	同上	同上	同上	班長 総括
北部 (大崎、栗原)	専任4名 兼任2名	同上	同上	同上	班長 総括
東部 (石巻、登米)	専任3名 兼任2名	同上	同上	同上	班長 副参事
気仙沼	専任1名 兼任1名	同上	同上	同上	班長 総括

各県税事務所とも、実地調査は班員のうち2名が実施している。そして、評価額の計算は実地調査を行った主担当者が行い、その計算結果の検証は副担当者が実施している。

²⁹ 「固定資産評価基準」とは、固定資産の評価や方法などについて総務大臣が定めたものをいい、不動産取得税や、固定資産税において土地や家屋などを評価する場合はこの固定資産評価基準によって行うこととされている。なお、固定資産評価基準は物価の変動などを考慮して3年毎に改正される。

³⁰ 路線価とは、主要道路(路線)に面した土地に対する国税庁の評価価格であり、相続税や贈与税の課税標準となるものである。

さらに、調査・計算の直接の担当者以外（班長等）が再度確認を実施している県税事務所がほとんどであった。担当者の検証だけでは、誤りに気付かないことも往々にしてあるため、担当者以外の検証を行っていることは妥当である。

意見 16 自主評価物件の評価体制

各県税事務所における、自主評価物件の範囲と最近3年間の自主評価件数の状況は次ページの図表 67 のとおりである。

県が実施する評価対象物件は各県税事務所では基準は異なるものの、いずれも非木造家屋で一定規模以上のものである。

なお、表中の数値は上から評価依頼件数、調査件数、調査棟数、調査延べ面積及び評価担当人員数である。

当該データのうち、調査延べ面積で比較すると特に仙台中央県税事務所と仙台北県税事務所の規模が大きいことが分かる。仙台中央県税事務所では1棟当たりの延べ床面積が大きい物件が多く、仙台北県税事務所は延べ床面積も一定程度あり、かつ、件数も多く扱っている状況がわかる。

図表 67 事務所別自主評価物件の範囲と最近3年間の自主評価件数の状況

(単位: 件、棟)

事務所	平成18年度	平成19年度	平成20年度	自主評価物件の範囲
大河原	126件 99件 139棟 (48,701㎡) 2名	107 93 88 (71,838㎡) 2名	58 58 95 (41,938㎡) 2名	床面積100㎡以上の非木造家屋(専用住宅は除く)
仙台南	160 134 173 (162,579㎡) 3名	138 113 334 (264,868㎡) 3名	142 131 202 (192,480㎡) 3名	・太白区(秋保除く):床面積1,000㎡以上の非木造家屋(分譲・賃貸住宅を除く) ・上記以外管内市町: 非木造家屋(軽量鉄骨系プレハブ住宅を除く)
仙台中央	39 39 46 (160,505㎡) 3名	35 35 58 (262,942㎡) 3名	36 36 56 (289,349㎡) 3名	(※)床面積1,000㎡以上の非木造家屋。ただし、以下の家屋は除く ・賃貸共同住宅 ・分譲マンション (1,000㎡以上の事務所・店舗を含む場合を除く)
仙台北	94 83 127 (223,587㎡) 3名	97 89 145 (261,646㎡) 3名	102 99 117 (228,560㎡) 3名	(※)同上
塩釜	143 93 132 (92,047㎡) 2名	112 101 157 (66,051㎡) 3名	111 109 119 (69,449㎡) 3名	非木造家屋(軽量鉄骨系プレハブ住宅を除く)
北部 (大崎・栗原)	216 195 236 (118,636㎡) 5名	182 182 239 (118,453㎡) 5名	116 116 150 (54,288㎡) 4.2名	・栗原市: 非木造家屋はすべて(軽量鉄骨プレハブ系住宅・共同住宅を含む) ・栗原市以外: 事業系非木造家屋(同上を除く)
東部 (石巻・登米)	245 107 267 (130,591㎡) 4.5名	167 132 239 (235,511㎡) 4名	162 135 215 (85,738㎡) 4名	非木造家屋(軽鉄プレハブ住宅、軽鉄簡易付属家、概ね100㎡以下の鉄骨造倉庫を除く)
気仙沼	54 40 46 (20,131㎡) 2名	60 46 52 (11,829㎡) 2名	44 41 45 (14,706㎡) 2名	非木造家屋(軽量鉄骨系プレハブ住宅を除く)

※仙台中央県税事務所及び仙台北県税事務所では、管轄の各区等により基準が異なっている。上記表では、仙台市青葉区の分を記載している。

この中から、実際の課税例を2件抽出し、評価の適時性について検討した。

[事例1]

評価物件の内容	大型ショッピングモールに関する評価
課税日（納付書発送日）	平成21年10月※
調定額	126,924千円

※ただし、テナント分（74件）についてはオーナーとテナントの協議成立後の平成22年1月に課税予定（総額 10,992千円）。

上記の評価作業については、約半年がかりで実施したとのことである。原則として一棟の建物は一括して評価を実施するが、テナントが多く入居している物件の場合で、テナントごとの課税（内装など）をオーナーが希望する場合、テナントごとに分割した評価をさらに実施しなければならず、かなりの長期間にわたる場合があるとのことである。通常の原始取得の課税手続と、上記物件の課税手続で、そのスケジュールを比較すると以下のようになっている。

（原始取得の課税手続のスケジュール比較）

	通常の場合（A市の場合）	上記物件のケース
×1年1月～ ×2年1月	※1月～12月の完成物件につき 評価依頼、8月頃～翌年2月頃 にかけて評価実施（自主評価分）	H20年10月物件完成
×2年2月	※A市へ評価額の通知（自主評価分）	H21年2月図面入手（オーナー分）、調査及び計算開始
×2年4月	（A市での固定資産税の課税） 市より評価額入手（採用分）	
×2年5月～6月	評価額に基づき不動産取得税の計算（採用分）	
×2年7月1日	不動産取得税の納税通知書発送（採用分）	H21年7月頃より各テナントの図面を逐次入手、計算
		H21年8月 A市へ評価額通知（A市での固定資産税課税）
		H21年10月 不動産取得税の課税（対テナントは除く）

※評価依頼を受けた場合

原始取得（採用分）の場合、物件の評価額データを4月頃に市町村から入手し、5月から6月にかけて課税計算を実施する。上記のような大型物件がこの課税計算時期に重なると、通常の課税計算を優先するため評価作業が中断することもあるとのことであった。また、上記の物件の場合、不動産取得税の課税が大幅に遅延することはなかったが、A

市に対する評価通知が遅延したために、A市で本来4月に行うべき固定資産税の課税が、8月まで延期となってしまった。

[事例2]

評価物件の内容	大規模宅地造成に関する評価
課税日（納付書発送日）	平成20年8月～平成20年10月（4回に分割）
調定額	77,920千円（課税件数1,008件）

上記の物件は、平成18年9月に当初の開発会社（民事再生法適用）から、課税対象となった会社（以下、B社という。）が取得したものである。

この事例では、B社が平成18年9月に土地を取得してから課税までに約2年が経過していることに注目したい。ただし、本事例は特異稀なケースであり、通常はここまで課税時期が遅延することはないということである。

承継取得の場合、本来市町村からの評価額を基礎として課税額を算出するため、通常、納税者が不動産を取得してから約3～4ヶ月後には課税される。

しかし、上記の物件については、通常の承継取得の課税時期との比較が単純にできない以下のような事情があった。

- 市町村からの通知に価格情報がなかったため、県税事務所で価格を算定しなければならなかった。
- 取得に関する事情（民事再生法が適用となった会社からの取得）を考慮した評価額にして欲しいとのB社からの要請があり、その交渉にも時間がかかった。
- 宅地造成の場合、区画ごとに評価額を算出するが、上記の課税件数から分かるように、当該物件はかなり大規模な宅地造成である。

このような特殊事情を考慮しても、課税までに約2年間を要したことは時間のかかり過ぎではないだろうか。これでは適時に評価及び課税を実施しているとはいえない。

さらに、B社も平成20年10月2日に民事再生法適用となったため、平成21年11月末現在で約59百万円が未納となっている。今後3年間で全額回収される計画となっているものの、もし、より早い時期に課税されていたならば、このような滞納も回避されるか、発生しても少額であった可能性がある。

平成20年度の県税事務所別課税件数（現年課税分）は次ページの図表68で示したように、原始取得の調定件数は5,037件である。この計算を原始取得（採用分）は約2ヶ月で実施しなければならず、原始取得（自主評価分）については8月頃から年度末にかけて実施しなければならない。また、承継取得については年間を通じて随時、課税計算を行っている。したがって、評価に手間のかかる自主評価物件が発生すると、評価物件自体について適時な課税ができない可能性があるばかりでなく、その他の課税計算へも影響を及ぼす可能性がある。

現在は、評価及び課税事務はすべて各県税事務所において担当することになっている。この体制に、一定規模以上の自主評価物件については、別途専門のチームが一括して引き受ける体制を加えることができないであろうか。特に仙台市内及び近郊では、大型物件が多く発生する可能性が高いため、このような専門チームを組成することにより、より効率的な課税事務を行うことが可能と考えられる。ただし、常時、大型・特殊物件があるとは限らないので、機動的に動けるチーム編成に配慮すべきであろう。そのためには各県税事務所の枠を超えた組織運営の柔軟性も検討される必要がある。

課税の適時性を確保するため、一定規模以上の自主評価案件については、各県税事務所のルーチンワークから独立した専門化、分業化したチームが取り扱うことにより、より効率的で適切な課税体制が整備されるものと考えられる。

図表 68 平成 20 年度の県税事務所別課税件数（現年課税分）

（単位：件、千円）

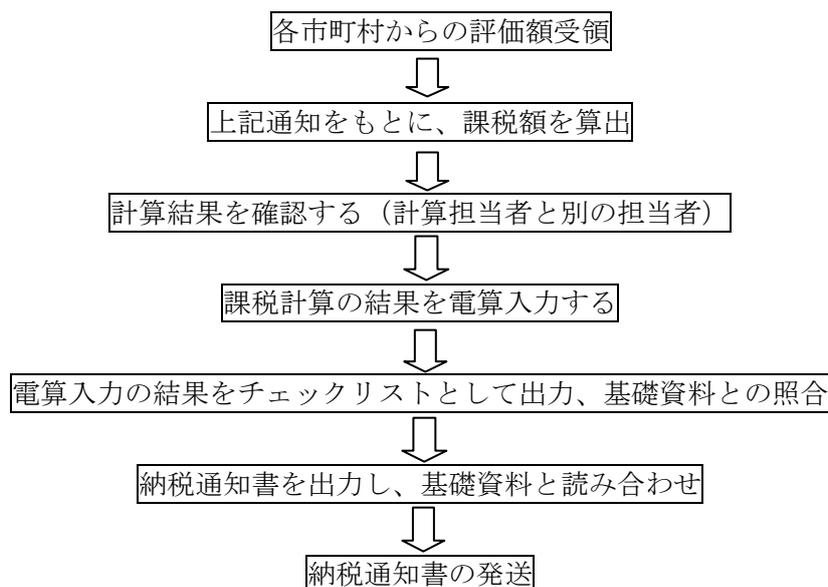
	建築分 (原始取得)		承継分				計	
	件数	調定額	家屋		土地		件数	調定額
			件数	調定額	件数	調定額		
大河原	372	141,869	422	106,110	1,448	119,003	2,242	366,982
仙台南	825	533,634	892	301,745	2,805	432,398	4,522	1,267,777
仙台中央	735	633,813	1,162	682,185	1,880	567,376	3,777	1,883,374
仙台北	1,204	924,150	2,002	763,741	6,833	1,177,483	10,039	2,865,374
塩釜	293	181,049	458	100,034	1,416	168,495	2,167	449,578
大崎	468	136,224	445	136,864	1,617	146,301	2,530	419,389
栗原	242	93,088	200	36,536	582	25,787	1,024	155,411
登米	255	135,154	128	17,760	649	23,412	1,032	176,326
石巻	464	230,666	511	105,541	1,574	137,410	2,549	473,617
気仙沼	179	44,901	257	41,263	481	37,726	917	123,890
合計	5,037	3,054,548	6,477	2,291,779	19,285	2,835,391	30,799	8,181,718

② 県税事務所における通常の課税事務について

不動産取得税の申告書を提出する際には各種添付書類が必要である。各県税事務所では、窓口受付時に申告書の記載内容とこれら添付書類の内容に相違がないかを確認して、申告書を受理する。

その後、税額計算を行い納税通知書を発送することになるが、このような課税事務は各県税事務所ともおおむね次のような流れで行われている。

図表 69 課税事務の流れ



意見 17 申告書の受付事務

不動産取得税の申告書を受理する場合に、仙台中央、仙台北及び仙台南の仙台市内 3 県税事務所では、窓口受付分について申告書の記載内容と添付書類の内容に相違がなければ申告書の裏面に確認済みのチェックマークを残し、コピーをとらずに返却することとしている。

前述以外の県税事務所における取扱いはまちまちである。コピーをとって返却する場合や、上記と同様の対応によるところもある。コピーを残すのは、後で再確認が必要になる場合があり得ることを想定しているものと思われるが、特殊な事例は別としても、通常の場合は窓口での現物確認で足り、もし後で必要となれば納税者に対して再度確認すれば済むことである。

したがって、前述の 3 県税事務所と同様の手続で課税事務上、不都合がないと考えられるので、事務作業の省力化、県内での処理の統一化、コスト節減のためにも他の県税事務所でも同様の処理をするよう検討してはどうかと考える。

意見 18 税額計算の効率化

不動産取得税の税額計算が適切になされているかという観点から、今回、仙台中央県税事務所及び仙台北県税事務所において申告書を任意に抽出し、税額計算の検証を行った。その結果、すべて適切に計算されていた。

ただし、税額計算を行う際に各県税事務所では市町村からの価格評価データをすべて紙面で受領しており、この紙面に、課税金額を手で計算し、記入していた。

平成 20 年度の県税事務所別の課税件数は図表 68 のとおり、年間 3 万件（現年課税分）を超えている。現状は、これらの課税計算をすべて手計算で実施しているが、市町村からの価格評価データを電子データで入手し、このデータを用いて課税計算を機械的に実施することができるのであれば、事務負担が相当に軽減されるものと推測される。

市町村との取決めやシステム開発等初期投資の問題もあるため、早急に実現可能ではないかもしれないが、図表 66 に示した体制で行う業務の効率化が図られ、前述した特殊評価事案に対する人的資源配分にも資することになると考えられるので、今後、税務総合管理システムの変更が行われる際には、あるいはそれ以前であっても是非とも検討を望むものである。

6. 自動車税

(1) 自動車税の概況

I. 自動車税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

自動車税は、自動車の所有者に課税される財産税の一種であるとともに、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらおうという趣旨での道路損傷負担金としての性格も有する税金である。

① 納税義務者

県内に主たる定置場³¹のある自動車の所有者である。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主（使用者）が納税義務者となる。

② 納税額

主なものは次のとおりである。

区 分		自家用	営業用
乗用車	排気量が 1,000 cc 以下	29,500 円	7,500 円
	〃 1,000 cc 超 1,500 cc 以下	34,500 円	8,500 円
	〃 1,500 cc 超 2,000 cc 以下	39,500 円	9,500 円
	〃 2,000 cc 超 2,500 cc 以下	45,000 円	13,800 円
	〃 2,500 cc 超 3,000 cc 以下	51,000 円	15,700 円
	〃 3,000 cc 超 3,500 cc 以下	58,000 円	17,900 円
	〃 3,500 cc 超 4,000 cc 以下	66,500 円	20,500 円
	〃 4,000 cc 超 4,500 cc 以下	76,500 円	23,600 円
	〃 4,500 cc 超 6,000 cc 以下	88,000 円	27,200 円
	〃 6,000 cc 超	111,000 円	40,700 円
貨客兼用 自動車 (1 トン以下)	総排気量が 1,000 cc 以下	13,200 円	10,200 円
	〃 1,000 cc 超 1,500 cc 以下	14,300 円	11,200 円
	〃 1,500 cc 超	16,000 円	12,800 円
トラック	最大積載量が 1 t 以下	8,000 円	6,500 円
	〃 1 t 超 2 t 以下	11,500 円	9,000 円
	〃 2 t 超 3 t 以下	16,000 円	12,000 円
	〃 3 t 超 4 t 以下	20,500 円	15,000 円
	〃 4 t 超 5 t 以下	25,500 円	18,500 円

³¹ 定置場(ていちば)とは、車庫登録のある場所のことである。

③ 申告と納税

県税事務所から送付される納税通知書により、毎年4月1日（午前0時）現在の所有者が5月末までに納める。

ただし、4月1日以降に、新規登録した場合は、新規登録の翌月から月割計算した額を納める。また、4月1日以降に、廃車の登録をした場合は、その月までの月割計算した額に減額され、多く納めた額がある場合は還付される。

なお、抹消登録以外の移転登録や県外への転出登録では月割還付はない。移転登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額を納める義務があるので、新所有者への課税は翌年度からとなる。また、転出登録の場合も転出先の都道府県からの課税は翌年度からとなる。

納税方法には、i. 口座振替制度による納付、ii. コンビニエンスストアでの納付、iii. 取扱金融機関での納付、iv. 県税事務所での納付、v. ペイジー³²（Pay-easy）がある。

④ 自動車税のグリーン化

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車開発については税率を軽減（軽課）し、逆に新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）が行われている。

● 税率が軽減される自動車税

平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に新車新規登録された自動車で次の基準を満たすものは、平成20年度の1年間に限り税率が軽減（軽課）され、平成21年度からは通常の税率に戻ることにされた。しかしその後、この制度は平成21年度に2年間（平成20年4月1日～平成22年3月31日新規登録分）延長され、同時に低排出ガス車の平成22年度燃費基準の達成率が原則5%引き上げられている。

対象自動車の基準		税率
電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車		おおむね50% 軽減
☆☆☆☆ 低排出ガス車 平成17年排出ガス基準75%軽減 国土交通大臣認定車	& 平成22年度燃費基準 +20%達成車	
	平成22年度燃費基準 +10%達成車	おおむね25% 軽減

³² ペイジーとは、宮城県などの収納機関と金融機関を結ぶネットワーク（マルチペイメントネットワーク）を利用した収納サービスのこと（181ページ参照）。

● 税率が重くなる自動車（重課）

新車新規登録から 11 年以上経過するディーゼル車及び 13 年以上経過するガソリン車・LPG 車は、翌年度から税率が重く（重課）なる。

対象自動車の基準		税率
ディーゼル車	平成 8 年度末（平成 9 年 3 月 31 日）までに新車新規登録された自動車	おおむね
ガソリン車 LPG 車	平成 6 年度末（平成 7 年 3 月 31 日）までに新車新規登録された自動車	10%重課

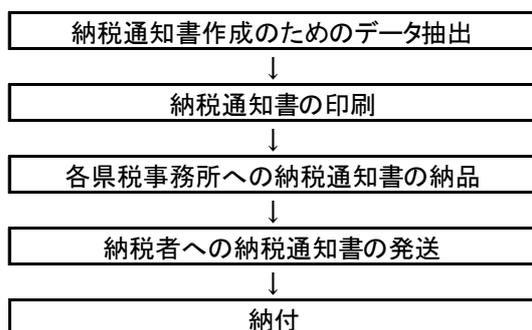
⑤ 減免

身体障害者等が所有・使用する自動車及び社会福祉法人等の所有する自動車について一定の要件に該当すると税金が減免される。

II. 課税手続

自動車税の課税事務の流れはおおむね以下のとおりである。

図表 70 事務処理のフロー



Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

自動車税の最近 5 年間の調定額、収入率、収入未済額に関する推移とグラフは以下のとおりである。

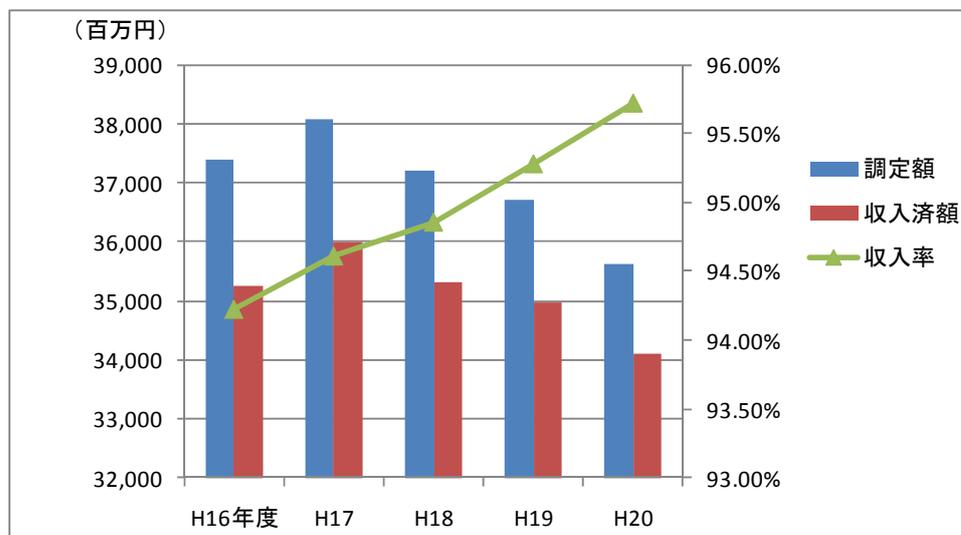
図表 71 自動車税の調定額等の推移

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現年課税分	調定額	35,409,773	36,067,013	35,327,866	34,979,784	34,090,245
	収入済額	34,686,285	35,440,926	34,787,093	34,519,580	33,698,182
	収入率	97.96%	98.26%	98.47%	98.68%	98.85%
	還付未済額	71	1,242	472	882	783
	不納欠損処理額	527	730	834	1,072	1,711
	収入未済額	723,032	626,599	540,411	460,014	391,135
滞納繰越分	調定額	1,987,918	1,992,145	1,885,063	1,735,595	1,540,583
	収入済額	551,959	567,782	512,124	462,821	407,829
	収入率	27.77%	28.50%	27.17%	26.67%	26.47%
	還付未済額	13	256	139	10	38
	不納欠損処理額	136,232	146,067	156,406	172,256	198,132
	収入未済額	1,299,740	1,278,552	1,216,672	1,100,528	934,660
合計	調定額	37,397,691	38,059,158	37,212,929	36,715,379	35,630,828
	収入済額	35,238,244	36,008,708	35,299,217	34,982,401	34,106,011
	収入率	94.23%	94.61%	94.86%	95.28%	95.72%
	還付未済額	84	1,498	611	892	821
	不納欠損処理額	136,759	146,797	157,240	173,328	199,843
	収入未済額	2,022,772	1,905,151	1,757,083	1,560,542	1,325,795
	不納欠損処理率	0.37%	0.39%	0.42%	0.47%	0.56%

(収入未済額の内訳)

内容	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
差押額	196,886	209,766	149,633	189,420	151,643
執行停止額	85,314	73,882	84,894	111,762	99,433
徴収猶予額	251	-	-	-	-
その他	1,740,321	1,621,503	1,522,556	1,259,360	1,074,719
計	2,022,772	1,905,151	1,757,083	1,560,542	1,325,795



登録自動車数の減少に伴い、調定額は平成 17 年度をピークに減少傾向にあるが、収入率は年々上昇しており、収入未済額は縮減しつつある。

平成 20 年度の収入率は平成 16 年度に比べ 1.49 ポイント上昇しており、平成 20 年度の自動車税の調定額 35,630 百万円から収入率 1.49 ポイントの上昇効果を計算すると、531 百万円の収入増に相当する。

ここで、平成 20 年度の宮城県の自動車税の収入率 95.72%を、東北 6 県及び全国平均と比較すると以下のとおりである。

図表 72 東北 6 県の比較

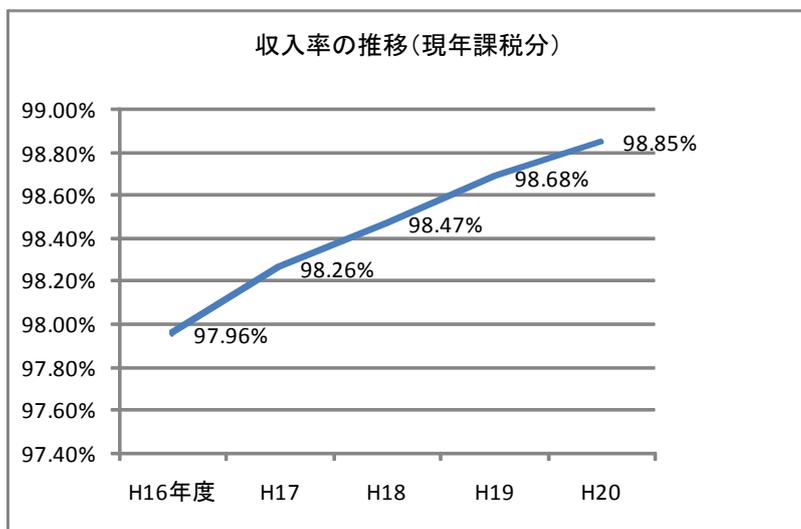
(単位:千円)

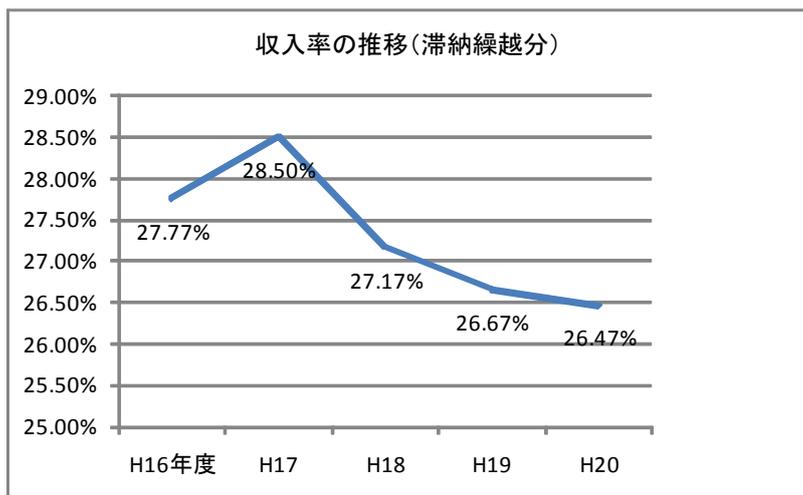
	税 額		収入率
	調定額	収入済額	
青森	18,830,380	18,411,617	97.78%
岩手	19,472,267	19,142,410	98.31%
宮城	35,630,828	34,106,011	95.72%
秋田	16,024,775	15,633,964	97.56%
山形	17,889,224	17,413,270	97.34%
福島	32,255,603	31,951,596	99.06%
6県平均	140,103,077	136,658,868	97.54%
全国計	1,748,663,872	1,680,766,898	96.12%

東北 6 県の中では福島県が圧倒的に高い率を示しており、岩手県がそれに続いている。宮城県を除く他の 3 県は 97% 台で全国平均の 96.12% を 1 ポイント以上上回っているが、宮城県のみ 96% に届かず 95.72% となっている。

宮城県においても収入率の向上に努力しており、過去 5 年間は上昇を続けてきている。この収入率の推移を、現年課税分と滞納繰越分とに分けてみると下記のグラフのとおりである。

図表 73 現年課税分・滞納繰越分別の収入率の推移グラフ





現年課税分の収入率は年々上昇しており、平成 20 年度は平成 16 年度に比べ 0.89 ポイント上昇し 98.85%となっている。一方、滞納繰越分の収入率は平成 17 年度の 28.5%をピークに下降しており、平成 20 年度は 26.47%となっている。これは現年課税分の徴収強化等により、従前に比べると徴収困難な事案の割合が高くなってきていることが一因と考えられる。

次に、平成 20 年度の県税事務所別の調定額と収入済額及び収入率の状況をみると以下のとおりである。

図表 74 県税事務所別の調定額・収入済額及び収入率の状況

(単位: 件、千円)

	調定額		収入済額		収入率		順位
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
大河原	72,848	2,564,370	69,669	2,467,996	95.64%	96.24%	4
仙台南	141,189	5,102,084	132,335	4,820,127	93.73%	94.47%	8
仙台中央	271,528	7,618,016	264,916	7,404,065	97.56%	97.19%	1
仙台北	229,997	8,296,251	219,999	7,938,178	95.65%	95.68%	6
塩釜	71,789	2,578,918	67,094	2,434,468	93.46%	94.40%	9
大崎	86,751	3,032,221	80,984	2,860,377	93.35%	94.33%	10
栗原	30,834	1,065,554	29,789	1,035,578	96.61%	97.19%	1
登米	33,414	1,242,197	31,334	1,180,878	93.78%	95.06%	7
石巻	85,857	3,010,552	81,529	2,882,066	94.96%	95.73%	5
気仙沼	30,182	1,120,665	28,886	1,082,277	95.71%	96.57%	3
合計	1,054,389	35,630,828	1,006,535	34,106,011	95.46%	95.72%	

調定額、収入済額とも、仙台市及びその周辺地区を管轄する仙台南、仙台中央、仙台北の 3 県税事務所で県全体の約 59%を占めている。また、金額ベースの収入率の高い順に順位を付してみると、97%を超えているのは仙台中央と栗原の 2 県税事務所だけで、反対に 95%に届かないところが 3 県税事務所ある。

IV. 自動車税徴収強化への取組

県は平成 17 年度に「新・財政再建推進プログラム」を策定しており、そこでは財政再建のための具体的な取組の一つとして、滞納整理の強化や納税者の利便性の向上による県税収入の確保を挙げている。総務部税務課ではそれを受けて平成 19 年 3 月に「宮城県税収確保対策 3 か年計画」を策定している。当該計画において自動車税の収入未済額の増加が指摘されており、収入未済額を平成 18 年度決算ベースから 3 年間で半減することを目標としている。具体的な収入確保対策としては、従来の徴収対策（納期内納付キャンペーンの実施、自動車税集中滞納整理（ローラー作戦）の実施、タイヤロックの導入による自動車の差押、コンビニ収納の導入、納税指導員の拡充等）に加え、差押徴収の積極的実施、平成 17 年度定期賦課から本格的に導入したコンビニ収納の周知徹底による納期内納付率の向上、タイヤロックを活用した自動車の差押強化に取り組むこととしている。

これに関連して、各県税事務所に対して現年課税分の収入率向上のための取組について文書にて照会したところ、全ての県税事務所より差押等早期の滞納処分を積極的に実施した旨の回答を得た。また、総務部税務課より入手した「平成 20 年度自動車税滞納縮減状況」によれば、平成 18 年度から平成 20 年度までの差押状況は下表のとおりであり、県税事務所によって差異はあるものの全体では積極的な差押が行われたことが確認できる。

図表 75 過去 3 年間の差押件数

年度	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計
平成18年度	354	145	177	797	248	498	207	322	365	159	3,272
平成19年度	427	531	540	1,328	157	565	305	310	606	250	5,019
平成20年度	475	604	1,069	1,129	502	574	311	270	808	271	6,013

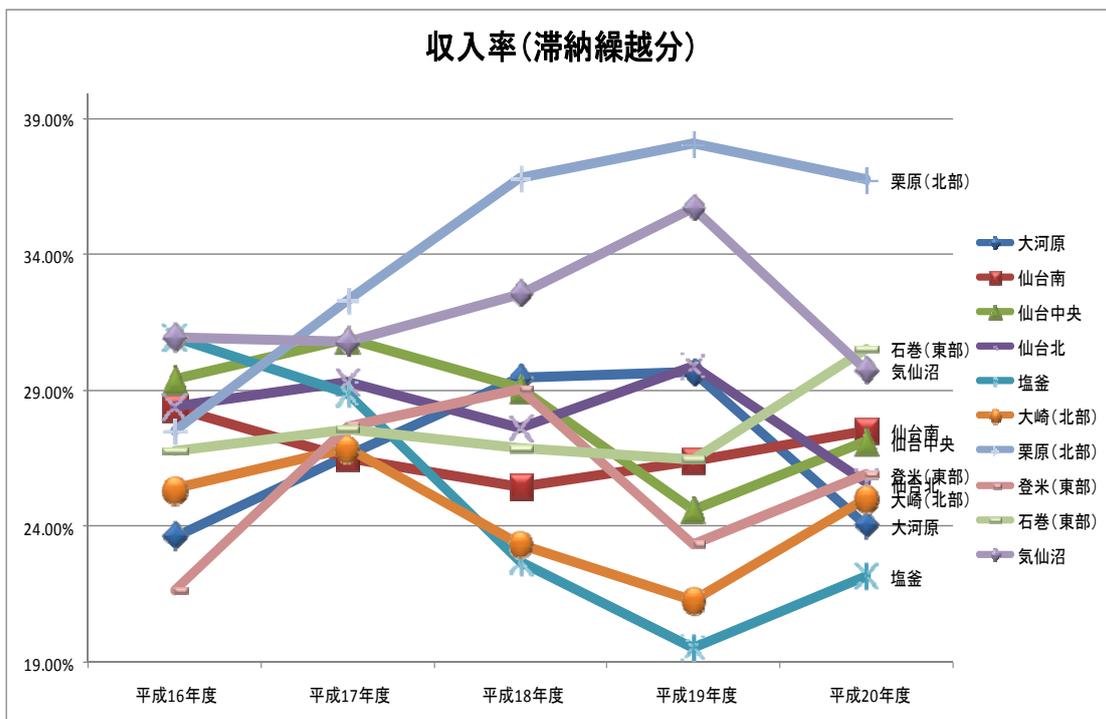
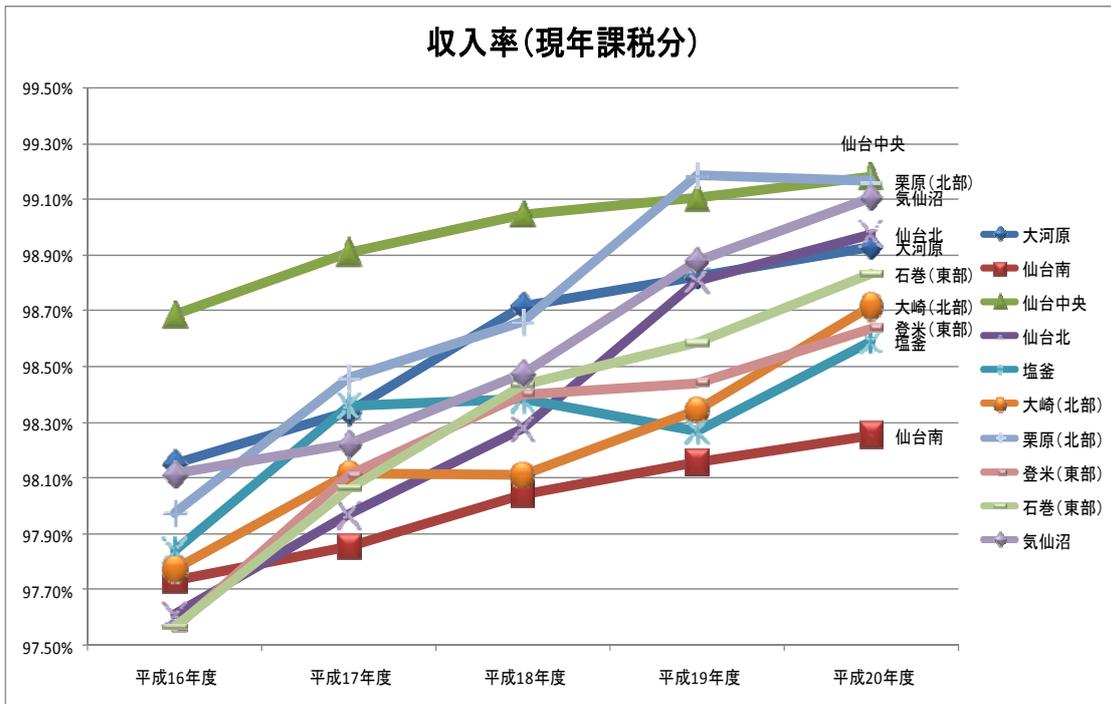
こうした取組によって自動車税の収入率、特に現年課税分の収入率は全県税事務所において着実に上昇しており、これらの徴収対策は相当程度の効果があったものとみることができる。

(2) 指摘又は意見

意見 19 各県税事務所における収入率の差異

県税事務所ごとに過去 5 年間の収入率の推移を現年課税分と滞納繰越分とに分けてみると以下のグラフのようになる。

図表 76 県税事務所別収入率の推移グラフ



現年課税分の収入率は、納税通知書の発送時期の早期化、コンビニ収納の開始等の収入率アップのための施策により、各県税事務所ともこの5年間で上昇していることがわかる。特に、栗原県税事務所と気仙沼県税事務所は上昇カーブが大きく、仙台中央県税事務所は当初より県内では高い率をキープしている。仙台北県税事務所、大河原県税事務所もこれらに次ぐ高い収入率になっている。

一方、滞納繰越分の収入率は、平成20年度で下降した4県税事務所（栗原、気仙沼、仙台北、大河原）と上昇した6県税事務所（仙台中央、石巻、仙台南、登米、大崎、塩釜）とに分かれる。下降した4県税事務所は現年課税分の収入率が上位の県税事務所であり、これが前に述べた現年課税分の収入率が上がるにつれて徴収困難な事案が増えるということの表れとみられる。また、上昇した6県税事務所のうち4県税事務所は、現年課税分及び滞納繰越分を含めた全体の収入率が低位の県税事務所であることから、滞納者の中の支払能力のある人に対する徴収強化策が功を奏して収入増が図られたことの表れと考えることもできる。

このように収入率、特に現年課税分の収入率については全県税事務所でも上昇傾向にあるが、平成20年度において収入率の最も高い仙台中央県税事務所（99.18%）と最も低い仙台南県税事務所（98.25%）では0.93ポイントの差がある。わずか0.93ポイントの差ではあるが、仙台南県税事務所でも現年課税分の収入率が0.93ポイント上昇すると約44,915千円（現年課税分の調定額4,829,577千円×0.93%）の税収増となり、その影響は小さくない。また、宮城県の収入率は東北の中では最も低く、まだまだ改善の余地があることから、今後さらに収入率を向上させるための検討を試みることにする。

今回、各県税事務所に対して現年課税分の収入率の向上のための取組の内容、その取組以外に収入率に影響を与える要因の有無、滞納繰越分の収入率についても取組の内容、平成20年度の収入率変動要因についてのアンケートを実施した。その結果、収入率向上のための取組方法、手段については県税事務所間で大きな差異は認められなかった。

収入率の向上のための取組以外に収入率に影響を与える要因については、コンビニ収納等の納付方法の普及拡大、県下一斉キャンペーンの実施、マスコミを通じた広報活動などを挙げているところが多く、中には「当所管内は、元来、納税意識が高い地域と考えられる。」という回答もあったが、「特になし」も半数ほどあった。

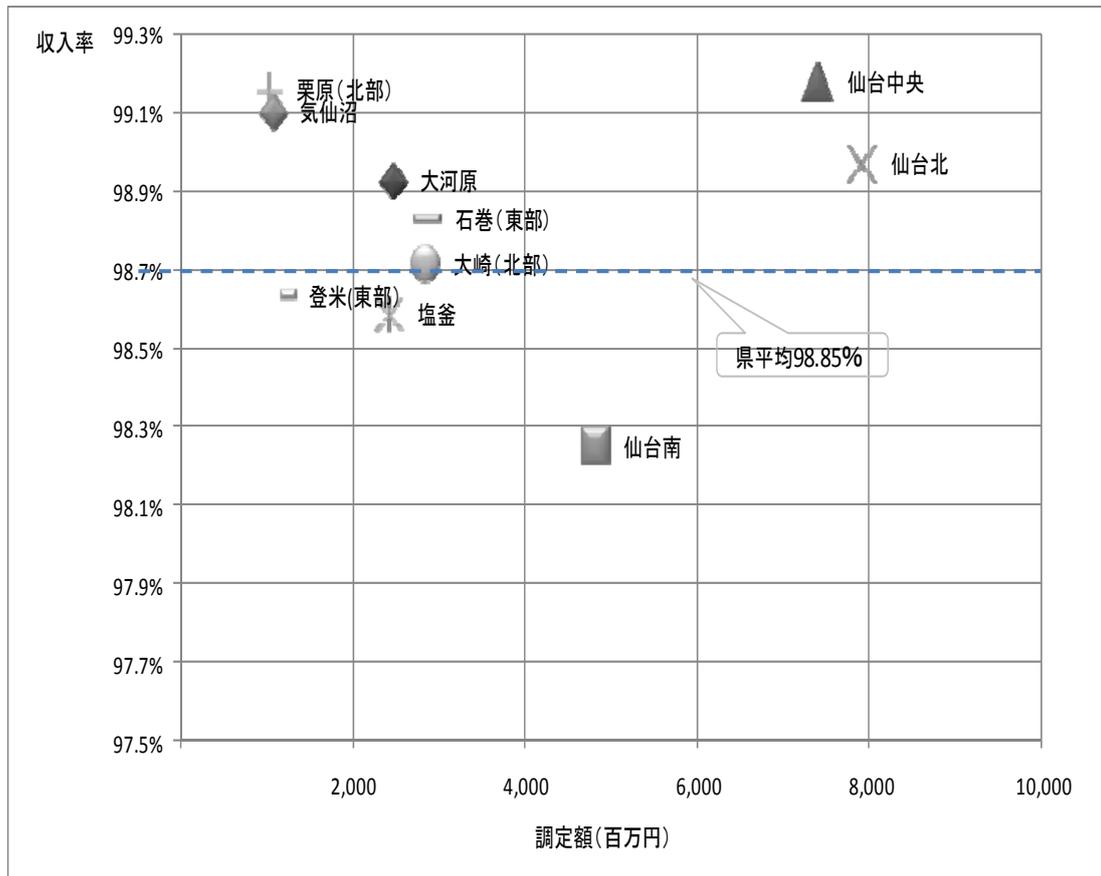
滞納繰越分の収入率の向上については財産調査の実施、差押処分の強化を挙げているところが多く、また、収入率が低下した要因としては、地域経済の悪化による担税力の低下を指摘する回答があった。

各県税事務所のこのような現状から、課税件数の多寡と各地域の個人所得の水準がそれぞれの県税事務所の収入率に重要な影響を与えていないかどうかを分析してみたのが、以下の散布図である。

[分析 1] 課税件数との相関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

課税件数が多いほど徴収に手間がかかり収入率が下がる可能性を考え、平成 20 年度の県税事務所ごとの収入率と調定額をプロットしたものが下記のグラフである。課税件数と調定額との相関性は高いと考えられるため、調定額を課税件数の代わりとした。

図表 77 調定額と収入率との関係（平成 20 年度現年課税分）

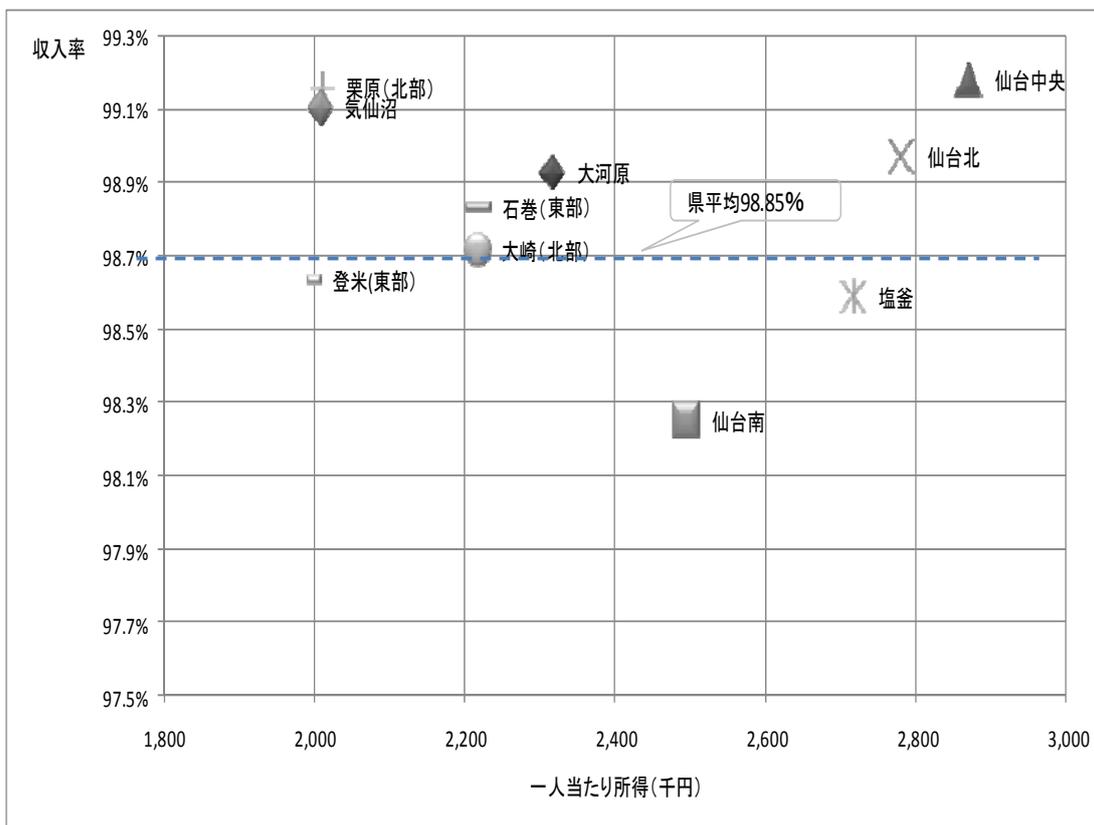


上のグラフのとおり、調定額（課税件数）が多いからといって収入率が低いわけではなく、両者の間には相関関係は認められなかった。

[分析 2] 所得水準との相関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に納税者個人の所得金額の水準が収入率に影響を与えている可能性を検証するため、平成 20 年度の各県税事務所の収入率と管轄地域の一人当たり市町村民所得をプロットしたものが下記のグラフである。

図表 78 一人当たり個人所得と収入率との関係（平成 20 年度現年課税分）



※一人当たり市町村民所得は、「平成 18 年度宮城県市町村民経済計算」（平成 21 年 3 月宮城県企画部）の図表 12 より引用した。県税事務所の管轄区域と図表 12 の圏域とは必ずしも一致していないが、所得と収入率とに何らかの関係があるか否かをみるには十分と判断した。

一人当たり市町村民所得が仙台南県税事務所管轄区域より低い 6 県税事務所は、いずれも同県税事務所より高い収入率となっており、一人当たり所得金額と収入率との間にも明確な相関関係はないといえることができる。

以上のように、課税件数の多寡や所得水準といったいわば外形的な要因と収入率との間に明確な相関関係が認められないとするならば、県税事務所間の収入率の差異は何によって生じているのであろうか。一つのヒントとして前述の文書照会に寄せられた「当所管内は、元来、納税意識が高い地域と考えられる。」という回答が注目される。この納税意識の高低が収入率に影響を与えているのではないかと考えられる。

そうであるならば、県として現在も積極的に行っている納税意識を醸成していくためのあらゆる手段、方法をより強力に推進していくことが必要であり、さらに、収入率の

高い県税事務所の手法を手本として、これを広く県全体で実施していくことを検討すべきであると考ええる。

意見 20 車検期納税

自動車税の滞納が生じる要因の一つとして「車検期納税」といわれるものがあるということである。前述のアンケート回答の中にも「車検期納付 NO」の啓発キャンペーンを実施している県税事務所があった。これは、車検時に自動車税の納税証明書が必要であるが、車検を受ける以前に自動車税が未納であっても重大な不都合が生じないことから、車検時に当年度分と過年度分をまとめて納付する行為を指す。このような行為が許されるのであれば、1年分を滞納し車検時にそれを解消することが常態化し、廃車時点では未納付のままその後不納欠損に至るおそれが生じてくる。

この問題の解決策としては、「自動車税の車検時徴収制度の創設」が考えられる。「車検時徴収制度」とは、車検時に次回車検までの自動車税を前払い方式で徴収する制度であり、昭和40年代から国会などにおいて議論が始まり、最近では、平成16年7月に全国知事会が「平成17年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で「自動車税の徴収率向上や徴税事務の効率化を図るため、車検時徴収などの制度改正について研究・検討を行うこと」を国に対して要望しているが、自動車税の賦課・徴収事務全般について大幅な効率化・省力化が実現するというメリットがある半面、クリアすべき問題点も多いとして創設には至っていない。

このように、現状では「車検期納税」に対する特別の制裁措置はないが、複数年の自動車税を一括納税すればすんなり車検が通ることの不自然さをなくすような取組を関係機関とともに検討すべきではないかと考える。例えば、国の機関である宮城運輸支局との連携を深めて、車検に訪れる自動車ディーラー等の業者の理解と協力を求め、その先の納税者の意識改革を促すような啓蒙活動が考えられる。

7. その他の直接税

(1) 鉱区税

I. 鉱区税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

鉱区税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利を与えられていることに対する負担として、課税されるものである。

① 納税義務者

宮城県内に鉱区を持っている鉱業権者

② 納税額

単位当たり税額は鉱区の種類により異なっており、以下のとおりである。

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100㎡ごとに年200円
	採掘鉱区	面積100㎡ごとに年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000㎡ごとに年600円
	その他	面積100㎡ごとに年200円

上記の税率は昭和58年以降変更がなく、また、東北の他県と税率に差はない。

③ 申告と納税

- ・ 鉱業権の取得、消滅又は変更があった場合、その日から5日以内に県に対して申告が必要となる。
- ・ 毎年4月1日を賦課期日として、各業者は納税通知書に基づき、納期限（通常5月末日）までに納付する。

II. 課税手続

鉱区面積や業者の変更等、鉱業権の変更については、毎月、経済産業省の東北経済産業局から鉱業権に関する登録済通知書（当月の増減登録の内容）が県の税務課に送付されてきており、変更があった場合には当該通知を所管県税事務所に送付し、県税事務所に提出された申告書と照合する手続を行っている。

また、県は鉱区を一覧する台帳を整備しており、県の税務課は東北経済産業局保管の鉱業原簿に記載の鉱区面積情報とこの台帳とを照合し、不整合がないかを確認した上で納税通知書を作成し、各県税事務所に送付している。各県税事務所は毎年5月中にこの納税通知書を各業者に発送する。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入済額の状況

鉱区税の最近5年間の調定額等に関する推移は以下のとおりである。

図表 79 鉱区税の調定額等の推移

現年課税分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	51	3,382	50	3,368	45	3,274	45	3,274	45	3,274
収入済額	47	3,280	48	3,291	42	3,218	44	3,267	43	3,217
収入率	92.16%	96.98%	96.00%	97.71%	93.33%	98.31%	97.78%	99.80%	95.56%	98.25%

滞納繰越分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	19	552	21	577	10	386	11	364	8	269
収入済額	-	0	8	186	-	0	2	25	1	7
収入率	0.00%	0.00%	38.10%	32.16%	0.00%	0.00%	18.18%	6.86%	12.50%	2.46%

合計 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	70	3,934	71	3,945	55	3,660	56	3,638	53	3,542
収入済額	47	3,280	56	3,477	42	3,218	46	3,292	44	3,223
収入率	67.14%	83.37%	78.87%	88.12%	76.36%	87.94%	82.14%	90.49%	83.02%	90.99%

鉱区税は納税者が限定されている特殊な税目であり、納税義務者、調定額も少なく、県税収入全体に占める割合は極めて低い。平成20年度の現年課税分調定件数45件の内訳は以下のとおりであり、鉱区が所在する7県税事務所が所轄している。砂鉱を目的としない採掘鉱区が45件中43件と大部分を占めており、河床については、該当する鉱区はない。

鉱区	件数	調定額(千円)
採掘	41	3,142
試掘	2	123
砂鉱	2	8
合計	45	3,273

Ⅳ. 指摘又は意見

意見 21 鉱区税の100%徴収

鉱区税は鉱区面積に税率を乗じて算出するだけの単純な計算であり、誤りが生じる可能性は乏しい。また、調査が必要となる重要な問題点も特にない。滞納に関しては発生理由を県に質問したところ、滞納者はいずれも県外の事業者であり、実際の採掘はしていない鉱業権者であった。県は、保有資産調査を実施し電話での納税推進を図る方針であるが、対象者の所在が遠隔地で課税額も極めて僅少のため訪問は実施していない。経済効率性を考慮すればやむを得ない対応と考えられるが、滞納件数が少ないことから、電話による督促を強化して100%徴収を目指すべきであろう。なお、上記のうち1件は解消の方向との説明を受けている。

(2) 核燃料税

I. 核燃料税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

核燃料税は、原子力発電所の設置により各種の財政需要が生じることから、宮城県が地方税法第4条第3項に定める法定外³³普通税として、昭和58年度に創設したものである。

① 納税義務者

発電用原子炉の設置者

② 納税額

発電用原子炉に挿入された核燃料価額の12%

③ 申告と納税

核燃料を挿入した日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに申告、納税する。

該当する納税義務者は東北電力株式会社1社であり、宮城県内に設置された発電用原子炉は女川原子力発電所の3機である。

税率については、核燃料税創設時では7%であったが、平成15年度改正で10%に、平成20年度改正で12%（平成20年6月21日以後の核燃料の挿入から適用）となっている。

他道県の税率は以下のようになっており、宮城県の12%は平均的な税率であるといえる。

税率	道県数	該当する県名
10%	4	福島、静岡、島根、茨城
12%	7	福井、鹿児島、宮城、新潟、北海道、石川、青森
13%	2	愛媛、佐賀
計	13	

愛媛県と佐賀県の2県が宮城県より高い13%の税率を採用している。それぞれの県のホームページによれば、愛媛県は平成21年1月より安全防災対策強化を理由として10%から増税したものであり、佐賀県は平成21年4月より財政需要を理由として10%から増税したものである。

なお、平成21年度（平成21年4月1日）より、原子力発電施設の周辺の地域振興と地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、前年度の核燃料税の収入額の20%に相当する額の範囲内で、立地・周辺市町村に対して宮城県核燃料税交付金を交付することとなっている（宮城県核燃料税交付金交付要領）。

³³ 地方団体が課税することができる税目は、原則として地方税法において定められたものに限られているが、その他に、総務大臣の同意を得て、地方団体が独自に条例で定めることができる税があり、これを法定外税という。

II. 課税手続

現在、県の徴税事務は、核燃料税条例（条例第 99 号 平成 19 年 12 月 18 日制定）及び核燃料税条例施行規則（規則第 72 号 平成 20 年 6 月 20 日制定）に基づき実施されている。所管する部署は総務部税務課である。

県は、事前に原子力発電機の検査計画を把握し、核燃料税申告書（様式第 1 号）提出時には、課税標準である核燃料価額の関係調書として、原子力発電機別に原子燃料購入ごとの受払資料の添付を求めることとしている。受領した申告書については、申告書の計算チェックと添付資料との照合手続を実施している。

監査人は、平成 20 年度の申告書を開覧し、申告書の計算チェック及び添付資料との整合性について県が実施している内容を確認した。その結果、申告書の計算は正確で、添付資料との不一致はなかった。

また、核燃料税条例施行規則第 2 条では、調査のための質問及び検査権が総務部税務課職員に委任されていることが規定されている。

III. 調定額・収入率・収入済額の状況

核燃料税の最近 5 年間の調定額等の推移については以下のとおりである。なお、滞納繰越分は生じていない。

図表 80 核燃料税の調定額等の推移（現年課税分）

現年課税分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	1	476,800	2	610,586	1	333,409	3	527,125	1	283,028
収入済額	1	476,800	2	610,586	1	333,409	3	527,125	1	283,028
収入率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

核燃料税の県税全体に占める割合は、概ね 0.1% と極めてわずかである。

IV. 指摘又は意見

核燃料税の特徴は、納税義務者が原子力発電機設置者であるため非常に限定され、核燃料の挿入により納税義務が生じるため調定件数が非常に少ない一方で、1件当たりの納税額は課税標準である核燃料価額が非常に高額であるため、高額になるという点にある。

したがって、県の調査実施におけるポイントは、申告漏れがないか、挿入体数に核燃料単価を乗じて算出される核燃料価額が適切であるかの2点である。

まず、申告漏れを防止するために、県の担当者が、事前に納税義務者に対して各原子力発電機の定期検査計画を質問により把握し、あわせて、国や新聞等の報道及び納税義務者のホームページ等の情報を入手して、申告漏れを防止することとしている。

次に、申告書に記載された核燃料の挿入体数及び核燃料単価が正確であるかどうかについてであるが、記録が保管されている過去5年間では調査が実施されていない。担当者の説明では、調定額に直結する部分であり、調査の必要性は認識していることから、今後、核燃料税を設けている他県での調査実態を把握して、適切な調査実施方法を検討していきたいということであった。

意見 22 核燃料税に関する調査の実施

核燃料税の納税義務者は1社だけであるが、1件当たりの調定額は2億円を超え、多額である。また、課税標準は核燃料価額であり、その算出基礎である挿入体数及び核燃料の単価については申告書提出者のデータに基づいている。

定期検査で抜き出し、新規挿入された核燃料本数も毎回同数ではなく、変動している。さらに核燃料の単価についても、過去の申告書を閲覧した結果、最高値は最安値の単価の2倍以上と乖離が生じており、かつ、毎回変動しているものである。

原子力発電機別の受払記録が前回の申告書記載内容と整合しているかについて検証した結果、不一致はなかった。しかし、課税標準の計算要素である核燃料の単価及び本数が毎回変動する状況及び課税標準が高額であることを考慮すると、挿入体数及び核燃料の単価についての調査を、少なくとも数年に一度は実施することが適切である。

核燃料税の調査については、前年度に挿入された核燃料の価格について納税義務者の台帳をもって確認する調査を年1回実施している他県の事例もあるようである。納税義務者の申告する数値に基づき課税標準が決定する税目であり、かつ、1件当たりの納税金額も高額であることから、早急に調査方法等について研究し、調査を実施していくことが望まれる。

8. 間接税

(1) 地方消費税

I. 地方消費税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため、地方税源の充実を図ることとし、消費に広く負担を求める地方独立税として創設され、平成9年4月1日から実施されているものである。

① 納税義務者

区分	納税義務者
国内取引（譲渡割）	課税資産の譲渡等（商品、製品の販売、サービスの提供等）を行った事業者
輸入取引（貨物割）	輸入品を保税地域（海外から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払いが猶予されている場所）から引き取る者

② 納税額

国に納めるべき消費税額の25%であり、これを消費税率に換算すると消費税4%×25%=地方消費税1%となる。

③ 申告と納付

- ・譲渡割 当分の間、消費税と併せて税務署に申告、納付する。
- ・貨物割 消費税と併せて税関に申告、納付する。

国（税務署・税関）は、地方消費税の納付があった月の2ヶ月後の末日までに県に払い込みをすることになっており、結果として県は毎年2月から翌年1月納付分までを年度の収入として計上することとなる。また、地方消費税は消費に関連する指標により、全国の税収が各都道府県間で精算された後、その額の50%が市町村に交付されることになっている。

II. 課税手続

国、財務大臣からの特定地方税都道府県別払込金通知書に基づき、県に対して毎月振込みがある。その後、他の都道府県との精算も国主導で進められた結果に基づいて入出金する事務であるため、県としては特別な事務手続を要しないものである。

Ⅲ. 調定額等の状況

地方消費税の最近5年間の調定額等に関する推移は以下のとおりである。

図表 81 地方消費税の調定額等の推移

譲渡割(国内取引にかかわる消費税) (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	-	-	12	30,312,106	11	27,430,929	11	30,068,172	12	29,007,515
収入済額	-	-	12	30,312,106	11	27,430,929	11	30,068,172	12	29,007,515
収入率	-	-	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

貨物割(輸入取引にかかわる消費税) (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	-	-	12	4,886,739	11	5,364,645	11	6,161,137	12	6,953,144
収入済額	-	-	12	4,886,739	11	5,364,645	11	6,161,137	12	6,953,144
収入率	-	-	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

合計 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	28	35,847,040	24	35,198,844	22	32,795,574	22	36,229,309	24	35,960,659
収入済額	28	35,847,040	24	35,198,844	22	32,795,574	22	36,229,309	24	35,960,659
収入率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(注) 平成16年度については、譲渡割及び貨物割のデータがないため、合計のみ記載している。

平成20年度における地方消費税の県税全体に占める割合は、調定額で12.3%、収入済額で12.7%と、重要な税目になっている。

Ⅳ. 監査の結果

特定地方税都道府県別払込金通知書等を開覧し、事務手続が根拠資料と整合しているかについて確認した結果、問題はなかった。

(2) 県たばこ税

I. 県たばこ税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

たばこの売渡し等に対して課税され、たばこ購入者の支払い代金の中に含まれるものである。宮城県内で販売されたものが県の収入となる。

① 納税義務者

たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が小売販売業者又は直接消費者に売渡すときに納める。

② 納税額

区分	税額
旧3級品以外の紙巻たばこ等	1,000本につき 1,074円
旧3級品の紙巻たばこ等	1,000本につき 511円

なお、上記に記載の旧3級品の紙巻たばこはエコー、わかば、しんせい、ゴールドエンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄であり、1985年に日本専売公社（現JT）の民営化に伴い廃止となった、たばこ専売納付金制度下において3級品とされていた銘柄である。

また、税額は最近では平成15年7月1日と平成18年7月1日に変更されており、現在の税額は平成18年度改正のものである。

③ 申告と納税

卸売販売業者等が毎月分を翌月の末日までに申告し、納税する。

II. 課税手続

課税対象となる消費者等への販売があったときのみ、卸売販売業者等から月次で申告書が提出される。県税事務所では卸売販売業者等から受け付けた申告書について記載内容の計算チェックを実施して、税務総合管理システムに入力している。なお、担当する県税事務所は仙台中央県税事務所のみである。

また、全国の都道府県が加入している財団法人地方自治センター提供のたばこ流通情報管理システム上で、納税義務者の変動（開設、廃止）及び申告内容が集約されることとなっており、製造業者等からの報告と申告内容に不一致が生じた場合にはエラーレポートが県に通知される運用になっていることから、不申告を把握する仕組みが構築されている。したがって、県として手続で誤謬が生じる可能性は少ない。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入済額の状況

県たばこ税の最近5年間の調定額等に関する推移は以下のとおりである。

図表 82 県たばこ税の調定額等の推移

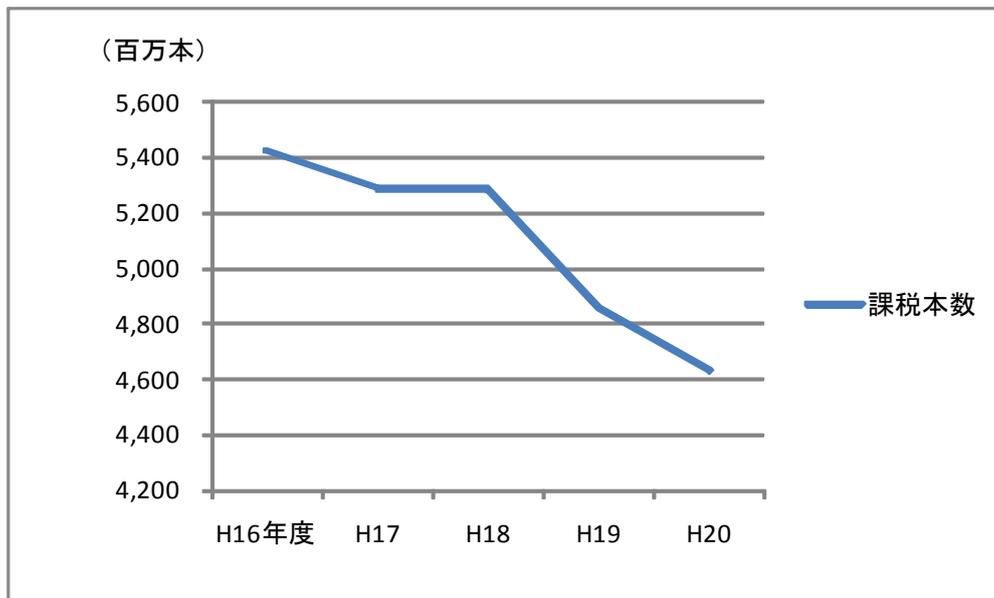
現年課税分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	146	5,208,006	123	5,082,046	2,222	5,204,905	110	5,162,705	105	4,925,161
収入済額	146	5,208,006	123	5,082,046	2,220	5,204,892	110	5,162,705	105	4,925,161
収入率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.91%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

滞納繰越分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	2	7	-	0	-	0	2	13	-	0
収入済額	2	7	-	0	-	0	1	11	-	0
収入率	100.00%	100.00%	-	0	-	0	50.00%	80.49%	-	0

合計 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	148	5,208,012	123	5,082,046	2,222	5,204,905	112	5,162,719	105	4,925,161
収入済額	148	5,208,012	123	5,082,046	2,220	5,204,892	111	5,162,716	105	4,925,161
収入率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	99.91%	100.00%	99.11%	100.00%	100.00%	100.00%

下記のたばこ課税本数の過去5年間の推移グラフにも表れているように、県内のたばこ販売本数（課税本数）は減少傾向にある。これは、受動喫煙防止を盛り込んだ平成15年5月の健康増進法施行による環境変化、国税や県たばこ税を含む増税によるたばこ価格の継続的な上昇の影響を受けたもので、結果として、県たばこ税の調定件数、調定額は減少傾向にある。

図表 83 県内の販売本数（課税本数）の推移



なお、平成18年度は調定件数及び調定額ともに増加しており、特に調定件数が非常に増えている。これは、たばこ税法及びたばこ課税に関する租税特別措置法並びに地方税法の一部が平成18年7月1日に改正され、たばこ税等の税率が引き上げられたことに伴

い、新法施行日現在において、たばこの販売のため所持する小売販売業者等に対して、国のたばこ税とともに県のたばこ税についても業者が所持している在庫品への課税（手持ち品課税）が実施されたためである。

また、納税義務者が非常に限定されており、上記の税率引き上げ等の手持ち品課税等が実施される場合を除き、滞納の発生はほとんどみられない。

IV. 指摘又は意見

各業者は本店所在地の都道府県に事業所の開設又は廃止届出を提出することになっており、本店所在地の都道府県が納税義務者の調査権を持つことになる。宮城県に本店所在地があるのは卸売販売業者 1 社のみである。

意見 23 調査実施の間隔

仙台中央県税事務所において、県たばこ税申告書の綴りを閲覧し、その一部について税額の計算及び申告書に添付された受払い報告書との整合性等を検証した結果、問題はなかった。

調査に関しては、地方税法 74 条の 7 において本店が宮城県にある納税義務者（現在 1 社のみ）に対する質問検査権が認められており、県の直近の調査は平成 21 年 11 月 19 日に実施されている。

前回の調査は平成 13 年度に行われていることから、調査実施間隔が 8 年と長期となっていたためその理由を質問したところ、本来は年 1 回実施すべきところであるが、全国的に販売網を持つ他県本店の販売業者とは異なり、宮城県内のみでしか取引がない当該事業者は他県本店業者と比較して取引量も少ないため、重要性が乏しいと判断したためとのことであった。

重要性を考慮して調査を毎年行わないことには合理性があるものの、8 年間のブランクは長すぎると思われる。毎年調査を実施することは経済性の観点から必ずしも必要とは思わないが、少なくとも数年に一度は県として調査を実施することが望ましい。

(3) ゴルフ場利用税

I. ゴルフ場利用税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用に対して課税される税である。

① 納税義務者

ゴルフ場利用者が、ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）を通じて納める。

② 納税額

ゴルフ場の等級により定められた額（330円から1,200円までの12段階）。

③ 非課税、課税免除及び税額の軽減

以下の者の利用については、ゴルフ場利用税が非課税となる。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢が18歳未満、年齢が70歳以上の方	「非課税利用申込書」の提出と身分証明証等の提示
障害者の方	「非課税利用申込書」の提出と障害者手帳等の提示
国民体育大会及びその予選会に参加する選手の方	事前届出
学生・生徒及びその教員（公認の教育活動）	「非課税利用申込書」の提出と学校長の証明書類と、利用者名簿の提出

なお、国民体育大会及びその予選会への参加選手の指定練習日の利用についても、大会主催者からの申請が承認された場合に課税免除となる。

また、県は以下の者の利用について、利用料金が通常の利用料金と比較して20%以上（早朝・薄暮等は50%以上）軽減されている場合には、納税額を2分の1に軽減する特例を設けている。これは健康増進や福祉の向上、教育活動の一環としての配慮、さらには、利用条件に制約があるために利用料金が通常と比較して著しく低額となっている場合にも同税率を課すのは負担の均衡を失うことを理由としている。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢が65歳から69歳までの方	「軽減税率利用申込書」の提出と身分証明証等の提示
知事が定める競技会に参加するプロ以外の方	事前申請
幼稚園の課外活動として利用する教員	「軽減税率利用申込書」の提出と課外活動であることを幼稚園長が証明した書類の提出
早朝・薄暮等に利用する方	「軽減税率利用申込書」の提出

④ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が特別徴収義務者となり、毎月分を翌月の15日までに申告し、納税する。

なお、県への納税額の7割が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されることになっている。

II. 課税手続

県内で課税対象となるゴルフ場は平成 20 年度で 44 施設あり、これを所管する県の部署は以下の 8 県税事務所である。

管轄県税事務所	ゴルフ場数
大河原	11
仙台南	6
仙台北	14
塩釜	3
大崎（北部）	6
栗原（北部）	2
石巻（東部）	1
気仙沼	1
合計	44

ゴルフ場利用税は、利用の日ごとにゴルフ場の等級により定められた額が、その利用者に課される。この等級は、ゴルフ場のホール数、利用料金等を基準として知事が定めることとされ、等級別の税率、等級の決定方法は以下のようになっている。

【等級別税率（宮城県県税条例第 68 条）】

等級	税率（単位：円）	
1級	1人1日につき	1,200
2級	1人1日につき	1,130
3級	1人1日につき	1,050
4級	1人1日につき	950
5級	1人1日につき	870
6級	1人1日につき	800
7級	1人1日につき	730
8級	1人1日につき	650
9級	1人1日につき	550
10級	1人1日につき	470
11級	1人1日につき	400
12級	1人1日につき	330

【ホール数別料金別等級（宮城県県税条例施行規則第 39 条第 2 項）】

利用料金	ホール数（規模）		
	18ホール未満	18ホール	18ホール超
16,000円以上	1級	1級	1級
14,000円以上16,000円未満	2級		
12,000円以上14,000円未満	3級		
10,000円以上12,000円未満	4級	2級	2級
8,000円以上10,000円未満	5級	3級	
6,500円以上8,000円未満	6級	4級	3級
5,500円以上6,500円未満	7級	5級	4級
4,500円以上5,500円未満	8級	6級	5級
3,500円以上4,500円未満	9級	7級	6級
2,500円以上3,500円未満	10級	8級	7級
1,500円以上2,500円未満	11級	9級	8級
1,500円未満	12級	10級	9級

注) 上記の利用料金とは、グリーンフィー及び光熱費の合計を意味し、キャディーフィー等は含まない。

また、平成20年度の等級別ゴルフ場数は以下のとおりであり、1級～12級まで幅広く分布している。

【等級別ゴルフ場数】

等級	税率 (単位：円)	ゴルフ場数
1級	1,200	1
2級	1,130	3
3級	1,050	4
4級	950	6
5級	870	8
6級	800	2
7級	730	4
8級	650	2
9級	550	8
※	500	1
10級	470	1
11級	400	3
12級	330	1
合計		44

※：他県にまたがるゴルフ場の税率

ゴルフ場利用税は申告課税の方式であるので、各県税事務所での事務処理は、提出された申告書の計算チェックの実施と税務総合管理システムへの入力となる。なお、ゴルフ場利用税の申告書は、仮に利用者がなくとも原則として降雪等による一定期間のクローズ時の休止届がない限り毎月提出することが必要であり、その提出状況を管理チェックすることで申告漏れを防ぐ仕組みとなっている。

税率を決定する等級は事前にゴルフ場からの申請を受けて県が決定し、通知することとなっているので、各県税事務所では等級が通知内容と一致しているかを月次の申告書を受理した際にチェックすることとしている。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入済額の状況

ゴルフ場利用税の最近5年間の調定額等に関する推移は以下のとおりである。

図表 84 ゴルフ場利用税の調定額等の推移

現年課税分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	508	929,792	495	862,344	513	879,973	517	848,587	527	851,710
収入済額	503	922,668	482	845,882	509	872,628	511	837,819	523	848,654
収入率	99.02%	99.23%	97.37%	98.09%	99.22%	99.17%	98.84%	98.73%	99.24%	99.64%

滞納繰越分 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	12	9,606	14	14,476	20	21,734	21	24,373	20	33,321
収入済額	3	2,253	7	9,204	3	4,706	4	1,772	-	187
収入率	25.00%	23.46%	50.00%	63.58%	15.00%	21.65%	19.05%	7.27%	0.00%	0.56%

合計 (単位:千円)										
	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	520	939,397	509	876,820	533	901,707	538	872,960	547	885,031
収入済額	506	924,921	489	855,086	512	877,334	515	839,592	523	848,842
収入率	97.31%	98.46%	96.07%	97.52%	96.06%	97.30%	95.72%	96.18%	95.61%	95.91%

調定件数は微増傾向にあるが調定額は微減傾向にある。ゴルフ場数の増減がないため大きな調定額の減少は生じていないものの、厳しい経済環境を反映して税率決定の基礎となる利用料金が継続的に低下していること、及び、ゴルフ場利用者数が最近3年間は概ね110万人強と横ばいではあるが、軽減税率が適用される65歳以上の利用者数が毎年増加傾向にあるためと考えられる。

収入率については最近5年間、若干ではあるが低下が続いている。平成20年度の宮城県の収入率を東北の他県及び全国のそれと比較すると以下のようなになる。

図表 85 東北6県の比較

	税額		収入率
	調定額	収入済額	
青森	190,582	190,582	100.00%
岩手	367,782	356,064	96.81%
宮城	885,031	848,841	95.91%
秋田	231,692	230,722	99.58%
山形	170,868	163,521	95.70%
福島	921,892	906,041	98.28%
6県計	2,767,847	2,695,771	97.40%
全国計	60,721,125	59,839,259	98.55%

収入率は東北6県の平均や全国平均よりも低くなっている。ゴルフ場利用税は特別徴収義務者がゴルフ場経営者であること、ゴルフ場利用者からの徴収と納税までの期間が、毎月申告のため短期であることから比較的滞納等は生じにくい税と考えられる。しかし、半面、ゴルフ場経営の不振等で一度滞納が生じると滞納が継続的に発生し、短期間で滞納額が拡大する可能性があり、滞納の発生先数が少数であっても収入率が大きく低下する場合がある。

宮城県の収入率が、東北 6 県及び全国平均のそれより低いのは、特定の特別徴収義務者 2 社に対する滞納が生じていたためである。なお、当該特別徴収義務者に対する収入未済額は平成 20 年度に不納欠損処理されており、平成 21 年度以降は収入率が上がるが見込まれている。

IV. 指摘又は意見

県税事務所での事務処理の確認のため仙台北県税事務所を訪問し、平成 20 年度分の申告書と等級申請書及び通知書とを照合した結果、不一致は検出されなかった。

県税事務所で開催する調査については、調査の年度計画を立案して実施しているとのことであったので、各県税事務所にアンケートを行った。その結果は以下のとおりである。

県税事務所	ゴルフ場数	過去 3 年の 更正件数	調査対象	調査の頻度
大河原	11	H18 年度 1 件 H19 年度 1 件 H20 年度 2 件	全件	年 1 回
仙台南	6	なし	3 箇所ずつ (2 年で全件)	年 1 回
仙台北	14	なし	全件	年 1 回
塩釜	3	なし	全件	年 1 回
大崎 (北部)	6	H18 年度 1 件	全件	年 1 回
栗原 (北部)	2	なし	全件	年 1 回
石巻 (東部)	1	なし	全件	年 1 回
気仙沼	1	なし	全件	年 1 回
合 計	44			

調査頻度について、仙台南県税事務所において 2 年で全件を調査する方針としていることを除き、他の県税事務所では年 1 回全件の調査を実施しており、県税事務所別での対応に大きな差は生じていない。

次に、調査の結果、更正となった件数は少なく、その更正理由は主に 18 歳未満の非課税の取扱い誤り、早朝薄暮利用の軽減税率適用の人員数誤り、その他非課税や軽減税率適用誤りという、通常税率が適用されない部分を起因とする軽微な誤りと判断される内容であり、利用者数の過少申告等の悪質なケースは直近の調査の結果では生じていなかった。

近年では、大河原県税事務所での更正件数が他の県税事務所より多いが、更正の相手先は特定の特別徴収義務者にかたよっているわけではなく、また、ゴルフ場利用税の調査時に利用するチェックリスト等の調査資料についても、他の県税事務所と比較して重要な差異はなかった。

調査方針について県全体としての統一指針等はないが、調査は長期間調査対象外となるゴルフ場が生じないように各県税事務所で計画・実施されており、各県税事務所の対応はゴルフ場利用税の申告・納税における複雑さの程度に合致したものと判断できる。

意見 24 滞納への対応方針の策定

経営不振等で一度、収入未済（滞納）が生じた場合、営業を継続する限りゴルフ場利用税の納税義務が毎月生じること、また、ゴルフ場の経営状態が急激に改善されることもあまりみられないことから、収入未済額が他の税目に比較して短期間で大きくなりやすい傾向がある。したがって、滞納が拡大するのを避けるため、過去の不納欠損事例の原因分析を行い、同様のケースが生じないように各県税事務所担当者に注意を喚起することが重要である。

平成 20 年度に県は特別徴収義務者 2 法人分、合計 32 百万円を不納欠損処理した。不納欠損処理の理由書類を閲覧した結果、両者ともゴルフ場を所有せず、賃貸借により事業を運営してきた業者であった。そのため、滞納対応としての不動産関係の差押の対象は限定されており、ゴルフ場所有者への差入保証金も賃借料未払い額が大きかったため差押できず、最終的に税金の回収原資は売上金のみであった。

ゴルフ場を所有しない特別徴収義務者において滞納が発生した場合は、速やかな売上金の差押等の対応がない限り収入未済額の拡大を防止できないため注意が必要である。

現在、ゴルフ場を所有しない運営形態のゴルフ場は県内 44 施設のうち 5 施設が該当する。県税事務所担当者には異動があることを考慮すれば、該当施設がある県税事務所担当者に対し、継続的な対応方針の周知・徹底を図るために、ゴルフ場利用税の大口不納欠損の事例を教訓とした、ゴルフ場の運営形態に応じた滞納への対応方針を策定することが望ましいと考える。

9. 目的税

(1) 自動車取得税

I. 自動車取得税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

自動車取得税は自動車の取得に対して課税される税金で、その収入は、道路の新設・補修等すべて道路に関する費用に充てられる目的税である。この税金の約 66.5%は市町村に交付される。なお、平成 21 年 4 月 1 日より普通税に改正されている。

① 納税義務者

自動車又は軽自動車を取得した者。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは買主。

② 納税額

区分	税率
自家用自動車	取得価額の 5%
営業用自動車	取得価額の 3%
軽自動車	取得価額の 3%

取得価額には、エアコン、ラジオ等のように自動車と一体となっているものの価額も含まれる。また、無償で取得した場合、縁故者から格安で買った場合などは、通常の取引価額が取得価額となる。

なお、一定の基準を満たす自動車の取得には、次の軽減税率が適用される。

区 分		取得の時期	税 率
電気自動車		H19.4.1~ H21.3.31	自家用自動車 2.3%
天然ガス自動車	車両総重量が 3.5 t 以下で「新★★★★」		
	車両総重量が 3.5 t 超で平成 17 年排ガス規制適合かつ Nox10%以上低減車	営業用自動車 又は軽自動車 0.3%	
ハイブリッド自動車	バス・トラック	H19.9.1~ H21.3.31	0.3%
	車両総重量が 3.5 t 超で平成 17 年排ガス規制適合かつ Nox 又は PM10%以上低減車かつ燃費基準達成車		
	その他	H20.4.1~ H21.3.31	自家用自動車 3.2% 営業用自動車 又は軽自動車 1.2%
	「新★★★★」かつ燃費基準 20%以上達成車		

ディーゼルの バス、トラック 等	平成 27 年度重 量車燃費基準 達成車（車両総 重量が 3.5 t 超 でディーゼル のもの）	平成 21 年重量車排出ガス保安基準適合 車で車両総重量が 12 t を超えるもの	H20.5.1~ H22.3.31	自家用自動車 3.0%
		平成 22 年重量車排出ガス保安基準適合 車で車両総重量が 3.5 t を超え 12 t 以 下のもの		営業用自動車 1.0%
ディーゼル乗用車		平成 21 年自動車排出ガス保安基準適合 車で車両総重量が 3.5 t 以下のもの		自家用自動車 4.0%
				営業用自動車 2.0%

③ 免税点

取得した時の価額が 50 万円以下のとき。

④ 減免

身体障害者等の生業等のために専ら使用される自動車の取得については、一定の要件に該当すればこの税金が減免される。

⑤ 申告と納税

自動車を取得した者が運輸支局に新規登録等を行う際、仙台中央県税事務所扇町出張所に申告し、納めることになっている。

II. 課税手続

自動車取得税は、一般に自動車の取得者が国土交通省の運輸支局に自動車の登録を行うと同時に、自動車取得税申告窓口にて申告を行う。宮城県の場合は、東北運輸局宮城運輸支局にて自動車の登録を行い、同じ敷地内にある仙台中央県税事務所扇町出張所にて申告が行われ納付される。

申告は、個人売買の場合を除き、ほとんどが自動車販売業者によって行われる。

Ⅲ. 調定額・収入率・収入済額の状況

自動車取得税の最近 5 年間の調定額等に関する推移は以下のとおりである。なお、自動車取得税は仙台中央県税事務所でのみ取り扱う税目である。

図表 86 自動車取得税の調定額等の推移

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	116,046	7,731,339	100,481	7,640,500	115,263	7,891,310	109,942	7,351,083	99,408	6,307,826
収入済額	116,032	7,730,871	100,466	7,639,526	115,258	7,891,095	109,937	7,350,950	99,405	6,307,735
収入率	99.988%	99.994%	99.985%	99.987%	99.996%	99.997%	99.995%	99.998%	99.997%	99.999%

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	16	794	24	876	30	1,592	21	963	16	802
収入済額	7	386	9	259	13	779	9	263	5	143
収入率	43.750%	48.640%	37.500%	29.571%	43.333%	48.916%	42.857%	27.266%	31.250%	17.795%

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	116,062	7,732,134	100,505	7,641,377	115,293	7,892,902	109,963	7,352,046	99,424	6,308,628
収入済額	116,039	7,731,258	100,475	7,639,785	115,271	7,891,874	109,946	7,351,213	99,410	6,307,877
収入率	99.980%	99.989%	99.970%	99.979%	99.981%	99.987%	99.985%	99.989%	99.986%	99.988%

調定額は平成 19 年度から低下傾向がみえはじめ、平成 20 年度は前年度比 85.8%と最近 5 年間では最も低い調定額になっている。また、収入率についてはわずかであるが収入未済額があり、100%にはなっていない。上記の表はこのことを示すために収入率を小数点以下第 3 位まで表示したものである。滞納繰越分については、金額は少ないものの収入率は低い。

Ⅳ. 指摘又は意見

意見 25 自動車取得税の 100%徴収

自動車取得税は、自動車の登録と同時に申告・納付がなされるため、原則として滞納は生じないはずであるが、件数・金額ともわずかであるものの収入未済額が生じている。これは、主に個人間における中古車の低廉又は無償の譲渡等の際、自動車取得税が課税されないと誤解し申告しないケースがあることが主な要因である。

収入未済額分については文書による催告等を行っているが、上記の表のとおり滞納繰越となったものについては収入率が低いのが現状である。滞納件数が少ないだけに 100%徴収も可能ではないかと思われる。東北 6 県においても平成 20 年度において 100%徴収されていないのは宮城県を含む 2 県だけであり、100%徴収をしている他県の施策等を参考にして、100%徴収が可能となるような工夫をすべきである。

(2) 狩猟税

I. 狩猟税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

狩猟税は、猟銃・わな・空気銃等により狩猟をするために県から狩猟者の登録を受ける者に課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税である。

① 納税義務者

狩猟者の登録を受ける者。

② 納税額

免許区分	税 率	
第一種銃猟 (散弾銃・ライフル銃)	県民税の所得割額の納付を要する者	16,500 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000 円
網銃	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
わな銃	県民税の所得割額の納付を要する者	8,200 円
	県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500 円
第二種銃猟（空気銃・ガス銃）		5,500 円

※ 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録に係る税率は 1/2 になる。なお、平成 20 年度には該当者はいない。

③ 申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに同時に申告し、証紙徴収の方法で納税する。

II. 課税手続

狩猟をしようとする者は狩猟をしようとする都道府県に、毎年度、狩猟の前にあらかじめ「狩猟者登録」をする必要がある（宮城県で例年 10 月上旬から受付）。登録をしようとする者は、狩猟者登録申請書（狩猟税申告用紙との 2 枚複写式）に必要書類及び狩猟税分の宮城県収入証紙を添えて、住所地を管轄する地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所に提出する。地方振興事務所等は狩猟者登録申請書の内容をチェックする。その後、県税事務所が税額の妥当性をチェックし、宮城県収入証紙に消印をすることにより、申告・納付が完了する。

Ⅲ. 調定額と県税事務所別の状況

狩猟税の最近5年間の調定額等に関する推移と、平成20年度の県税事務所別状況は以下のとおりである。

図表 87 調定額等の推移（最近5年間）と県税事務所別の状況（平成20年度）

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額								
調定額	2,746	41,652	2,601	39,413	2,512	38,176	2,443	35,374	2,367	33,732
収入済額	2,746	41,652	2,601	39,413	2,512	38,176	2,443	35,374	2,367	33,732
収入率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額
	税額	件数			
大河原	5,962	460	5,962	0	0
仙台北	14,037	935	14,037	0	0
大崎	4,739	347	4,739	0	0
栗原	2,505	172	2,505	0	0
登米	2,697	202	2,697	0	0
石巻	2,642	172	2,642	0	0
気仙沼	1,150	79	1,150	0	0
合計	33,732	2,367	33,732	0	0

納税者が限定されている特殊な税目であり、狩猟者登録をする者の高齢化等の理由により調定額は減少傾向である。また、狩猟者の登録時に県証紙により徴収するため滞納は生じていない。

県税事務所別では仙台北県税事務所が調定額の41.6%を占めている。

Ⅳ. 指摘又は意見

意見 26 複数免許区分を持つ申告書への添付書類

複数の免許区分で申告が必要な者は、免許区分ごとに申告書を提出する必要があるが、その者が県民税の所得割を納付することを要しない旨の証明書の添付が必要な者である場合には、一つの申告書には証明書の原本を、他の申告書には証明書のコピーの添付を求めている。その上で、コピー添付分については、改めて原本との照合を行っている。

所得要件の確認とエビデンス（疎明資料）の保管が目的であれば、コピー添付を求めるのをやめ、申告書欄外等適当な箇所に証明書原本は別申告書に添付されている旨を記載するだけで足りるものとする。小さなことではあるが、県担当者の事務効率改善の観点から有益であるし、納税者にとって親切でもある。

(3) 軽油引取税

I. 軽油引取税の概要 (2008年版「くらしと県税」より)

軽油引取税は、バス、トラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税され、その収入は道路の整備費用等に充てられる目的税である。なお、平成21年4月1日より普通税に改正されている。

① 納税義務者

特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）を行った者が、特約業者・元売業者を通じて納める。なお、この税金は軽油代金に含まれているので、最終的には軽油の消費者が負担することになる。

② 納税額

軽油1キロリットルにつき32,100円

③ 申告と納税

特約業者・元売業者が毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

④ 課税免除

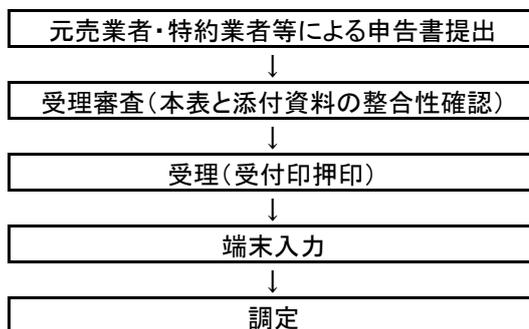
次の用途に使用する軽油の引取りについては、課税されない。

- ・ 船舶、鉄道、軌道用車両の動力源の用途
- ・ 農業、林業用機械の動力源の用途
- ・ 陶磁器製造業、木材加工業、セメント製品製造業、鉱物の掘採事業等の特定の用途

免税の扱いを受けるためには県税事務所に免税軽油使用者証及び免税証の交付を申請する必要がある。

II. 調定手続

図表 88 事務処理のフロー



軽油引取税は申告課税であり、事務手続としては申告書を受け取り、書類に形式的な誤りのないことを確認し入力するのみである。入力データに不整合があるとエラーとなり入力が完了できないシステムとなっており、誤謬のリスクは少ないと考えられる。したがって、適正な課税を期するためには、後述する調査業務が重要である。

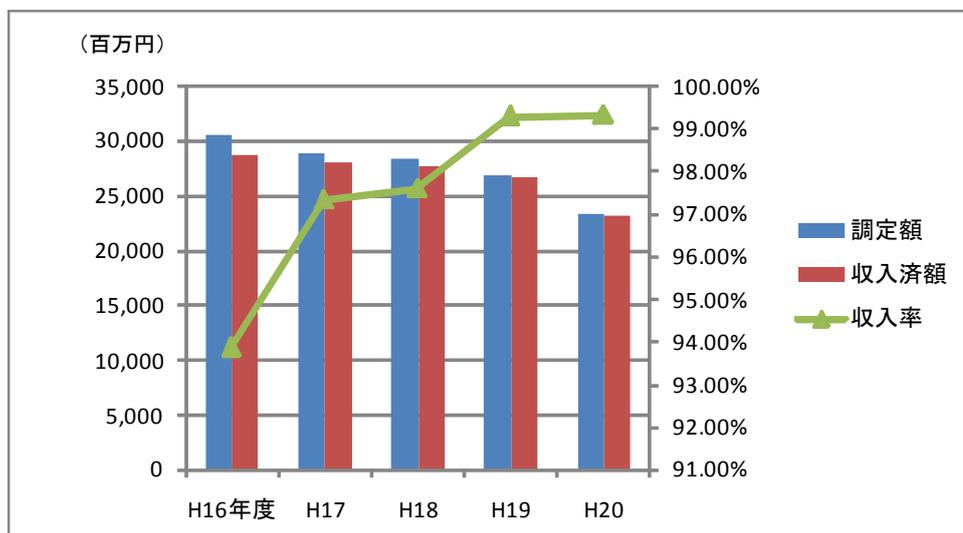
Ⅲ. 調定額・収入率・収入未済額の状況

軽油引取税の最近5年間の調定額等についての推移表とグラフは以下のとおりである。

図表 89 軽油引取税の調定額等の推移

(単位:千円)

		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
現年課税分	調定額	28,869,019	28,430,220	27,610,824	26,514,243	23,105,299
	収入済額	28,643,371	27,956,290	27,515,939	26,510,075	23,098,371
	収入率	99.22%	98.33%	99.66%	99.98%	99.97%
	還付未済額	0	0	0	0	0
	不納欠損処理額	0	0	0	0	0
	収入未済額	225,648	473,930	94,885	4,168	6,928
滞納繰越分	調定額	1,670,504	326,399	675,303	225,002	188,865
	収入済額	24,704	31,278	87,608	40,245	37,550
	収入率	1.48%	9.58%	12.97%	17.89%	19.88%
	還付未済額	0	0	0	0	0
	不納欠損処理額	1,545,048	93,748	457,578	60	96,036
	収入未済額	100,752	201,373	130,117	184,697	55,279
合計	調定額	30,539,523	28,756,619	28,286,127	26,739,245	23,294,164
	収入済額	28,668,075	27,987,568	27,603,547	26,550,320	23,135,921
	収入率	93.87%	97.33%	97.59%	99.29%	99.32%
	還付未済額	0	0	0	0	0
	不納欠損処理額	1,545,048	93,748	457,578	60	96,036
	収入未済額	326,400	675,303	225,002	188,865	62,207
	不納欠損処理率	5.06%	0.33%	1.62%	0.00%	0.41%



調定額は年々減少している一方で収入率は上昇している。これは平成16年度で1,671百万円あった滞納繰越分の調定額を、平成20年度では189百万円まで圧縮したことが大きい。この結果、平成20年度末の収入未済額合計は62百万円まで減少している。この間、多額の不納欠損処理を行っており、特に平成16年度と平成18年度は顕著である。

次に、平成 20 年度の収入率を東北 6 県で比較すると以下のとおりである。

図表 90 東北 6 県の比較

	調定額		収入率
	前年比	構成比	
青森	86.5%	10.11%	99.32%
岩手	87.6%	11.95%	98.25%
宮城	87.1%	7.99%	99.32%
秋田	84.2%	9.83%	99.71%
山形	88.6%	8.98%	99.67%
福島	87.6%	9.54%	98.76%
6県平均	87.1%	9.44%	99.09%
全国(収入済額)	88.9%	5.1%	96.88%
宮城(収入済額)	87.1%	8.2%	99.32%

調定額の前年比率 87.1%は東北 6 県の平均と同じであるが、全国の収入済額ベースの前年比率よりは減少割合が大きい。構成比 7.99%は東北 6 県では一番低いが、全国平均(収入済額ベース)はさらに低い。収入率は東北 6 県の平均を少し上回るが、全国平均 96.88%に対しては大きく上回っている。

さらに、収入率を県税事務所別にみると以下のとおりである。

図表 91 県税事務所別の収入率(平成 20 年度)

(単位:件、千円)

	調定額		収入済額		収入率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大河原	224	1,015,884	207	919,535	92.41%	90.52%
仙台南	323	3,509,181	320	3,509,148	99.07%	100.00%
仙台中央	1,127	11,236,881	1,125	11,182,946	99.82%	99.52%
仙台北	549	5,658,818	549	5,658,818	100.00%	100.00%
塩釜	229	368,048	229	368,048	100.00%	100.00%
大崎	295	204,690	279	203,837	94.58%	99.58%
栗原	135	383,841	135	383,841	100.00%	100.00%
登米	146	171,928	146	171,928	100.00%	100.00%
石巻	238	474,758	237	474,581	99.58%	99.96%
気仙沼	323	270,135	302	263,240	93.50%	97.45%
合計	3,589	23,294,164	3,529	23,135,922	98.33%	99.32%

県全体の収入率を下回っているのは大河原と気仙沼の 2 県税事務所である。大河原県税事務所では、滞納繰越 17 件のうち 14 件 94,885 千円は、会社(納税義務者)が倒産し収納の見込みがないこと、また、1 件 121 千円は時効完成により、合わせて 95,006 千円を不納欠損処理している。残り 2 件の 1,344 千円は収入未済額となり、うち 766 千円は差押手続を実施している。

気仙沼県税事務所では現年課税分から収入未済 21 件 6,895 千円が発生し、全額、差押手続を実施している。

IV. 指摘又は意見

県で通常行われている調査は以下のようなものである。

名 称		調査内容
クマリン分 析調査	販売店調査等	・ 特別徴収義務者、石油製品販売業者、大口需要家、免税軽油使用者及び製造等承認者が保有している軽油について、貯蔵設備及び免税対象機械から採取し、軽油識別剤（クマリン）分析方法及び石油密度計による比重測定を実施して混和の有無を発見する調査
	路上採取調査等	・ 道路を運行しているディーゼル車の燃料油について、警察官の協力を得て車両から採取し、クマリン分析方法及び比重測定により混和の有無を発見する調査
帳簿調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収義務者及び石油製品販売業者について、事務所等に臨店して、軽油とその周辺油種に係る各種伝票の精査により仕入・販売における数量と相手先を確認する調査 ・ 大口需要家、免税軽油使用者及び製造等承認者について、事務所等に臨店して、軽油とその周辺油種に係る各種伝票の精査により仕入数量と相手先及び消費の実態を確認する調査
流通経路調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収義務者が申告のとき課税済軽油として課税免除の承認を求めた数量について、課税済証明書の精査、課税庁に対する照会等により流通経路を確認し、承認の是非及び課税権の確認を行う調査 ・ 石油製品販売業者及び大口需要家について、軽油に係る仕入・販売ごとに流通経路及び数量を確認する調査
徴収猶予申請確認調査		・ 徴収猶予申請内訳書に記載のある売掛金額について、申請者の帳簿等と突合する調査
市況調査		・ 石油製品販売業者及び大口需要家（インタンク）について、定期的に臨店して、仕入・販売価格及び仕入先を聞き取る調査

このほか、不正軽油³⁴に対しては以下のような取組が行われている。

- 「不正軽油 110 番」の開設
- 宮城県不正軽油防止対策会議の設置
- 警察等の協力を得ての路上抜取調査の強化

軽油引取税に関する調査が、効果的かつ効率的であるかを確認するため、実施状況について「軽油引取税調査実施状況について」に基づき担当者に質問し、また、「市況調査書」、「復命書」及び復命書添付の「自動車燃料油の路上抜取調査書」の一部を閲覧し内容を検討した。その結果、調査の体制、調査内容については適切であった。

指摘 6 不正軽油 110 番

県では、県のホームページ、宮城県不正軽油防止対策会議作成のチラシ等で、電話、FAX、Eメールによる不正軽油に関する情報の提供を呼びかけている。

県が設置している不正軽油 110 番への通報は、総務部税務課が受け、担当の県税事務所連絡し、各県税事務所が調査等を実施することになっている。

総務部税務課作成の「軽油引取税調査等一覧」によれば、平成 20 年度は不正軽油 110 番に 8 件の情報の提供があった。この 8 件のうち、平成 21 年 9 月 3 日現在、解決済となっていない 5 件について、解決済か否か等についてのヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、5 件のうち 3 件が解決済、2 件が継続調査中ということであった。

平成 20 年度に受け付けた情報が翌年度半ばになっても、半数以上が書類上未解決扱いとなっていることについては、不正軽油 110 番を開設している以上、適時適切に対応すべきであった。また、不正軽油問題が環境汚染の原因にもなり得ることを考えれば、通報及び対応状況の概略については調査終了後速やかに公表すべきであると考ええる。

なお、ヒアリング、アンケート調査によれば各県税事務所の対応は適切であり問題はないと判断されたが、通報については、総務部税務課が情報を管理し、県税事務所に対しより適時適切な対応を促すとともに、概略を公表し県民に対し不正軽油問題についてのアピールをすべきであると考ええる。

³⁴ 不正軽油とは、主に灯油やA重油を不正に混ぜて軽油と称して流通しているものであり、問題は軽油引取税の脱税にとどまらず、密造過程で排出される「硫酸ピッチ」が不法投棄されることにより環境汚染の原因にもなっている。

(4) 産業廃棄物税

I. 産業廃棄物税の概要（2008年版「くらしと県税」より）

産業廃棄物税は、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）等を推進するための経済的支援政策と経済的負担措置を組み合わせた「経済的手法」を導入することにより、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指して、平成17年4月1日に導入された、課税期間を5年とする法定外目的税である。

① 納税義務者

産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む）

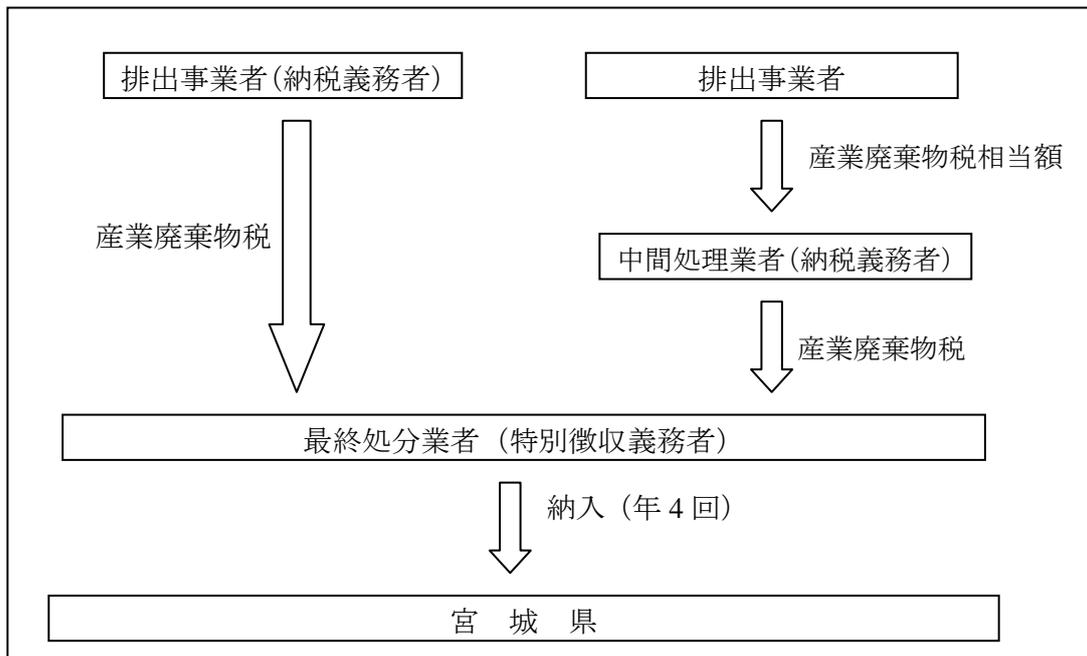
② 納税額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円

③ 申告と納税

最終処分業者が特別徴収し、3ヶ月ごとに県に申告納入する。ただし、自社処分の場合には排出事業者が申告納付する。

【イメージ図】



④ 税収の使途

- (イ) 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進に対する支援
- (ロ) 環境・リサイクル産業の育成、振興
- (ハ) 不法投棄防止等不適正処理対策の強化

などに要する費用に充てる。

II. 調定額・収入済額の状況

過去 5 年間の調定額及び収入済額の推移は以下のとおりである。なお、滞納繰越分がないため、現年課税分が合計の調定額及び収入済額となる。

図表 92 産業廃棄物の調定額等の推移

(単位:千円)

現年課税分	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調定額	-	-	86	292,304	96	387,102	102	363,576	72	345,535
収入済額	-	-	86	292,304	96	387,102	102	363,576	72	345,535
収入率	-	-	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

産業廃棄物税は本税を 3 か月分まとめて翌月納付することになっていることから、平成 17 年度については、平成 18 年 1 月から 3 月分が 4 月に納付される（平成 18 年度の調定額）ため、3 四半期分の税収となっている。

また、税収は毎年度、産業廃棄物税基金に積み立てることとなっており、平成 20 年度末の基金残高は、以下のとおり 633,582 千円となっている。

図表 93 産業廃棄物税基金残高の推移

(単位:千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
	決算	決算	決算	決算	当初予算
税収額	292,304	387,102	363,576	345,535	330,000
徴税費用	13,874	15,295	15,702	16,222	17,983
事業充当額	44,336	115,566	235,710	291,105	404,704
基金残高	191,836	473,738	593,064	633,582	540,895

※基金へは税収額のうち予算計上額までを当該年度に積立し、翌年度に残額を積み立てている。

平成 20 年度における県税事務所別の調定額及び収入済額の状況は以下のとおりであり、仙台北県税事務所が全体の 77.6%を占めている。

図表 94 県税事務所別の内訳（平成 20 年度）

(単位:千円)

県税事務所	調定額		収入済額	収入未済額
	税額	件数		
仙台南	56,844	8	56,844	0
仙台北	268,230	35	268,230	0
塩釜	12,582	8	12,582	0
大崎	1,083	1	1,083	0
登米	1,031	4	1,031	0
石巻	5,765	16	5,765	0
合計	345,535	72	345,535	0

Ⅲ. 産業廃棄物税充当事業の内容

産業廃棄物税は、条例で、徴収に要する費用を除いた額を、「産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用」に充当することとされており、平成20年度までの事業充当額は以下のとおりである。

図表 95 目的別事業充当額の推移

(単位: 件、千円)

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業								
事業者支援	2	28,178	4	86,742	6	136,991	9	96,216
試験研究	-	-	-	-	7	54,226	11	92,414
普及啓発・環境教育	-	-	1	1,321	3	14,281	9	32,792
その他	-	-	1	2,295	-	-	2	7,813
計	2	28,178	6	90,358	16	205,498	31	229,235
産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業	3	16,158	4	25,208	5	30,212	7	61,870
合計	5	44,336	10	115,566	21	235,710	38	291,105

上記の事業別に、その成果と課題及び主な取組について記述すると次のとおりである。

① 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業

(イ) 事業者支援 (9事業 348,127千円)

a) 成果と課題

産業廃棄物の発生抑制等への支援や資源循環コーディネーターの派遣などを進め、設備整備や地域単位での3Rを推進するための企業相互の連携組織の立ち上げが行われるなど、県内廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に着実な効果・実績を上げているが、県内廃棄物の排出量等の状況を踏まえ、引き続き取組を継続していく必要があるとされている。

b) 主な取組

事業名	事業概要	主な取組	効果・実績
産業廃棄物発生抑制等支援事業	産業廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用を行うための設備機器の整備に対する補助を行う。	○18事業者へ補助 H17 3事業者 野菜残さのコンポスト化等 H18 4事業者 ペットボトルリサイクルラベル類のRPF化等 H19 6事業者 建設混合廃棄物残渣の再生砕石化等	○排出量抑制 H19: 155トン (1事業者) H20: 151トン (1事業者) ○リサイクルに受け入れた廃棄物の量 H18: 537トン (3事業者) H19: 2,311トン (6事業者) H20: 27,862トン (11事業者) ※数値は整備後翌年度の実績

事業名	事業概要	主な取組	効果・実績
		H20 5事業者 ポリカーボネート樹脂リサイクル等	
資源循環コーディネーター派遣事業	資源循環コーディネーターを県内各地に派遣して、個別企業の3Rの課題解決や地域ごと又は業種ごとのリサイクルの枠組み作り等を進める。	○企業訪問による課題把握 H18 58事業者 H19 82事業者 H20 97事業者 ○有益情報の提供・改善支援 H18 201事業者 H19 386事業者 H20 513事業者 ○リサイクル事業者等情報提供システムの構築	○地域エコフォーラムの設置(累計) H18 : 5か所 H19 : 10か所 H20 : 12か所
みやぎエコファクトリー立地促進事業	環境・リサイクル関連企業の立地を促進するため、みやぎエコファクトリーに立地する企業に対して奨励金を交付する。	○立地企業への助成 H18 1事業者 H19 1事業者 H20 4事業者	○リサイクルに受け入れた廃棄物の量 H19 : 2,277トン (2事業者) H20 : 3,285トン (2事業者)

(ロ) 試験研究 (11 事業 146,640 千円)

a) 成果と課題

事業者による大学等と連携した研究開発の取組支援や県研究施設において 3R を推進するための研究開発が進められてきており、事業化・実用化がなされたもの 3 件、特許出願 1 件の研究開発実績が得られるなど、着実な実績が上がっている。

試験研究事業は、成果が出るまで複数年を要するものが多く、現時点で研究過程段階のものについては、事業化に向けた取組を進めていくこととされている。

また、現在研究中のもの以外についても、産業廃棄物の 3R を推進するためには、技術的な課題により再資源化等が困難な廃棄物が多く存在していることから、引き続き取組を進めていく必要があるとされている。

b) 主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
3R 新技術研究開発支援事業	技術的な課題による再資源化等困難物に対して、企業及び大学の研究開発の取組を支援する。	○10 事業者への補助 H19 5 事業者 H20 10 事業者(前年度より継続 5 事業者) テーマ「無機汚泥のリサイクル技術の開発」等	○事業化・実用化 3 事業者(廃ゴムクローラー分離装置の開発等) ○特許出願 1 事業者(食品残さコンポスト菌同定分離) ○試験研究実施中 6 事業者
自動車部品の超臨界塗装技術の実用化	自動車部品等の塗装工程における有機溶剤(シンナー)廃棄物の減量化を目的に、企業と連携して超臨界二酸化炭素を用いた新しい塗装技術を開発する。	○宮城県産業技術総合センターにおける研究(H19 から H21 まで)	○進捗状況 H19 塗装開発等 H20 塗装装置の検討等

(ハ) 普及啓発・環境教育（10事業 48,394千円）

a)成果と課題

事業者や県民の自主的な取組を促すための普及活動・環境教育を行い、3Rに向けた意識の醸成や課題解決に向けた情報提供などを進めているが、3R推進に当たっては、廃棄物に関する知識の普及や啓発に関する施策を継続して実施することが重要であり、引き続き取組を進めていく必要があるとされている。

b)主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
地域におけるバイオディーゼル燃料利活用推進事業	地域におけるバイオディーゼル燃料の利活用の取組を推進するための普及啓発等を行う。	○勉強会（製造事業者、行政等関係団体） H18 1回、H19 1回 H20 1回 ○ラッピングバスの運行 H19 実施、H20 実施 ○シンポジウムの開催 H19 1回（200名） H20 1回（200名）	○バイオディーゼル燃料の利活用の普及啓発
宮城県グリーン製品調達モデル事業	モデル事業としてグリーン製品を指定し発注し、県民に対しPRすることにより、グリーン製品の調達性や流通性の改善、製品価格の廉価等を促す。	○県土木工事のリサイクル製品の使用及び周知 H20 1か所	○リサイクル推進に向けた普及啓発
県政テレビ広報費	産業廃棄物の3R等を促進し、循環型社会の形成に資するため、県政番組として特別枠を設定し放映するもの。	○県政番組放送 H20 5回	○3R推進に向けた普及啓発
3R推進普及啓発広報事業	3Rに関する知識の普及と実践を県民に呼びかけるためラジオスポットCMを放送する。	○広報（ラジオCM） H20 5回	○3R推進に向けた普及啓発

② 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業

a) 成果と課題

監視カメラの設置やスカイパトロールの実施、産廃 G メンの増員などの取組を進めており、不法投棄件数の減少など適正処理の推進に寄与した。県内におけるここ数年の不法投棄件数は、減少しているものの悪質な事案も摘発されていることから、引き続き取組を推進する必要があるとされている。

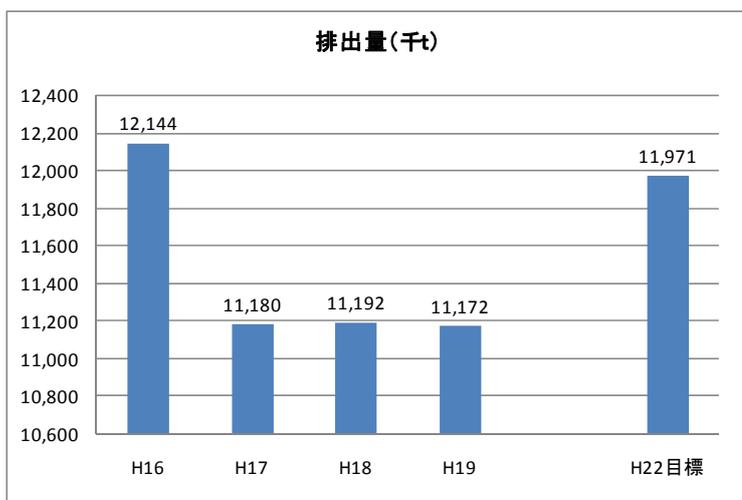
b) 主な取組

事業名	事業概要	実施状況	効果・実績
産業廃棄物不法投棄監視強化事業	不法投棄等を未然に防止するため、民間委託により早朝・夜間・休日における監視体制を強化するとともに、ヘリコプター等による上空からの監視活動やラジオ広報等を行う。	○産廃ガードマンによる定点監視 ○スカイパトロール H17 2回、H18 2回 H19 2回、H20 2回 ○広報（ラジオ CM） H17 60回、H18 60回 H19 60回、H20 60回	○不法投棄件数（10トン以上の大規模不適正処理事案） H17 5件 H18 2件 H19 2件
産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	不法投棄等不適正処理対策の強化を図るため、産廃 G メンを増員し、監視体制の整備を行う。	○産廃 G メンの増員 H20 3名	○立入検査等、取組の強化

IV. 産業廃棄物税施行後の状況

① 宮城県循環型社会形成推進計画における管理指標の推移

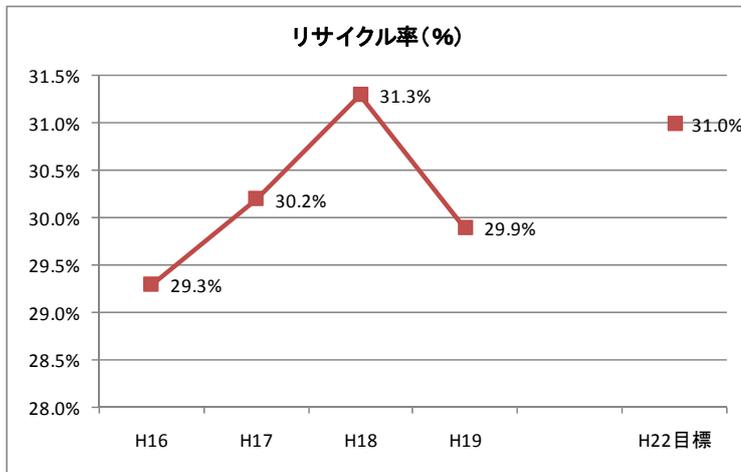
図表 96 過去4年間の排出量



産業廃棄物の排出量は、平成16年度までは1,200万トンを超えて増加傾向にあったが、

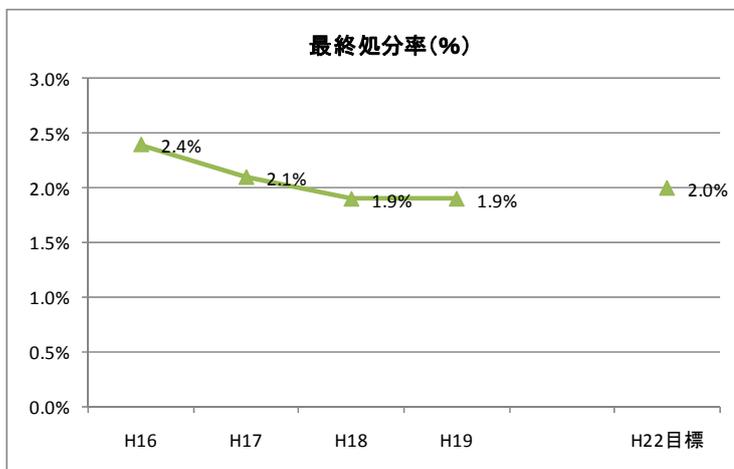
平成 17 年度以降は 1,120 万トンを下回る水準で推移し、平成 22 年度の間目標を下回っている。

図表 97 過去 4 年間のリサイクル率



リサイクル率は、平成 16 年度の 29.3%から平成 18 年度の 31.3%に向上したが、平成 19 年度は前年を下回る 29.9%となり、平成 22 年度の間目標 31%の達成に向け、さらなる取組が必要となっている。

図表 98 過去 4 年間の最終処分率



最終処分率は、平成 16 年度の 2.4%から平成 17 年度の 2.1%に低下したが、平成 19 年度は前年と同率の 1.9%になり、平成 22 年度の間目標を下回っている。

これらの管理指標には、景気動向の変動や社会情勢等の変化といった要因が大きく影響していると考えられるものの、資源循環型社会の構築に向けた産業廃棄物税を財源とする各種施策や、県内企業の 3R 推進に向けた取組の進展など、経済的支援策と経済的負担措置を伴う産業廃棄物税の導入が一定の効果を及ぼしているものと考えられる。

② 最終処分場の状況

産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあり、最終処分場の延命化に貢献しているが、残余年数は平成 20 年 3 月末において 14.7 年であり、依然、余裕がある状況ではないことから、排出抑制等の取組を進め、最終処分量の抑制を図っていく必要がある。

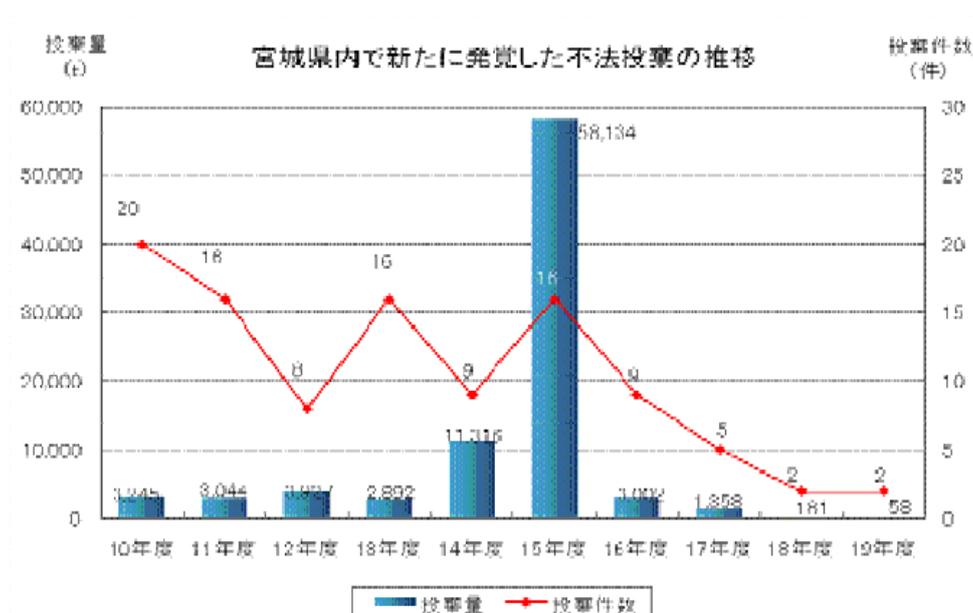
(単位：m³、年)

	埋立量 A	残余量 B	残余年数 B/A
処分業者 (管理型)	223,428	3,631,071	16.3
処分業者 (安定型)	116,939	1,338,905	11.4
自社処分 (管理型)	13,854	226,418	16.3
合計	354,221	5,196,394	14.7

③ 不法投棄の状況

環境省調査 (産業廃棄物不法投棄実態調査) で把握している 1 件当たり 10 トン以上の不法投棄の件数は、平成 10 年度から平成 16 年度までは、投棄件数は 10 件から 20 件程度、投棄量は 0.3 万トンから 1 万トン程度で推移していたが、産業廃棄物税の導入以降減少傾向にあり、平成 19 年度の件数は 2 件、投棄量は 58 トンと大幅に減少している。ただし、本調査で捕捉されていない小規模のものも含め、依然として悪質な事案が摘発されているなど根絶には至っていない。

図表 99 宮城県内の不法投棄の推移 (平成 10 年度～平成 19 年度)



平成 15 年度の投棄量が多いのは、平成 15 年度に仙台市青葉区において、5 万トン規模の大規模な不法投棄事案が発覚したためである。

V. 産業廃棄物税の今後のあり方

産業廃棄物税条例（平成 16 年条例第 19 号 平成 17 年 4 月 1 日施行）の課税期間は施行日から 5 年間（平成 22 年 3 月 31 日まで）となっており、本条例は課税期間終了時に、その時点での制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して必要な見直しを行うこととされている。今年度、宮城県では産業廃棄物税のあり方について下記のようなスケジュールで検討を行ってきた。なお、産業廃棄物税は、導入検討時（平成 16 年 4 月現在）で、11 県（北東 3 県を含む。）1 政令市で導入されていたが、平成 21 年 4 月現在では、27 都道府県 1 政令市で導入されており、東北地方では 6 県すべてで導入されている。

平成 21 年 7 月 31 日 ～8 月 31 日	「産業廃棄物税の今後のあり方について（案）」に対する意見募集 ◇ 県民からの意見・要望等の提出はなかった。
平成 21 年 11 月	11 月県議会へ改正条例案を提出
平成 21 年 12 月～	総務大臣協議、納税義務者・処分業者等への周知徹底
平成 22 年 4 月	条例施行

その結果、県では以下の理由により産業廃棄物税を継続すべきものと考えている。なお、課税方式、税率は現行どおりで 5 年間の時限措置とし、経過時点で必要な見直しを行うこととされている。

＜「産業廃棄物税の今後のあり方」及び「産業廃棄物税検討基礎資料」より＞

- 宮城県循環型社会形成推進計画における管理指標の推移等を踏まえると、産業廃棄物税の導入は、一定の効果があつたものと考えられること。
- 県では、宮城県循環型社会形成推進計画を定め、循環型社会の実現に向けた取組を進めているところであり、国の平成 21 年版環境白書においても当該取組については重点的に記述されており、当該取組の重要性は今後一層増すものと思われること。
- 「宮城の将来ビジョン」においても、「廃棄物等の 3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理の推進」は、33 の取組の一つに位置づけられ、平成 21 年度県民意識調査においても、ほとんどが産業廃棄物税を充当して実施している当該施策について、多くの県民が重視していることが示されたこと。
- 平成 20 年度に実施した事業者の産業廃棄物税に関する意識調査では、産業廃棄物税を充当して実施した取組（事業）について、50%以上の事業者から、同税を活用して取り組んでいくべきとの回答があつたこと。
- 全国の産業廃棄物税先行導入県においても現行制度が継続されており、廃止した道府県はないこと。また、東北 6 県すべての県で産業廃棄物税が導入されている中で、宮城県だけが先行して廃止した場合、県外からの最終処分される廃棄物の流入の増加が懸念されること。

VI. 指摘又は意見

意見 27 産業廃棄物税の目的事業充当割合（付随意見³⁵）

産業廃棄物税導入の趣旨や他県の状況等をみると、同税を継続することについては異論がない。ただし、既述のとおり、産業廃棄物税は、条例において、徴収に要する費用を除いた額を「産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用」に充当することとされているが、過年度の税収額に対して事業に充当された金額の割合をみると、下表のとおり、平成 20 年度は 88.4%まで上がっているが、4 年間累計では 66.6%にとどまっている。

平成 21 年度当初予算では事業充当割合が 129.7%であるから、平成 21 年度末の基金残高は前年度より減少する見込みとなっているものの、基金残高は年間の税収額を上回る水準にある。

図表 100 事業充当割合と基金残高

（単位：千円）

	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 当初予算	H17～H20 累計
税収額(A)	292,304	387,102	363,576	345,536	330,000	1,718,518
徴税費用(B)	13,874	15,295	15,702	16,222	17,983	79,076
差引(C=A-B)	278,430	371,807	347,874	329,314	312,017	1,639,442
事業充当額(D)	44,336	115,566	235,710	291,105	404,704	1,091,421
事業充当割合(D/C)	15.9%	31.1%	67.8%	88.4%	129.7%	66.6%
基金残高	191,836	473,738	593,064	633,582	540,895	

産業廃棄物税は目的税であるから、税の徴収の趣旨に沿った事業を行うことが重要なこととなる。基金の用途や管理については、税務部門以外の別の部署において所管しているところであるから、今回の監査においては直接の監査対象ではなく、支出内容や支出計画などについての調査は行っていないが、今後、より積極的かつ効果的に事業が実施されることを希望して、ここに付随意見として取り上げたものである。

³⁵ ここでの付随意見は、本項目のテーマである産業廃棄物税の賦課徴収に関する固有の意見としてではなく、これに関連して県の基金管理の問題として、監査の結果及び意見に添えて提出する意見のことである。

意見 28 産業廃棄物税の調査

産業廃棄物税の調査は、地方税法 733 条の 4 を根拠とし、「産業廃棄物税に係る事務の取り扱いについて」（平成 17 年 2 月 税務課通知。以下、「通知」という。）の第 11 に定める内容に沿って行われている。

仙台北県税事務所において、通知の「第 11 調査 2 現地調査」に係る調査報告書を閲覧し、内容を検討した結果、調査の体制、調査実施内容については適切と判断された。

また、通知の「第 11 調査 5 税務署等への所得調査」には、「所得の推移と埋立量の推移を比較するなどして申告書の妥当性を検討する。」とされているため、その実施状況について各県税事務所へヒアリング又は文書照会を行ったところ、仙台北県税事務所では、法人事業税の申告書を用いて実施しているが、他の県税事務所では実施していないとの回答であった。産業廃棄物税に関する調査を効果的かつ効率的に実施するためには、この手法も有効であると思われるため、今後における実施を検討されたい。

10. 滞納整理事務

(1) 滞納整理事務の現況

滞納整理事務の概要については既に 21 ページ以降で述べているが、ここではより具体的な事務の流れについて記述する。

I. 管理の方法

ある課税について滞納が発生すると、1 件ごとの「滞納整理票」が、督促状（納期限後 20 日で発送）発送時に税務総合管理システムより出力される（ただし、自動車税については、7 月下旬の催告書発送時）。徴収担当職員は、この滞納整理票を基本として、滞納整理事務を実施することとなる。すなわち、滞納者ごとに、各種財産調査（預貯金、固定資産、住民税申告状況等）の結果や文書、電話による交渉記録等を、滞納整理票とともに順次ファイルへ綴り、管理していく。

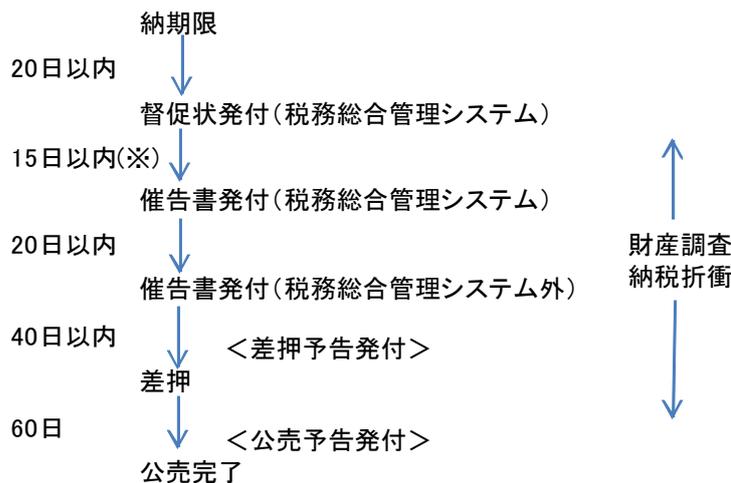
そして、徴収担当職員は、当該ファイルを用いて、調査項目や交渉方法の検討、滞納者からの問い合わせへの対応などを行うことになる。

このように、基本的には、滞納整理票をベースとした紙面記録によって滞納整理事務は行われている。

II. 滞納整理のスケジュール

現年課税分の滞納整理についてはできるだけ早期に着手することが心掛けられている。滞納整理事務の標準的な工程は、「滞納整理の標準工程について（平成 9 年 3 月 14 日総務部長通知、平成 11 年 3 月 19 日一部改正）」において以下のように示されている。

図表 101 滞納整理事務の標準工程表



(※) 現状の実務では20日以内で発付

Ⅲ. 分担体制

徴収事務は各県税事務所の納税班が担当している。納税班の中で、具体的に誰がどのように業務を担当するかは各県税事務所によって異なるが、おおむね以下のような体制で実施されている。

県税事務所	徴収事務体制
大河原	<p>納税第一班（6名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年分、滞繰分とも基本的には地区割りによる滞納整理を実施。 ・現年分（自動車税を除く）は財産調査をグループ（3人）で実施。 ・現年分、滞繰分とも換価処分、処分停止をグループ（3人）で実施。 <p>納税第二班（1名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年分をまとめて督促・催告実施（自動車税以外の全ての税目・地区）。
仙台南	<p>納税第一班（10名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての税目（現・滞）について、地区ごとの個票管理の担当者を定め、さらに財産調査・机上差押を行う初動班と臨場差押等にあたる処分班とに区分している。
仙台中央	<p>納税第一班（7名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税及び自動車取得税を担当。 ・一部事務（交付要求、納税指導員関係業務等）を除き、督促状、催告書及び差押予告書の発送、納税折衝、財産調査、差押等は班員全員が共同で実施。 <p>納税第二班（6名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税及び自動車取得税を除く税目を担当。 ・地区で分けている。 <p>特別滞納整理担当（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納額 50 万円以上の滞納繰越事案及び早期解消が困難な滞納事案、特殊滞納事案を担当。 ・一人の滞納者に対して一人の担当者がつく。
仙台北	<p>納税第一班（10名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に現年分、自動車税以外のその他税目は初動・折衝担当と処分担当に分担、地区担当制。自動車税は全員体制。 <p>納税第二班（10名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越分、地区担当制、すべての税目。公売事務など一部業務は担当制。 <p>特別滞納整理担当（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に滞納繰越 50 万円以上と、長期差押事案。
塩釜	地区で分けている。
大崎	<p>納税第一班（9名）</p> <p>初動グループ（4人） 現年度分、前年度分滞納繰越分、</p>

	すべての税目、地区担当はなし、督促、催告、 預貯金を除く調査。 処分グループ（4人） 前々年度以前の滞納繰越分のすべての税目、 地区担当、預貯金の調査、滞納処分。
栗原	税務班（3名） ・現年分、滞納繰越分ともすべての税目について地区割りにより、催告、調査及び処分を行っている。
登米	地区分担制とし、一滞納者に対して、一人の担当者による。
石巻	納税第一班（7名）、納税第二班（4名）。 ・基本は地区担当制。 ・督促状発送直後の初期催告（自動車税及び個人事業税を除く）は、納税二班による早期納税勧奨（電話）と納税一班の初動班2名による催告（電話・文書）を行っている。 ・債権等の調査及び差押は、地区担当関係なく輪番制で極力実施している。
気仙沼	納税班（5名） ・現年分、催告・調査等実施はまとめて行う。 ・滞納整理は担当を地区割りで行う。

IV. 滞納件数の状況

以下の表は平成20年度における滞納件数を主要税目別、県税事務所別に表したものである。

図表 102 県税事務所別滞納件数（平成20年度）

（単位：件、千円）

	個人県民税	自動車税	その他	合計	個人県民税を除く合計
大河原	12,682	2,579	587	15,848	3,166
仙台南	13,240	7,889	1,719	22,848	9,608
仙台中央	51,579	5,783	2,259	59,621	8,042
仙台北	8,216	8,533	2,978	19,727	11,511
塩釜	11,568	3,899	730	16,197	4,629
大崎	20,068	5,180	753	26,001	5,933
栗原	15,774	971	152	16,897	1,123
登米	4,046	1,723	176	5,945	1,899
石巻	20,297	3,360	650	24,307	4,010
気仙沼	6,331	1,194	143	7,668	1,337
合計	163,801	41,111	10,147	215,059	51,258

（参考）

収入未済額	5,416,975	1,325,795	1,424,658	8,167,428
一件当たり単 純平均滞納額	33	32	140	38

滞納件数は県全体で 21 万件を超えており、このうち、個人県民税についてはその徴収事務を各市町村が直接実施しているため、実質的に県税事務所が管理する滞納件数は約 5 万件となっている。さらに、個人県民税を除く滞納件数のうち 80%におよぶ約 4 万件が、自動車税にかかる滞納である。

表の参考に示したように、自動車税の 1 件当たりの単純平均滞納額は 32 千円である。このように、自動車税の滞納は、1 件当たりは少額であるものの、その件数は膨大であり、滞納整理事務における自動車税の比重がかなり高いことがわかる。

V. 延滞金の徴収

延滞金とは、地方税等が本来の納期限までに完納されなかった場合に、その遅延した税額及び期限に応じて課されるものをいう。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の率により計算されることになっている（2008 年版「くらしと県税」より）。

- ・ 納期限の翌日から 1 月を経過する日まで・・・年 7.3%（日歩 2 銭）
- ※ 平成 12 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金については、当分の間、前年 11 月末日の基準割引率（日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率）に年 4%を加算した割合が 7.3%に満たない場合には、その年中においては、基準割引率に年 4%を合算した割合とする。
- ・ その後納税の日まで・・・・・・・・・・・・・・・・年 14.6%（日歩 4 銭）

なお、法人県民税・法人事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は基準割引率により変わる。

図表 103 過去 3 年間の延滞金の徴収額

(単位:件、千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
件数	80,131	77,089	76,479
金額	448,459	424,278	439,573

延滞金は県の税務総合管理システム上、本税完納により金額が確定し、本税完納後の翌月中旬に延滞金催告書が送付される仕組みとなっている。そして、過年度分や継続的な延滞金の未納については、各徴収担当職員の徴収事務の一環として管理されることになる。

また、県では延滞金の徴収対策として、自動車税の場合は、車検時に未納がある場合は納税証明書を発行しない、法人二税についても、納税証明申請時に未納がある場合には納税証明書を発行しないなどの対応を実施している。

(2) 指摘又は意見

① 滞納整理の進行管理について

滞納者の管理は、基本として滞納整理票等の紙面ファイルにより実施されていることは前に述べたとおりである。

滞納金額の多寡にかかわらず、滞納件数が多くなればなるほどそれだけ手間はかかり、書類の量も膨大となる。また、長期間にわたり滞納している案件では徴収担当職員の引継ぎも繰り返されることとなり、新任の担当者が交渉過程等を詳細に把握するために、紙面ファイルを確認することはかなり大変な作業といえる。このような現在の紙面中心の管理方法に関して考えられる問題点として、以下のようなことが挙げられる。

- 一人の担当者が多くの滞納案件を抱えるほど、少額案件などについて、なんらの接触もなく放置される危険性がある。
- 長期間にわたる滞納になるほど書類の量が多くなり、交渉経過等を把握するのに時間がかかる。
- 特に少額の滞納案件などについて、紙面の管理票が紛失等していても、気付かないままになってしまう可能性がある。

指摘 7 個別資料（個票）の網羅性

今回の滞納整理事務の監査で以下のような事例がみられた。なお、この事例は、後述する意見 33「延滞金の管理」にも関連するものである。

[事例]

平成 11 年度から平成 12 年度にかけて不動産取得税が課税され、現在、延滞金のみが約 39 万円滞納となっていた。

当該案件についてファイルを閲覧したところ、通常は交渉経過等を記載した紙面が綴られているはずのところ、これらの資料が何も綴られていなかった。これは、担当者が異動の際に、税務総合管理システムから出力される未納者一覧表と、管理ファイルの突き合わせを行ったときに、全く資料が見当たらなかったため、滞納管理票を再度出力し、そのみ保管していたとのことである。本税については納付されていたため、当時の担当者が解決済みとして整理した可能性もある。したがって、延滞金については本税完納後、特に対応がなされずに放置されていたことになる。

一部の滞納者ファイルを閲覧した中にこのような事例があったということは、ほかにも同様の例が存在する可能性は否定できない。そこで、個別資料（個票）と税務総合管理システム上の未納者一覧表との突合に関して、各県税事務所にアンケートを実施した結果は以下のとおりであった。

- 年1回実施している。 ⇒ 1 県税事務所（滞納者管理データの更新時）
- 年2回実施している。 ⇒ 1 県税事務所（4月と6月）
- 年4回実施している。 ⇒ 1 県税事務所（9月末、11月末、2月末、5月末）
- 不定期に実施している。 ⇒ 6 県税事務所（催告書の発付時、差押予告時等）
- 随時に未納リストデータと個票の突合を実施している。 ⇒ 1 県税事務所

比較的規模の大きい県税事務所では実施時期はまちまちであるものの、定期的に突合作業を実施しているが、半数の県税事務所では不定期に突合作業を実施しているとの結果であった。紙で管理する以上は、滞納者が滞納整理票により漏れなく管理されているかを定期的に確認することが必要である。

意見 29 進行管理の工夫

現行の税務総合管理システムの枠組みの中で、以下のような管理の工夫をしている県税事務所もあった。

- ・ 未納者一覧表（税務総合管理システムのデータを加工したもの）を表計算ソフトに出力し、各担当者が交渉方針の計画等に利用するため、当該データを加工して利用。
- ・ 平成20年度より住民税調査の結果を表計算ソフトでデータ化している。これにより、次に給与調査あるいは差押を実施する対象を絞り込みやすくしている。
- ・ 担当者変更への対応として「滞納者調査結果整理票」に財産の状況など調査結果を記載し、各滞納者の管理ファイルに表紙として綴ることによって、担当者に変更になった場合にも状況を把握しやすいようにしている。

ただし、上記の未納者一覧表には差押等の実施の有無は記載されているが、日付データがないために、いつ実施したのかが不明であり、結局、紙面による管理が進行管理の大部分を占めている状況にあった。これらを踏まえて、以下のような進行管理の改善が必要と考える。

- 滞納者の情報について、順次データベース化することにより、交渉過程を把握しやすくするとともに、書類の紛失等を防止する。担当者の異動による引継ぎの際も、当初からの状況が把握しやすくなる。
- 調査、差押等の実施項目及び実施日をデータ上明確にすることにより、交渉、調査等を効率的に実施する。

また、上記以外にも各県税事務所で工夫し、実効性が上がっている管理方法については、他の県税事務所へも紹介し、導入支援を行うなどを検討すべきである。

滞納整理票のデータ化による、より効率的な管理と滞納整理事務の促進が望まれる。

② 実際の滞納事例について

今回の監査では、現年課税分あるいは滞納繰越分にかかわらず、いくつかの実際の滞納事案をもとに滞納整理事務の妥当性について検討した。

[事例 1]

平成 20 年 10 月に法人県民税及び法人事業税を 182 万円課税し、平成 21 年 11 月 20 日現在、他の年度分も含め 185 万円が未納となっている事案について、交渉の経緯は以下ようになっていた。

平成20年11月20日	督促状発送
平成20年12月10日	差押予告発送(預金調査は平成20年2月課税(法人県民税均等割)が未納の際に実施済み)
平成21年1月16日～ 3月24日	この間に法人代表者が数度来所。分納相談(ただし、分納誓約には至らず)
平成21年6月24日	文書により差押予告を送付、先方からの反応なし

平成 21 年 3 月から 6 月の間及び 6 月 24 日以降については、交渉経過の記録が一切なかった。

平成 21 年 11 月に当該事案についてファイルを閲覧したため、6 月以降約 5 カ月間、特に対応がなかったことになる。なお、今後売掛金の調査を実施する方針が話し合われたとのことであるが、迅速な対応がなされているとはいえない。

[事例 2]

貸金業を営む法人(以下、A社という。)について、平成 10 年納期限の法人県民税及び法人事業税に対する延滞金約 382 万円及び同加算金のうち 46 万円が未納となっている事例について、交渉経過を確認したところ以下ようになっていた。

平成10年6月	法人県民税及び法人事業税課税
平成11年1月	加算金課税
平成15年11月まで	本税について分割納付あり
平成16年8月	電話加入権の差押、預金調査の実施
平成17年頃まで	上記差押後、本税分割納付あり完納
平成19年12月28日まで	本税完納後、加算金を月3万円～5万円入金
平成20年1月11日	(A社は営業に関する免許を更新せず回収業務のみとなる)
平成20年1月22日	固定資産調査実施。 土地、家屋が存在したが差押はしていない。
平成21年11月9日	不納欠損処理に当たり最終調査実施。 その結果、平成20年5月29日に上記土地家屋の根抵当権が抹消され、別の会社(B社)に所有権が移転されていることが判明した。 しかも、B社とA社の代表者は同一であった。
平成21年11月11日	不納欠損処理

平成 20 年 1 月に実施した固定資産調査の結果、差押を実施しなかった理由は、当時の担当者が異動となったため詳細は不明であるが、登記簿を見る限り、平成 16 年 4 月に株式会社整理回収機構の根抵当権が 1 億 3 千万円設定されていたため、差押を行っても無益として実施しなかったと想像される、とのことであった。また、平成 20 年 1 月に実施した固定資産調査の結果、処分停止の処理を実施しなかった理由は、平成 19 年 12 月まで少額ながら分納内入れがあり、その後の事業の成り行きを見守る必要があると判断されたため、とのことである。

そうであったとしても、その後は、処分停止も定期的な調査も実施することなく 2 年近く放置され、平成 21 年 11 月 9 日の最終調査の時に、平成 20 年 5 月 29 日付で A 社から代表者を同一とする B 社に所有権移転登記がなされている事実が判明している。このようなケースにおいて、B 社の代表者（＝A 社の代表者）から延滞金等を徴収することは、各々の法人格が独立しており、差押等の滞納処分を行っていない B 社の単なる関係者でしかないために納付請求は困難と判断して、即時欠損処理（処分停止＋欠損処理）を実施したものである。

[事例 3]

東京都に住所地のある不動産業者（C 社）に対して、不動産取得税を平成 19 年 11 月に 1,088 万円課税し、平成 21 年 11 月 10 日現在 973 万円が未納となっている事案について、交渉経過を確認したところ以下ようになっていた。

平成 19 年 8 月 31 日	C 社が仙台市内の物件を取得
平成 19 年 11 月 30 日	納付期限
	電話交渉と預金調査
平成 20 年 1 月 23 日～ 2 月 19 日	預金差押で約 84 万円回収。その他、自主納付により 30 万円回収。
平成 20 年 10 月 30 日	東京都主税局へ訪問し、納税状況や東京都所在の固定資産について聞き取り調査。 また、C 社へ訪問したが、担当者には会えず。
平成 20 年 12 月	このころより、所在不明
平成 21 年 7 月	東京都主税局へ C 社の状況を確認したが不明。東京都の差押物件についても、公売の予定はなく、公売しても配当の見込みはない（他の抵当権に劣後しているため）。

この会社では、平成 18 年度分の滞納もあったため、早期に調査等の着手ができたとのことである。平成 18 年課税分の納期限は平成 19 年 1 月 4 日であったが、同年 5 月 25 日に課税対象の物件が既に売却済みであることが確認され、同年 6 月 25 日には最初の預金調査が実施されている。したがって、平成 19 年課税分である本件の場合、納期限である平成 19 年 11 月 30 日から 2 カ月後の平成 20 年 1 月には預金の差押を実施している。

しかし、預金差押は早期に着手しているものの、1,000 万円を超える課税に対して、差押で回収された税金は 84 万円であるため、他の財産についても同時に調査を実施す

る必要があったと考えられる。とはいえ、C社は東京都に所在する会社で、宮城県に営業所等はなく、単に不動産の売買物件が仙台市であっただけ、という事情がある。他都道府県に対する固定資産調査については、単純な文書照会では回答が得られない困難な事案ではある。

平成20年10月に県が行った聞き取り調査の結果では、所在の判明した不動産（複数あり）については既に他の複数の自治体が参加差押しており、参加しても配当の見込みはないと判断し、県では差押には参加しなかったとのことである。

当該事例では、平成19年9月20日、つまり課税前に既に課税対象物件は売却されており、県ではこのことを同年11月15日に確認し、滞納が発生した時点では当該不動産を差し押えることは不可能という特殊な状況でもあった。また、東京都に所在する会社であり、他の差押可能な不動産を調査するにも宮城県内の会社と違ってコストも時間もかかる事案といえる。

そうした諸事情はあるとしても、平成20年2月19日の最終納付から同年10月30日の東京都への調査まで8カ月が経過しているのは迅速な対応とはいいがたい。早いところでは平成20年4月に新潟県、平成20年6月に東京都が差押を実施しており、結果論ではあるが、納付が途絶えてから早急に調査を開始していれば他県に先んじて差押を行うことができた可能性はある。

[事例 4]

当該事例は、大型不動産物件の競落人（D社）に対して課税した不動産取得税 1,553 万円について、即時欠損を行った事案である。この事案について、交渉経過を確認したところ以下のようになっていた。

平成19年5月	競売
平成19年7月	競売代金納付。 県税事務所では新聞により競売等の情報を得ている(H19.6)。
平成19年7月	現状調査及び評価。 競落人が、固定資産税評価額を下げられないかと市に相談。市から県税事務所に相談があり、共同で評価を実施。
平成19年11月	登記確認。 県税事務所で、登記が異動していないことを登記簿で確認。
平成20年4月18日	裁判所に対し競売事件について文書で質問(15日)。競売日、売却代金(555万円)及び物件の明細等の情報を入手
平成20年5月下旬	税務署に、法人税の申告状況を確認(そのとき既に会社は所在地にはいない。H18年8月以降申告がないことを確認。)及びE市等に預金、固定資産等の調査を実施。
平成20年9月11日	D社に不動産取得税の申告書を提出するよう文書で通知したが、宛先不明で返送される。
平成20年9月18日	会社の現地調査(会社は住所地に既になかった)
平成20年9月24日	D社代表者の自宅(会社と同じ構内)にも通知するが、宛先不明で返送される。
平成20年10月3日	住民票で所在を確認(住所は移っていなかった)。
平成20年10月20日	F県税事務所より法人登記を調べたら、代表者が変更になっていたとの連絡を受けた。
平成21年1月4日	納税通知書発送(登記はされていないが課税実行)
平成21年2月2日	納期限
平成21年3月10日	滞納処分の停止決議
平成21年3月18日	納税義務消滅決議書(不納欠損処理)

当該事例は、競売による不動産の承継取得³⁶であり、通常の事務処理では市町村からの登記済通知を基に、取得から3～4ヶ月後に課税される。ただし、この事案は、競落人が取得代金は支払ったものの、登記に必要な登録免許税を支払えず、登記がなされなかった。そのため、市からの登記済通知書が入手されず、結果として課税時期、調査の時期が遅延してしまったものである。

家屋の固定資産価格については市町村が決定するものであるが、当該家屋の場合は価格に疑義があるとして、以下の経緯により県は平成19年7月10日に地方税法第401条の規定による助言を行っている。

³⁶ 承継取得とは土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得すること。(93 ページ参照)

【固定資産価格修正の経緯】

H19.5.29	競売落札者が登記手続に当たり、現況と固定資産価格の乖離について疑義が生じたことから、固定資産価格の修正を G 市へ相談。
H19.6	G 市税務課からの相談を受け、新築時に県税事務所が家屋評価を実施したことや、早期の不動産取得税（承継）課税のため、合同調査の実施を決定。
H19.7.6	宮城県・G 市役所・競売落札者による現況確認を実施。
H19.7.10	「固定資産評価額の補正」について G 市へ助言。 G 市は、平成 20 年度から修正後の固定資産価格で課税を行っている。

県税事務所では、なかなか登記済通知がこないことを不審に思い、平成 19 年 11 月に登記簿の確認を実施している。しかし、その後法人税申告状況の調査を県が実施したのは 6 ヶ月後の平成 20 年 5 月であり、会社に対して不動産取得税の申告しようよの通知等、交渉及び調査を始めたのが、さらに 4 ヶ月後の平成 20 年 9 月である。しかも、9 月以降の調査は不納欠損処理を念頭に置いた最終調査の位置づけである。

県税事務所では、平成 19 年 11 月の登記簿確認時点で D 社が当該物件の補修工事等を実施していたことから、登記はいずれ行われるとの予想のもとに、市からの登記済通知を待っていたとのことである。

また、当該物件の差押を実行しなかった理由は、公売をするために所有権移転の登録免許税を払ったとしても、競売代金（555 万円）以上で売却される見込みはなく、コスト以上の回収は見込めないためとのことであった。

差押を実行しなかった理由はもっともであるが、課税の時期を含めた対応については疑問が残る。つまり、不動産取得税は、登記の有無を条件としないため、理論的には県が評価を実施して、価格が確定した段階で課税が可能なのである。当該事例の場合、評価後の調査内容、経過からすると、関係者等からの情報収集を行い、もっと早い段階で D 社と接触すべきであったと考える。

指摘 8 滞納整理に関する迅速な対応

滞納整理票の閲覧の結果、おおむね適切に事務の執行がなされていたが、中には上記のような事例も存在している。

事例 1 は平成 21 年 3 月から 6 月の間及び 6 月 24 日以降については交渉経過の記録が一切なく、迅速な対応がなされているとはいいがたいものであった。

事例 2 は平成 20 年 1 月に実施した固定資産調査以後、処分停止も定期的な調査も実施することなく 2 年近く放置されていた。また、1 年以上前（平成 20 年 5 月）に同一人が代表者である B 社に A 社（滞納者）の土地建物名義が移転していることが、最近（平成 21 年 11 月）になって判明したという事実もある。

事例 3 は東京都に住所地のある不動産会社のケースであり、平成 20 年 2 月 19 日の最終納付から同年 10 月 30 日の東京都への現地調査まで 8 カ月が経過しているのは、迅速

な対応とはいいがたい。他の地方自治体が既に差押を実施しており、結果論ではあるが、早急に調査を開始していれば先んじて差押を行う可能性のあった事例である。

事例 4 は大型不動産物件の競落人が登記しなかったために、課税のタイミングが大きく遅れたものであり、価格が確定した段階で課税は可能であった。当該事例の場合、早い段階で会社と接触すべきケースであった。

以上のように、早期の段階で行動を起こしていれば状況が変わっていたかもしれないケースはこれ以外にもあるかもしれないし、いま現在も、収入未済額が回収困難な状態に変化しつつある滞納繰越分もあるであろう。これら滞納繰越分が回収不能になることを最小限にとどめるためには、どのような場合が危険の兆候であるのかを理解し、どんな方法、処置をとるべきかが分からなければならない。そのためにはさまざまな事例から学んでいくことが重要である。その意味で、県税事務所あるいは担当者によって対応のばらつきが生じないように、県全体で情報の共有化と事務処理の統一化を図ることを検討すべきであると考ええる。

③ 滞納整理事務執行体制について

滞納整理事務を直接担当する職員は、一人の滞納者に対して基本的に一人という場合がほとんどであり、複数の人が同時に関わることは少ない。また、原則として徴収事務は各県税事務所単位で行うため、複数の県税事務所に対して滞納がある滞納者の場合、大口の案件を除き、課税したそれぞれの県税事務所がそれぞれで滞納整理事務を実施している。これによる問題点として以下の点が挙げられる。

- 滞納整理手続の進行が各担当者の経験等によって、ばらつきが生じてしまう。
- 複数の県税事務所に滞納額がある場合、事務所によって対応が異なる可能性がある。

最初の問題については、分担を行う以上ある程度業務の進行に差が生じてしまうことはやむを得ないが、これを防止するために、ある県税事務所では納期限から一定期間経過後の滞納者については個別事情を勘案することなく、財産調査対象者の抽出などを別の担当者が一括して実施するという体制をとっている。

この点に関連して、一人の滞納者に対して一人の担当者を割り当てる段階で、催告書等の発送対象者や財産調査の実施対象者の抽出を、それぞれの担当者以外が行うような仕組みはあるかどうか、各県税事務所に照会したところ以下のような回答が得られた。

大河原	ある（催告発送後に、各担当者への滞納整理票分配前に機能分担型滞納整理によって財産調査担当が財産調査予告書の発送・財産調査・電話催告等を実施する）。
仙台南	ある（勤務先・預金等の財産調査について、個票・滞納リストに基づき、原則、初動班で選定し調査照会を行う）。
仙台中央	ない（重複や漏れの防止、さらには事務の効率化の観点から、担当者が一元管理している）。
仙台北	ある（機能分担型の徴収体制により、基本的に自動車税以外のその他税目は催告書発送が主に初動・折衝担当者、財産調査は処分担当者が抽出。自動車税は複数の担当で抽出）。
塩釜	なし。
大崎	ある（催告及び財産調査の対象者は、班長及び初動、処分の各グループのリーダーがその都度協議して抽出している）。
栗原	ある（財産調査のうち、市県民税課税状況調査は個人滞納者の全てを、また、銀行預金調査は担当者が抽出したリストを調査主任に渡している）。
登米	ある（所得調査の対象者を抽出する場合等は、現年のみ対象者はSQLで一括出力している）。 上記以外は担当者毎に個別に対応している。
石巻	通常はなし。個票チェック等で必要と思えば、班長が処理する場合あり。
気仙沼	ある（調査リストに各担当者が記載し、関係機関へは照会担当者が一括して行う）。

事務の正確性や効率性から、むしろ同一担当者による一元管理が望ましいとしているところや、必要に応じて他者が関与する場合もあるが、大半の県税事務所では分担体制が敷かれている。

次に、滞納整理事務の進行状況を担当者以外の人がチェックする仕組みがあるか、ある場合には誰が、いつ（どのくらいの頻度で）、何を用いて、どのような視点でチェックしているのか、各県税事務所に照会したところ以下のような回答が得られた。

大河原	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・大口案件（滞納繰越額 50 万円以上）については所長・副参事・総括次長・班長が事案検討会実施。自動車税及び個人事業税の滞納繰越額 50 万円未満の案件については総括次長・班長が実施。不動産取得税すべての滞納繰越案件については総括次長・班長が 7 月と 1 月に実施する。 ・大口案件については整理状況表、自動車税及び個人事業税の 15 万円以上 50 万円未満のものはシステムデータを基にした対象者リスト、自動車税及び個人事業税の 15 万円未満のもの及び不動産取得税の滞納繰越分は未納リストを加工した地区ごとの一覧表を作成して、大口案件は滞納繰越額 50 万円以上（24 件）、自動車税及び個人事業税の 15 万円以上（110 件）、地区担当者が処理方針で悩んでいる自動車税 15 万円未満の案件（137 件）、個人事業税 15 万円未満の案件（34 件）、不動産取得税の滞納繰越案件（36 件）を対象としている。
仙台南	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・班長以上の高額滞納等事案検討会で、随時（年 2 回以上）に、個票及び集計一覧表を用いて、おおむね 500 千円以上の繰越案件を対象にチェックしている。
仙台中央	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・班長（大口滞納事案等は「滞納整理進行管理会議」において）が、未納状況は毎月、進捗状況は四半期ごとに、税務端末（SQL加工データ）を用いて、金額（未納額）及び年次を中心にチェックしている。
仙台北	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・滞納額、事案に応じて、班長、総括、所長が、毎月、隔月ごと、システムのデータを加工した一覧表と事案ごとの管理票を作成して、現年課税分は 30 万円以上、滞納繰越分は 30 万円以上、滞納繰越分 50 万円以上は全事案を対象としてチェックしている。
塩釜	<ul style="list-style-type: none"> ・ある（具体的内容は不明）。
大崎	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・班長がシステムのデータを加工した一覧表を作成して、大口事案、長期事案ごとに進行管理を行っている。総括は、毎月班長から進捗状況の報告を受け、今後の処理方針の及び当面の滞納整理計画の調整を行っている。所長は、四半期ごとに大口事案（50 万円以上）の進捗状況の報告を受け、今後の処理方針

	の指示を行っている。
栗原	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・所長及び次長（総括担当）が年3回程度、システムデータに基づき作成した一覧表により金額の大きいもの（20万円以上）について、滞納者の所得、財産調査の状況を聞き取り、差押処分の可能性について検討している。
登米	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・総括及び所長と担当者が年に3～4回、ケース検討会を行って20万円以上の滞納者を対象にチェックしている。
石巻	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・班長等が基本的には全事案を、パソコン管理している滞納者管理データ及び個票綴りで進行管理している。
気仙沼	<ul style="list-style-type: none"> ・ある。 ・納税班長が四半期に一回程度、未納データを加工した一覧表を用いて滞納額の多い上位50件を対象として実施する。

当然のことではあるが、進行状況についてはすべての県税事務所でチェックは行われている。ただし、各県税事務所の取扱い規模等の相違により、チェックの方法はそれぞれ異なっているようである。

意見 30 進行状況のチェック体制

上記のアンケート結果から、滞納者への書類発送や財産調査対象の抽出においては、担当者の手から離れた全县統一的な手続や基準を設定して、機械的に事務処理することが効率的ではないかと思われる。

また、担当者による滞納整理事務の進行のばらつきといった問題については、担当者以外の者が滞納者全体に対して横断的にチェックする項目を設けて、一定の質を保つ工夫が必要と思われる。

現在、このチェック体制は各県税事務所によってさまざまであるが、これを、誰が、いつ（どのくらいの頻度で）、何を用いて、どのような視点で行うか、ということに関して一定のルールを設けてはどうかと考える。それにより、例えばどのような所内会議をどの程度の頻度で開催するか、チェックの対象と範囲をどうするか、何を管理ツールとして使用するか、といったことが明確になり、県税事務所ごとの相違が少なくなり、県税事務所によって対応が異なることもなくなる。もっとも、こうした仕組みができることによって終わりとするのではなく、適時に情報が報告・連絡・相談・指示されるような事務所内の体制になっていることが重要であるのはいままでのことである。

このような体制にすることで、前に記載した滞納事例にみられたようなタイミングの遅れの改善に効果があり、また、滞納者を回収見込みの程度によってある程度整理分類できるようになることから、徴収事務に濃淡をつけ、回収見込みの高い案件からは洩れなく徴収できるような体制にすることが可能になるとと思われる。

意見 31 民間委託の検討

滞納件数は、平成 20 年度決算時点で個人県民税を除き約 5 万件、そのうち自動車税が約 4 万件である（164 ページ図表 102 参照）。自動車税に関しては滞納件数が最も多い仙台北県税事務所で 8 千件を超えている。これは決算時点の件数であるから、特に自動車税の納期限である 5 月 31 日から数ヶ月間はさらに滞納件数が増える状況にある。また、県税事務所によっては、一人の徴収担当職員が 200～300 件の滞納者を管理している場合もある。このような滞納整理事務にかかる時間的、精神的な負荷が膨大であることは想像に難くない。この事務をいかに効率的かつ効果的に実施するかは非常に重要な問題である。

県税事務所では、徴収に関する事務の中でも納税者からの電話対応にかなりの時間が割かれるという状況がみられる。前述のように、督促状は納期限から 20 日後（自動車税については 6 月下旬）に発送する。実際の発送手続では、発送日前に出力したデータから発送までに入金が確認できるものについては発送対象から除外する、という大変な作業が必要となる。しかし、納税者が実際に入金した日から税務総合管理システム上、入金の消し込みがなされるまでには数日を要するため、既に入金された納税者からの苦情の電話などもかなりの件数にのぼるとのことである。

このような苦情への対応、若しくは自動車税のような少額かつ件数の多い税目についての初期段階での電話催告などについては、滞納事案を類型化した上で民間によるコールセンターを活用することが有用と考えられる。これによって徴収担当職員は本来重点を置くべき滞納整理等の業務に注力することができる。実際に他の自治体において電話業務の民間委託が行われている例があるとのことである。

なお、県では現在、非常勤職員を採用し休日訪問による自動車税の徴収を実施しているところである。このような取組のほかに、さらに次のような業務の整理分類をした上で民間委託、非常勤職員、県職員により各業務を分担し、より効率的で効果的な徴収事務執行体制の整備を検討することが望ましい。

- 滞納事案の類型化（税目、回収可能性の度合い、分割納付など）
- それぞれの類型において実施している徴収業務の整理（電話催告、初期段階の財産調査、分割納付の入金管理など）
- 各業務について民間委託、非常勤職員、県職員のいずれが担当すべきかの整理

（参考）業務の分類と担当の整理例

業 務	担 当
電話催告	民間
財産調査（初期）	職員（対象者の抽出を横断的に実施）
休日訪問	非常勤職員
分割納付の入金管理	職員（一括管理）
定期的な催告書の発送	非常勤職員
・・・	・・・

意見 32 分納誓約の場合の徴収

税金は原則として一括納付であるが、一括での納付が困難な場合には納税者との交渉により分納誓約を取り交わし少額ずつでも回収する努力がされている。

そして、分納誓約を行った後の入金状況の管理方法は、基本的に徴収事務の一環として各徴収担当者が入金されたかどうかを確認し消し込みを行い、その後の対応も各担当者の判断により催告等が行われることになる。具体的に各県税事務所においてアンケートを実施した結果、分納誓約の入金管理は以下のように実施されていた。

- 各担当者のみが入金管理を行う。 ⇒ 4 県税事務所
- 分割納付はまとめて別の担当者が入金管理を行う。 ⇒ なし
- 各担当者が入金管理を行い、入金状況について他の誰かが進捗状況を確認する。
⇒ 4 県税事務所
- 税務端末の共有フォルダに、各担当者が分納管理票を作成し管理する（閲覧は誰でも可能）。
⇒ 1 県税事務所
- 自動車税は催告書発送時に各担当が実施し、その他の税目は各担当が定期的を実施する。
⇒ 1 県税事務所

分納誓約により少しずつでも徴収する努力はされているが、分納誓約を交わしても未納となるケースが多く存在している。

平成 20 年度における分納誓約の件数は現年課税分及び滞納繰越分を合わせて 3,306 件（税額では 205 百万円）であり、これを漏れなく管理することはかなりの事務作業ではあるが、分割納付の効果を上げるために以下の 2 点について提案したい。

① 入金の一括管理

分納誓約がなされた場合は各担当者がすべてを管理するのではなく、他者が、若しくはシステム上で一括して入金管理を行う。そして、分納期限に入金されなかった場合には、速やかに催告書の発送等の対応を実施する。

より効率的に実施するにはシステム上の対応が望ましい。すなわち、分納期限を毎月一定日にするように誓約しておき、分納期限に未入金が発生した場合は、未入金リストや催告書が自動的に出力される仕組みである。これが可能であれば、滞納への対応も迅速に、かつ漏れなく実施することができる。

現在の税務総合管理システムではこのような分割納付に対する管理機能がないため、上記のような一括管理を実施することは困難かもしれないが、現在の枠組みの中でも効率的に実施できる限りで上記の考え方を検討されたい。

② 口座振替の利用

現在、分納誓約を行った場合の徴収については、分納期限に合わせて納税通知書を送付し、これにより滞納者が支払いを行っているが、この徴収について口座振替の利用を勧めていく。

大口滞納案件は別個に管理していたとしても、少額の滞納案件については計画どおりに入金されているかどうかを逐一紙面で管理することはかなりの作業量である。そこで、口座振替が利用できれば徴収漏れはかなり防止され、また、振替結果データの活用によって未納に対する催促等の迅速な対応が可能になると考えられる。

ただし、口座振替は現在では個人事業税と自動車税の徴収に限られており、新規に口座振替を行う場合には税務総合管理システム上の対応が必要であるので、今後収納方法の拡大を検討していく中で、検討項目に加えることを望むものである。

意見 33 延滞金の管理

165 ページ (10 (1) V. 延滞金の徴収) で、「延滞金は県の税務総合管理システム上、本税完納により金額が確定し、本税完納後の翌月中旬に延滞金催告書が送付される仕組みとなっている。そして、過年度分や継続的な延滞金の未納については、各徴収担当職員の徴収事務の一環として管理されることになる。」と述べた。今回、滞納整理票を閲覧した結果、分納誓約で本税が完納した場合に延滞金のみが未納となっている案件が多く、この場合に滞納者との交渉も後手に回りがちな事例があった。例えば以下のようなケースである。

[事例]

不動産を取得した法人に対して、平成 13 年 8 月に合計 115 百万円の不動産取得税が課税され、その後、平成 13 年 10 月から平成 15 年 7 月にかけて本税は完納されている。しかし、本税完納時に延滞金が徴収されないまま現在に至っている。平成 21 年 11 月現在の延滞金の未納額は 1,059 万円となっている。

当該案件については、平成 15 年 7 月の本税完納以降、滞納者に対して何らかの交渉又は差押等の手続を行った形跡がなかった。また、課税時期から既に 8 年が経過しており、なぜこのような事態となったのか詳細な経緯は不明である。

さらに、当該法人は平成 19 年 10 月に破産手続が開始され、平成 20 年 6 月に倒産情報入手した県税事務所が、同月裁判所に対して債権者の届出を行っている。今後、破産手続が終了した時点で何らかの処理がされることになるとのことであった。

滞納分の徴収では本税が優先されてしまうため、本税が完納され、延滞金のみ未納となっている場合に回収が進まない事例が散見される。特に、上記事例では延滞金のみとはいえ 1,059 万円と多額である。当該法人は赤字ながらも平成 19 年度までは営業していたのであるから、その間に徴収手続を行っていれば少額でも回収された可能性はある。

延滞金の計算は税務総合管理システム上日々なされており、滞納者が納税する時点で延滞金の額は税務総合管理システムで検索すると表示される仕組みになっている。しかし、延滞金は収入額をもって調定額としているため、全体として既に発生している延滞金の残高はいくらか、という認識はされていない。

また、分納誓約においても、延滞金については「本税完納後確定」と記載されるのみで、具体的にどのくらいの額になるかは徴収担当職員が滞納者に対して概算で案内する

程度である。ローンの返済と比較して考えると分かりやすいが、金融機関等でローンを組めば、毎回の返済額は通常の場合、元金部分と利息部分の合計額である。借りる側もそのような返済予定が組まれているからこそ、全体としての返済額を認識できるのである。

延滞金とはいえ、徴収事務にかかるコストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れのないような工夫が必要である。

そのためには、徴収担当者が確定した延滞金額だけではなく本税未納分に対する延滞金も含めて残高管理を行い、その上で滞納者に対して、常に本税とともに延滞金の額を提示（その時点で本税を納付した場合の延滞金額）する仕組みを検討すべきである。

また、既に延滞金のみで長期にわたり未納となっている案件については、定期的に入金の可能性について検討・整理することも必要である。

11. 収納対策

(1) 収納方法の概要

I. 収納方法の種類

県税の徴収方法³⁷には、普通徴収、申告納付、証紙徴収及び特別徴収の4つの方法がある(9ページ図表5参照)。

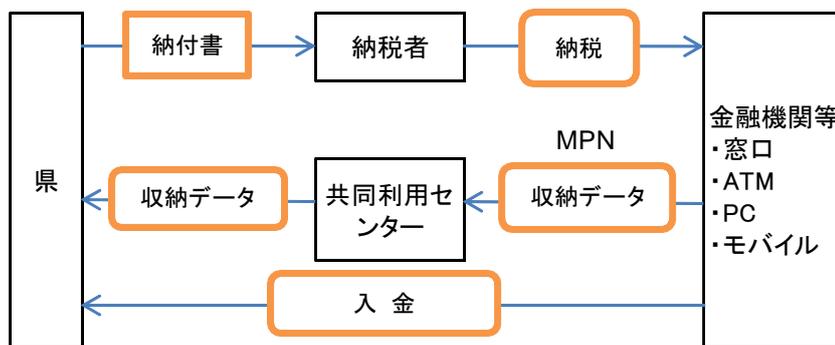
このうち、普通徴収、すなわち納税通知書によって税金を納める税目については以下のような納付方法³⁸を選択することができる。

- ・金融機関あるいは県税事務所窓口による納付
- ・コンビニエンスストアでの納付
- ・口座振替による納付
- ・マルチペイメントネットワークシステム(以下、「MPN」)による納付

MPNとは、県と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納税者が金融機関のATM、電話(モバイルバンキング)、パソコン(インターネットバンキング)等の各種チャンネルを利用して県税の支払いができ、この収納データが県に通知される仕組みをいう。

なお、納税者が電話(モバイルバンキング)、パソコン(インターネットバンキング)を利用する場合には、事前に各納税者と金融機関との契約が必要となる。

図表 104 MPN システムの概略図



従来の金融機関あるいは県税事務所窓口での納付は時間や曜日の制限があるため、県では納税者の利便性に配慮して、休日や夜間でも納付が可能なコンビニ納付やMPN納付を導入している。コンビニ収納は平成17年度に自動車税の納付から導入し、平成20年度に不動産取得税、個人事業税及び鉾区税に対象を拡大している。また、MPN納付は平

³⁷ この項で徴収方法という場合は、県税全般の徴収制度上の概念としての意味合いで使用。

³⁸ これに対して、納付方法という場合は納税者の側からの具体的な納付手続としての表現であり、県の側からみた収納方法と同じ意味で使用している。

成 20 年度より導入している。

各税目と徴収方法、納付方法との対応関係、及び平成 20 年度の現年課税分収入率は以下のようになっている。

図表 105 税目別収納方法

	徴収方法	納付方法 (注)	収入率(%)
個人県民税	普通、特別		97.00
不動産取得税	普通	A,C	96.74
自動車税	普通	A,B,C	98.83
個人事業税	普通	A,B,C	97.46
鉱区税	普通	A,C	98.26
法人県民税	申告	D	99.56
法人事業税	申告	D	99.72

(注)金融機関及び県税事務所窓口での納付以外の納付方法を記載した。

A: コンビニ収納(30万円以下の場合に限る)

B: 口座振替

C: MPN対応

D: 平成22年4月より「eLTAX」による電子納付が可能になる予定。

個人県民税については徴収主体が市町村にあるため後で検討することとする。また、法人二税については、現在、eLTAX（エルタックス）による電子申告が可能であるが、平成 22 年度より電子納付にも対応する予定であり、納税者の利便性はさらに向上するものと見込まれている。

II. 収納方法別の取扱状況

上記のように県では収納方法の多様化に取り組んでいるところであり、平成 20 年度における収納方法別の取扱状況をみると以下のとおりである。

図表 106 収納方法別の取扱状況（平成 20 年度）

	(4月1日から3月31日までの歳入分)		(単位:件、千円)	
	取扱状況		構成比	
	件数	金額	件数	金額
金融機関納付	849,047	229,776,167	65.2%	93.0%
コンビニ納付	334,497	11,757,638	25.7%	4.8%
MPN納付	119,566	5,411,442	9.2%	2.2%
合計	1,303,110	246,945,247	100.0%	100.0%

(注)金融機関納付には納税通知書による場合のほか、申告納付も含まれる。

このうち、コンビニ納付及びMPN納付の利用状況は以下のとおりである。

図表 107 コンビニ納付の税目別利用状況とMPN利用状況

コンビニ収納の税目別利用状況 (単位: 件、千円)

税目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
自動車税	件数	4,615	85,673	280,574	318,339
	金額	85,866	2,616,150	9,928,042	11,107,806
個人事業税	件数	-	-	-	6,019
	金額	-	-	-	204,274
不動産取得税	件数	-	-	-	7,967
	金額	-	-	-	408,134
その他	件数	-	-	-	2,172
	金額	-	-	-	37,424
合計	件数	4,615	85,673	280,574	334,497
	金額	85,866	2,616,150	9,928,042	11,757,638

MPN利用状況 (単位: 件、千円)

納付チャンネル	件数	金額	
窓口	ゆうちょ銀行	104,273	4,666,991
	その他	8,885	397,927
ATM	4,274	181,192	
パソコン	1,772	150,820	
モバイル	362	14,514	
合計	119,566	5,411,442	

税目別のMPNの利用状況 (単位: 件)

税目	窓口(ゆうちょ)	窓口(その他)	ATM	パソコン	モバイル	計
自動車税	97,591	7,809	3,628	1,375	347	110,750
個人事業税	1,661	593	147	74	6	2,481
不動産取得税	3,897	479	435	214	9	5,034
その他	1,208	9	76	113	0	1,406
合計	104,357	8,890	4,286	1,776	362	119,671

コンビニ納付についてはこの4年間で自動車税納付の利用が拡大しており、平成20年度においては、収入金額及び収入件数ともに自動車税の約3割がコンビニを利用して納付された計算になる。

MPN納付はゆうちょ銀行窓口での納付が圧倒的に多く、今後、納税者への積極的なPRにより利用拡大が期待されているものである。なお、上記2表の利用件数については集計基礎資料の違いから若干の相違がある。

次に、金融機関納付のうち口座振替の利用状況は以下のとおりである。

図表 108 口座振替の利用状況

(単位: 件、千円)

区 分		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
自動車税	収入件数	1,090,571	1,044,345	1,032,435	1,006,535
	利用件数 (利用率)	8,025 0.7%	8,705 0.8%	6,847 0.7%	6,575 0.7%
	収入金額	36,008,708	35,299,217	34,982,400	34,106,011
	利用金額 (利用率)	261,883 0.7%	283,708 0.8%	224,303 0.6%	226,384 0.7%
個人事業税	収入件数	29,704	30,219	29,519	29,313
	利用件数 (利用率)	4,766 16.0%	4,587 15.2%	4,532 15.4%	4,428 15.1%
	収入金額	2,613,541	2,566,039	2,640,757	2,560,091
	利用金額 (利用率)	592,488 22.7%	573,674 22.4%	606,203 23.0%	605,641 23.7%
合 計	収入件数	1,120,275	1,074,564	1,061,954	1,035,848
	利用件数 (利用率)	12,791 1.1%	13,292 1.2%	11,379 1.1%	11,003 1.1%
	収入金額	38,622,249	37,865,256	37,623,157	36,666,102
	利用金額 (利用率)	854,371 2.2%	857,382 2.3%	830,506 2.2%	832,025 2.3%

自動車税の利用率は1%未満と低い個人事業税については件数では約15%、金額では約24%が口座振替を利用しており、効率的な収納に寄与していると考えられる。

こうした収納方法の多様化に取り組む場合、県ではMPNやコンビニ収納に対応した納付書様式の変更と新たな納付番号・確認番号の付番、バーコード印字など、税務総合管理システムの対応(改修)が必要になる。また、MPN収納機関共同利用センターやコンビニ収納代行会社に対する手数料の支払いも発生する。

MPN及びコンビニによる直接的な手数料の発生状況は以下のとおりであり、MPN関係では年間約760万円、コンビニ収納では年間約1,950万円のコストがかかっている。基本料金は月々発生するため利用の拡大により一件当たりのコストは低減する。したがって、これらの収納方法の利用拡大も重要な課題になっている。

図表 109 収納に係る手数料

収 納 区 分		基本料金 (円/月)	従量料金 (円/件)	H20年度 取扱件数(件)	年間コスト (円)(※)	1件当たり コスト(円)	
MPN関係	ゆうちょ銀行(窓口及びATM)	20,000	33	108,547	3,822,051	35.21	
	その他	0	34.65	11,019	381,808	34.65	
	MPN収納機関共同利用センター	131,250	15.75	119,566	3,458,165	28.92	
コンビニ	コンビニ(取りまとめ店1社につき)	21,000	57.75	334,497	19,569,202	58.50	
				合計	573,629	27,231,226	47.47

(※)年間コスト=基本料金×12+従量料金×取扱件数 として算定している。

(2) 指摘又は意見

「第2. 監査の対象 6. 徴税費」(30 ページ図表 27 参照) で記述したように、県税の賦課徴収事務にかかるコストは年間 88 億円と多額である。課税した税金が滞りなく納付されることが理想ではあるが、さまざまな事情により滞納は発生してしまう。その結果として徴収事務に膨大な時間と労力を割かなければならなくなる。この徴収事務にかかるコストも結局は税金によって賄われているのであるから、この事実を知れば、粛々と納税している一般県民が憤りを感じるであろうことは当然のことといえる。

また、徴収担当者にしても、なかなか納税されることもなく何度も電話催告等を行わなければならない精神的負担もかなりのものがあると思われる。

既に滞納している税金をいかに効率よく徴収するか、という観点からの検討は前項の「第3. 監査の結果及び意見 10. 滞納整理事務」で述べたところであるが、ここではいかに滞納を発生させないかという視点で考えてみた。

検討のポイントは「第2. 監査の対象 3. 税目別収入額等の推移」(15～20 ページ)において分析したように、県税収入に占める割合等を考慮すると、個人県民税及び自動車税の収入率の向上に関する問題が重要と考える。ただし、自動車税については「第3. 監査の結果及び意見 6. 自動車税」において記載しているので、ここでは個人県民税について特別徴収の推進とコンビニ収納について意見を述べることにする。

意見 34 個人県民税の特別徴収の推進

税源移譲による個人県民税の税率の引き上げに伴い、平成 19 年度課税より個人県民税の調定額が大幅に増加しているのは既述のとおりである。平成 16 年度では 32,790 百万円であった個人県民税調定額は平成 20 年度では 73,417 百万円と、この 5 年間で 2 倍以上になっている（70～71 ページ、図表 44～45 参照）。また、収入未済額についても平成 20 年度は 5,417 百万円と、県税全体（8,167 百万円）の 66.3%を占め、かつ、増加傾向を示している（20 ページ図表 19 参照）。

収入率については、平成 20 年度の 92.65%は全国平均値の 93.45%及び県が掲げた平成 20 年度目標値の 95.0%（「宮城県税収確保対策 3 ヶ年計画」による。）を大きく下回る状況となっている。さらに、収入率の現年課税分と滞納繰越分をみると、前者が 97.0%、後者が 18.5%であるから、特に滞納繰越分の収入率が低くなっている（70～72 ページ、図表 44～48 参照）。ただし、19 ページで「個人県民税の合計収入率が平成 19 年度で 93.77%へと大幅に上昇しているのは、税源移譲により収入率の高い現年課税分（平成 19 年度で 97.01%）の調定額が前年度比で約 1.9 倍と大きく比重を増したことによるものである。一方、個人県民税の現年課税分の収入率は、平成 19 年度より、それ以前の 97%台後半から 97%を割り込むような水準まで低下していることから滞納繰越分も増加し、これが平成 20 年度の個人県民税の合計収入率を低下させているものと考えられる。このような傾向から、個人県民税の現年課税分に係る収入率を上げることが今後の大きな課題であるということができる。」と記述したように、ここでは現年課税分の収入率の改善が重要と考え、それについて検討することとする。

個人県民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収の 2 通りがあり、特別徴収であれば、市町村が特別徴収義務者（事業者）を指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者（給与所得者）から税金を徴収（給与天引き）し、その徴収した税金を県へ納めることになるから、特別徴収の場合にはほぼ 100%の納付が期待できる。また、徴収事務の作業量は格段に軽減される。したがって、滞納を発生させないという点で、最も効果的かつ効率的な方法は、給与所得者の特別徴収の割合を引き上げることである。そこで、宮城県及び全国における給与所得者の特別徴収実施割合をみると以下のとおりである。

図表 110 特別徴収実施割合（「市町村税課税状況等の調」より）

（単位：％）

区分	H18年度	H19年度	H20年度
(A)宮城県	68.5	68.7	68.9
(B)全国	69.6	69.5	69.9
(A)-(B)差異	△ 1.1	△ 0.8	△ 1.0

上の表からわかるように、宮城県における特別徴収の実施割合は全国平均を約 1 ポイント下回っている。

次に、宮城県内の市町村別の特別徴収実施割合は次ページの表のとおりである。

図表 111 市町村別特別徴収実施割合（納税義務者ベース）

（単位：％）

県税事務所	団体名	H18年度	H19年度	H20年度	県平均値との差(注1.3)	納税義務者数(人)(注2)
大 河 原	白石市	69.0	69.3	69.4	0.5	13,097
	角田市	68.6	68.0	67.7	△ 1.2	11,391
	蔵王町	60.4	60.4	61.1	△ 7.8	4,527
	七ヶ宿町	65.4	64.2	73.2	4.4	497
	大河原町	68.6	69.1	68.9	0.1	8,780
	村田町	64.4	63.5	63.7	△ 5.2	4,452
	柴田町	70.7	70.5	70.8	1.9	14,267
	川崎町	56.4	57.9	58.2	△ 10.6	3,597
	丸森町	65.1	65.5	65.7	△ 3.1	5,454
	計	65.4	65.4	66.5		
仙 台 南	名取市	72.7	72.2	72.3	3.5	25,169
	岩沼市	72.5	72.2	72.0	3.1	16,705
	亶理町	64.7	66.1	66.2	△ 2.7	12,754
	山元町	62.0	61.9	62.8	△ 6.1	5,735
	計	68.0	68.1	68.3		
仙 中 台 央	仙台市	74.5	74.5	74.3	5.4	382,474
	計	74.5	74.5	74.3		
仙 台 北	大和町	61.7	63.6	64.8	△ 4.1	9,236
	大郷町	60.1	61.5	60.6	△ 8.3	3,491
	富谷町	71.4	71.6	71.4	2.5	17,640
	大衡村	64.6	63.4	63.7	△ 5.2	2,105
	計	64.5	65.0	65.1		
塩 釜	塩竈市	68.8	69.1	69.2	0.3	20,145
	多賀城市	72.8	72.5	73.3	4.4	23,820
	松島町	61.3	62.5	63.3	△ 5.6	5,466
	七ヶ浜町	64.7	65.4	65.8	△ 3.1	7,702
	利府町	73.3	73.1	73.7	4.8	12,716
	計	68.2	68.5	69.1		
大 崎	大崎市	64.0	64.4	64.5	△ 4.3	48,585
	色麻町	57.4	57.7	57.9	△ 11.0	2,897
	加美町	55.0	56.0	55.7	△ 13.1	9,498
	涌谷町	57.7	57.9	57.6	△ 11.3	6,216
	美里町	62.3	62.9	64.0	△ 4.9	9,039
	計	59.3	59.8	60.0		
栗 原	栗原市	57.7	56.7	57.3	△ 11.6	26,163
	計	57.7	56.7	57.3		
登 米	登米市	54.3	54.7	55.1	△ 13.8	30,513
	計	54.3	54.7	55.1		
石 巻	石巻市	60.2	60.7	61.2	△ 7.7	55,550
	東松島市	59.7	59.7	60.7	△ 8.2	15,221
	女川町	48.5	49.2	48.5	△ 20.4	3,436
	計	56.2	56.6	56.8		
気 仙 沼	気仙沼市	63.5	65.8	65.5	△ 3.4	21,410
	本吉町	48.0	48.9	52.0	△ 16.9	3,745
	南三陸町	33.8	35.4	35.9	△ 33.0	5,550
	計	48.4	50.0	51.1		
合 計		68.5	68.7	68.9	-	849,043

(注1)平成20年度の宮城県合計値と各市町村の平成20年度の割合の差である。

(注2)平成20年度の給与所得者の納税義務者数(均等割を納める者)である。

(注3)網掛けは、納税義務者数が1万人以上で、県平均を下回る団体。

納税義務者の最も多い仙台市においては、特別徴収実施割合は 74.3%と県平均よりかなり高いものの、納税義務者が 1 万人を超えるその他の市町村で特別徴収実施割合がかなり低い市町村も散見される。

個人住民税の課税及び徴収は原則として各市町村が主体となっていて行われるわけであるが、県においても個人県民税の収入未済額の増加を強く認識し、収入率の向上に向けてさまざまな取組を実施している。この取組の 1 つとして、平成 21 年 4 月 1 日より県内 25 市町村と共同で税の徴収専門組織である「宮城県地方税滞納整理機構」を設置した。当該機構では、6 月上旬より参加市町村から徴収が困難で個人住民税を含む滞納額が 50 万円以上の滞納案件という引受け基準に基づき順次滞納案件の引継ぎを受け、滞納者が所有する財産の調査を実施し、差押や公売等の滞納処分を実施している。

また、平成 21 年度における特別徴収推進策として、以下の対策を掲げている（宮城県地方税滞納整理機構通信「納め LINE」第 5 号より）。

- ・ 特別徴収未実施事業者への働きかけ（市町村と合同で訪問）
- ・ 給与支払報告書の見直し
- ・ 広報の実施・強化

給与所得者の個人住民税については、地方税において原則として市町村が給与支払者に特別徴収させなければならない（後掲）とされているので、県が市町村と共同して特別徴収への移行を働きかけることは非常に重要であり、上記のような県の取組は意義のあることと考える。

さらに、他県では入札参加資格申請や各種補助金等の交付申請時に、事業者が個人住民税の特別徴収を実施しているかどうか、あるいは個人住民税の滞納がないことを確認するなど、特別徴収未実施の事業者や滞納者に対する行政サービスを制限することにより、その拡大を図っているところもあるようである。

以上から、特別徴収の実施割合を高めていくための現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリングなど、取組方法をより深めていくことが重要であると考えられる。

ここで、特別徴収に関する地方税法の規定を抜粋すると次のとおりである。

- ・ 第 321 条の 3（個人の市町村民税の特別徴収）
- ・ 第 321 条の 4（特別徴収義務者の指定等）
- ・ 第 321 条の 5（特別徴収税額の納入の義務等）
- ・ 第 321 条の 5 の 2（特別徴収税額の納期の特例）
- ・ 地方税法施行令第 48 条の 9 の 8（特別徴収税額の納期の特例）

(イ) 第 321 条の 3 (個人の市町村民税の特別徴収)

第 1 項 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支払期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

第 2 項 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによって、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第 317 条の 2 第 1 項（市町村民税の申告等）の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

第 3 項 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

地方税法第 321 条の 3 第 1 項では、市町村は、給与所得者に給与の支払をする者で、所得税の源泉徴収義務のある者に対して、当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないとしている。これが原則である。なお、同条第 1 項ただし書き（条文下線部分）では一部の例外を認めているが、これは当該市町村単位（市町村全体）で特別徴収を行うか否かを決めるものであって、個々の特別徴収義務者ごとに決定するものではないことに注意する必要がある。

同条第 2 項と第 3 項は、給与所得者に給与所得以外の所得がある場合の徴収方法につ

いて定めているものである。

(ロ) 第 321 条の 4 (特別徴収義務者の指定等)

第 1 項 市町村は、前条の規定によって特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第 183 条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第 1 項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに前条第 2 項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を合算した額（以下、この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

第 2 項以下 省略

この条文は、市町村が条例をもって特別徴収義務者を指定し、税を徴収させること、また、その通知義務に関して定めているものである。

(ハ) 第 321 条の 5 (特別徴収税額の納入の義務等)

第 1 項 前条の特別徴収義務者は、同条第 2 項に規定する期日までに同条第 1 項後段（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあっては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

第 2 項以下 省略

この条文は、原則として、年間税額の 12 分の 1 を当年 6 月から翌年 5 月にかけて、毎月 10 日までに市町村に納入すべきことを定めたものであり、市町村及び県では 3 月分

までを当該年度歳入分として、4、5月分については翌年度歳入分として調定していることは前に述べたとおりである。

(二) 第321条の5の2(特別徴収税額の納期の特例)

第1項 第321条の4(特別徴収義務者の指定等)の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下、この項において「事務所等」という。)につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について前条第1項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。(以下省略)

第2項 省略

(ホ) 地方税法施行令第48条の9の8(特別徴収税額の納期の特例)

第1項 法第321条の5の2第1項(特別徴収税額の納期の特例)の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等(同項に規定する事務所等という。)の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他総務省令で定める事項を記載した申請書を同項の市町村長に提出しなければならない。

第2項以下 省略

上記2つの条文は、従業員等が常時10人未満である小規模事業者に対しては、事務負担を軽減する見地から、年2回の納入で済ませることができるという納期の特例について定めているものである。

これらの諸規定をみてくると、従業員数が少ないとか経理事務負担が大きいとかの理由により特別徴収を行わずに普通徴収を行う余地は、地方税法の取扱いとしては認められていないと解釈するのが正しい理解である。しかし、現実には図表111にあるとおり、特別徴収を実施している納税者の割合は県全体で68.9%であり、中には50%にも満たない町もある。

こうした実状を踏まえて、県では平成20年度において「従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ 宮城県と県内全市町村から 特別徴収制度のご案内」というチラシを作成して、各方面において周知を図るように対策を講じているところである。

また、特別徴収の推進を図る施策として、県では市町村と協力して、具体的には各県税事務所の所長と各市町村の税務課長が一緒になって管内の各事業者の説明を回し、という働きかけを実施している。平成20年度は全県で105社に対して回り、平成21年

度は全県で 540 社を回る計画を立てて取り組んでいる。この結果、平成 21 年 1 月末現在の「個人住民税特別徴収推進対策一覧表」によると、既に平成 20 年度中に特別徴収に移行したとか、準備期間の必要から平成 21 年度より対応するというような報告があることから、これらの働きかけによってある程度の効果が表れてきていることが読み取れる。

一方、これらの推進活動を通して浮かび上がってきた問題として、事業者側において「知らなかった」、「手続きが面倒と思っていた」など、特別徴収制度に対する正しい理解が不足していることが挙げられている。他方、市町村においては地方税法で義務と定められているにもかかわらず、管内の事業者に対する特別徴収推進への取組に消極的な姿勢が散見されたようである。

したがって、特別徴収の推進を図るに当たって最も重視すべき点は、まずは市町村の担当者に正しい理解を持ってもらい、県との協力関係の下で積極的に管内の事業者を説得する方向に導くことであり、また、既に始めている事業者や納税者に対する特別徴収制度自体の PR を、より広範囲に継続的に実施していくことであろうと思われる。

とりわけ、市町村との共同による推進活動に関しては、現在、仙台市（仙台中央県税事務所管轄）と県が協力して事業者に説明して回るという働きかけが実施されていない（平成 20 年度の実績はなし。平成 21 年度の計画はない。）ので、仙台市全域におけるこのような取組の実施を検討すべきである。

特別徴収の実施割合という点では仙台市は 74.3%と、県全体の平均よりも高いものとなっている。しかし、個人県民税の収入未済額でみた場合には県全体の 51%（平成 20 年度の現年課税分：1,125 百万円／2,200 百万円）を占めており、また、特別徴収に移行していない納税者の数でみた場合には、県全体の 37%（平成 20 年度：98,231 名／264,258 名）を占めており、他の市町村に比べるとその影響は突出して大きなものとなっている。

このような実状からすると、仙台市だけ県の関与を行わない根拠は乏しく、逆に積極的に共同で特別徴収推進の働きかけを行うべきであり、それにより、かなりの効果が期待できるものと推測される。

以上のような取組により、県全体での特別徴収実施割合の向上、ひいては個人県民税の現年課税分の収入率の向上、そして収入未済額の大幅な縮減につながるものと考えられることができる。

意見 35 コンビニ収納の導入

現在の収納方法の種類や取扱状況については前に述べたとおりである。特に自動車税におけるコンビニ収納の導入は、かなりの効果を上げていることが明らかである。そこで、個人住民税についてもコンビニ収納の方法を導入できないであろうか。

個人住民税の徴収は市町村が主体となっているため、県のみで決定できるものではなく、また、コンビニ収納を実現するためにはシステムメンテナンスや収納にかかる手数料も発生するため、容易に導入できるものではないかもしれない。

しかし、納税者の利便性が向上し、県や市町村にとっても収入率の向上につながる有効な方法であるから、県からの提案として、市町村でも個人住民税についてコンビニ収納が可能となるような働きかけを検討すべきであると考えられる。

12. 税務総合管理システム

(1) 税務総合管理システムの概要

I. 税務総合管理システムの沿革

税務総合管理システムは宮城県の県税の賦課徴収及び滞納の把握を行うシステムであり、システムの形態としてはアプリケーションやデータベースが格納されているサーバを集中させる一方で、クライアント側（端末側）はサーバで要求した処理を表示するといった機能に限定された集中方式のクライアント・サーバ型である。

システムの沿革としては平成 11 年度に、昭和 63 年度より汎用機で稼働していた県税トータルシステムに代わって、クライアント・サーバ型の同システムを導入した。当初は県税事務所にもサーバが置かれていたいわば分散式であったが、平成 20 年度に上述した集中方式に切り替えている。

このクライアント・サーバ型の税務総合管理システムを用いた業務であるが、本庁の総務部税務課あるいは県税事務所の職員が端末に必要な情報を入力し、その都度サーバに伝送されて処理され、一方で、総務部税務課あるいは県税事務所の方で必要と認めた資料については当該端末を操作することによって画面に出力することが可能である。

システムの形態がこの 20 年余りで 3 度変わっているが、これは変更当時の情報システムを取り巻く環境を無視できない。

平成 11 年頃はパソコン（以下、「PC」という。）やサーバ機性能の向上及び価格の下落が生じており、従来、汎用機で実施していたシステム構築を、これらの PC やサーバを用いるクライアント・サーバ型へ移行することが盛んに行われていた時期であった。しかしながら通信回線は容量が小さいため、サーバを集中配置することはその箇所までクライアント側がその都度通信を行うことになり、このことはアプリケーションの処理速度、ひいては業務の効率性に悪影響を及ぼしかねなかった。その後のブロードバンドの普及や広域イーサネット網³⁹の構築により、安価かつ安全な大容量の回線確保が可能となったことにより、サーバの集中配置が現実的にも可能となった。

宮城県においても、従来は上述のとおり分散式のクライアント・サーバ型であったが、平成 15 年度から県庁や市町村、県立学校、小中学校を広域イーサネットで接続した「みやぎハイパーウェブ」⁴⁰の運用を開始しており、この回線を税務総合管理システムにおいても利用している。

³⁹ 広域イーサネットとは、一般事業会社や学校、家庭でのネットワークで広く使われている LAN（イーサネット）の技術を利用した 100km 単位でのネットワークである。広域イーサネットはインターネットからは切り離されていることから、インターネットを通じた外部からの攻撃は不可能であることや、盗聴、データの改ざんといった可能性は相当に低いと考えられる。

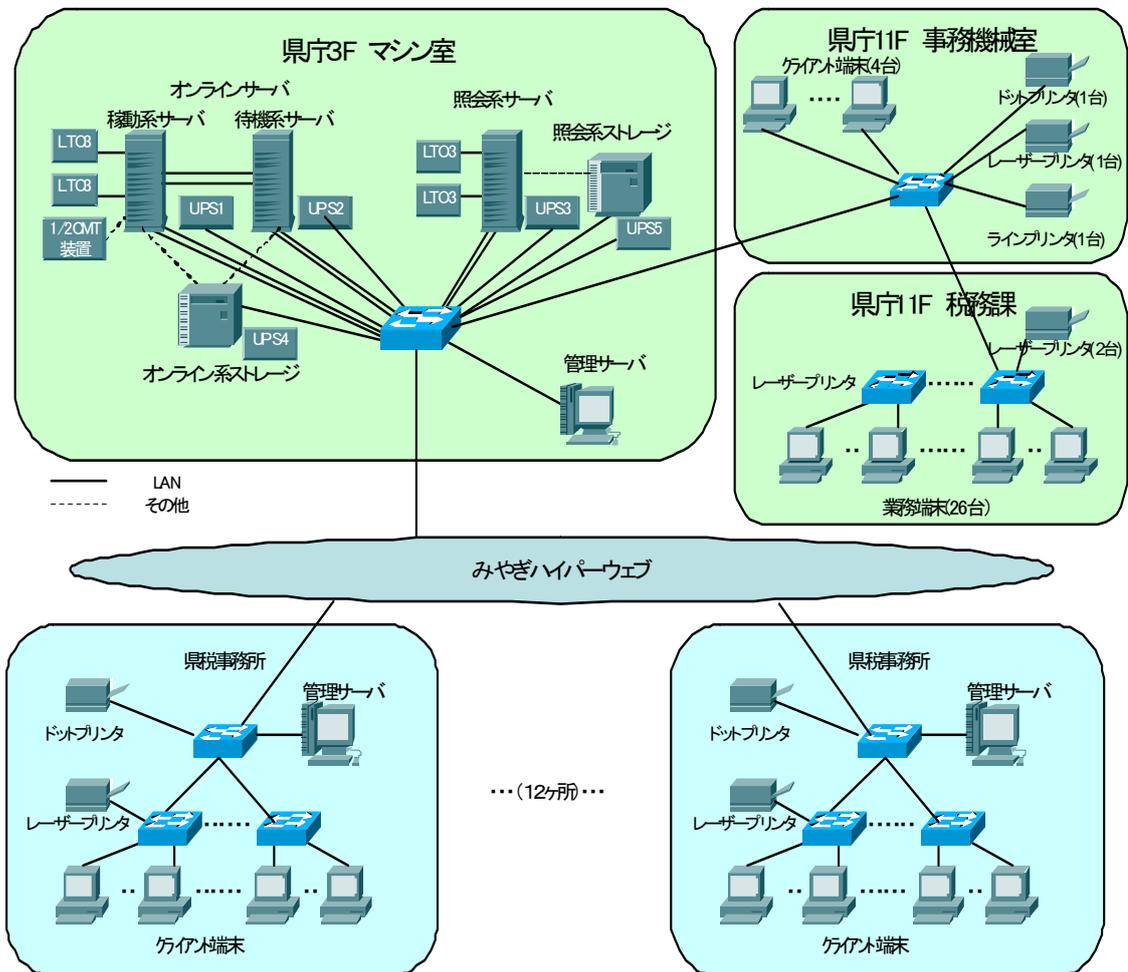
⁴⁰ みやぎハイパーウェブは県内の公共機関（県や市町村等）を結ぶ共通の高速大容量の通信ネットワークであり、その構築は電気通信事業者によって提供されている広域イーサネットサービスを利用している。

II. システムの構成

図表 112 税務総合管理システムの全体構成図

税務総合管理システム

全体構成



(2) システムの管理体制

税務総合管理システムを管理している体制と、県全体の情報システムに関する組織との関連について記述する。

I. 情報セキュリティポリシー

宮城県は県の保有する情報資産を盗難、漏えい等の脅威から守るため、情報セキュリティ対策に関する基本方針を「宮城県情報セキュリティ基本方針」として定めており、この基本方針に即して対策基準や手順を作成して、管理手続がどのようにあるべきかについての規定を定めている。

II. システム管理の担当者

総務部税務課の中のシステム管理班 4 名が担当している。その他、外部委託先の事業者より派遣されているシステムエンジニアが常駐している。このシステムエンジニアはシステム管理班の指示のもと、サーバ等の技術的な操作や障害対応等を実施している。

III. 県全体の情報政策との関係

県の情報システムの管理であるが、かつて汎用機による処理が中心であった昭和の時代や平成の初めの頃は、情報システム部門が情報システムのインフラを管理し、各業務システムがそれを利用していた。汎用機での処理は複数のアプリケーションやデータベースを少数の汎用機で効率よく稼働させることが求められるため、集中的な管理が求められていたわけである。

やがて PC の普及やサーバ機性能の向上及び価格の下落が生じた結果、従来は汎用機でないと業務に耐えられないような処理もサーバ機で可能になったことから、当該情報システムのみで使用するサーバ機を購入することが可能となった。また、PC の高性能化及び低価格化により、PC が個人別に与えられ、その PC を使って作業することが当たり前となった。

このような流れを受けて県も情報システムの管理について、平成 10 年頃から情報部門による集中管理から業務部門との分散管理へと体制を移行することとなった。分散管理を行う以上、各業務部門が情報システムについて個々に管理を行う必要がある。このことは業務部門が使用している個々の情報システムに適した管理を行える利点がある一方で、以下のような懸念がある。

- 情報システムについて業務部門が個々に開発やパッケージソフトの購入を行った結果、データやアプリケーションの機能に重複が生じてしまい効率的な運用を阻害することになること。
- 仮に統一的な情報セキュリティが図られない場合、個々の業務システムの開発や実際の利用方法いかんによっては脆弱な情報システムが利用され続け、結果として県で利用している情報システム全体に対しての脅威となりかねないこと。

このような懸念に対して、県としては以下のような情報政策により情報システム利用の最適化を図っている。

- 情報システムの開発やパッケージソフトの購入にあたっては「宮城県情報システム基本方針」、「宮城県情報システム調達ガイドライン」を定めている。これにより情報システムの構築や開発委託先の選定等に当たっての基準が定められているだけでなく、計画調整委員会による一元的なシステム導入の可否判断がなされることによって、県全体での最適化を図ることが可能となる。
- 情報セキュリティについては、宮城県情報セキュリティ基本方針を具体化したハードウェアやソフトウェア等に対する対策基準や基本指針等が定められている。またこれらを遵守させるための点検活動も情報政策課が実施しており、問題となった事象については各情報システムの担当者を対象とした研修等で伝達される。

(3) システムの管理手続

税務総合管理システムが県税の賦課徴収事務を継続的に支援していくためには適切な管理手続がなされていることが必要である。継続的に支援するというものを考えた場合、主に以下のようなシステム管理手続が必要になる。

- ① プログラム登録管理手続
- ② データ直接修正手続
- ③ 税務総合管理システムに対するアクセス権限設定手続
- ④ 障害管理手続
- ⑤ バックアップ管理手続

なお、税務総合管理システムが稼働している OS（オペレーティングシステム）やデータベースについてはインターネットから遮断されていること、外部からのデータ持ち込みが制限されていること、OS やデータベースの変更手続は通常予定されていないことから、上記①から⑤の手続を把握する上で必要と認めた範囲についてのみ監査を実施した。

また、ネットワークの管理であるが、ネットワークに関する変更管理やアクセス権設定管理手続を評価しなくとも税務総合管理システムの利用者は特定できることや、ネットワークについては税務総合管理システムのみでなく県の情報システム全体として評価する必要があることから、これについても上記①から⑤の手続を把握する上で必要と認めた範囲についてのみ監査を実施した。

実施した監査手続とその結果については、後述の（5）指摘又は意見に記載のとおりである。

(4) 端末そのものの管理

税務総合管理システムは総務部税務課及び県税事務所で利用されており、入力又は帳票等の出力に当たってはPCを用いている。ただし、税務総合管理システムで利用している端末そのものは情報系ネットワーク⁴¹には接続されていない。

税務総合管理システムの利用は上述した端末から、みやぎハイパーウェブのうち外部のネットワークに接続されていない業務系ネットワーク（以下、「業務系」という。）を経由して行われる。税務総合管理システムが導入されている端末はPCであり、そのハードディスクにデータの保存は可能であるが、データの外部への持ち出しは以下の機能によって制限されている。

- PCにはUSB⁴²端子があるが、USBの利用はシステム上制限されており、USBメモリ等へのデータの保存はできないようになっている。
- 税務総合管理システムが接続されているのは業務系であることから、インターネットからも切り離されており、外部へのデータ送信は不可能である。

以上によりデータの持ち出しができないような管理がなされている。

⁴¹ 情報系ネットワークとは、県庁で利用される電子メールや電子掲示板といった、一般の県職員が利用できる情報ネットワークをいう。

⁴² USBは、PCとマウス等の周辺機器を接続するデータ伝送路の規格の一つ。

(5) 監査の結果及び意見

① プログラム登録管理手続について

税務総合管理システムで稼働しているプログラムは、税制改正等や出力内容の修正を理由に修正することを求められる場合がある。新たにプログラムを追加ないし変更するに当たって、賦課徴収事務の継続的な実施に悪影響を与えかねないような事象が生じていないかを検証するために以下の監査手続を実施し、その結果は以下のとおりであった。

【監査手続】

- (イ) プログラムを追加ないし変更する理由は、依頼理由が妥当なものであり、依頼部署の承認がなされているか。
- (ロ) 依頼に基づき追加ないし変更されるプログラムは、業務上で考えられる処理についてテストされたものであり、かつ当該テスト結果が良好なもののみ本番環境に更新されているか。
- (ハ) 所定の手続を経ないプログラムの追加や変更がなされていないか。
- (ニ) 管理手続について、規程やマニュアルで文書化されているか。

【実施結果】

- (イ) プログラムの追加及び変更の実作業は外部委託先が実施する一方で、プログラムの追加変更の依頼やテスト結果、本番登録環境への登録指示は、税務課システム管理班によって所定の書式に基づく承認がなされていたことが確認できた。
- (ロ) 同 上
- (ハ) 登録は外部委託先でも別の部署で実施していることを確認した。したがって、そもそも所定の手続を経ないでプログラムの追加や変更を行う可能性は低いと判断した。
- (ニ) 「宮城県情報システム調達ガイドライン」(平成21年2月制定)や「税務総合管理システムの管理及び運営に関する規程」、「税務総合管理システム運営管理事務取扱要領」に基づいていることが確認できた。また、「税務総合管理システム運用管理業務委託仕様書」により、外部委託先に対して、プログラムの維持管理がこれらの維持管理に必要な書類の維持管理と併せて求められていることが確かめられた。

② データ直接修正手続について

税務総合管理システムのデータベース上の不具合については、通常、総務部税務課及び県税事務所の担当者では操作できず、その修正をシステム担当者に依頼することになっている。賦課徴収事務の継続的な実施や修正すべきでない他のデータが変更されていないことを検証するために、以下の監査手続を実施し、その結果は以下のとおりであった。

【監査手続】

- (イ) データベースの修正理由は妥当であり、かつ修正依頼した部署による承認がなされているか。
- (ロ) 修正した後、当該修正結果について修正指示どおりに修正がなされているか否かを確認しているか。
- (ハ) 所定の手続に基づかないデータベースの変更がなされていないか。
- (ニ) 管理手続について、規程やマニュアルで文書化されているか。

【実施結果】

- (イ) データベースの変更についての実作業は外部委託先が実施する一方で、依頼の事前承認や実施結果の事後確認は、所定の書式に基づく承認がなされていることが確認できた。
- (ロ) 同 上
- (ハ) 修正するのはあくまでも外部委託先であるが、修正の実施担当者は外部委託先のシステムエンジニア 1 名に限定されている。したがって、総務部税務課や県税事務所によってデータベースを直接修正することはできないことを確認した。また、この 1 名についてであるが、そもそも更新ログは取得されていることや、データ直接修正作業を実施した際には台帳にその旨を記入することから、これらの記録と依頼部署からの依頼書を照合することによって、所定の手続に基づかないデータベースの更新手続は発見できることから、所定の手続に基づかないデータベースの変更を行う可能性は低いと判断できる。
- (ニ) 「税務総合管理システムの管理運用に関する規程」、「税務総合管理システム運営管理事務処理要領」に基づいて実施されていることが確認できた。

③ アクセス権限設定手続について

税務総合管理システムの利用は無制限に認められるものではなく、利用者を限定した上で、かつ、その利用範囲もその人の業務内容に応じて限定されるべきであると考える。税務総合管理システムを利用させるにあたって、以下の点が守られているか否かを確認した。

【監査手続】

- (イ) 税務総合管理システムの利用にあたって、利用者として認められていない人が利用できないような仕組みが実装されているか。具体的には、利用時に利用者には付与されている ID⁴³と、その ID の利用者が利用者本人であることを認証するためのパスワードが設定されているか。
- (ロ) ID の付与は利用者が特定できるよう、個人別に付与されているか。
- (ハ) パスワードは単に設定されているだけでなく、一定以上の強度が保たれ続けている必要がある。そのために定期的な交換や最小桁数の設定等、パスワード設定のルールが制定されており、かつ、守られているか。
- (ニ) ID の付与にあたっては、県税の賦課徴収事務に携わる部署に配属されてきた等、正当な理由に基づく申請についてのみ付与されているか。また ID に付随して利用範囲を限定するためにさまざまな権限を設定するが、その権限設定も申請者の業務内容にふさわしいものであるか。
- (ホ) 異動や退職に伴い、賦課徴収事務に携わらなくなったものについては ID を削除する必要があるが、その ID 削除は、賦課徴収事務に携わらなくなった事実に基づいて速やかに実施されているか。
- (ヘ) 異動であっても引き続き賦課徴収事務に携わる場合は、ID の削除は実施せず権限の設定を変更することになるが、その権限設定も異動先の業務にふさわしいものであるか。特に前の部署では必要ではあったが、異動先には不要な権限が付されていないか。
- (ト) (ニ) から (ヘ) の手続に関わらず、ID や付随された権限設定状況について定期的な見直し作業が実施され、ID の削除漏れや未使用 ID といったものが報告され、その後しかるべき処理がなされているか。
- (チ) 税務総合管理システムでの ID の付与や削除、権限の設定に必要な権限は、システム担当者限定されているか。
- (リ) 管理手続について規程やマニュアルで文書化されているか。

【実施結果】

- (イ) 実際に端末を操作してもらい、ID 及びパスワードが実装されていることを確認した。
- (ロ) ID については個人別に付与されていることを確認した。

⁴³ ID とは、システムの利用者を識別するために用いられる符号。

- (ハ) パスワードは定期的に所定の桁数以上で変更されていることを確認した。
- (ニ) 総務部税務課担当者や県税事務所等の利用部署からの申請に基づくものではなく、人事異動に基づき税務課が ID の付与、削除及び権限変更の承認を行っていることを確認した。
- (ホ) 同 上
- (ヘ) 同 上
- (ト) 同 上
- (チ) ユーザーID の付与や削除、権限の設定に必要な権限は、システム管理班に限定されていることが確認できた。
- (リ) 情報セキュリティポリシーやユーザー認証に関する対策基準、管理部門での手続規程に基づいて実施していることが確かめられた。

④ 障害管理手続について

障害が生じることそのものは好ましくないことであるが、どのようなシステムであっても障害が生じる可能性は否定できない。むしろ、障害が発生したときには適時に発見され、正常に稼働されるように対応がなされることが重要である。このことがなされているかについて監査を実施し、その結果は以下のとおりであった。

【監査手続】

- (イ) ソフトウェアないしハードウェアに障害が発生した際、適時にその障害を検知できるか。また、県税事務所の職員等、税務総合管理システムの利用者から障害の検知を疑うような報告があった時に、それに対応できる体制がとられているか。
- (ロ) 障害が報告された後、その障害対応が速やかに実施されることにより、業務への影響は最低限に抑えられているか。
- (ハ) 発生した障害を基に原因分析がなされ、その恒久的な対策や再発防止策を取り決めているか。

【実施結果】

- (イ) 運用監視ツールによる障害監視や、ユーザーである総務部税務課及び県税事務所の職員からシステム管理班に問い合わせがなされるようになっていることを確認した。
- (ロ) 障害が報告された後、適時に対応されていることを確認した。
- (ハ) 毎月の定例会議により未対応の障害案件や発生原因の分析、再発防止策等を検討していることを確かめた。

⑤ バックアップ管理手続について

税務総合管理システムのデータに何らかの毀損や消失が生じた際にはバックアップからの適時の復元が必要となる。バックアップ及び復元手続について、以下のような手続が行われているかという視点で実施した監査手続とその結果は以下のとおりである。

【監査手続】

- (イ) バックアップの必要範囲や取得する頻度、保存方法が取り決められているか。
- (ロ) バックアップファイルは正常に取得されていることが確認されているか。
- (ハ) バックアップファイルからの復元手続は定められており、かつ、それらは必要があれば見直しが行われているか。

【実施結果】

- (イ) 必要範囲や取得する頻度、保存方法については手順書により定められていた。ただし、バックアップの保存方法については現状では県庁の本庁のみで保管されている。この問題については「意見」として後述する。
- (ロ) 取得結果が確認されていることを確かめた。
- (ハ) 今年度は実施していないが、前年度以前に実施されたハードウェア更新時に見直しを行っていることを確認した。

意見 36 情報システムについての優先順位付けの必要性（付随意見⁴⁴）

バックアップ及び復元手続であるが、上述のとおりバックアップデータについては本庁のみで保管されている。もし、県税の賦課徴収に関するデータに毀損が生じた場合には、その復旧までの間に賦課徴収事務に多大な支障を来すことが予想される。

データの保管されている機械室については災害に対しての対策がなされており、大規模な災害が生じたことによって直ちにデータが毀損するという事態は考えにくいといえる。しかしながら、本庁に集約されているというのは決して望ましい状態とはいえないことから、遠隔地へバックアップを保管することが検討されてもよいものと考えられる。

この点を税務課に質問したところ、データの安全性の確保については、サーバを本庁舎電子計算機械室に移設するとともに、バックアップデータを本庁舎事務機械室に保管する等の安全性向上の取組を推進している。さらに、安全性を高めるため遠隔地にデータを保管することは有効な方法であることは理解しているが、現在のセキュリティポリシーを踏まえ災害発生の確率と費用対効果を勘案し、遠隔地保管を実施していないとの説明であった。

また、県全体の情報システムのバックアップについて情報政策課に確認したところ、「情報システムの保守に関する対策基準」において、各情報システム管理者がバックアッ

⁴⁴ ここでの付随意見とは本項目のテーマである税務総合管理システムに対する固有の意見ではなく、本テーマに関連して県の情報システム全体の問題として、監査の結果及び意見に添えて提出する意見のことである。

プ媒体の保管や管理方法について実施手順を定めることとしているほか、その運用状況については内部監査を実施、確認し、必要な指導をしているとのことであった。さらに、現在、情報システムに係る業務継続計画（BCP）を策定中で、来年度の完成を予定しており、その策定過程でもバックアップ体制について検討しているとのことであった。

情報システムの効果的かつ効率的な運用を図るためには、重要度に応じた管理手続を定める必要があると考える。その一環として県全体の立場から個々の情報システムについての優先順位付けを行い、それに基づいて管理手続の取捨選択を検討すべきである。

ここでいう優先順位付けであるが、情報システムが提供する役務の内容や当該役務の提供がなされないことによる県民への影響等を勘案して総合的に実施されるものである。また、管理手続は特定の順位ごとに一律に行うものではなく、優先順位に応じた管理手続の「幅」を認め、個々の情報システムの管理責任者はその「幅」の中で管理手続を取捨選択していくものである。

今回の監査においては税務総合管理システムのみを評価しており、他の情報システムの管理手続については評価対象外としているため、情報システム間の管理手続の比較は行っていない。しかしながら、情報システムの優先順位とそれに応じた管理手続の実施は、情報システムの開発や調達及びその後の管理手続を効率的に実施することを可能にするだけでなく、情報システムへの効果的な投資も可能とする、メリハリの利いた情報システムの構築及び運用の一助となるものである。

冒頭のバックアップの遠隔地保管を例にとると、これによりデータの毀損のリスクを大幅に低減させることが可能になるが、一方で、相応のコストが発生することも予想される。したがって、バックアップの遠隔地保管については、データの毀損による県民の人命、財産に対する影響の程度などを考慮し、慎重に検討されなければならない。

情報システムの機能や利用される状況など、それぞれの情報システムが有する性質を勘案しながら情報システムの優先順位を取り決め、それに応じた管理手続がなされることが望ましいと考える。